

東京都主税局委託調査

米国における企業をサポートする行政サービスと
企業の公的負担のあり方に関する調査

報告書

平成25年12月2日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

□ ■ 目次 ■ □

I. 基本的事項	1
1. 米国連邦制の概要	1
(1) 連邦制の仕組み	1
(2) 連邦政府と州政府の権限	2
(3) 州政府と地方政府の関係	3
(4) 政府間の財政関係	6
2. 基本的データ	7
(1) 概況	7
(2) 経済の概況	10
(3) 企業活動の概要	15
(4) 財政規模	23
3. 社会保障制度の概要	41
(1) 社会保障制度の全体像	41
(2) 年金制度	45
(3) 医療保険制度	48
(4) オバマ医療保険改革の背景・内容と改革による企業への影響	50
(5) 社会福祉制度	54
(6) 失業保険制度	54
(7) 労災保険制度	58
II. 企業の公的負担	59
1. 企業課税の概要	59
(1) 連邦税	59
(2) 州税	68
(3) 地方政府の税	86
(4) ユニタリー課税をめぐる議論	94
(5) 企業形態別課税の構図	97
(6) 租税支出（優遇措置・控除）の効果検証及びその仕組み	100
2. 租税以外の企業の公的負担（法定拠出）、法定外福利費（企業内福利厚生）の概要	117
(1) 社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）	117
(2) 法定外福利費（企業内福利厚生）の大きさ	120
(3) 法定拠出以外で企業が公的負担として捉えているもの	123
(4) 法定外福利費（企業内福利厚生）についての企業の考え方	124
(5) 法定外福利費の動向	125
3. 米国における企業の公的負担割合の大きさ	126
(1) 企業の公的負担算出における考え方	126
(2) 試算結果	127

Ⅲ. 企業支援に関する各政府による行政サービスとこれらの行政サービスに対する企業側の評価.....	129
1. 企業誘致施策・海外進出支援策.....	129
(1) 企業誘致施策.....	129
2. 政府部門における職業訓練、従業員教育に関する施策.....	147
(1) アメリカにおける職業訓練・従業員教育に関する流れ.....	148
(2) 連邦政府の施策.....	153
(3) カリフォルニア州の施策.....	156
(4) ミシガン州の施策.....	158
(参考) 職業訓練・従業員教育施策に関する国際比較.....	160
3. 都市・地域開発の手法.....	161
(1) TIF (Tax Increment Financing).....	161
(2) BID (Business Improvement District).....	165
4. 企業支援策と企業側の評価.....	168
(1) 企業誘致策・企業支援策の特徴.....	168
(2) 企業誘致策・企業支援策に対する企業側の評価.....	170
5. その他.....	171
(1) 企業課税を巡る特筆すべき事項.....	171
(2) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察.....	173
(3) 米国企業の公的負担水準と福利水準に関する考察.....	175
参考資料.....	179
1. デラウェア州の税収における「その他」について.....	179
2. 米国における企業の公的負担の推計方法について.....	183
3. 米国現地調査および国内有識者インタビューの実施について.....	188

I. 基本的事項

1. 米国連邦制の概要

(1) 連邦制の仕組み

米国の行政機関には、連邦政府、50 州政府があり、それぞれの州には地方政府が設置されている。アメリカ合衆国憲法に基づいて連邦政府、州政府が設置され、その双方が立法権、司法権、行政権の3権を持っている。地方政府に関する規定は合衆国憲法には存在せず、その設置根拠は各州の州憲法あるいは州法である。

地方政府には、カウンティ (county)、自治体 (municipality)、タウンあるいはタウンシップ (town or township)、特別区 (special district)、学区 (school district) がある。一般に州のエリアはカウンティに分割されるが、ロードアイランド州にはこれが存在せず、またヴァージニア州のようにカウンティと自治体が並存し、自治体のエリアにはカウンティが存在しない州もある¹。また、本調査の対象州では、サンフランシスコがカウンティと自治体の機能を有しており、比較対象として扱っているニューヨークでは自治体内部にカウンティを含んでいる。

1959 年にハワイ州が誕生して以来、連邦政府、州政府の機関数は一定である。一方、地方政府の機関数を経年的に整理したものが以下の図表である。50 年間にカウンティは安定して推移しており、また自治体は 8.5%の微増、タウン等が 4.5%の微減である。これらの機関数は 50 年間で見ても比較的安定している。これに対して、特別区はこの間 97.6%の増加を見ており、逆に学区は 62.8%も減少し、変動が激しくなっている。

図表では 2012 年の調査対象州の機関数も合わせて整理している。カリフォルニア州は地方政府の機関数が 4,350 機関あり、このうち特別区が 2,786 機関、学区が 1,025 機関となっている。ミシガン州はカウンティでカリフォルニア州よりも多く、タウン等も存在するが、全体ではカリフォルニア州の 7 割程度の機関数である。

図表 地方政府の機関数の推移

年・州	カウンティ	自治体	タウン等	特別区	学区	合計
1962	3,043	17,997	17,144	18,823	34,678	91,685
1972	3,044	18,517	16,991	23,885	15,781	78,218
1982	3,041	19,076	16,734	28,078	14,851	81,780
1992	3,043	19,279	16,656	31,555	14,422	84,955
2002	3,034	19,429	16,504	35,052	13,506	87,525
2012	3,031	19,522	16,364	37,203	12,884	89,004
カリフォルニア	57	482	—	2,786	1,025	4,350
ミシガン	83	533	1,240	445	576	2,877
ニューヨーク	57	617	929	1,172	679	3,454
デラウェア	3	57	—	259	19	338

資料：US Census Bureau、竹下(2008)

¹ 竹下謙監・著(2008)『世界の地方自治制度』、イマジン出版の 113 頁参照。

(2) 連邦政府と州政府の権限

①連邦政府の権限

連邦政府は大統領制を取り、行政府の役割は法律の執行に当たることである。立法府は上・下両院からなり、それぞれの役割は合衆国憲法に規定されている。大統領には法律の提出権はないが、立法府が成立させた法律案に対して拒否権を持っている。司法府は合衆国憲法や連邦法の解釈を行う機関となっている。

連邦政府と州政府の権限については、各州が特定の権限を連邦政府に付与するという考え方を取り、連邦政府に委任された権限は合衆国憲法第1条第8節にこれが列挙されている。8節では、連邦政府が国の福祉の増進や防衛力の整備、債務の返済のために課税権を持つとし、これに加え、以下の権限が付与されている。

図表 主な連邦政府の権限

<ul style="list-style-type: none">○ 国家の信用に基づく資金の借入○ 外国貿易及び州間通商の規定○ 帰化に関する規則○ 破産に関する法律の制定○ 度量衡の制定○ 貨幣の鋳造○ 通貨偽造に対する科罰○ 郵便局の設置と郵便網の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 著作権と特許の認定○ 公海上の重大犯罪に対する科罰○ 宣戦の布告○ 軍隊の整備・維持○ 首都と準州の統治○ 連邦政府に係る法律の制定○ 銀行設置の認可 <p style="text-align: right;">等</p>
---	---

資料：The Constitution of the United States of America (Article I, Section 8)²、国土交通省 HP 「米国における地域振興に係る支援・特例の事例」から作成

②州政府の権限

州政府の行政機構はそれぞれの州憲法を根拠としているが、連邦政府同様3権で構成されている。行政府は、直接選挙で選出される知事をトップに、それぞれの執行機関の長、行政委員会の長からなる³。立法府も連邦政府と同様に上・下両院⁴によって構成され、議会が成立させた法案に対して州知事は拒否権も持っている。司法府は連邦の裁判制度から独立した裁判所であり、裁判官は一般に選挙によって選出されている。

州政府の権限については、これを規定しているのが1791年に成立した合衆国憲法の修正第10条である。同条は「この憲法によって合衆国に委任されず、かつ州に対して禁止されていない権限は、各州または国民に留保される」と規定している。この条文によって連邦政府の権限が憲法上の規定に限定されていることを示し、さらに州政府の権限については、合衆国憲法および州憲法に反しない限り、全ての権限が州政府に留保されていることを確

² 合衆国憲法は以下を参照した。 <http://www.usconstitution.net/const.html>

³ 州知事以外でも副知事や州務長官なども選挙によって選出される場合が多い。

⁴ ネブラスカ州のみ一院制を採用している。

認している。但し、連邦政府の法律と州政府の法律が矛盾する場合には連邦の法律に違反する州の法律は無効になるという原則がある⁵。

(3) 州政府と地方政府の関係

① 地方政府の設置根拠

合衆国憲法には地方政府に関する規定がなく、修正第 10 条からその設置は州政府に委ねられている。このため、地方政府は州の創造物とされ、各州が地方政府に関する規定を州憲法あるいは州法で担保している。地方政府は州政府が持っている組織の組成権限や、課税権、起債権、予算・人事管理等の権限などを委譲してもらうことで成立している。この考え方は各州の地方制度にほぼ共通しており、一般に特定の権限を州法によって与えることで地方政府が設置される。

地方政府には既述したようにカウンティ、自治体、タウン・タウンシップ、特別区、学校区に大別できる。これらの地方政府は、主に事務範囲と、設立目的や設立経緯の2つの観点から、以下の図表のように分類されている。

事務範囲は特定の事務のみを担う場合と、広く一般的な事務を担当する場合で、前者に特別区や学校区がある。設立目的や設立経緯による分類には、地方自治体、準地方自治体があり、前者は住民が設立する政府で、後者は州政府が行政管理上の理由から設置する機関である。但し、こうした分類も絶対的なものではなく、特に大都市圏のカウンティの中には州の下部組織から地方自治体に転換していくケースもある。また、タウンでも法人格を持つ組織が現れ、住民の要請から設置される特別区や学校区もあるなど、こうした類型から外れる地方政府も存在する。

図表 地方政府の類型

		設立目的や設立経緯	
		地方自治体	準地方自治体
事務範囲	一般事務	自治体	カウンティ、タウン・タウンシップ
	特定事務		特別区、学校区

資料：竹下(2008)、神奈川県(1996)

地方政府は州政府の行政管理上の理由から導入されるものが多く、個々の地方政府の設置に関しては州法を根拠としている。自治体の設置に関しても州法を根拠とするが、設置手続きとしては住民の発議に対して州政府がこれを承認し、住民に対して憲章 (charter) を付与することで行われている。

憲章には、個々の自治体ごとに州議会が特別法を制定する特別憲章 (special charter) や、州議会が標準的な内容を盛り込んだ一般法を整備し、これを自治体に適用する一般憲章

⁵ 国土交通省 HP における「米国における地域振興に係る支援・特例の事例」を参照した。

(general charter)、自治体を人口や面積規模で分類し、内容を標準化した等級別憲章 (classified charter)、複数の標準的な憲章を定め、住民が選択する選択憲章 (optical charter) などがある。これら4つの憲章は州政府によってその詳細が決定されているが、これ以外に住民自らが憲章を定める自治憲章 (home rule charter) もある。州政府はこれらの憲章を複数整備していることが一般的で、適宜選択され適用されている。

なお、自治憲章はカウンティにも適用が拡大されており、カリフォルニア州では1911年からカウンティに適用できるように州憲法が改正されている。これにより、自治憲章についての投票で過半数の承認を得れば、カウンティが憲章の採択、修正、改正、廃止ができるとしている (カリフォルニア州憲法第11章第3条 (a) 項)。

② 地方政府の組織および処理する事務

1) カウンティ

カウンティは理事会によって運営されるケースが多く、この場合理事会に参加する理事は公選である。理事会は、やはり公選による複数の行政官とともに、カウンティにおける行政権と立法権を行使していく。

この形態以外にも理事会が行政官を任命する組織形態や、行政官を公選で1名選出する形態などもある。後者は理事会という立法府と、行政官を長とする行政府を設置する二元代表制のケースである。

カウンティが処理する事務は、州政府が付与するから州によって違いがある。一般的には、刑務所、課税・徴税、警察、検屍、生活保護、道路、裁判、農業、保健、小・中学校、図書館に係る事務となっている。都市地域にあるカウンティではさらに総合計画の策定・執行や、公園やレクリエーション施設の設置・運営、地域規制の導入といった事務も行う場合がある。

2) 自治体

自治体の組織形態は憲章に根拠を置く場合があるが、必ずしもこのルールが守られている訳ではない。また、組織形態も多様であり、首長一議会型、理事会型、議会一支配人型といった形態が採用されていることが多い。

首長一議会型の組織形態を取る場合、首長の行政権限が強い場合と、弱い場合がある。権限が強い場合、首長は有権者の直接選挙によって選出され、予算編成からその執行まで責任を持っている。組織の人事権もあり、議会に対して拒否権を持つことが一般的である。

これに対して、首長の権限が弱いケースでは、議会が立法権と行政権の双方を持っており、通常議員が個々の行政部署の長を兼ねることになる。この場合、首長は議員の中から選ばれるが、住民の直接選挙で選ばれる場合もある。また、行政府の主要な役職を住民の選挙で選ぶケースもある。このような方法で首長の権限を分散することで権力の集中を回避しており、首長は議会に対する拒否権も持っていない。

理事会型による組織形態は、立法権と行政権を選挙で選ばれた理事に集中させ、理事は行政部署の長を兼ねる。首長は理事から選ばれるが、強い権限が付与される訳ではない。このため、複数の首長が行政運営を担う仕組みで、変化の速さに対応できないなど、様々な問題が顕在化する中、適用事例は95年に170市あったが、2001年には50市にまで減少してきている。

議会一支配人型の組織形態は、立法権と行政権を持つ理事会が行政を執行する支配人を任命する仕組みである。理事会が政策の決定や予算の承認、条例の制定などを担うが、理事が行政運営を担当する場合、執行能力が低くなるなどの問題があった。このため、これを補完する方法として行政運営の専門家を支配人に位置付け、理事会はこれを監督する役割を担うことで執行能力を強化しようという組織形態である。

市を対象に自治体の組織形態を見ると、市長一議会型が全体の38%、議会一支配人型が53%を占めている。議会一支配人型を選択する市は人口規模で2.5万人から25万人で多く、全市の65.9%を占めている⁶。

自治体が担う事務としては、上・下水道、保健衛生、道路、警察、消防、教育、福祉、都市計画、レクリエーション、交通事業などがある。

3) タウン、タウンシップ

タウン、タウンシップは州政府が州法に基づいて設置しているが、一般に憲章を持たず、法人格もない。組織形態としては、タウン総会やタウンシップ総会による直接民主制を採用している場合が主流である。この会議では全ての有権者が参加資格を持っており、行政委員会の委員や行政官の選出、条例の制定、課税の決定など重要事項の議決を担っている。人口規模が大きくなると代議制を採用するケースも増えてくる。

タウンが処理する事務は、自治体同様広範な事務を対象とすることも多く、カウンティが処理する事務のうち、刑務所、裁判などの事務を除いて処理している。タウンによってはより限定された範囲の事務しか処理しないものもある。

タウンシップは、一般にタウンより事務の範囲は狭く、道路、生活保護、教育、警察、消防、公園管理等を担っている。

4) 特別区・学校区

特別区・学校区はその規模は様々であるが、課税権も起債権限も有した地方政府である。学校区は特別区の1つの形態である。特別区の組織形態は、一般に理事会を中心に運営されることが多く、理事の選出は有権者による選挙と、一定のルールに従って任命される場合がある。

学校区は公立学校の設置・運営を目的としているが、特別区は単一の事務あるいは複数の事務を処理する。処理する事務としては、消防、土壌保全、公園管理、水道、下水道、

⁶ “The Municipal Year Book 2003”に基づいている。

住宅、都市再開発、港湾、橋、トンネル、空港、図書館などに係るものである。

(4) 政府間の財政関係

連邦政府は合衆国憲法第1条第8節において課税権を持つとなっているが、実際に課税するためには連邦憲法の規定、あるいは連邦裁判所の憲法規定解釈によってその妥当性を担保する必要がある。連邦政府の課税権と併行して、州政府には独自の課税権が留保されている。但し、合衆国憲法では州政府が輸出入に関税を掛けることを禁じており⁷、これは州際通商にも適用されている⁸。これらの禁止条項に抵触しない限り、州政府の課税権は侵害されない。

州政府は財政運営や課税に関する規定を州憲法や州法において担保している。コロラド、オハイオ、サウスカロライナ、テキサス、ヴァーモント州を除くと、全ての州憲法で均衡予算が義務付けられている。また、州財政に対しては住民提案や住民投票などによって直接規制が掛けられている例もある。例えば、カリフォルニア州では1979年の住民提案によって州憲法が改正され、支出の年間増加率は人口増加率及びインフレ率を超えてはならないとされている。

地方政府は州の創造物という考え方が、依然最も有効な領域が財政であると言われてい。財政面では、州憲法や州法による授権がない限り、地方政府は税や料金、手数料を徴収することはできない。つまり、地方政府には州法等の規定があつて初めて課税権が付与される。

州政府は地方政府の財政運営に対しても様々な規制を加えており、ほとんどの州がカウンティや自治体等の借入金に上限を設けており、負債の対象も制限している。公債の最長期間を設定し、上限利率に制限を加えるなど、州法による財政運営上の規制は様々である。

地方政府の重要な財源となっている資産税に対しても、州政府が制約を加えている場合は多い。カリフォルニア州では1978年に住民投票によって「プロポジション13」が可決され、資産税率の制限や、資産評価方法、税制改正手続きについて新たな規定が導入された。これ以前、カリフォルニア州には資産税の地方政府に対する配分率の規定が存在しなかった。このため、税率は地方政府が決定していたが、住民投票以降は州法によって配分率が定められている。

売上税・使用税も、州の税率は各州が決定しているが、地方政府の税率に対しては州法が認める範囲内で税率の決定権を持っている。こうした地方政府に対する課税権の制約は、州議会が権限の拡大に反対していると言うより、住民が地方政府に対して財政上の権限を与えることに反対していることがある。カリフォルニア州で成立した「プロポジション13」はこうした住民の意思を明確にした事例と捉えられている。

⁷ 合衆国憲法第1条第10節第2項による。

⁸ 合衆国憲法第1条第8節第3項による。

2. 基本的データ

(1) 概況

①人口及び面積

本調査の対象地域である、カリフォルニア州・ミシガン州の人口と面積は、以下の通りである。カリフォルニア州は、全米最大の人口 3,800 万人を擁しており、これはニューヨーク州の約2倍となっている。

図表 調査対象地域とニューヨーク州・デラウェア州の人口と面積

	人口	面積
カリフォルニア州	38,041,430	403,312
ロサンゼルス都市圏	13,052,921	
ロサンゼルス市	3,819,702	
サンフランシスコ都市圏	4,455,560	
サンフランシスコ市	812,826	
ミシガン州	9,883,360	146,379
デトロイト都市圏	4,292,060	
デトロイト市	706,585	
ニューヨーク州	19,570,261	122,010
ニューヨーク都市圏	19,831,858	
ニューヨーク市	8,244,910	
デラウェア州	917,092	5,045
全米	313,914,040	9,144,102

注1：州、都市圏の人口は2012年、都市人口、世帯は2011年である。

注2：ここで言う都市圏とは、行政管理予算局（OMB）によって設定され、国勢調査局（Census Bureau）で用いられる大都市統計地域（Metropolitan Statistical Area）に含まれる地域である。それぞれの都市圏に含まれる主要都市は、以下のとおりである。

ロサンゼルス都市圏：ロサンゼルス、ロングビーチ、アナハイム、サンタモニカ等

サンフランシスコ都市圏：サンフランシスコ、オークランド、ヘーワード、パークレイ等

デトロイト都市圏：デトロイト、ウォーレン、ディアボーン等

ニューヨーク都市圏：ニューヨーク、ニューアーク、ジャージシテイ等

資料：US Census Bureau

②主要産業

各州、各都市圏の雇用者数の上位5つの産業を抽出し、それぞれについて企業数、事業所数、雇用者数、年間給与額を整理した。

カリフォルニア州では、企業数では「専門的・科学的・技術サービス」分野、雇用者数では「医療・社会扶助」分野が多い。これに対してミシガン州は、企業数では「小売業」、雇用者数では「医療・社会扶助」分野が多い。

比較対象としたニューヨーク州やデラウェア州と比べても、カリフォルニア州では、「専門的・科学的・技術サービス」分野の企業数の割合が高くなっている。

図表 州別主要産業の概要

		企業数	事業所数	雇用者数	年間給与額 (\$1,000)
カリフォルニア州	計	690,454	849,875	12,536,402	635,620,368
	医療・社会扶助	85,328	101,157	1,685,434	83,637,384
	小売業	68,679	106,265	1,484,919	41,160,994
	宿泊業、飲食店	56,815	75,463	1,303,442	23,655,672
	専門的・科学的・技術的サービス	104,812	113,033	1,168,416	88,648,947
	製造業	36,507	38,937	1,144,382	66,258,572
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	34,989	41,160	1,072,487	40,807,067
	卸売業	50,339	58,023	790,823	55,263,323
ミシガン州	計	174,345	219,119	3,288,456	138,809,653
	医療・社会扶助	20,555	26,197	562,949	23,858,173
	製造業	11,361	12,378	445,322	24,135,379
	小売業	22,993	35,017	437,906	10,209,674
	宿泊業、飲食店	14,983	19,449	323,814	4,489,213
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	10,006	11,378	268,339	8,112,036
	専門的・科学的・技術的サービス	20,097	21,847	233,841	15,517,772
	卸売業	9,570	11,511	153,933	9,149,056
デラウェア州	計	19,679	24,290	359,007	17,166,760
	医療・社会扶助	1,830	2,485	58,369	2,686,885
	小売業	2,550	3,654	49,932	1,252,016
	金融・保険	1,162	2,010	36,638	2,668,098
	宿泊業、飲食店	1,559	1,910	31,488	538,893
	製造業	557	601	28,485	1,612,503
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	1,259	1,352	25,792	1,008,321
	専門的・科学的・技術的サービス	2,341	2,519	23,852	1,912,116
ニューヨーク州	計	444,895	519,504	7,266,189	418,437,922
	医療・社会扶助	44,458	56,042	1,388,458	61,706,593
	小売業	57,925	76,763	864,561	23,096,866
	宿泊業、飲食店	41,755	47,433	616,416	12,798,736
	専門的・科学的・技術的サービス	55,746	58,887	565,721	46,116,377
	金融・保険	16,080	28,097	528,801	94,008,147
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	22,900	25,009	465,186	20,468,158
	製造業	16,253	16,933	434,298	21,796,066

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

都市圏別では、カリフォルニア州内にあるロサンゼルス都市圏、サンフランシスコ都市圏では、州全体の傾向と同様に、企業数では「専門的・科学的・技術サービス」分野、雇用者数では「医療・社会扶助」分野が多い。

一方、ミシガン州にあるデトロイト都市圏では、州全体の傾向とは異なり、企業数では「専門的・科学的・技術サービス」分野が相対的に大きくなっている。比較対象としたニューヨーク都市圏でも同様の傾向が見られる。

図表 都市圏別主要産業の概要

		企業数	事業所数	雇用者数	年間給与額 (\$1,000)
ロサンゼルス都市圏	計	281,683	330,969	4,852,354	240,006,735
	医療・社会扶助	35,031	39,534	618,729	29,500,216
	製造業	17,115	17,693	518,211	27,023,000
	小売業	25,916	37,406	501,731	14,109,598
	専門的・科学的・技術的サービス	43,060	45,105	479,382	33,614,407
	宿泊業、飲食店	19,927	26,376	473,212	8,638,693
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	12,945	14,749	360,664	12,095,171
	卸売業	28,325	30,094	348,463	20,420,655
サンフランシスコ都市圏	計	98,285	117,723	1,767,793	114,527,215
	医療・社会扶助	11,391	13,536	234,446	13,604,387
	専門的・科学的・技術的サービス	18,307	19,191	222,664	20,652,180
	小売業	9,161	13,373	187,550	5,776,093
	宿泊業、飲食店	9,427	11,440	180,432	3,792,879
	製造業	3,856	3,979	115,266	8,792,242
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	4,985	5,819	110,111	4,991,023
	金融・保険	4,469	7,470	108,427	13,720,724
デトロイト都市圏	計	79,085	97,211	1,500,978	71,955,354
	医療・社会扶助	9,947	12,386	246,107	11,015,987
	小売業	10,532	15,125	188,606	4,651,043
	製造業	5,014	5,318	166,761	9,976,829
	専門的・科学的・技術的サービス	10,631	11,414	151,715	11,364,672
	宿泊業、飲食店	6,234	8,090	138,750	2,015,829
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	4,927	5,587	110,197	3,945,668
	卸売業	5,358	5,902	76,924	4,955,471
ニューヨーク都市圏	計	466,783	533,395	7,273,295	461,459,209
	医療・社会扶助	49,159	57,754	1,317,449	61,827,991
	小売業	59,567	75,140	812,542	23,889,056
	専門的・科学的・技術的サービス	64,660	67,709	658,863	57,196,396
	金融・保険	16,552	28,945	561,515	102,845,562
	宿泊業、飲食店	39,463	44,397	552,717	12,481,244
	管理、支援、廃棄物、矯正サービス	24,864	27,182	451,771	18,080,335
	卸売業	35,473	37,790	438,916	31,838,245

注：都市圏の定義は、P2 に同じ。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

(2) 経済の概況

① 域内総生産及び経済成長率

全米では、名目国内総生産は 2009 年にはリーマンショックの影響などから減少しているが、その後回復し、2012 年には 15.6 兆ドルとなっている。

本調査の対象州では、カリフォルニア州の国内総生産額が大きく、米国全体の約 13% を占め、ミシガン州の 5.0 倍となっている。都市圏ではロサンゼルス都市圏が最も大きく、2011 年でカリフォルニア州の 39.1% を占め、サンフランシスコ都市圏の 2.2 倍、ミシガン州デトロイト都市圏の 3.8 倍の規模である。

図表 域内総生産の推移

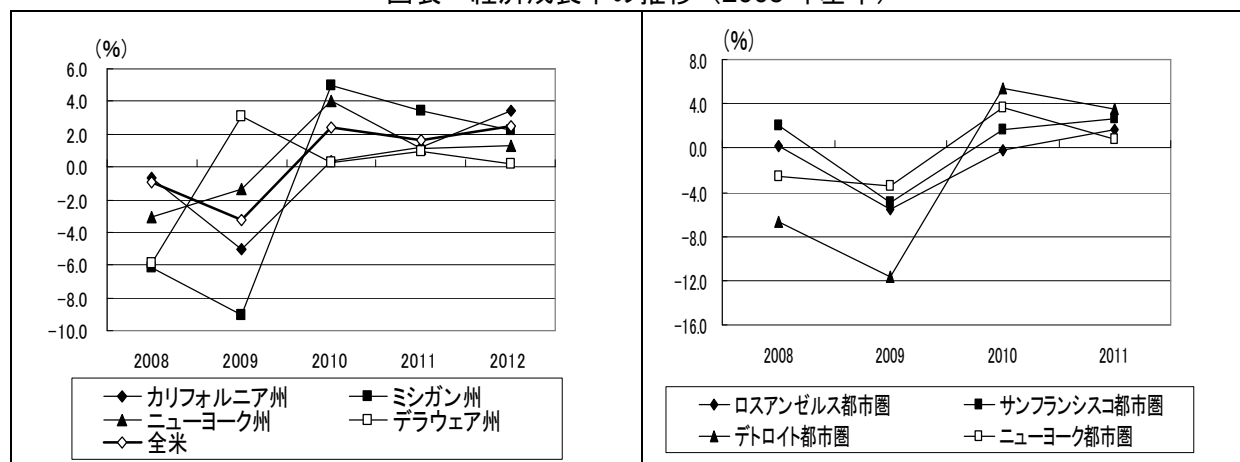
単位：10 億ドル

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
カリフォルニア州	1,875	1,900	1,819	1,845	1,909	2,003
ロサンゼルス都市圏	731	749	717	721	747	—
サンフランシスコ都市圏	321	334	316	329	347	—
ミシガン州	387	369	349	367	385	401
デトロイト都市圏	205	193	179	189	199	—
ニューヨーク州	1,085	1,080	1,080	1,136	1,169	1,206
ニューヨーク都市圏	1,215	1,215	1,194	1,249	1,277	—
デラウェア州	60	58	60	63	64	66
全米	13,969	14,193	13,870	14,389	14,960	15,566

資料：US Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis

2008 年、2009 年はマイナス成長を記録している州、都市圏が多く、特にミシガン州、デトロイト都市圏で 2009 年の落ち込みが大きい⁹。これに対して、カリフォルニアの 2 つの都市圏では 2009 年はマイナス成長となっているが、2010 年は成長を確保している。

図表 経済成長率の推移 (2005 年基準)



資料：US Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis

⁹ 前 3 年間最終損益で赤字を計上し続けた GM (本社・デトロイト市) は、2009 年に経営破たんした。

②人口一人当たり域内総生産

人口一人当たり国内総生産は 2008 年、2009 年に連続して減少し、その後回復しているが、2012 年の 42,784 ドル/人は、依然 2007 年の 43,499 ドル/人を下回っている。

調査対象州ではカリフォルニア州が全米の数字を常に上回って推移し、ミシガン州は常に下回っている。2012 年でカリフォルニア州は 46,029 ドル/人で、ミシガン州の 1.3 倍となっている。

都市圏ではサンフランシスコ都市圏が 2011 年で最も高く、69,089 ドル/人となっている。これはニューヨーク都市圏を 1 万ドル以上上回る額である。これに対して、デトロイト都市圏は 41,013 ドル/人でサンフランシスコ都市圏の 59.4%である。

図表 人口一人当たり実質域内総生産の推移（2005 年基準）

単位：ドル/人

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
カリフォルニア州	48,646	47,976	45,105	44,793	44,898	46,029
ロサンゼルス都市圏	54,501	54,526	51,178	50,768	51,222	—
サンフランシスコ都市圏	71,436	72,022	67,570	68,060	69,089	—
ミシガン州	36,762	34,745	31,738	33,391	34,547	35,298
デトロイト都市圏	44,515	42,007	37,366	39,586	41,013	—
ニューヨーク州	52,771	51,396	50,452	52,242	52,657	53,067
ニューヨーク都市圏	60,965	59,593	57,180	58,918	59,080	—
デラウェア州	64,900	60,747	62,072	61,677	61,737	61,183
全米	43,499	42,805	41,049	41,694	42,069	42,784

資料：US Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis "Interactive Data Tables"

③人口一人当たり国民所得

全米の人口一人当たり国民所得は人口一人当たり GDP より1年遅れた2009年に減少に転じ、2010年には回復している。2011年には41.6千ドル/人で、2010年から4.5%増加している。

調査対象州ではカリフォルニア州の一人当たり国民所得が高くなっているが、2011年の43.6千ドル/人は2008年の金額を依然下回っている。ミシガン州は2011年に36.3千ドル/人で、これはカリフォルニア州の83.3%であるが、2009年の落ち込みから回復し、既に2008年の金額は超えている。

都市圏ではサンフランシスコ都市圏が2011年で61.4千ドル/人で最も高くなっており、これはロサンゼルス都市圏の1.4倍、デトロイト都市圏の1.5倍である。

図表 人口一人当たり国民所得の推移

単位：千ドル/人

	2007	2008	2009	2010	2011
カリフォルニア州	43.2	44.0	41.0	41.9	43.6
ロサンゼルス都市圏	—	—	42.1	42.8	44.4
サンフランシスコ都市圏	—	—	57.0	58.6	61.4
ミシガン州	34.4	35.3	33.2	34.3	36.3
デトロイト都市圏	—	—	36.6	37.7	40.0
ニューヨーク州	47.9	49.4	46.7	49.1	51.1
ニューヨーク都市圏	—	—	52.3	54.6	56.8
デラウェア州	39.8	40.6	38.7	39.4	41.4
全米	39.5	40.9	38.6	39.8	41.6

資料：US Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis

④消費者物価指数

消費者物価指数の推移は全米で 2012 年までの 5 年間に 22.25 ポイント増加している。2009 年に消費者物価指数は低下しているが、2010 年には 2008 年の数字を超え、2012 年には 229.59 となっている。

カリフォルニア州政府は連邦政府に準じて消費者物価指数を公表しており、ここでは 5 年間に 20.74 ポイント増加していることが分かる。この数字は全米を 1.51 ポイント下回っている。

都市圏ではこの 5 年間にニューヨーク都市圏の消費者物価指数の伸びが大きく 25.65 ポイント増加している。調査対象都市圏ではサンフランシスコ都市圏が 23.60 ポイントと最も増加しており、ロサンゼルス都市圏は 19.31 ポイント、デトロイト都市圏は 15.98 ポイントの伸びとなっている。

図表 消費者物価指数の推移 (1982-84=100)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
カリフォルニア州	217.42	224.81	224.11	226.92	232.93	238.16
ロサンゼルス都市圏	217.34	225.01	223.22	225.89	231.93	236.65
サンフランシスコ都市圏	216.05	222.77	224.40	227.47	233.39	239.65
ミシガン州	—	—	—	—	—	—
デトロイト都市圏	200.10	204.70	203.50	205.09	211.76	216.08
ニューヨーク州	—	—	—	—	—	—
ニューヨーク都市圏	226.94	235.78	236.83	240.86	247.72	252.59
デラウェア州	—	—	—	—	—	—
全米	207.34	215.30	214.54	218.06	224.94	229.59

注：都市部を対象とした消費者物価指数を掲載している。ここでの値は全品目を対象とした年平均の数字である。

資料：US Bureau of Labor Statistics "Consumer Price Index - All Urban Consumers"

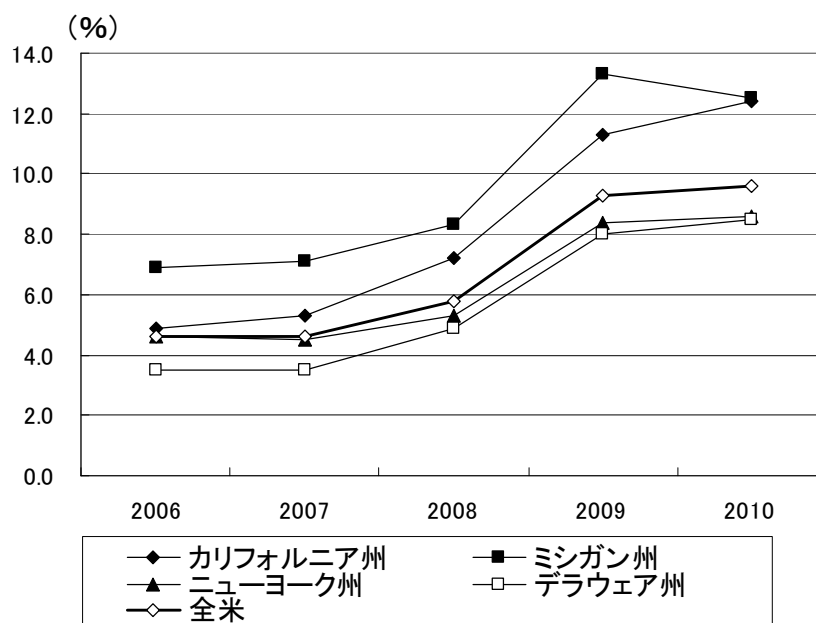
⑤失業率

失業率は2008年以降増加傾向にあり、全米では2008年に1.2%上昇し、リーマンショック後の2009年には3.5%増加している。2010年で見てもさらに0.3%上昇して、9.6%になっている。

全米の失業率を下回っているのはデラウェア州とニューヨーク州であり、調査対象のカリフォルニア州、ミシガン州はいずれも全米を上回る失業率となっている。ミシガン州の失業率は2006年に6.9%で全米より2.3%高くなっており、2009年には13.3%に上昇している。カリフォルニア州は2006年時点で全米よりわずかに高い4.9%であったものが、年々上昇し、増加傾向を示したまま、2010年にはミシガン州とほぼ同じ12.5%となっている。

図表 失業率の推移

単位：%



資料：U.S. Bureau of Labor Statistics "Local Area Unemployment Statistics program"

(3) 企業活動の概要

①法人制度の概要

米国の会社法は州法で規定されているため、州ごとに詳細は異なってくる。一般的には個人事業主(Sole Proprietorships)、パートナーシップ、コーポレーションに大別される。ただし、90年代に入り、パートナーシップとコーポレーションの中間的な形態としてLLC(Limited Liability Company)が生まれた。この形態はパートナーが出資額までの有限責任を負う一方で、97年以降パートナーが法人組織を選択しない限り、課税対象とはならないこと(出資者が納税主体)となったため、組織形態として多く選択されている。

図表 法人制度の概要と課税方式

	個人事業主	パートナーシップ ¹⁾		LLC	コーポレーション	
		ジェネラル	リミテッド		S-Corp ²⁾	C-Corp
形態	非法人組織	組合	匿名組合	組合・法人を選択	法人組織	法人組織
責任範囲	無限責任	無限責任	General Partner は無限責任、Limited Partner は有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
登録	不要	不要	州に登録	州に登録	州に登録 ³⁾	州に登録
課税	個人の所得として課税	個人の所得として課税	個人所得として課税	個人所得で申告可 ⁴⁾	法人所得は株主(事業主)に配分され、株主は個人所得として申告するため法人税は通常発生しない	法人所得に法人税が課され、出資者は給与、配当金が課税される
出資者等	個人	2名以上の個人・法人	2名以上の個人・法人	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾
損益配分	事業主の個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの選択 ⁴⁾	損益は株主に配分	利益は配当で株主に分配
最低資本金	なし	なし	なし	なし	なし	なし

注1) パートナーによる合議によって利益の配分などを決定するが、合議がない事項については統一パートナーシップ法(ルイジアナ州を除く)の規定に従うことになる。

注2) S-Corporation の条件は株主が100人以下で、かつ個人、諸財団、特定信託であり、かつ非居住外国人がいないことである。また、株式は1種類しか発行できないこと、金融機関や保険会社などがS-Corporationになることもできないといった制約もある。

注3) 州に登録するのはコーポレーションとしての登録であり、その後株主の同意を得た上でIRSに申請することでS-Corporationとなる。

注4) パートナーが課税主体とならない組織形態を選択できる。この場合、利益は個人の所得として配分される。

注5) 州によって異なる。

資料: 伊藤公哉(2009)『アメリカ連邦税法』、中央経済社、ジェトロ(2010)「米国における会社の設立・維持・閉鎖」などを参考に作成

2010年における全米の企業数の内訳を見ると、S-Corporationが企業数全体の48.2%を占め、C-Corporationが23.0%となっている。これに続くのが個人事業主で17.2%、パートナーシップが全体の11.4%を占めている。

従業者数ではC-Corporationが54.1%、S-Corporationが28.6%、パートナーシップが11.8%となっている。

図表 企業形態の内訳（2010年）

単位：実数、%

	企業数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
コーポレーション(C-Corp)	1,225,985	23.0	51,828,980	54.1
コーポレーション(S-Corp)	2,566,059	48.2	27,414,087	28.6
パートナーシップ	608,243	11.4	11,325,119	11.8
個人事業主	913,306	17.2	4,647,921	4.9
その他	8,400	0.2	532,220	0.6
合計	5,321,993	100.0	95,748,327	100.0

注：合法的組織形態（legal form of organization）のみ。非営利団体、行政機関は含まない。

LLCはパートナーシップに計上されている。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

②業種別企業数

全米では2010年で専門・科学技術サービス業が最も多く76.6万社あり、これに続き建設業67.0万社、小売業66.4万社、その他66.4万社、医療・社会福祉関連の企業が63.1万社となっている。

カリフォルニア州の企業数がこの中では最も多く、69.0万社あり、これはニューヨーク州の1.6倍、ミシガン州の4.0倍である。

カリフォルニア州では専門・科学技術サービス業が最も多く10.5万社あり、医療・社会福祉関連の企業が8.5万社、小売業6.9万社、建設業6.6万社が続いている。これに対してミシガン州は小売業の2.3万社をトップに、その他、医療・社会福祉、専門・科学技術サービスが2万社を超えている。

図表 州別業種別企業数（2010年）

単位：実数

	カリフォルニア	ミシガン	ニューヨーク	デラウェア	全米
農林漁業・狩猟業	1,810	516	582	43	20,985
鉱業・採鉱業	610	334	259	8	20,788
電気・ガス・水道業	488	98	187	26	5,806
建設業	66,055	18,738	45,014	2,359	670,230
製造業	36,507	11,361	16,253	557	258,662
卸売業	50,339	9,570	30,360	919	314,000
小売業	68,679	22,993	57,925	2,550	664,058
運輸・倉庫業	16,775	4,579	10,595	605	162,308
情報通信業	14,071	1,696	7,391	242	70,106
金融・保険業	27,312	6,887	16,080	1,162	237,915
不動産・賃貸業	36,836	5,890	28,484	902	267,129
専門・科学技術サービス業	104,812	20,097	55,746	2,341	766,244
企業マネジメント	3,222	1,069	1,878	1,031	27,487
行政機関	34,989	10,006	22,900	1,259	322,846
教育サービス業	10,313	1,964	6,561	264	79,687
医療・社会福祉	85,328	20,555	44,458	1,830	631,426
文化・レジャー業	18,951	3,369	10,706	384	113,861
ホテル・レストラン業	56,815	14,983	41,755	1,559	482,284
その他	62,085	21,378	50,812	2,038	663,605
分類不能	2,340	826	1,019	43	20,537
合計	690,454	174,345	444,895	19,679	5,734,538

注：非営利団体、行政機関を含む。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

都市圏別ではニューヨーク都市圏が 46.7 万社で最も多く、これにロサンゼルス都市圏 28.2 万社、サンフランシスコ都市圏 9.8 万社となっている。

ロサンゼルス都市圏を業種別企業数で見ると、専門・科学技術サービス業 4.3 万社、医療・社会福祉 3.5 万社と続き、卸売業、小売業、その他が 2 万社を超えている。サンフランシスコ都市圏で 1 万社を超えるのは専門・科学技術サービス業、医療・社会福祉であり、デトロイト都市圏では専門・科学技術サービス業、小売業が 1 万社を超えている。

図表 都市圏別業種別企業数 (2010 年)

単位：実数

	ロサンゼルス	サンフランシスコ	デトロイト	ニューヨーク
農林漁業・狩猟業	156	64	34	319
鉱業・採鉱業	151	26	41	87
電気、ガス、水道業	99	45	27	144
建設業	19,020	8,853	7,229	43,636
製造業	17,115	3,856	5,014	15,980
卸売業	28,325	6,013	5,358	35,473
小売業	25,916	9,161	10,532	59,567
運輸・倉庫	6,684	2,076	2,061	12,116
情報通信業	8,492	2,080	782	7,423
金融・保険業	11,697	4,469	3,290	16,552
不動産・賃貸業	14,919	5,126	2,750	29,164
専門・科学技術サービス業	43,060	18,307	10,631	64,660
企業マネジメント	1,393	658	575	1,933
行政機関	12,945	4,985	4,927	24,864
教育サービス業	4,083	1,876	927	7,203
医療・社会福祉	35,031	11,391	9,947	49,159
文化・レジャー業	12,407	1,645	1,169	9,880
ホテル・レストラン業	19,927	9,427	6,234	39,463
その他	22,466	9,161	8,561	51,985
分類不能	841	429	181	1,037
合計	281,683	98,285	79,085	466,783

注：非営利団体、行政機関を含む。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

③従業員規模別企業数

従業員規模別企業数は全米で0-4人が357.5万社あり、500人以上は1.7万社である。

従業員が500人以上の企業はカリフォルニア州が5,501社で最も多く、ニューヨーク州の1.3倍、ミシガン州の1.8倍である。これに対して、0-4人の企業数はカリフォルニア州が43.1万社あり、これはニューヨーク州の1.5倍、ミシガン州の4.2倍である。このことからミシガン州はカリフォルニア州に比べると、500人以上の企業の割合が高くなっていることが分かる。

サンフランシスコ都市圏とデトロイト都市圏の企業数の分布は類似しており、100人以上の企業数は5%を超えており、ロサンゼルス都市圏やニューヨーク都市圏の3%と比べると高い比率になっている。0-4人の企業の比率は6割を下回り、7割近いニューヨーク都市圏に比べ割合は低くなっている。また、デトロイト都市圏では100-499人の企業数が500人以上の企業数より小さく、これは他の都市圏には見られない特徴である。

図表 従業員規模別企業数（2010年）

単位：実数

	0-4人	5-9人	10-19人	20-99人	100-499人	500人以上	合計
カリフォルニア州	430,767	114,578	70,439	57,427	11,742	5,501	690,454
ロサンゼルス都市圏	178,522	43,365	26,795	23,678	5,622	3,701	281,683
サンフランシスコ都市圏	57,829	16,182	10,132	9,031	2,565	2,546	98,285
ミシガン州	102,961	30,375	19,206	15,217	3,601	2,985	174,345
デトロイト都市圏	46,848	12,974	8,230	6,913	1,954	2,166	79,085
ニューヨーク州	294,493	66,569	40,042	32,425	7,156	4,210	444,895
ニューヨーク都市圏	313,449	68,568	40,262	33,165	7,230	4,109	466,783
デラウェア州	10,969	2,940	2,007	1,735	656	1,372	19,679
全米	3,575,240	968,075	617,089	475,125	81,773	17,236	5,734,538

注：非営利団体、行政機関を含む。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

④収入規模別企業数

2007年の全米における収入規模別企業数は10-49.9万ドルが39.6%で最も多く、これに10万ドル未満の21.6%が続いている。これより6割の企業が収入額で50万ドル未満に集中していることが分かる。

収入額の総額ではこれらのカテゴリーは全体の2.2%を占めるに過ぎず、企業数では0.3%が占めている10億ドル以上が収入額では68.3%と大きくなっている。

図表 収入規模別企業数（2007年）

単位：実数、10億ドル、%

	企業数		収入総額（推計値）	
	実数	構成比	実数	構成比
10万ドル未満	1,305,233	21.6	61.2	0.2
10-49.9万ドル	2,394,168	39.6	608.9	2.0
50-99.9万ドル	908,635	15.0	641.6	2.2
100-249.9万ドル	758,595	12.5	1,177.4	4.0
250-499.9万ドル	311,271	5.1	1,086.5	3.7
500-749.9万ドル	115,476	1.9	701.7	2.4
750-999.9万ドル	58,822	1.0	508.0	1.7
1,000-1,499.9万ドル	62,468	1.0	758.7	2.6
1,500-1,999.9万ドル	32,292	0.5	556.8	1.9
2,000-2,499.9万ドル	20,137	0.3	448.9	1.5
2,500-2,999.9万ドル	13,678	0.2	373.7	1.3
3,000-3,499.9万ドル	9,807	0.2	317.1	1.1
3,500-3,999.9万ドル	7,289	0.1	272.5	0.9
4,000-4,499.9万ドル	5,767	0.1	243.9	0.8
4,500-4,999.9万ドル	4,547	0.1	215.5	0.7
5,000-7,499.9万ドル	14,026	0.2	852.7	2.9
7,500-9,999.9万ドル	6,839	0.1	591.4	2.0
10億ドル以上	20,605	0.3	20,330.2	68.3
合計	6,049,655	100.0	29,746.7	100.0

資料：U.S. Small Business Administration, Office of Advocacy

⑤企業形態別利潤と損失額

内国歳入庁(IRS)では企業形態ごとに申告件数と利潤総額、損失総額を公表しており、以下の表は2008年の公表データを整理したものである。

利潤総額は、株式会社が60%、パートナーシップが30%を占め、損失総額では株式会社が60%、パートナーシップが35%で、これら2つの企業形態ではほぼ分け合う構造になっている。

株式会社ではC-Corporationが利潤総額で全体の46%、損失総額で52%と大きな割合を占めている。パートナーシップではリミテッドとLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)が利潤総額では3,410億ドル、3,600億ドルとほぼ同じ規模であるのに対して、損失総額ではLLCはリミテッドの3倍近くに上っていることが分かる。

図表 企業形態別利潤総額と損失総額(2008年)

単位：千件、10億ドル

		申告件数	収入額	利潤総額	損失総額
株式会社	C-Corp.	1,797	18,705	1,446	702
	S-Corp.	4,050	6,013	432	115
	小計	5,847	24,718	1,878	817
パートナーシップ	ジェネラル	713	628	228	59
	リミテッド	534	1,371	341	107
	LLC	1,898	2,345	360	305
	小計	3,146	4,344	929	471
農業以外の個人事業主		22,614	1,317	325	61
合計		31,608	30,379	3,133	1,349

注：IRSの統計ではLLCをパートナーシップで計上しているためそのまま掲載した。

資料：IRS, Statistics of Income

⑥外国企業

2,500 万ドル以上の売上、純収入等を計上している外国企業の親会社は 2010 年時点でその半数の 51.1%がヨーロッパであり、22.2%がアジア・太平洋地域である。

国ごとに見ると、イギリスの 11.8%が最も多く、カナダ、オランダ、ドイツ、フランス、中国が続いている。日本は 3.1%となっている。

図表 2,500 万ドル以上の売上額・純収入額等がある海外の関連企業数（2010 年）

単位：実数、千人

	企業数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
世界計	26,791	100.0	13,256	100.0
カナダ	1,841	6.9	1,094	8.3
ヨーロッパ	13,696	51.1	4,594	34.7
フランス	1,191	4.4	570	4.3
ドイツ	1,535	5.7	646	4.9
オランダ	1,731	6.5	232	1.8
イギリス	3,159	11.8	1,382	10.4
その他	6,080	22.7	1,763	13.3
南アメリカ	1,527	5.7	1,092	8.2
アルゼンチン	237	0.9	152	1.1
ブラジル	644	2.4	591	4.5
その他	646	2.4	350	2.6
中央アメリカ・カリブ海	2,656	9.9	1,659	12.5
メキシコ	900	3.4	1,296	9.8
英国領カリブ諸島	600	2.2	5	0.0
その他	1,156	4.3	358	2.7
アフリカ	708	2.6	244	1.8
南アフリカ	203	0.8	95	0.7
その他	505	1.9	149	1.1
中東	421	1.6	136	1.0
アジア・太平洋	5,942	22.2	4,438	33.5
オーストラリア	806	3.0	352	2.7
中国	1,189	4.4	1,541	11.6
香港	571	2.1	136	1.0
日本	835	3.1	552	4.2
韓国	263	1.0	136	1.0
シンガポール	637	2.4	157	1.2
台湾	242	0.9	104	0.8
その他	1,399	5.2	1,459	11.0

資料：Bureau of Economic Analysis "U.S. Direct Investment Abroad: Preliminary 2010 Data"

(4) 財政規模

①連邦政府

1) 歳入構造

2005 年度以降連邦政府の歳入は増加してきているが、税金は 2005 年度から 2010 年度に減少している。2011 年度の歳入は 2.1 兆ドルで、税金が 1.2 兆円と 54.1%を占めている。このうち、法人所得税は歳入全体の 9.1%である。

図表 連邦政府の歳入内訳（1990-2011 年度）

単位：10 億ドル

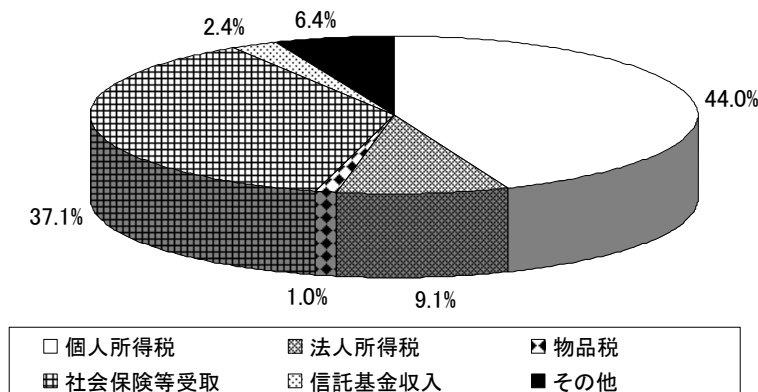
	1990	1995	2000	2005	2010	2011
歳入	1,032.0	1,351.8	2,025.2	2,153.6	2,162.7	2,173.7
個人所得税	466.9	590.2	1,004.5	927.2	898.5	956.0
法人所得税	93.5	157.0	207.3	278.3	191.4	198.4
物品税	15.6	26.9	22.7	22.5	18.3	21.1
社会保険等受取	380.0	484.5	652.9	794.1	864.8	806.8
老齢・遺族保険	255.0	284.1	411.7	493.6	540.0	478.6
障害者保険	26.6	67.0	68.9	83.8	91.7	80.8
医療保険	68.6	96.0	135.5	166.1	180.1	187.2
失業保険	21.6	28.9	27.6	42.0	44.8	51.8
その他	8.2	8.5	9.1	8.6	8.2	8.4
信託基金収入	19.8	30.5	46.2	50.5	48.7	53.0
ハイウェイ管理	13.9	22.6	35.0	37.9	35.0	37.5
空港関連	3.7	5.5	9.7	10.3	10.6	10.1
その他	2.2	2.4	1.5	2.3	3.0	5.4
その他	56.2	62.6	91.7	80.9	141.0	138.4

注 1：2011 年は推計値を利用している。

注 2：信託基金収入とはハイウェイや空港等の運営に伴って得られる収入のこと。

資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

図表 連邦政府における歳入構成（2011 年度）



注：2011 年は推計値である。

資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

2) 連邦政府の税収

税収の経年変化を見ると、2000年度までは増加してきており、1990年度と比べ2.1倍に拡大している。しかし、2000年度から2010年度に掛けて税収は減少している。これは主に個人所得税が1,060億ドル減少したことが原因である。法人所得税は2005年度の2,783億ドルから2010年度にかけて868億ドル減少しており、法人税の税収に占める割合も2005年度の22.3%から2010年度には17.0%に低下している。

税収のうち、80%程度が個人所得税であり、物品税は1.8%と低い割合となっていることが分かる。

図表 連邦政府における税収内訳（1990-2011年度）

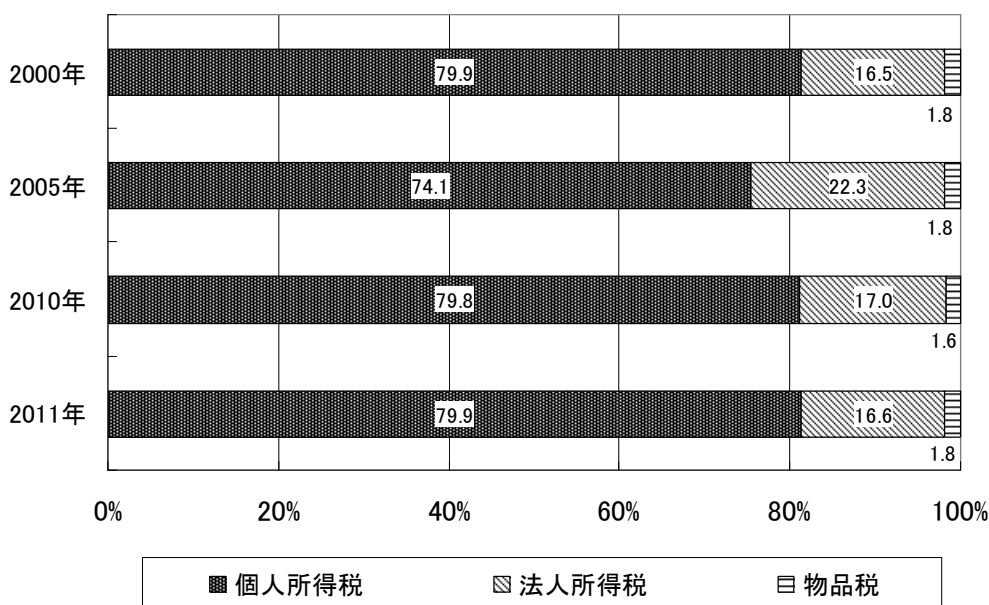
単位：10億ドル

	1990	1995	2000	2005	2010	2011
税収	591.6	801.1	1,257.1	1,250.6	1,126.5	1,196.6
個人所得税	466.9	590.2	1,004.5	927.2	898.5	956.0
法人所得税	93.5	157.0	207.3	278.3	191.4	198.4
物品税	15.6	26.9	22.7	22.5	18.3	21.1
酒税	5.7	7.2	8.1	8.1	9.2	9.2
タバコ税	4.1	5.9	7.2	7.9	17.2	17.5
その他	5.8	13.8	7.3	6.5	-8.1	-5.7

注：物品税のその他がマイナスになっているのは燃料税の影響である。

資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

図表 連邦政府における税収の構成（2000-2011年度）



資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

3) 歳出構造

歳出額は 2011 年度まで一貫して拡大しており、2005 年度は 2.5 兆ドルと 1990 年度の 2.0 倍、2011 年度は 3.8 兆ドルで 3.0 倍となっている。

歳出の内訳では 2011 年度で国防費が最も多く 19.2%を占め、これに続くのが社会保障 18.7%、所得保障 15.6%、メディケア 12.4%となっている。

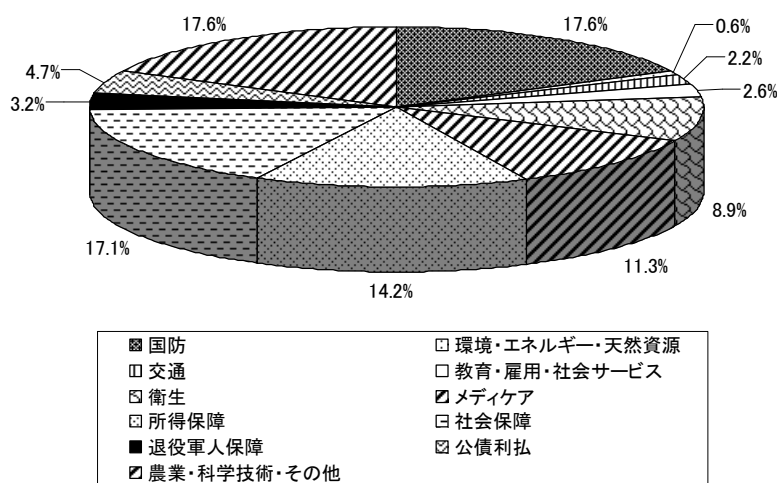
図表 連邦政府における歳出内訳（1990-2011 年度）

単位：10 億ドル

	1990	1995	2000	2005	2010	2011
歳出	1252.99	1515.74	1788.95	2471.96	3456.21	3818.82
国防	299.321	272.063	294.363	495.308	693.586	768.217
環境・エネルギー・天然資源	20.396	4.936	-0.761	0.429	11.613	27.891
交通	29.485	39.35	46.853	67.894	91.972	94.511
教育・雇用・社会サービス	37.171	51.027	53.764	97.555	127.71	115.118
衛生	57.699	115.399	154.504	250.548	369.054	387.617
メディケア	98.102	159.855	197.113	298.638	451.636	494.343
所得保障	148.668	223.799	253.724	345.847	622.21	622.654
社会保障	248.623	335.846	409.423	523.305	706.737	748.354
退役軍人保障	29.034	37.862	46.989	70.12	108.384	141.409
公債利払	184.347	232.134	222.949	183.986	196.194	206.688
未分配相殺収益	-36.615	-44.455	-42.581	-65.224	-82.116	-89.655
農業・科学技術・その他	136.763	87.926	152.61	203.551	159.233	301.672

資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

図表 連邦政府における歳出構成（2011 年度）



資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

注：未分配総裁収益を除いて図示しているため、合計値が 100%を超えている。

②州政府

1) 歳入構造

歳入規模はカリフォルニア州が 3,343 億ドルと最も大きいですが、いずれの州も税収が歳入全体の約 35%程度を占めている。このうち、ミシガン州が 36.5%で最も高く、カリフォルニア州も全米平均より 1.3%高い 34.9%である。カリフォルニア州では、他州に比べ保険信託収入が 36.0%と高いのも特徴である。これに対しミシガン州は連邦補助金割合が 30.9%と他州より高く、料金収入も 11.5%とデラウェア州とともに高くなっている。

図表 州政府における歳入内訳 (2011 年度)

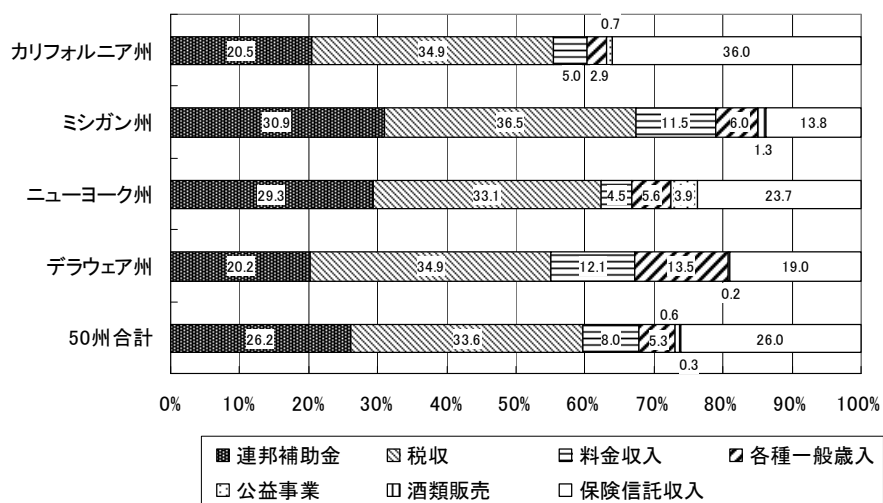
単位：百万ドル

	カリフォルニア州	ミシガン州	ニューヨーク州	デラウェア州	50州合計
歳入	334,311	64,430	205,546	9,350	2,265,213
(1)一般歳入	211,436	54,717	148,841	7,553	1,654,313
①連邦補助金	68,509	19,914	60,200	1,891	592,998
②税収	116,695	23,530	67,945	3,262	760,259
③料金収入	16,702	7,395	9,206	1,134	181,101
④各種一般歳入	9,530	3,878	11,490	1,267	119,956
(2)公益事業収入	2,496	0	7,991	16	14,542
①水道事業	0	0	0	0	256
②発電事業	2,496	0	6,428	0	11,505
③ガス供給事業	0	0	0	0	11
④運輸事業	0	0	1,563	16	2,770
(3)酒類販売収入	0	812	0	0	6,739
(4)保険信託収入	120,379	8,901	48,715	1,780	589,618
①失業補償	17,009	5,008	5,996	168	87,410
②老齢年金	95,055	3,876	40,287	1,606	479,361
③労災補償	2,078	17	2,432	6	15,202
④その他	6,237	0	0	0	7,646

注：保険信託収入 (Insurance and Trust Revenue) とは、米国の地方歳入における、雇用者と被雇用者の負担金、退職制度による収入等のことである。

資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

図表 州政府における歳入構成 (2011 年度)



資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

2) 州税収

カリフォルニア州は個人所得税が 43.3%と高く、一般売上税が 26.6%で続いている。ミシガン州は一般売上税が 40.3%と最も大きく、個人所得税が 27.2%でこれに続くが、他の州に比べ、税収に占める個人所得税の割合は低くなっている。¹⁰

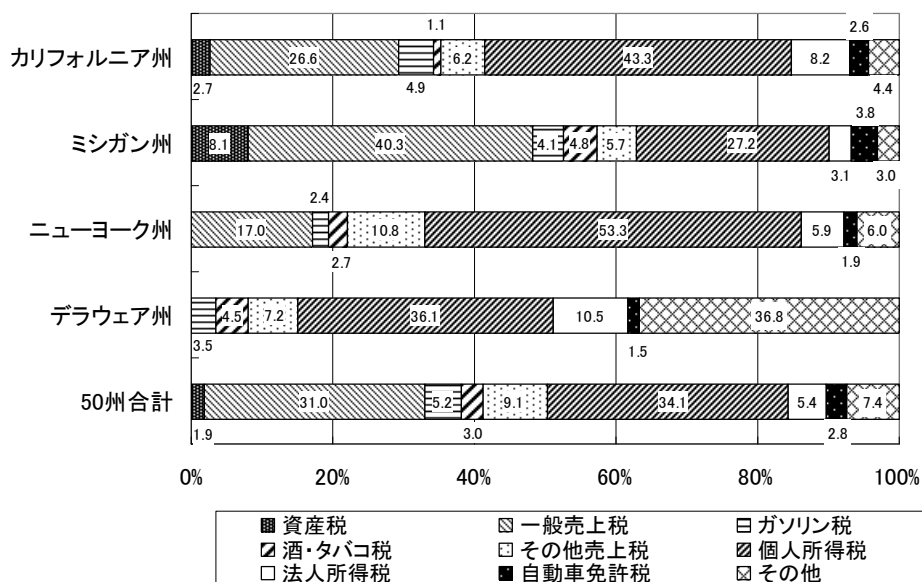
図表 州政府における税収内訳（2011 年度）

単位：百万ドル

	カリフォルニア州	ミシガン州	ニューヨーク州	デラウェア州	50州合計
(1)資産税	3,207	1,897	0	0	14,173
(2)売上・総収入税	45,148	12,920	22,368	493	367,746
①一般売上税	30,996	9,477	11,581	0	235,939
②選択売上税	14,151	3,442	10,787	493	131,806
1)ガソリン税	5,706	975	1,609	114	39,883
2)酒税	334	143	230	17	5,729
3)タバコ税	905	977	1,613	129	17,250
4)公益事業税	791	27	954	59	14,673
5)その他売上税	6,416	1,320	6,380	175	54,271
(3)個人所得税	50,508	6,392	36,209	1,178	259,309
(4)法人所得税	9,614	720	4,016	342	41,383
(5)自動車免許税	3,091	891	1,269	50	21,543
(6)その他	5,128	711	4,083	1,199	56,106
税収額	116,695	23,530	67,945	3,262	760,259

資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

図表 州政府における税収の構成（2011 年度）



資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

注) ミシガン州の資産税は、市やカウンティ、学区が徴収し、State Education Tax として州に分配される。個人所有の資産に課税され、法人資産は課税対象とならない。

¹⁰ デラウェア州の税収での「その他」は、主として営業ライセンス税、職業ライセンス税等である。詳しくは、本報告書の参考資料「1. デラウェア州の税収における「その他」について」を参照。

3) 歳出構造

カリフォルニア州、ミシガン州とも政府間支出が 32.4%、31.5%で最も大きく、社会サービス・所得補償がこれに続く。ミシガン州では、社会サービス・所得補償の割合が 25.1%であり、カリフォルニア州よりも高いが、全米平均よりは小さくなっている。

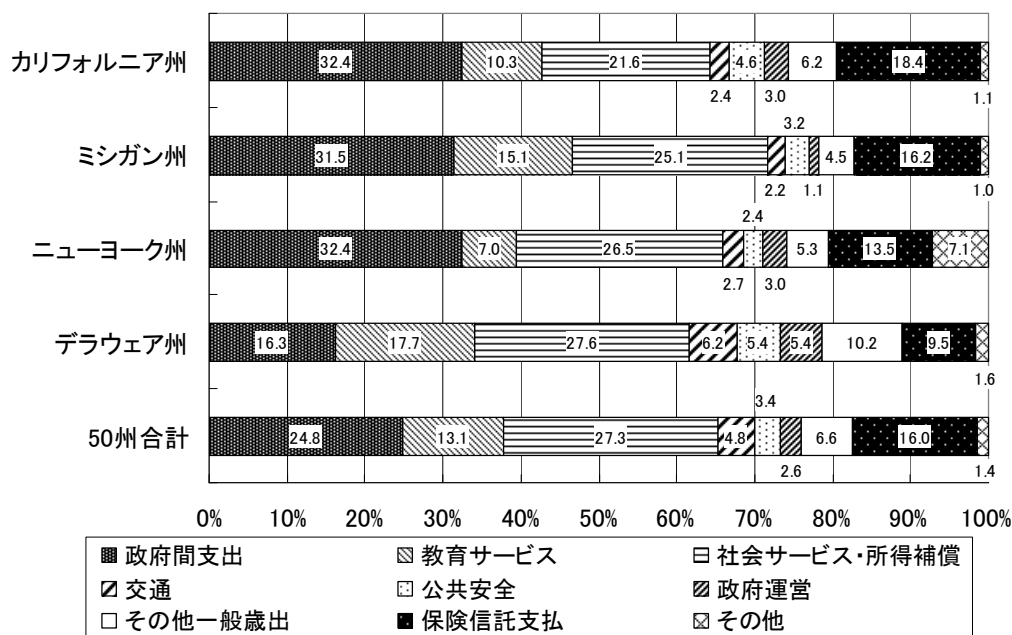
図表 州政府における歳出内訳（2011 年度）

単位：百万ドル

歳出	カリフォルニア州	ミシガン州	ニューヨーク州	デラウェア州	50州合計
歳出	282,525	63,109	184,009	7,936	2,004,325
(1)政府間支出	91,502	19,878	59,698	1,293	496,756
(2)直接歳出	191,023	43,230	124,311	6,643	1,507,569
①直接一般歳出	135,803	32,323	86,380	5,765	1,158,126
1)教育サービス	28,979	9,538	12,884	1,406	262,287
2)社会サービス・所得補償	60,923	15,811	48,826	2,194	547,912
3)交通	6,911	1,389	4,972	493	95,284
4)公共安全	13,117	2,017	4,370	431	68,534
5)環境・住宅	5,652	1,178	1,685	302	39,282
6)政府運営	8,358	722	5,514	430	51,494
7)一般債務利払	7,302	1,138	4,116	267	46,834
8)その他	4,560	530	4,014	242	46,497
②公益事業支出	3,104	0	13,128	126	23,549
1)水道事業	48	0	0	0	349
2)発電事業	2,839	0	6,273	0	11,641
3)ガス供給事業	0	0	0	0	12
4)運輸事業	216	0	6,856	126	11,547
③酒類販売支出	0	661	0	0	5,407
④保険信託支払	52,116	10,246	24,803	753	320,488
1)失業補償	19,104	4,566	8,552	284	121,384
2)老齢年金	26,593	5,667	14,170	462	180,662
3)労災補償	1,525	13	2,080	6	11,577
4)その他	4,894	0	0	0	6,865

資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

図表 州政府における歳出構成（2011 年度）



資料：US Census Bureau “State and Local Government Finances”

③都市政府

1) 歳入構造

a. 都市比較

財政規模は、比較対象のニューヨーク市を除けば、ロサンゼルスが3市の中で最も大きい。ロサンゼルス、サンフランシスコ、デトロイト市とも州補助金、税収、料金収入、公益事業収入、保険信託収入が歳入の柱となっていることは概ね共通している。

ロサンゼルスは補助金が6.7%と低く、公益事業収入が22.1%と高いことが特徴である。サンフランシスコは補助金の割合が27.1%と税収割合の25.7%よりも高く、デトロイトは、税収の27.2%に次いで料金収入の25.4%となっていることが特徴となっている。

図表 都市別歳入内訳（2006年度）

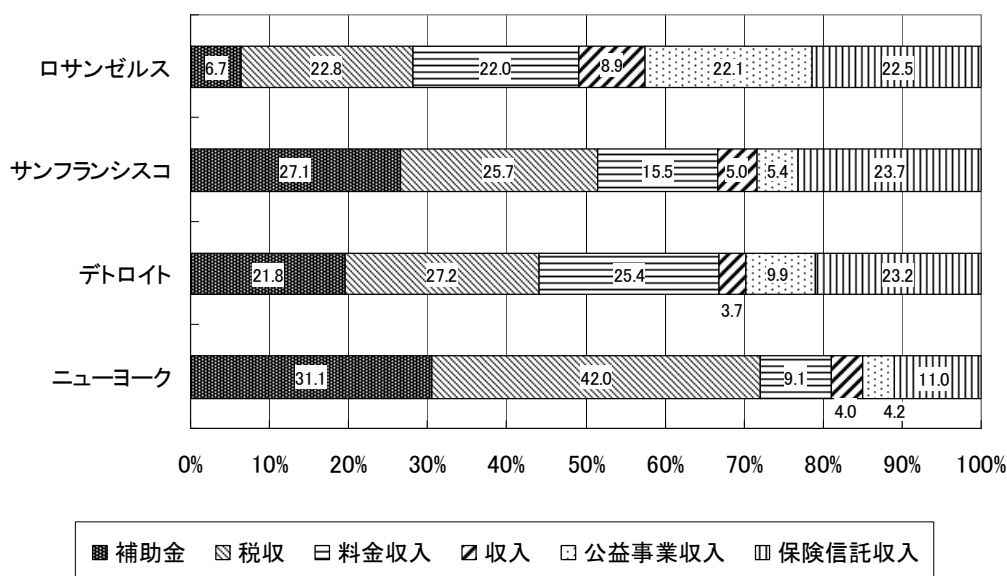
単位：百万ドル

	ロサンゼルス	サンフランシスコ	デトロイト	ニューヨーク
連邦補助金	282.5	87.4	97.0	3,721.6
州・地方政府補助金	669.9	1,664.0	542.9	22,045.2
地方政府補助金	0.0	404.1	53.7	190.5
補助金合計	952.4	2,155.5	693.6	25,957.4
税収	3,233.5	2,046.9	866.9	35,103.8
公園レジャー収入	104.9	24.9	4.3	62.7
下水道料金	598.8	164.7	350.7	1,151.4
その他料金収入	2,413.1	1,045.1	452.4	6,379.6
利子収入	461.2	177.9	47.2	1,153.2
その他の収入	803.3	222.1	72.0	2,229.1
公益事業収入	3,142.6	425.7	313.7	3,472.2
保険信託収入	3,192.7	1,882.2	738.6	9,224.4
歳入	14,198.7	7,955.2	3,184.4	83,519.7

注：ニューヨークとサンフランシスコはカウンティと都市の機能を兼ねている。

資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

図表 都市別歳入構成（2006年度）



資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

以下、個別都市の最新の財政データを用いて、歳入の概要を把握する。

b. ロサンゼルス市

2012年度のロサンゼルス市の歳入は127.4億ドルで、政府部門と事業部門が同規模で歳入を確保している。事業部門の歳入は事業収入が中心であり、中でもサービス料・使用料が多くなっている。

ロサンゼルス全体で見ても、サービス料・使用料の占める割合が61.2%で過半を越えており、税金は25.0%、補助金は総額で12.9%である。ロサンゼルスでは受益者負担による歳入が中心的な役割を担っている。事業収入は補助金を含めると、71.2%となっており、これが主要な歳入となっている。

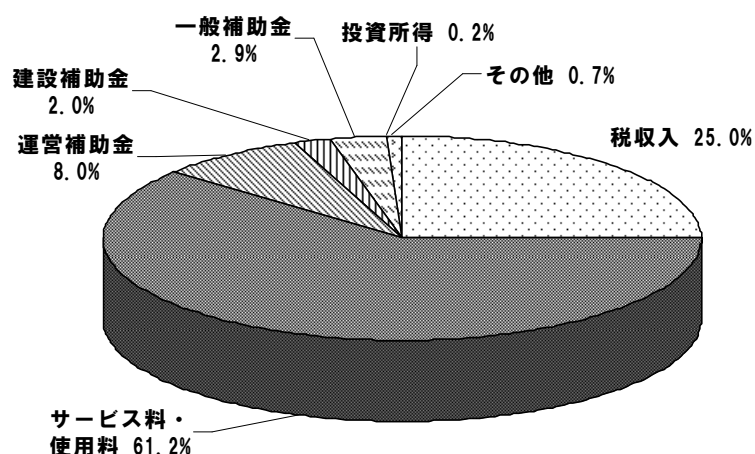
図表 ロサンゼルス市の歳入内訳（2012年度）

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
税収入	3,185,105	0	3,185,105
事業収入			
サービス料・使用料	1,622,959	6,170,366	7,793,325
運営補助金	1,023,001	0	1,023,001
建設補助金	96,156	158,114	254,270
一般補助金	370,288	0	370,288
投資所得	21,879	0	21,879
その他	91,735	0	91,735
合計	6,411,123	6,328,480	12,739,603

資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 ロサンゼルス市の歳入構成（2012年度）



資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

c. サンフランシスコ市

2012年度のサンフランシスコ市の歳入は75.7億ドルで、政府部門の割合が若干高くなっている。政府部門の歳入は税収入が中心であるが、事業部門の歳入は税収入以外で確保されている。政府部門の税収入と事業部門のサービス料・使用料が金額的には大きくいずれも25億ドルを超えている。

サンフランシスコの歳入構成を見ると、サービス料・使用料の占める割合が39.5%で最も高いが、税収も35.3%で高い割合になっている。サンフランシスコではこの2つの歳入割合が高く、補助金は総額で18.7%である。

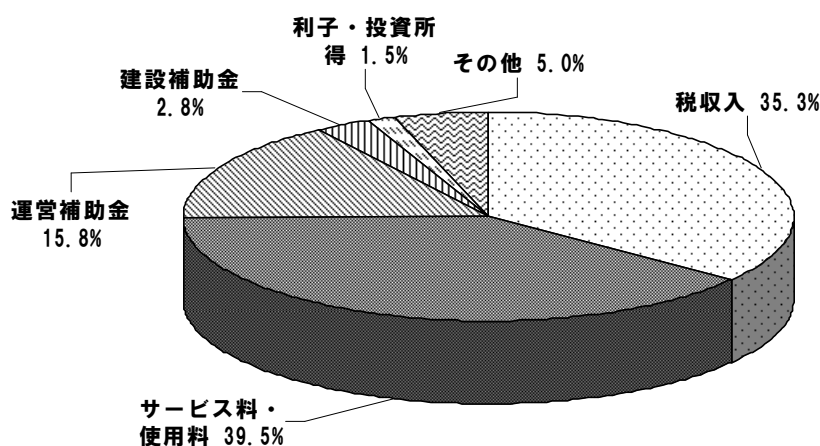
図表 サンフランシスコ市の歳入内訳（2012年度）

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
税収入	2,676,758	0	2,676,758
事業収入			
サービス料・使用料	435,207	2,552,553	2,987,760
運営補助金	998,701	200,318	1,199,019
建設補助金	41,174	173,975	215,149
利子・投資所得	31,453	82,533	113,986
その他	91,236	288,584	379,820
合計	4,274,529	3,297,963	7,572,492

資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 サンフランシスコ市の歳入構成（2012年度）



資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

d. デトロイト市

デトロイト市の 2012 年度の歳入は 23.0 億ドルで、政府部門がほぼ 3 分の 2 を占めている。政府部門では税収入が 8.6 億ドルで最も多いが、事業部門のサービス料・使用料もほぼこれに匹敵する 8.1 億ドルが計上されている。デトロイトの場合、投資所得で 1.5 億ドルの赤字があり、これが歳入全体を 6.3%分押し下げている。

デトロイトの歳入構成はサービス料・使用料が 48.5%、税収入が 37.4%、補助金が合わせて 19.9%となっている。

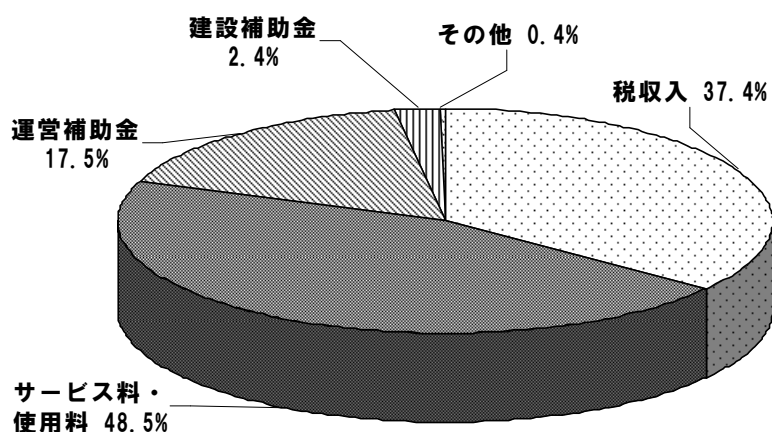
図表 デトロイト市の歳入内訳（2012 年度）

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
税収入	861,191	0	861,191
事業収入			
サービス料・使用料	309,746	807,953	1,117,699
運営補助金	326,570	77,297	403,867
建設補助金	24,516	30,345	54,861
投資所得	8,367	-152,916	-144,549
その他	6,843	2,300	9,143
合計	1,537,233	764,979	2,302,212

資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 デトロイト市の歳入構成（2012 年度）



資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

注：投資所得を除いて図示しているため、合計値が 100%を超えている。

2) 税収

a. 都市比較

税収は、本調査対象3市の中ではロサンゼルスが最も大きく、デトロイトの3.7倍となっている。サンフランシスコ、ロサンゼルスでは資産税の割合が最も高くそれぞれ45.1%、33.7%を占めている。デトロイトはその他が39.3%で、ニューヨークに近い構成比である。

その他の特徴としては、ロサンゼルスでは公益事業税が20.8%と高いこと、デトロイトでその他売上税が18.1%と高くなっていることが挙げられる。

図表 都市別の税収内訳（2006年度）

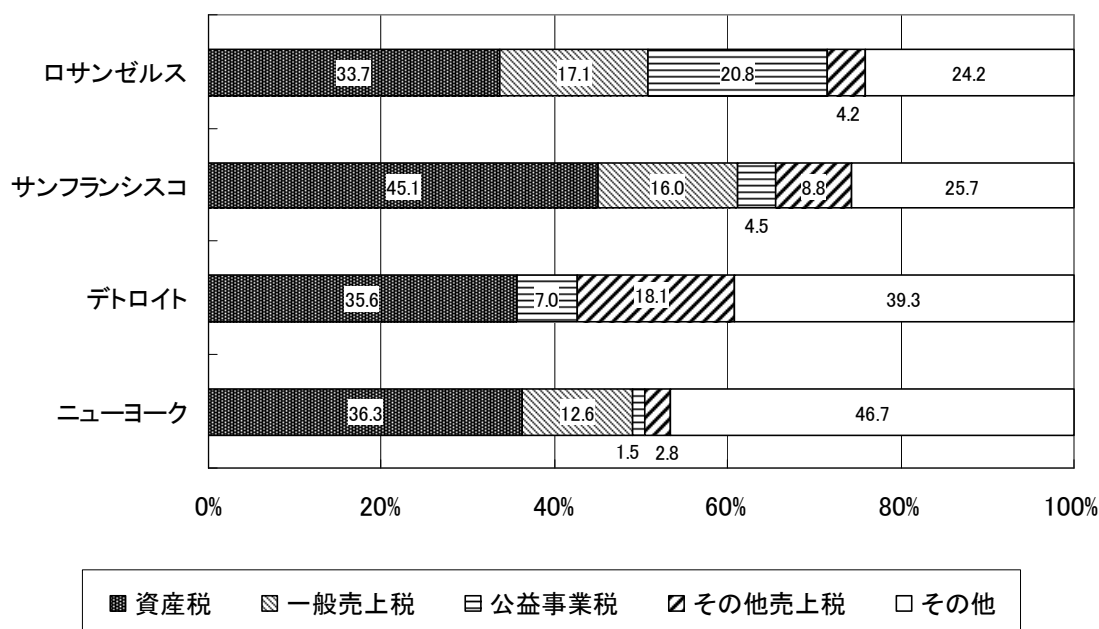
単位：百万ドル

	ロサンゼルス	サンフランシスコ	デトロイト	ニューヨーク
資産税	1,090.3	923.1	308.6	12,753.7
一般売上税	552.1	326.9	0.0	4,439.4
公益事業税	672.8	91.4	61.1	515.7
その他売上税	136.8	179.5	156.6	997.9
売上税・総収入税	1,361.6	597.8	217.6	5,953.0
その他	781.5	525.9	340.7	16,397.1
税収合計	3,233.5	2,046.9	866.9	35,103.8

注：ニューヨークとサンフランシスコはカウンティと都市の機能を兼ねている。

資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

図表 都市別税収構成（2006年度）



資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

以下、個別都市の最新の財政データを用いて、税収の概要を把握する。

b. ロサンゼルス市

ロサンゼルス市の 2012 年度の税収は 31.9 億ドルで、その構成は資産税が 52.2%で最も大きく、公益事業税 19.6%、他の市税 14.4%の順である。

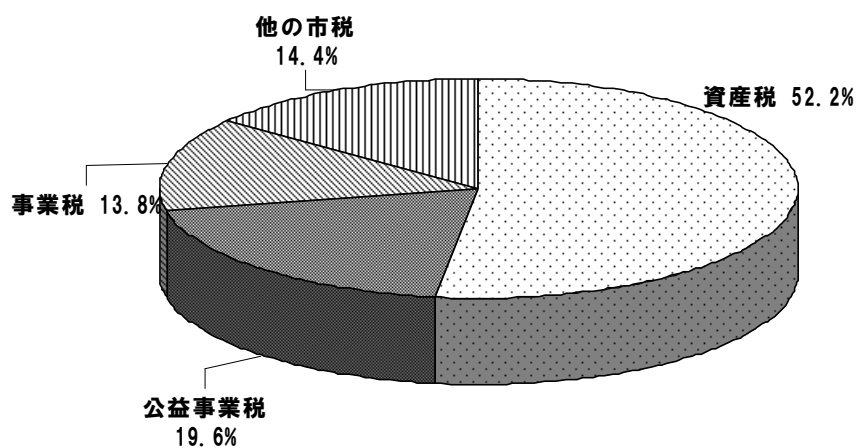
図表 ロサンゼルス市の税収内訳 (2012 年度)

単位：千ドル

	市全体
資産税	1,662,316
公益事業税	623,721
事業税	440,327
他の市税	458,741
合計	3,185,105

資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 ロサンゼルス市の税収構成 (2012 年度)



資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

c. サンフランシスコ市

サンフランシスコ市の 2012 年度の税収は 26.8 億ドルとなっている。

税収の構成を見ると、資産税が 50.7%でほぼ半分を占め、これに続き事業税 16.4%、他の市税 13.2%、ホテル宿泊税 8.9%の順である。

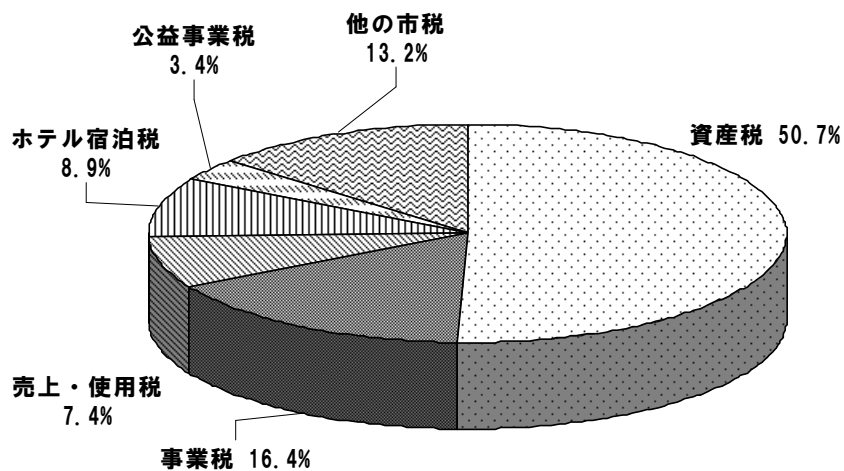
図表 サンフランシスコの税収内訳 (2012 年度)

単位：千ドル

	市全体
資産税	1,355,855
事業税	437,678
売上・使用税	198,236
ホテル宿泊税	239,567
公益事業税	91,676
他の市税	353,746
合計	2,676,758

資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 サンフランシスコ市の税収構成 (2012 年度)



資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

d. デトロイト市

デトロイト市の2012年度の税収は8.6億ドルである。

税州の構成を見ると、所得税、資産税、賭博税、州との共同税が歳入をほぼ4分しており、その割合は27.1%、25.2%、21.1%、20.1%である。

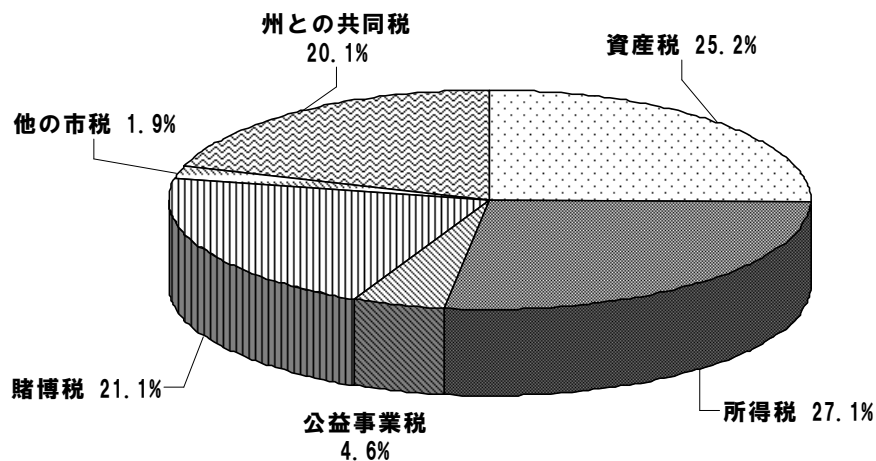
図表 デトロイト市の税収内訳（2012年度）

単位：千ドル

	市全体
資産税	216,932
所得税	233,036
公益事業税	39,828
賭博税	181,575
他の市税	16,528
州との共同税	173,292
合計	861,191

資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 デトロイト市の税収構成（2012年度）



資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

3) 歳出構造

a. 都市比較

本調査の対象であるロサンゼルス、サンフランシスコ、デトロイトの3市とも、教育サービスの支出が比較対象のニューヨーク市に比べてかなり小さく、最も大きい支出はロサンゼルス、デトロイトが公益事業支出、サンフランシスコが衛生・医療である。

図表 都市別歳出内訳（2006年度）

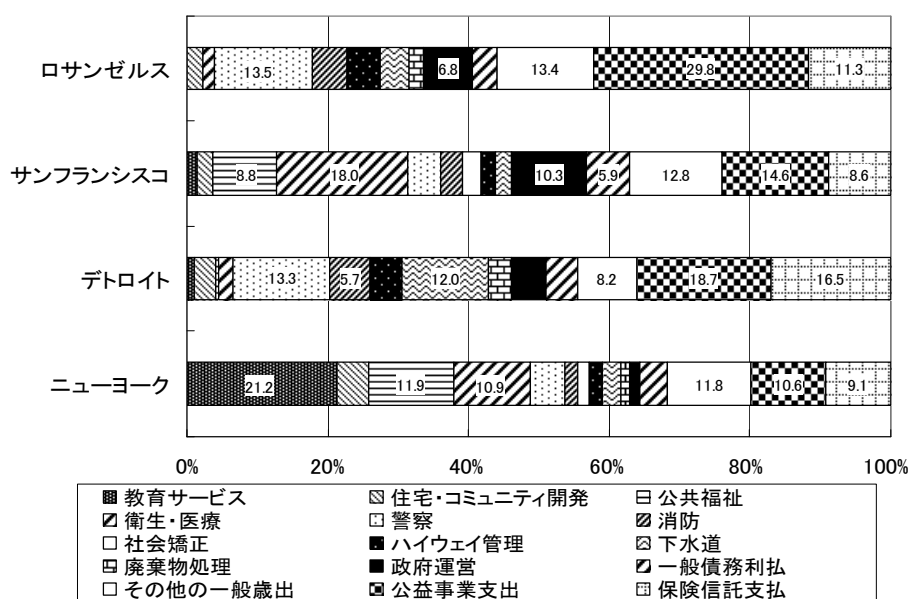
単位：百万ドル

	ロサンゼルス	サンフランシスコ	デトロイト	ニューヨーク
教育サービス	0.0	101.6	34.5	17,472.1
住宅・コミュニティ開発	275.4	147.9	98.1	3,710.4
公共福祉	0.0	604.8	15.9	9,811.4
衛生・医療	201.8	1,246.4	66.4	8,975.7
警察	1,658.8	317.1	446.9	3,970.7
消防	589.3	211.0	192.4	1,518.8
社会矯正	0.0	170.4	0.0	1,313.8
ハイウェイ管理	561.4	143.4	145.8	1,525.5
公園管理	332.1	199.8	79.0	559.5
下水道	497.8	155.1	402.2	2,160.6
廃棄物処理	238.3	0.0	107.3	1,100.4
政府運営	841.8	714.0	157.3	1,178.5
一般債務利払	409.7	406.4	147.1	3,205.0
その他の一般歳出	1,646.1	886.6	274.6	9,734.9
公益事業支出	3,674.7	1,008.3	627.4	8,699.4
保険信託支払	1,387.8	595.0	554.1	7,517.4
歳出	12,315.0	6,907.8	3,349.2	82,454.0
債務残高	15,722.9	8,737.6	7,515.3	85,234.0

注：ニューヨークとサンフランシスコはカウンティと都市の機能を兼ねている。

資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

図表 都市別歳出構成（2006年度）



資料：US Census Bureau “State & Local Government Finances & Employment”

以下、個別都市の最新の財政データを用いて、歳出の概要を把握する。

b. ロサンゼルス市

ロサンゼルス市の 2012 年度の歳出は 118.1 億ドルとなっている。歳出は政府部門がやや大きくなっており、政府部門は警察・資産保全が、事業部門は発電事業の支出が大きい。これらは歳出全体に対してそれぞれ 22.9%、24.3%を占めている。その他を除くと、一般行政費が 11.3%で 10%を超えてくる。

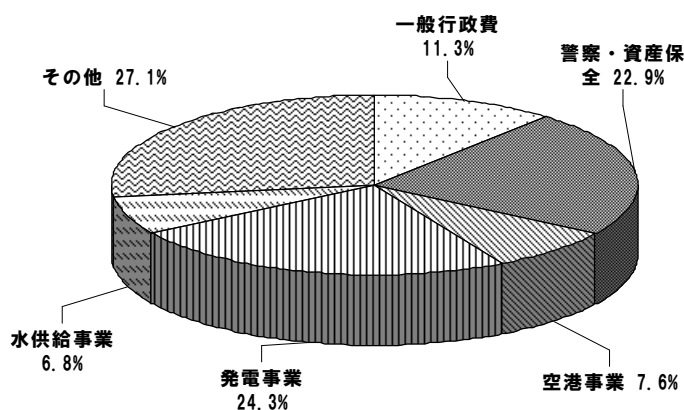
図表 ロサンゼルス市の歳出内訳（2012 年度）

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
一般行政費	1,335,180	0	1,335,180
警察・資産保全	2,707,892	0	2,707,892
公共事業	413,348	0	413,348
医療・公衆衛生	416,894	0	416,894
公共交通	365,841	0	365,841
文化・レクリエーション	445,815	0	445,815
コミュニティ開発	437,229	0	437,229
長期債務利払	194,513	0	194,513
空港事業	0	897,380	897,380
港湾事業	0	333,355	333,355
発電事業	0	2,870,609	2,870,609
水供給事業	0	799,575	799,575
下水道事業	0	553,047	553,047
コンベンションセンター事業	0	39,107	39,107
歳出合計	6,316,712	5,493,073	11,809,785

資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 ロサンゼルス市の歳出構成（2012 年度）



資料：City of Los Angeles (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

c. サンフランシスコ市

サンフランシスコ市の 2012 年度の歳出は 72.5 億ドルで、政府部門と事業部門でほぼ 50%ずつである。歳出の構成を見ると、警察が 16.0%で最も大きく、公共交通事業と病院事業がそれぞれ 13.2%、福祉・コミュニティ開発が 13.0%である。このうち、警察、福祉・コミュニティ開発が政府部門、公共交通事業と病院事業が事業部門である。

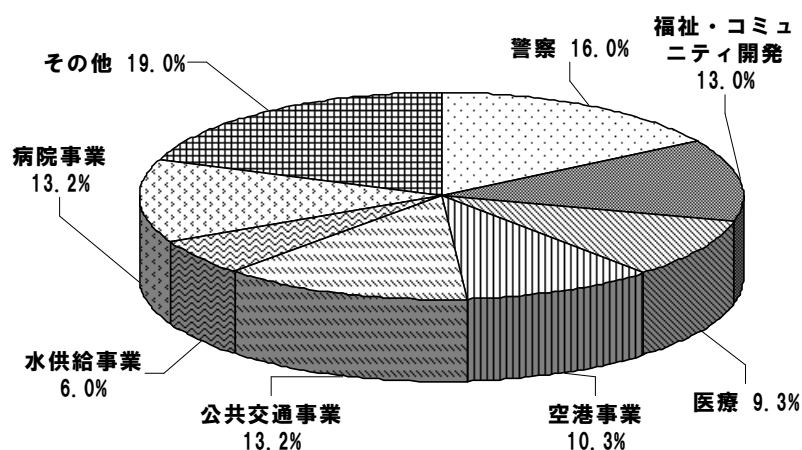
図表 サンフランシスコ市の歳出内訳 (2012 年度)

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
警察	1,158,618	0	1,158,618
公共事業・交通事業・商業	210,415	0	210,415
福祉・コミュニティ開発	942,523	0	942,523
医療	673,905	0	673,905
文化・レクリエーション	307,269	0	307,269
一般行政費	237,818	0	237,818
その他の行政費	96,147	0	96,147
長期債務利払	110,145	0	110,145
空港事業	0	746,610	746,610
公共交通事業	0	959,088	959,088
港湾事業	0	72,307	72,307
水供給事業	0	431,248	431,248
発電事業	0	130,709	130,709
病院事業	0	954,566	954,566
下水道事業	0	214,593	214,593
市場	0	1,138	1,138
歳出合計	3,736,840	3,510,259	7,247,099

資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 サンフランシスコ市の歳出構成 (2012 年度)



資料：City and County of San Francisco (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

d. デトロイト市

デトロイト市の 2012 年度の歳出は 26.5 億ドルで、政府部門が全体の 60%を占めている。歳出の構成を見ると、警察が 30.3%で最も大きく、下水道事業が 17.2%、水供給事業が 17.2%である。このうち、警察が政府部門であり、下水道事業と水供給事業が事業部門となっている。

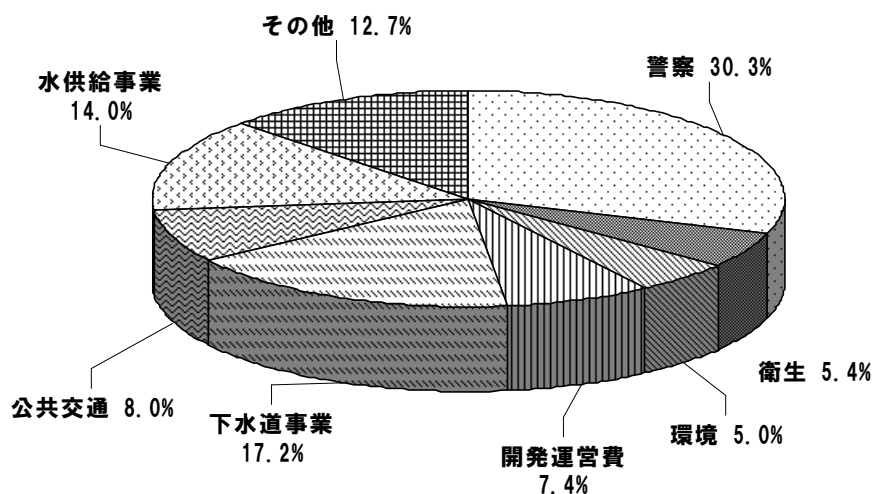
図表 デトロイト市の歳出内訳（2012 年度）

単位：千ドル

	政府部門	事業部門	合計
警察	800,229	0	800,229
衛生	142,584	0	142,584
文化・レクリエーション	30,112	0	30,112
経済開発	73,600	0	73,600
教育費	51,975	0	51,975
住宅供給	4,432	0	4,432
環境	130,992	0	130,992
交通施設	33,697	0	33,697
開発運営費	195,168	0	195,168
長期債務利払	129,098	0	129,098
下水道事業	0	456,113	456,113
公共交通	0	212,857	212,857
水供給事業	0	370,558	370,558
オートモービル駐車場運営	0	11,643	11,643
空港事業	0	2,120	2,120
歳出合計	1,591,887	1,053,291	2,645,178

資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

図表 デトロイト市の歳出構成（2012 年度）



資料：City of Detroit (2012) “Comprehensive Annual Financial Report”

3. 社会保障制度の概要

(1) 社会保障制度の全体像

①基本的な考え方

米国の社会保障には、狭義と広義の定義がある。狭義の社会保障（Social Security）は「老齢・遺族・障害年金保険（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance : OASDI）」を指す。広義の社会保障（Social Security Program）は医療・福祉・年金などの分野を包括的に示す。

米国の社会保障制度は、「社会保険制度」「医療保障制度」「公的扶助制度」「特定職域制度」の4つに分類できる。「医療保障制度」については、「メディケア（高齢者向けの医療保障）」が「社会保険制度」に、「メディケイド（低所得者向けの医療扶助）」が「公的扶助制度」に分類されることもある。

図表 米国社会保障制度の全体像

社会保障制度 (Social Security Programs)	社会保険制度 (Social Insurance Programs)
	老齢・遺族・障害年金保険 (OASDI) ※「Social Security」と表現されることもある (狭義の社会保障)。
	失業保険 (Unemployment Insurance)
	労災補償 (Workers' Compensation)
	一時的障害保険 (Temporary Disability Insurance)
	医療保障制度 (Health Insurance Program)
	メディケア (Medicare) ※「社会保険制度」に分類されることもある。
	メディケイド (Medicaid) ※「公的扶助制度」に分類されることもある。
	公的扶助制度 (Public Assistance Programs)
	貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families : TANF)
	補足的所得保障 (Supplement Security Income : SSI)
	補足的栄養支援 (旧フードスタンプ) (Supplement Nutrition Assistance Program)
	一般扶助 (General Assistance)
	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit)
	特定職域制度 (Programs for Specific Groups)
	退役軍人向け給付 (Veterans' Benefit)
公務員向け退職制度 (Government Employee Retirement System)	
鉄道従業員退職制度 (Railroad Retirement)	

資料：各種資料を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

伝統的に「自己責任・自助」を重視し、失業保険や労働者補償など産業原因による一時的なリスクに備えるのが社会保険の役割と考えられてきた。そのため、例えば医療保障について、一般国民をカバーする公的医療保険は存在しない。その結果、多くの無保険者の存在等が問題となり、2010年医療保険改革が行われることになった。

連邦制国家であることから、各州の果たす役割が大きい。失業保険や公的扶助、社会福祉サービスは州政府の事業とされており、州ごとに給付内容等が異なる制度もみられる。

国民の多くが、使用者が提供する民間医療保険により医療を受けていたり、自助努力の一環として民間医療保険を購入しているなど、民間保険の果たす役割が大きい。

以上のように、アメリカの社会保障制度については、アメリカでは政府は原則として個人の生活に干渉しないとの自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことが、そのあり方に影響を及ぼしている。

【アメリカの社会保障の特徴】

- 年金分野では、雇用主提供年金（企業年金や公務員年金）を公的な社会保障年金（最低保障的な一階部分）が補完する。
- 医療保障分野でも、雇用主提供医療保険（現役世代）が主力であり、公的なメディケア（高齢者）・メディケイド（低所得者）が補完する。
- 雇用主提供医療保険等の民間医療保険に対する規制は、連邦レベルではなく州レベルで分権的に行われる。

②社会保障制度の全体像

代表的な社会保障制度としては、以下がある。

- a. 大部分の有業者に適用される老齢・遺族・障害年金（OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）
- b. 高齢者等の医療を保障するメディケア（Medicare : Medical + Care）
- c. 低所得者に医療扶助を行うメディケイド（Medicaid : Medical + Aid）
- d. 補足的所得保障（Supplement Security Income : SSI）や貧困家庭一時扶助（TANF : Temporary Assistance for Needy Families）といった公的扶助制度

連邦政府予算に占める社会保障費用の割合は、概ね6割程度となっている。

図表 連邦予算に占める社会保障費の割合

単位: 百万ドル								
予算の種別	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
連邦予算	2,471,957	2,655,050	2,728,686	2,982,544	3,517,677	3,456,213	3,603,061	3,795,547
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
社会保障計	1,387,349	1,451,694	1,561,413	1,686,837	1,946,293	2,111,293	2,144,026	2,166,582
	56.1%	54.7%	57.2%	56.6%	55.3%	61.1%	59.5%	57.1%
年金計	616,656	646,835	690,069	726,025	801,082	826,604	855,261	906,215
	24.9%	24.4%	25.3%	24.3%	22.8%	23.9%	23.7%	23.9%
OSADI	523,305	548,549	586,153	617,027	682,963	706,737	730,811	778,574
連邦公務員の所得保障	93,351	98,286	103,916	108,998	118,119	119,867	124,450	127,641
医療計	518,197	550,668	609,285	638,497	730,106	782,346	815,863	808,430
	21.0%	20.7%	22.3%	21.4%	20.8%	22.6%	22.6%	21.3%
メディケア	298,638	329,868	375,407	390,758	430,093	451,636	485,653	484,486
メディケイド等医療サービス	219,559	220,800	233,878	247,739	300,013	330,710	330,210	323,944
所得保障	252,496	254,191	262,059	322,315	415,105	502,343	472,902	451,937
	10.2%	9.6%	9.6%	10.8%	11.8%	14.5%	13.1%	11.9%

(注) 2012年は推計値。

(出典) Office of Management and Budget "Budget of the United States Government : Fiscal 2013 Historical Tables"
 (http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2013/assets/hist.pdf)

アメリカの社会保険制度の特徴として、年金分野においては広く国民一般をカバーする社会保障年金制度が存在するが、医療分野においてこうした制度は存在せず、公的な医療保障の対象は高齢者、障害者、低所得者等に限定されていることがある。

このようにアメリカの社会保障制度においては、前述の医療保障に加えて、高齢者の所得保障の分野においても民間部門の果たす役割が大きいことが特徴となっている。また、州政府が政策運営の中心的役割を果たすものが多い。

米国の分野別の社会保障支出の状況を日本と比較してみると、2009年の公的社会保障支出の対GDP比率では日本が22.4%、米国が19.2%となっており、日本の方が3.2ポイント高い。これを、現金給付と現物給付（上記では、現金給付以外の給付）で分けてみると、現金給付（日本：12.4%、米国：9.6%）、現物給付（日本：9.6%、米国：9.4%）となっており、現金給付での差が生じていることが分かる。

分野別では、老齢年金（日本：8.7%、米国6.0%）では日本の方が高いが、医療保障（日本：7.1%、米国：8.3%）については、米国の方が高い。

また、米国の場合、任意の民間医療保障の割合が高く（日本：0.2%、米国：5.9%）、これが米国の大きな特徴の一つとなっている。

図表 日米の分野別社会保障支出の対名目 GDP 比率

			日本				米国				日本-米国		
			1980	1990	2000	2009	1980	1990	2000	2009	2009		
公的	老齢	総額	3.0	4.0	6.8	10.4	5.2	5.2	5.1	6.1	4.3		
		現金給付	総額	2.9	3.9	6.1	8.8	5.1	5.1	5.0	6.0	2.8	
			年金	2.9	3.9	6.1	8.7	5.0	5.1	5.0	6.0		
			早期退職給付		
			その他	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0		
	現物給付	総額	0.1	0.1	0.7	1.6	0.1	0.0	0.0	0.0	1.6		
		居宅介護、居住支援サービス	0.1	0.1	0.7	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0			
		その他の現物給付	..	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0			
	遺族	総額	1.0	0.9	1.2	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6		
		現金給付	総額	1.0	0.9	1.2	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	
			年金	1.0	0.9	1.1	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8		
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
			総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	現物給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0			
		葬祭支出	0.0	0.0	0.0	0.0			
	障がい関連	総額	0.6	0.6	0.7	1.0	1.1	1.0	1.1	1.5	-0.5		
		現金給付	総額	0.5	0.5	0.6	0.7	1.1	1.0	1.1	1.5	-0.8	
			障害年金	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.4	0.6	0.8		
			労働災害年金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0		
			労働災害による離職	0.0	0.0	0.0	0.0		
			傷病手当	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.3		
			その他の現金給付	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3		
		現物給付	総額	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	
			施設、在宅介護	0.0	0.0	0.0	0.2		
			リハビリテーション	0.0	0.0	0.0	0.0		
	その他の現物給付		0.1	0.1	0.1	0.1			
	医療	総額	4.4	4.4	5.8	7.1	3.8	4.9	6.0	8.3	-1.2		
		現物給付	4.4	4.4	5.8	7.1	3.8	4.9	6.0	8.3			
	家族	総額	0.5	0.4	0.6	1.0	0.8	0.5	0.7	0.7	0.3		
		現金給付	総額	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.2	0.1	0.1	0.4	
			家族手当	0.1	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.1	0.1		
			両親給付(出産育児による離職)	0.1	0.1	0.1	0.2		
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0		
	現物給付	総額	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	0.3	0.6	0.6	-0.2		
		デイケア、居宅介護サービス	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3			
	積極的労働市場政策	現物給付	総額	..	0.3	0.3	0.4	..	0.2	0.2	0.2	0.2	
			公共職業安定機関と事務経費	..	0.3	0.2	0.1	..	0.1	0.0	0.0		
			訓練	..	0.0	0.0	0.1	..	0.1	0.1	0.1		
			異動やワークシェア	0.0	0.0	0.0		
			就業促進	..	0.0	0.0	0.2	..	0.0	0.0	0.0		
			就業支援、リハビリ	..	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
			直接的な雇用創出	..	0.0	0.0	0.1	..	0.0	0.0	0.0		
			スタートアップ支援	0.0	0.0	0.0		
			失業	総額	0.5	0.3	0.6	0.7	0.7	0.4	0.2	0.9	-0.2
				現金給付	総額	0.5	0.3	0.6	0.7	0.7	0.4	0.2	0.9
	失業給付	0.5			0.3	0.6	0.7	0.7	0.4	0.2	0.9		
	労働市場の変化による早期離職		
住居	総額	0.0			
	現物給付	0.0			
その他の社会政策分野	総額	0.2	0.1	0.2	0.4	0.5	0.4	0.5	0.7	-0.3			
	現金給付	総額	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.3	0.3	0.0		
		所得維持	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.3	0.3			
		その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0			
	現物給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.2	0.4	-0.4		
社会扶助		0.0	0.0	0.0	0.0	0.1				
総額	総額	10.2	11.1	16.3	22.4	13.2	13.6	14.5	19.2	3.2			
	現金給付	5.3	5.9	8.9	12.4	8.5	7.8	7.6	9.6	2.8			
強制的な民間	老齢	現金給付	4.9	4.8	7.1	9.6	4.7	5.5	6.8	9.4	0.2		
		現金給付	0.1	0.2	0.5	0.5	0.5		
	障がい関連	現金給付	0.1	0.1	0.4	0.4			
		現金給付	0	0	0.1	0			
		現金給付	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0		
	医療	現金給付	0.2	0.3	0.2	0.2			
		現金給付	0	0	0	0			
	任意の民間	老齢	現金給付	0.2	0.2	2.5	4.1	4.7	5.9	-5.7	
			現金給付	0	0	0.1	0	0	0	0.0	
		障がい関連	現金給付	0.3	0.2	0.2	0.4	-0.4	
現金給付					
医療	現金給付	0.2	0.2	2.5	4.1	4.7	5.9	-5.7			
	現金給付	0	0	0.1	0	0	0	0.0			
他の社会政策	現金給付				
	現金給付				

資料) OECD, Stat Social Expenditure

(2) 年金制度

①公的制度（OASDI）の概要

1935年社会保障法（Social Security Act of 1935）により創設された米国の中心的な公的年金制度であり、単に“Social Security”と呼ばれることもある。被用者と年収が一定額以上の自営業者が加入。

a. 名称・所管・対象等

- ・ 社会保障年金（Social Security）と呼ばれている。
- ・ 連邦政府の社会保障庁（Social Security Administration）が運営
- ・ 被用者や自営業者の大部分を対象とし、社会保険料¹¹を10年間以上納めた者に対し、（受給の要件を満たした時から）年金を支給する社会保険制度。
- ・ 2011年においては、1億5,800万人の被用者又は自営業者（全被用者及び全自営業者の94%）が社会保険料を納入する見込。
- ・ 2010年12月末現在、5,400万人が社会保障年金を受給している。

b. 財政

- ・ 現役世代が納付する社会保険料によって高齢者に対する年金給付を行う賦課方式を基本。
- ・ 社会保険料の徴収は内国歳入庁（Internal Revenue Service）、年金給付は社会保障庁（Social Security Administration）が実施（連邦政府による直轄事業。その他の失業保険や公的扶助、社会福祉サービスは州政府の事業とされている）。
- ・ 加えて、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年社会保険料などの歳入が歳出額を上回る分を社会保障年金信託基金（OASDI Trust Fund）に積み立て。
- ・ 社会保険料の料率は、給与の12.4%であり、被用者は事業主と折半、自営業者は全額負担。

c. 給付（支給開始年齢）

- ・ 老齢年金の支給開始年齢は原則65歳であったが、2003年から2027年までの間に段階的に67歳に引き上げられることとなっており、2011年現在は66歳。

社会保障庁によれば、ベビーブーマーの高齢化等による財政の悪化により、給付等の支出が社会保険料等の収入を超え、積立金の取り崩しが始まり、2033年には枯渇するとの報告がなされた。このような状況に対して、以前から、個人勘定の導入や積立金の市場運用などの改革案が出されているが、具体的な改革には至っていない。

¹¹ 給与比例の社会保険料は、社会保障税（Social Security Tax）と記述される場合もある。本報告書では、「社会保険料」の表現で統一した。

②企業年金制度

アメリカでは、公的年金としての社会保障年金に対して、企業年金が上乘せの形として発展している。

被用者退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act of 1974 , ERISA）が一定の規制を加えている。同法は、受給権の保護を目的に、加入資格・受給権付与の基準、情報の開示、最低積立基準の設定、受託者責任の明確化と強化、制度終了保険等について定めている。なお、ERISA 法の所管は労働省被用者給付保障局（Department of Labor Employee Benefits Security Administration）、税制上の適確性の所管は内国歳入庁（Internal Revenue Service）である。

企業年金には、大きく分けて、「確定給付型企業年金プラン（Defined Benefit Plan：以下「給付型年金プラン」）」と、「確定拠出型企業年金プラン（Defined Contribution Plan：以下「拠出型年金プラン」）」の二つの形態がある。

a. 各タイプの概要

1) 給付型年金プラン

- ・ 比較的古くからある企業年金の形態
- ・ ①加入者に対し、勤務年数、給与等を考慮した一定の給付算定式によって算定される給付を予め約束していること、②拠出金の拠出は事業主のみであり、加入者からの拠出は必要としないこと、等が特徴である。

2) 拠出型年金プラン

- ・ 1980年代以降、401(k)プランの登場によって急速に普及した企業年金の形態
- ・ ①給付額は、受給時までには制度に拠出された拠出金の合計額と、加入者（被用者）が選択した方法による運用の実績によって、事後的に決定されること、②拠出金の拠出は、加入者が行うものを基本としつつ、事業主からの一定の追加拠出を認めていること、等が特徴である。

b. 制度利用状況

企業年金プランの創設は事業主の任意であり、法的強制力はないが、大企業を中心に多くが企業年金を有している。

図表 企業年金を提供している事業所の割合（単位：％）

企業規模	企業年金がある企業に勤務する労働者の割合
1-49人	46%
50-99人	63%
100-499人	79%
500人	86%

資料) 連邦労働省労働統計局（BLS）：National Compensation Survey 2012

近年の当該制度の状況は以下の通りである。

1) 給付型年金プラン

- ・ 2000 年以降の株式市場の低迷と、低金利の影響から、年金資産の総額が給付債務の総額を下回るという「積立不足」の状況が見られ、プランの廃止が相次いだ。
- ・ 制度建て直しのための検討が続けられ、2006 年 9 月、退職後所得保障に関する包括的な改革案が、2006 年年金保護法として成立
- ・ 同法は、給付型年金プランについては、積立ルールの厳格化により各プランの財政健全化を図るとともに、企業がプランを提供する意欲を失わないよう、キャッシュバランス・プランの法的正当性を明確化する等の措置を講じている。

2) 拠出型年金プラン

- ・ 自動加入制度（従業員が反対の意思を表明しない限り原則としてプランに加入）や、投資教育（年金プランの管理を受託している金融機関によるプラン加入者に提供）により、制度の一層の活用を図っている。

(3) 医療保険制度

米国の公的医療保険制度は 1965 年の社会保障法修正法 (Social Security Act Amendments of 1965) により創設された「メディケア (対象: 65 歳以上の者)」「メディケイド (対象: 低所得者層)」のみで、我が国の国民皆保険制度とは大きく異なる。

高齢者向けのメディケアは「パート A~D」で構成されており連邦保健福祉省の一部門であるメディケア・メディケイドサービスセンター (Centers for Medicare and Medicaid Services) が運営している。また、社会保障庁が受給資格の決定、保険料の徴収、内国歳入庁がメディケア税を徴収している。

低所得者向けのメディケイドは州政府による運営である。メディケア・メディケイドサービスセンターの承認を受けて運営、補助金の交付を受ける。

①公的医療保険制度の概要

a. メディケア

- ・ 1965 年に創設された連邦保健・福祉省が運営する公的医療保険制度
- ・ 65 歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等を対象
- ・ 約 4,710 万人 (2010 年) が加入
- ・ 入院サービス等を保障する強制加入の病院保険 (HI: Hospital Insurance, メディケア・パート A) と外来等における医師の診療等を保障する任意加入の医療保険 (MI: Medical Insurance, メディケア・パート B) を基本
- ・ パート A: 現役労働者の社会保険料 (料率は HI 相当分で現在、給与の 2.9%: 被用者は事業主と折半して負担、自営業者は全額負担) により賄われている。
- ・ パート B: 加入者の保険料 (毎月の標準保険料は 115.4 ドル (2011 年)) 及び連邦政府の一般財源により賄われている。

b. メディケイド

- ・ メディケイドは、子供がいる、補足的所得保障 (SSI) を受けている高齢者や障害者であるなど一定の条件を満たす低所得者に公的医療扶助を行う制度。
- ・ メディケアとともに 1965 年に創設されたが、その支出は増加し続け、2008 年度には州・連邦合算で 3,806 億ドルに達し、約 5,010 万人 (2009 年各月平均) が加入。
- ・ 通常の医療サービスをカバーする以外に、メディケアがカバーしない長期ケア (介護) をもカバー。

図表 公的医療保険（メディケア・メディケイド）の概要

	名称	給付内容	保険料	財源等
メ デ ィ ケ ア	パートA 病院保険	入院時の病院費用	なし (強制加入)	メディケア税、年金課税 HI信託基金（財務省特別会 計）による財政運営
	パートB 補足的医 療保険	医師の診療費、外来 治療、検診・検査	あり (任意加入)	保険料、公費（連邦政府） SMI信託基金（財務省特別会 計）による財政運営
	パートC	メディケアと契約を締結 した民間保険会社の 医療保険からメディケア と同等、プランによっ てはそれ以上の給付 を受ける	プランによ り定めら れた費用 を支払う	民間保険会社による運営
	パートD	処方薬	あり (任意加入)	保険料、公費（連邦政府・ 州） SMI信託基金による財政運営
メディケイド		州によって異なる 長期ケア(介護)も加		連邦政府の補助金、公費 (州)

なお、公的医療保険制度ではないが、米国では、雇用主提供医療保険が現役世代の医療保険をカバーする主力となっているので、以下、簡単に概要を記す。

c. 民間医療保険（雇用主提供医療保険）

メディケア、メディケイドでカバーされない多くの被用者は、使用者が提供する民間医療保険により医療サービスを受けている。

しかし、従来、使用者に健康保険の提供を義務付けていなかったため、中小企業では医療保険を提供していない企業も多い。医療保険加入者のうち、雇用主提供医療保険の被保険者が占める割合は、2009年 56.1%、2010年 55.3%、2011年 55.1%と、やや減少傾向にある。

図表 医療保険制度を提供している事業所の割合（単位：％）

企業規模計	62
99人以下	61
100人以上	93

資料) 連邦労働省労働統計局（BLS）：National Compensation Survey 2010

(4) オバマ医療保険改革の背景・内容と改革による企業への影響

①オバマの医療改革の背景とその内容

先述のとおり、米国では伝統的に「自己責任・自助」を重視しているため、公的医療保障制度の対象者、65歳以上の高齢者（メディケア）や低所得者（メディケイド）、児童医療保険プログラム（Children's Health Insurance Program）の対象者などに限られており、約3分の2の国民は民間保険に加入している。その多くは被用者であり、使用者が提供する民間医療保険により、医療サービスを受けている。ただし、使用者による医療保険サービスの提供は任意であったため、グローバル化の進展による国際競争の激化、産業構造の変化による非正規従業員の増大によって、特に中小企業を中心に多くの無保険者の存在等が問題となっていた。また、民間保険の保険料は加入者の病歴や年齢を反映したものとなるため、有病者や低所得者の中にはこれらの費用を負担できないものがおり、2012年時点、19歳～64歳の国民の約30%（約5,500万人）が無保険者という状態に陥っている。

2009年に大統領に就任したオバマは、内政上の重要課題のひとつとして医療保険制度改革を取り上げ、2010年医療保険改革法が成立した。2010年医療保険改革法とは“Patient Protection and Affordable Care Act（PPACA）”及び同法に修正を加える“Health Care and Education Reconciliation Act of 2010”を指している。

オバマ政権は、包括的な公的医療保障制度の構築に失敗してきた米国の過去の経緯を踏まえ、民間医療保険を活用し、既存のいずれかの医療保障制度への加入を義務付ける方針を採用した。本法案は、個人への保険加入の義務づけの他、保険料補助、メディケイドの拡充などの施策により、医療へのアクセスを改善することを目的としている。

法案成立後、個人への医療保険加入の義務付けやメディケイドの拡充は州の権限を侵すものであるとして、20以上の州で連邦政府に対する違憲訴訟が提起された（2012年6月、連邦最高裁は「合憲」と判断）。

また、米国商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）、独立事業連盟（Federation of Independent Businesses）等、財政的負担が大きく増加する企業の関係団体からも反対や懸念の声が挙がっている。

図表 医療保険制度改革の主な内容とスケジュール（完全施行2018年）

<ul style="list-style-type: none">◆民間保険会社に対する規制の強化<ul style="list-style-type: none">・既往症を理由とした保険加入拒否の禁止・不合理な保険料設定の禁止、保険料の用途開示◆個人に対する義務付け<ul style="list-style-type: none">・個人に対する何れかの医療保険加入の義務付け（2014年～）◆事業主に対する義務付け<ul style="list-style-type: none">・使用者（正規労働者50人以上）が医療保険を提供しない場合、労働者30人を超えた労働者1人につき2,000ドル/年の罰金（2014年1月1日からとなっていたが、2013年7

月 2 日に財務省は 1 年後に延期することを発表) (Play or Pay)

◆州に対する義務付け (保険料負担の軽減措置)

- ・医療保険取引制度 (Health Benefit exchange)、小企業医療選択プログラム (Small Business Health Options Program) の創設 (2014 年まで)

◆メディケアの支出削減

- ・高額所得者へのメディケア税の加算
- ・パート C に対する支払い抑制

◆メディケイドの拡大

②事業主が提供する団体保険の概要

ここでは、現在事業主が提供する団体保険の概要を示すことで、オバマの医療保険改革の背景となる基礎資料とする¹²。

現在、多くの被用者は事業主が提供する団体保険に加入している (2011 年時点、国民全体の 57%)。ただし、団体保険の保険プランの給付内容や費用負担のあり方は企業規模によって異なっている。

<団体保険の保険プランの企業規模による特徴>

○被用者に何らかのプランを提供している企業の割合

被用者 200 人以上 : 98%

被用者 199 人以下 : 61%

○被用者による保険料負担の割合 (被用者の家族を給付対象に含めたプランの場合)

被用者 200 人以上 : 年間 3,926 ドル (保険料の 25%)

被用者 199 人以下 : 年間 5,134 ドル (保険料の 35%)

○免責額が高く設定された保険プラン (HDHP) の加入者割合

被用者 200 人以上 : 17% (1,000 ドルに設定されている割合 : 26%)

被用者 199 人以下 : 24% (1,000 ドルに設定されている割合 : 49%)

③オバマの医療保険改革の企業への影響

オバマの医療保険改革が事業主、とりわけ中小企業事業主にどのような影響を及ぼすかについて、Urban Institute(2013)が 2012 年時点の推計を発表している。その概要は以下の通りである。

<医療保険改革の企業への影響 : 2012 年時点での推計>

- ・事業主提供型の医療保険加入者 : 2.7%増 (410 万人増) [1 億 5,150 万人→1 億 5,560 万人]

¹² 石田道彦 (2013) 「アメリカの民間医療保険」 『健保連海外医療保障 No.98』

その中では、被用者が 100 人以下の企業で働く者の保険加入者が 6.3%と最も高い割合で拡大。

- ・ 事業主負担：2.2%増 [5,534 億ドル→5,658 億ドル]
- ・ 被用者一人当たり保険加入コストは平均で 7.3%軽減される。この中で、被用者 50 人未満の小規模事業主については 1.4%負担が軽減される。また、被用者 1,001 人以上の大規模事業主の場合、保険加入コストには変化がないが、これはこの規模では既にほとんどの被用者が保険に加入していることから、変化がほとんど生じないためである。
- ・ 一方で、被用者 101 人から 1,000 人の中規模事業者についてのみ、被用者一人当たり保険加入コストが 9.5%増加する。また、被用者に医療保険プランを提供していない事業主（5%）には罰金の支払い費用が発生する。

④中小規模事業主等への支援

オバマの医療保険改革については、中小規模事業者等に対して以下のような支援措置がなされることになっている。

○中小事業主に対する税額控除

- ・ 被用者 50 人未満の小規模企業に対しては罰金が免除されている。
- ・ 被用者 25 人未満で、平均の支払賃金が 5 万ドル以下の小規模事業主が医療保険を提供する場合、2 年間、保険料負担について税額控除（2013 年：事業主拠出の 35%、2014 年：同 50%）を受けることができる。約 400 万人の事業主が税額控除の対象となる。

○中小企業の労働者を対象とした医療保険エクステンジ（SHOP）の創設

- ・ 被用者 100 人以下の企業を対象に一定の条件を満たした医療保険プランをあっせんする仕組み。州毎に創設される。

○低所得の被用者に対する税額控除

- ・ 保険プランの提供を受けない被用者、または保険プランの保険料負担が世帯収入の 9.5%以上となる被用者に対しては、税額控除がなされる。

⑤オバマ医療保険改革に対する企業の評価

オバマ医療改革（ACA）については、上述のとおり、中小企業で企業負担が増加するという試算結果もあれば、これまで不利な条件で保険契約を結んでいた中小企業にとっては保険加入者が広がるので料率は下がる、という試算もあり、影響の大きさは不明である。

雇用主による医療保険提供が義務付けられる常勤 50 人以上の企業の中には、常勤従業員数を 50 人未満に削減し、パートタイマーを増やす動きもある。

負担増になること以上に、企業にとっては、不確定要素が多く見通しを立てられないことが ACA に対する最大の抵抗理由となっている。

【現地インタビュー調査結果から】

- ACA については、全米独立事業者協会から担当当局に質問しても回答がなかなか得られない。（全米独立事業者協会ミシガン州支部）
- ACA の影響を予測するのは困難である。ただ、これまで何の支援も提供していない企業によっては、新たに何らかの費用が発生することになるので、負担にはなると思われる。（ミシガン州保険・金融サービス省）
- 正確には把握できていないが、やはり企業にとってそれなりの負担になると思う。例えば、従業員が 50 人以下の企業については、従業員を増やすことをためらうだろう。もしくは、同制度の対象外となるパートタイマーを増やすかもしれない。実際にどのような影響がでるか分からない。（サンフランシスコ商工会議所）
- ACA については、不確定要素が多く、どのようになるのか見通しを立てられない。（カリフォルニア州マネジドヘルスケア省）
- オバマ医療保険改革（ACA）について、中小企業は十分にその内容を知らされていない。法案や施行のための文書が膨大であり、何がどうなるのかよく分からない。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター）
- 医療保険エクスチェンジ（SHOP）についても、他の多くの州は、連邦政府が設立した Health Insurance Marketplace に加盟するのに対して、カリフォルニア州は州立で独自に設立した。保険料をはじめ、今後、この改革により何が起こるのかが分からない。医療保険の負担を避けるため、フルタイムからパートタイムへ雇用体系を変える企業も出始めている。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター）

(5) 社会福祉制度

①高齢者福祉施策

アメリカでの高齢者福祉施策については、医療の範疇に入る一部の介護サービスがメディケアでカバーされているが、介護費用を負担するために個人が資産を使い尽くして自己負担ができなくなった場合になって初めて、メディケイドがカバーする。

その他、食事の宅配、入浴介助等の医療の範疇に入らない介護サービスについては、アメリカ高齢者法（Older Americans Act）によって、一定のサービスに対する連邦政府等の補助が定められているが、この予算規模は極めて限られているとされる。

アメリカにおける高齢者介護サービスは、民間部門（特に営利企業）の果たしている役割が大きくなっている。

②保育サービス

保育サービスにかかる全国統一的な保育制度は整備されておらず、州政府が施設整備、職員配置基準などを定めている。連邦政府は連邦保健・福祉省（Department of Health and Human Services : HHS）内に保育の専門部局（保育部 : Office of Child Care）を設置し、州・地域などで低所得の家族が良質の保育サービスを享受できるよう、財政的支援を行っている。

2010年度で連邦は約50億ドルを支出して、州に支援している。州はこの金額を大きな財政的基礎にして、各種サービスを実施している。

(6) 失業保険制度¹³

①失業保険制度の概要

失業保険制度については、連邦失業法の下、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独自のプログラムで管理運営しているが、実態は連邦政府のガイドラインに沿っており、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低限の水準は確保されている。

制度の主要目的は、非自発的失業者に対する一時的所得補償、景気後退期における経済の安定確保とされている。そのため、やむを得ない理由がない自発的失業者に対する給付は通常は行われない。

根拠法令は、連邦失業法（Federal Unemployment Tax Act）及び社会保障法（Social Security Act）第3編、第9編及び第12編である。連邦失業法では制度の適用範囲が定められており、各種のプログラムに一定の要件を課しているが、受給資格、欠格条項、支給期間等制度の具体的詳細については各州が決定する。社会保障法は各州への連邦補助金等に関する規定を定めている。

¹³ 厚生労働省「2011～2012年海外情勢報告」による。

運営主体としては州政府であるが、連邦労働省雇用訓練局（Employment and Training Administration）が監督を行っている。

②財源・保険料率

財源としては、事業主負担の連邦失業保険税（Federal Unemployment Insurance Tax）及び各州の失業保険税である。なお、アラスカ、ニュージャージー、ペンシルベニアの3州のみ本人負担がある。

なお、各州の失業保険税は、通常の失業給付の財源として用いられる。一方で、連邦失業保険税は給付期間延長にかかる給付の財源となっている。

連邦失業保険税率は、各暦年の年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.0%とされている。ただし、州の失業保険税を期日までに納めていた場合には原則として5.4%分が控除され、0.6%となる（適用される州の失業保険税率に関係ない）。各州の失業保険税率は州毎に異なっているが、2011年度の全米平均税率は課税対象賃金の3.44%、賃金総額の0.92%となっている。なお、課税対象となる賃金の上限についても州によって異なっている（年7,000～38,000ドル）。

③受給関連

1)受給期間

州毎に異なるが、大部分の州で26週間を上限としている。ただし、失業率が高い場合には州法に基づいて延長給付（extended benefits）が13週間または20週間追加で支給される。

2)給付水準

州毎に異なるが、多くの州で失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある（週5ドル～653ドル程度）。

④カリフォルニア州の保険制度の概要¹⁴

以下では、カリフォルニア州の失業保険制度の概要（保険料率部分）を整理する。

カリフォルニア州の失業保険税は、他の多くの州と同様に、使用者のみが失業保険税を負担する。この税金は、賃金のうち7,000ドルまでに課税され、新しく事業をはじめる使用者の場合3.4%の税率が3年間維持される。その後は以下で述べる経験料率によって決まる。

○経験料率

経験料率とはいわゆるメリット制であり、使用者の雇用実績（例えば、解雇を行うと率

¹⁴ 柳澤武（2008）「カリフォルニア州失業保険制度の現状と課題」『名城法学 58(1・2), 92-75』

が上がる)によって、異なる失業保険税が適用される。経験料率は 38 段階に分かれているが、更に州の保険財政により AA-F (7 種) と緊急時の F+ (F の 1.15 倍で計算する) までの事実上の 8 種類のテーブルが準備されている (AA が安く F+が高い)。どのランクのテーブルを選択するかは、州の失業保険の財政状態によって決められる (2006~2007 年は緊急時のテーブルである F+が適用されている)。

なお、いずれのテーブルが採用された場合でも、最高税率は 5.4%までが上限 (F+の場合は 1.15 倍の 6.21%) となっているが、最低税率は AA であった場合は 0.1%と非常に低い。

図表 カリフォルニア州の失業保険税 (経験料率) 適用表

Line	経験料率		適用提出率						
	1	2	AA	A	B	C	D	E	F
01	less than	-20	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
02	-20 to	-18	5.2	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
03	-18 to	-16	5.1	5.2	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
04	-16 to	-14	5.0	5.1	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4
05	-14 to	-12	4.9	5.0	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4
06	-12 to	-11	4.8	4.9	5.2	5.4	5.4	5.4	5.4
07	-11 to	-10	4.7	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4	5.4
08	-10 to	-09	4.6	4.7	5.1	5.3	5.4	5.4	5.4
09	-09 to	-08	4.5	4.6	4.9	5.2	5.4	5.4	5.4
10	-08 to	-07	4.4	4.5	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4
11	-07 to	-06	4.3	4.4	4.7	5.0	5.3	5.4	5.4
12	-06 to	-05	4.2	4.3	4.6	4.9	5.2	5.4	5.4
13	-05 to	-04	4.1	4.2	4.5	4.8	5.1	5.3	5.4
14	-04 to	-03	4.0	4.1	4.4	4.7	5.0	5.3	5.4
15	-03 to	-02	3.9	4.0	4.3	4.6	4.9	5.2	5.4
16	-02 to	-01	3.8	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4
17	-01 to	00	3.7	3.8	4.1	4.4	4.7	5.0	5.4
18	00 to	01	3.4	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1
19	01 to	02	3.2	3.4	3.7	4.0	4.3	4.6	4.9
20	02 to	03	3.0	3.2	3.5	3.8	4.1	4.4	4.7
21	03 to	04	2.8	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5
22	04 to	05	2.6	2.8	3.1	3.4	3.7	4.0	4.3
23	05 to	06	2.4	2.6	2.9	3.2	3.5	3.8	4.1
24	06 to	07	2.2	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9
25	07 to	08	2.0	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4	3.7
26	08 to	09	1.8	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5
27	09 to	10	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3
28	10 to	11	1.4	1.6	1.9	2.2	2.5	2.8	3.1
29	11 to	12	1.2	1.4	1.7	2.0	2.3	2.6	2.9
30	12 to	13	1.0	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7
31	13 to	14	0.8	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5
32	14 to	15	0.7	0.9	1.1	1.4	1.7	2.0	2.3
33	15 to	16	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.1
34	16 to	17	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9
35	17 to	18	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.7
36	18 to	19	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5
37	19 to	20	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4
38	20 or	more	0.1	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3

(出所) 柳澤武 (2008) 「カリフォルニア州失業保険制度の現状と課題」『名城法学 58(1・2), 92-75』

(出所備考) カリフォルニア州失業保険法 977 条を基に作成。

⑤ミシガン州の失業保険制度の概要¹⁵

1) 根拠法

- ・ ミシガン州雇用保障法 (the Michigan Employment Security Act)

2) 所管

- ・ ミシガン州失業保険庁 (Michigan's Unemployment Insurance Agency(UIA))

3) 雇主の種類

- ・ 支払雇主 (contributing employer) : 民間の営利企業の雇主のことであり、失業保険税を四半期ごとに支払う (unemployment insurance tax)。保険料は過去の自分が雇っていた労働者の失業の実績 (「経験 : experience)、給与支払額に応じて決まる。
- ・ 還付雇主 (reimbursing employer) : 政府や非営利団体の雇主のことであり、過去に雇っていた労働者が失業給付を受けると、その都度、還付雇主はその額を UIA に支払う。

4) 保険料

- ・ 支払雇主 : 各被雇用者の最初の 9500 ドルの賃金に失業保険税率を乗じた保険料を支払う。

<税率>

- ・ 営業開始の最初の 1,2 年目 : 2.7% (建設業は全体の平均を元に UIA が告知、これまでは 6.8~8.1%の範囲)
- ・ 営業開始の最初の 3,4 年目 : これまでの「経験」 (失業給付実績と賃金総額) に応じて決定。
- ・ 営業開始の最初の 5 年目以降 : 三つの要素から計算されたものを合計して、年間の税率とする。三つの要素とは課税給付要素 (the Chargeable Benefits Component : CBC)、会計形成要素 (the Account Building Component : ABC)、非課税給付要素 (the Nonchargeable Benefits Component : NBC) である。なお、CBC と ABC は、支払賃金総額、過去の失業保険支払額によって決まるため経験要素といわれる。そして、全体の税率は経験税率といわれる。

なお、ミシガン州の経験税率は全米の中で最も高い率となる仕組みであるが、これは、保険税の支払額が実際の保険給付額により近い水準になっているためである (その他の財政支援が入っていないという意味と理解)。

¹⁵ ミシガン州失業保険庁 (UIA) のホームページを参照: <http://www.michigan.gov/uia>

- ・ 還付雇主：前述の通り給付額と同額の保険料額を支払う

5) 連邦失業税法下で州失業保険税（連邦失業保険税の控除）

支払雇主は、連邦失業保険税も支払わなければならない。雇主が連邦失業保険税より先に、あるいは同時に州失業保険税を支払っている場合には、連邦失業保険税を控除される権利を得る。一方で、州失業保険税を先に支払っている場合には、控除額は 10%減額される。満額の控除が得られた場合の連邦失業保険税は、連邦法下の各被雇用者の賃金支払いの最初の 7,000 ドルに控除後の 0.8%を乗じた額となる。

(7) 労災保険制度

労災保険制度は各州法によって定められている。失業保険制度のように連邦法により一般労働者に対する労災保険制度のガイドラインが定められている訳ではない。

一般的な労災保険の場合には、管理運営主体は州当局であるが、3 州では裁判所が管理を行っている。

保険の運営主体は州によって異なり、①州が運営する保険に加入、②州が運営または州政府により認可された民間保険のいずれかに加入、③民間保険に加入、の 3 つのタイプに州が分かれている。なお、上記にかかわらず、事業主自らが加入する保険により州で定められた給付を行うことが 3 州を除いて認められている。

財源は、ワシントン州など 2 州で本人負担がある他は、事業主のみ負担（保険料）である。一般的には保険料は事業の内容や労働災害発生状況により決められる。

II. 企業の公的負担

1. 企業課税の概要

(1) 連邦税

連邦レベルで企業が負担する可能性のある税としては、以下の税が挙げられる。

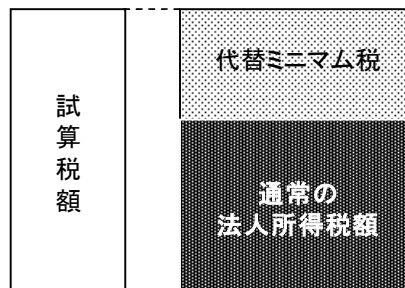
- ・ 法人所得税 (Corporate Income Tax)
 - ・ 事業所得がパススルーされて個人で申告する場合は個人所得税 (Personal Income Tax)
- このほか、物品税 (Excise Tax) として、酒税 (Alcohol)、たばこ税 (Tobacco)、電話税 (Telephone)、オゾン破壊物質税¹⁶ (Ozone-depleting chemicals/products)、運輸燃料税 (Transportation fuels) 等があり得る。

① 法人税

a. 基本税率

米国では通常の法人所得税とともにこれを補完する代替ミニマム税(alternative minimum tax)によって法人所得税は構成されている。企業は通常の法人所得税に加え、試算税額(tentative minimum tax)を計算し、以下の図のように通常の法人所得税が試算税額を下回る場合、代替ミニマム税を通常の法人所得税に加えて支払わなければならない。

<米国における法人所得税と代替ミニマム税>



¹⁶ 近年、徴収実績はない。

内国歳入法（Internal Revenue Code : IRC）に基づき、通常の法人所得税には累進性があり、課税所得に応じて以下の税率が設定されている。（IRC 第 11 条 b および Internal Revenue Service (IRS),”Instruction for Form 1120”）

課税所得額（\$）		税率（%）
超	以下	
0	50,000	15
50,000	75,000	25
75,000	100,000	34
100,000	335,000	39
335,000	10,000,000	34
10,000,000	15,000,000	35
15,000,000	18,333,333	38
18,333,333		35

注：税率が低下している場合、課税所得が大きくなるにつれて、軽減された税の取り戻しが発生するからである。

これに対し、代替ミニマム税を算出するための試算税額は以下の方法で算定される。

代替ミニマム課税所得＝通常の課税所得＋調整項目＋税優遇項目±その他の項目
 試算税額＝(代替ミニマム課税所得－基礎控除)×税率(20%)－外国税額控除

ここで調整項目とは主に 1987 年以降に使用を開始した不動産と動産の減価償却であり、税優遇項目とは、1986 年以前に使用を開始した不動産と賃貸動産の減価償却、百分率法による減耗償却、無形掘削開発費用などである。その他の項目としては調整当期利潤による調整(adjusted current earnings adjustment)などがある。この調整当期利潤による調整とは財務諸表上の当期利潤と、税務上の当期利潤に差がある場合にこれを調整して得られる額のこと、こうした調整項目が 3 種類設定されている。ただし、その他の項目はマイナスになる可能性があり、代替ミニマム課税所得を小さい場合もある。

b. 主な控除、優遇措置等

1) 研究開発税制

ア. 適格研究の範囲

- ・納税者の事業に関連する活動であり、試験及び実験に用いられる研究開発費用の発生が伴うもので、原則として、製品の開発及び改良のために行われる活動。

□物理学、生物学、機械工学及びコンピューターサイエンスの原理を基にする実験プロセス（Process of Experimentation）¹⁷を活用し、本質的な技術に関わる情報を得ることを

¹⁷ 実験プロセス（Process of Experimentation）とは、研究活動の初期段階において、その研究結果を得るために必要な機能並びに手法、又は適切な設計が確実なものとなっていない状況において、研究結果を得るために複数の代替案を試みるプロセスを指す。

目的として行われる活動。

- 納税者の事業要素 (Business component)¹⁸を新たに開発又は向上させるために有用な情報を得ることを目的として行われる活動。事業要素を開発するための機能並びに手法、又は事業要素の適切な設計に必要な情報の不確実性を取り除くことを目的として行われる研究もこれに該当する。
- 十分な適格目的のための実験プロセスの要素を持つ研究活動。

外部委託者へ支払う適格研究開発費用については、支払い費用の 65%相当額は、適格研究費として認められる。これには、納税者の変わりに行われる適格研究に係る費用及び適格研究活動に従事する自社の従業員以外の者に対する支払いも含まれる。(IRC 第 41 条 (b)(3)(C))

ただし、科学研究を主な目的として設立・運営されている私立財団ではない研究機関等の場合は 75%までが適格研究費として認められる。(IRC 第 41 条(b)(3)(C))

また、エネルギー研究を行う適格小企業、大学及び政府研究所の場合は 100%適格研究費として認められる。(IRC 第 41 条(b)(3)(D))

なお、下記に係る活動は適格研究とはみなされない。

- 米国 (プエルトリコ及び米国領域を含む。) 外において行われた研究¹⁹。
- 他社により拠出された資金にて行っている研究。
- 商業販売並びに商業利用のための事業要素が既に確立された後に行われる研究及び事業要素が販売や利用のための基礎機能並びに経済条件を満たした後に行われる研究。
- 顧客要求に基づく既存事業要素の適用。
- 既存事業要素の再生産。
- 日常的に行われる品質管理試験及び検査 (管理調査、市場調査等)。
- 社会科学、美術及び人間科学の研究。

イ. 適格研究の定義

- 適格研究活動に従事している (直接従事している又はその活動を直接的にサポートしている) 研究者の人件費。
- 適格研究に使用される物品 (有形資産) に係る費用。

試験研究費に対する優遇税制としては以下の c. 通常税額控除(Regular Credit)と d. 代替簡素化税額控除(Alternative Simplified Credit)の 2 つがある。

¹⁸ 事業要素 (Business component) とは、自社の事業において販売される、賃借される、又は使用される製品、プロセス、コンピュータ・ソフトウェア、技術、公式及び発明を指す。

¹⁹ 国外の外部委託者へ支払う研究開発用も、自社が外国で実施する研究開発費用も適格研究には認められない。(IRC 第 41 条(d)(4)(F)、及び Internal regulation 1.41-4(c)(7))

ウ. 通常税額控除

通常税額控除における控除額は以下の3つの金額の合計に、IRC 第 280C 条に基づく控除の減額を求めない場合は 20%、減額を求める場合は 13% を乗じた金額となる。

- 1) エネルギー研究組合のエネルギー関連の研究に対する支出額
- 2) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額
－基礎研究経費(qualified organization base period amount)
- 3) 適格試験研究費(qualified research expenses)の 50%と (適格試験研究費－「基礎経費」²⁰⁾ のうちの小さい額

2) は、認定された大学や科学研究機関などの試験研究機関が実施する基礎研究に支払った費用から基礎研究経費を控除した額である。基礎研究経費とは、適格試験研究に対する最小研究費(minimum basic research amounts)と、適格試験研究に対する過去3年間の維持管理費などを加えた額から算出される認定機関の適格試験研究に対する研究費のことをいう。基礎研究経費を控除してマイナスとなった場合には控除できない。

さらに 3) では、企業が支出する 2 つの試験研究費を算出してその小さい金額を選択し、この金額に控除率を乗じて控除額を決定している。なお、このうち、(適格試験研究費－基礎経費) の算出方法を以下に記す。

項目	算出方法
適格試験研究費	政府が認定する試験研究に対する人件費など支出の合計。さらに上記 2) の認定機関に対して支払った基礎研究以外の経費なども一定の条件のもとで適格試験研究費に算入することができる。
基礎経費	下記の ii) 平均総収入額に i) 固定基礎比率(fixed-base percentage) を乗じた額
i) 固定基礎比率	(1984 年から 88 年までの適格試験研究費の合計)/(同期間の総収入額の合計)のことで、これが 16% を超える場合、固定基礎比率は 16% になる。ただし、新規開業企業には別途この比率が設定されている ^{注 1} 。
ii) 平均総収入額	過去 4 年間の総収入額の平均

注 1 : 84 年から 88 年に存在しなかった企業に係る固定基礎比率は、以下の算式による。

94 年以降に開始する事業年度について、設立後、適格試験研究費が初めて発生した年度 (初年度) から 5 事業年度の間 : 3%

6 事業年度目 : 4、5 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 6 で除した割合

7 事業年度目 : 5、6 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 3 で除した割合

8 事業年度目 : 5～7 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 2 で除した割合

9 事業年度目 : 5～8 年目での適格試験研究費と総収入との割合に 2 を乗じ 3 で除した割合

10 事業年度目 : 5～9 年目での適格試験研究費と総収入との割合に 5 を乗じ 6 で除した割合

11 年事業年度目以降 : 5～10 年目のうち、納税者が選択した 5 事業年度における適格試験研究費と総収入との割合

資料 : IRS の 2009 年度納税申告書 Form6765 等より作成

²⁰ 「基礎経費」とは IRS の Form 6765 の Line13 の値のことで、IRS が名称を与えていないため便宜的に与えた名称である。なお具体的な算出方法は表を参照のこと。

エ. 代替簡素化税額控除

代替簡素化税額控除では、通常税額控除のウ. で算出した控除対象となる経費を以下の方法を使用して算出することができる。なお、適格試験研究費の算出方法は通常税額控除と同じである。

$$\text{控除対象経費} = \text{適格試験研究費} - \text{過去3年間の適格試験研究費の平均金額} \times 50\%$$

この値が正であれば、これに 14% を乗じた金額が税額控除される。また、税額控除を受ける年から過去 3 年間に適格試験研究費が 1 年でも存在しない企業の場合、適格試験研究費に 6% を乗じて控除額を算出する。

オ. 税額控除の限度額

IRS では、研究開発支出についての税額控除と損金算入の重複適用を避ける意図から、納税者は、研究開発支出を経費として損金算入にする (IRC 第 174 条(a)) か、資本支出として償却対象とする (IRC 第 174 条(b)) かの選択を行うことができる措置を講じている。

1) 経費として損金算入する場合 (IRC 第 174 条(a))

研究開発支出について、研究開発税額控除分は損金算入が認められていない (IRC 第 280 条 C(c)(1))。したがって、損金算入額については、税額控除分が差し引かれることになる。

$$\text{研究開発支出についての損金算入額} = \text{控除対象研究開発支出} - \text{研究開発税額控除額}$$

この結果、実質的な研究開発税額控除率は以下のとおりとなる。

- ・通常税額控除の場合：研究開発税額控除率 20%×法人税率分、控除率が減少する。
(法人税率 35% の場合、実質税額控除率は、 $20\% - 20\% \times 35\% = 13\%$ となる。)
- ・代替簡素化税額控除の場合：研究開発税額控除率 14%×法人税率分、控除率が減少する。
(法人税率 35% の場合、実質税額控除率は、 $14\% - 14\% \times 35\% = 9.1\%$ となる。)

2) 資本支出として償却する場合 (IRC 第 174 条(b))

研究開発支出を資本支出 (ただし、IRC 第 167 条、611 条対象資本を除く) とする場合、5 年以上の期間に亘り比例的に繰延べ費用として償却することができる (IRC 第 174 条(b))。

償却額分を上回る税額控除額分は次年度以降に繰り越されるとともに、将来の償却額

から減じられることになる（IRC 第 280 条 C(c)(2)）。

3) 税額控除額減少の選択（（IRC 第 280 条 C(c)(3)））

納税者が税額控除よりも、経費としての損金算入または償却を選択したい場合、減額した税額控除額（**reduced credit**）を選択することができる。この場合の研究開発税額控除額は、最高法人税率 35%相当分を除いた控除対象研究開発支出となる（すなわち、控除対象研究開発支出の 65%分）

2) 減価償却

ア. 固定資産

現行では、3種類の減価償却制度が並存している²¹。

使用を開始した時点	減価償却制度
a. 1980年12月31日以前	IRC第167条による減価償却
b. 1981年1月1日以降 1986年12月31日以前	加速度原価回収制度 (Accelerated Cost Recovery System : ACRS)
c. 1987年1月1日以降	修正加速度原価回収制度 (Modified Accelerated Cost Recovery System : MACRS)

1) 第167条による減価償却

耐用年数を納税者が過去の実績等から判断するシステムに加え、基準耐用年数表に定める耐用年数の前後20%の範囲で、納税者が償却期間を決定できる「種類別試算減価償却範囲制度 (class life Asset Depreciation Range system : ADR)」の採用が認められた。

償却方法は、定額法、200%定率法、150%定率法、級数法がある。加速償却(定額法以外)の利用については、資産ごとに別途制限がある。

残存価額は納税者が過去の実績等から判断しなければならないが、3年以上の有形動産については、10%を超過する残存価額部分を無視して毎年の減価償却費を計算することが認められている。

2) 加速度原価回収制度

1981年経済回復税法 (Economic Recovery Act of 1981) により、1981年1月1日以降1986年12月31日以前に使用開始の固定資産については、実際の経済的耐用年数よりも短い期間での償却が可能となった。また、適格資産の取得について每期一定額までを即時費用化することが認められている (179条即時費用化選択 : section 179 expense election (後述))。残存価額はゼロとし、すべての償却資産について動産は償却期間を3年、5年、10年、15年の4種類、不動産は2種類となり、その分類に応じた償却率をIRSが用意することで納税者の負担軽減が図られている。

3) 修正加速度原価回収制度

1986年税制改革法 (Tax Reform Act of 1986) により、所得税率の引き下げと引き換えに、償却期間を延長した修正加速度原価回収制度が導入されている。なお、残存価額はゼロで計算する。(IRC第168条(b)(4))

修正加速度原価回収制度における通常の減価償却での償却年数、償却方法、資産分類は以下の通り。

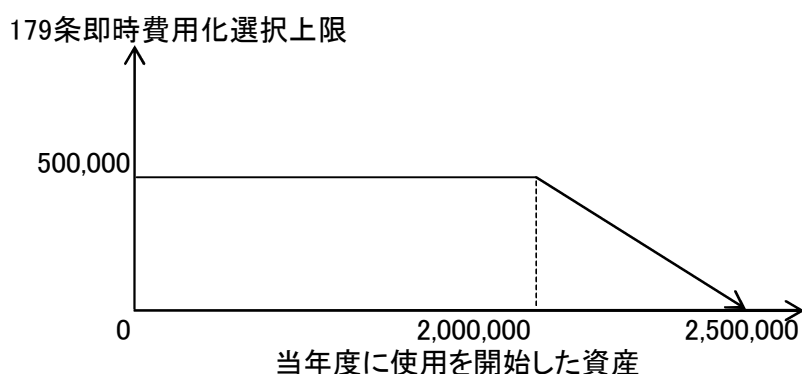
²¹ 減価償却制度の内容は、伊藤公哉『アメリカ連邦税法第4版』中央経済社、2009年を基に、その後の制度変更を加筆した。

償却年数	対象資産	償却方法	主な資産分類	使用開始期平均化の方法
3年	主に動産	200%定率法	3歳以上の競走馬	原則：半年分 例外：四半期の半分
5年			車輛、電子複写機、電子計算機	
7年			事務用家具、一般機械	
10年			船舶、電気計器、電力システム	
15年		150%定率法	原子力発電設備	
20年			ガス供給設備	
27.5年	不動産	定額法	居住用賃貸不動産（アパート）	半月分
39年			非居住用不動産（商業ビル、倉庫）	

注：減価償却資産の耐用年数の詳細は、IRC 第 168 条に基づく IRS Publication 946 “How to Depreciate Property” Appendix A および B を参照

4) 179 条即時費用化選択

IRC 第 179 条の規定により、有形動産や一定のコンピュータ・ソフトウェアの取得原価を取得時に即時費用化することを選択できる。即時費用化できる金額には上限があり、2013 年の場合 50 万ドルとなっている。また、各年度に取得した資産（不動産を除く）の総額が一定額（2013 年の場合 200 万ドルを超過した場合）超過額 1 ドルにつき 1 ドルずつ即時費用化できる金額は逡減される。したがって、2013 年の場合取得総額が 250 万ドルを超えると、この制度を利用することはできない。



なお、即時費用化できる金額は、納税者の課税所得金額を超えることはできないが、課税所得を超過する部分は、翌年以降に繰り越すことが可能である。

イ. 無形資産

IRC 第 197 条の規定により、営業権や商標権、免許・許認可・技術情報などの無形資産については、15 年間の償却（amortization）が認められている。なお、自己創設の無体財産は、基本的には償却控除することはできない。

3) 繰越欠損金

欠損金については、原則として2年間の繰戻と20年間の繰越が可能になっている。まず2年間の繰戻措置が取られるのは、当該企業の資金不足を解消することが目的で、繰戻で相殺できない場合には最長20年間繰越することができる。

繰戻を受けずに繰越することも可能であるが、一度申請すると繰戻を受けることはできない。

(IRC 第 172 条)

(2) 州税

①カリフォルニア州

はじめに、カリフォルニア州での主たる企業課税を整理すると、以下のとおりとなる。

○法人所得税

カリフォルニア州では営業実態のある企業に対してはフランチャイズ税、営業実体の無い企業には法人所得税が課税される。両税とも税率は、C-Corp となる企業には 8.84%、S-Corp となる中小企業は、1.5%である。フランチャイズ税を支払う企業に対しては、連邦法人税と同様に、定額のミニマムフランチャイズ税が義務付けられている。

事業主の所得に算入されるパススルー事業体には個人所得税（累進税）が課税される。

○固定資産税

1978年の住民投票によって成立した住民提案第13号(Proposition 13)により、カリフォルニア州では固定資産税に対して厳しい制約が加わることになった。固定資産税率は評価額の1%を超えてはならず、所有を継続する限り、2%を超えない範囲の物価上昇率を上限とすることとなっている。所有権の移転と新たな建物の建設に伴って再評価を行う。棚卸資産に対する固定資産税は、非課税である。災害以外では教会、非営利の大学、墓地、博物館、学校等では免除される。

○売上税・使用税

カリフォルニア州の売上税・使用税率は州税分が7.50%、カウンティ分が0.0~2.50%の範囲で加算される。免税は、食品（コーヒーやパンなどを除く加熱食品や、レストランや小売施設での食事は課税）、医療サービス、医療機関や介護施設などでの供食、医療機関による処方箋のある医薬品、代替エネルギーによるエネルギー供給など。

○個人所得税

上述のとおり、カリフォルニア州において、事業所得のパススルーにより個人所得税として納税する場合、最高税率は12.3%で、代替ミニマム課税は7%である。課税所得が1百万ドルを超える場合は、さらに1%の mental health surcharge が課される。

この他、選択的売上税・使用税として、

- ・自動車関連（自動車登録料、重量料、タイヤ税）
- ・廃棄物関連活動料（有害廃棄物処理料、有害廃棄物環境料、有害廃棄物施設料、有害廃棄物発電機料、統合廃棄物管理料、産業鉛毒防止料、オイル流出防止料）
- ・アルコール関連（酒類販売権使用料、アルコール・飲料税）
- ・たばこ関連（たばこ生産税、たばこ税）
- ・資源利用関連（地下貯蔵タンク維持料、水利権料、航空燃料税、天然ガスサーチャージ、ガソリン税、ディーゼル燃料税、電気料金サーチャージ）

などがあり得る。

a. 法人所得税

1) 税率

カリフォルニア州歳入租税法(California Revenue and Taxation Code)に基づき、カリフォルニア州では法人所得税としてフランチャイズ税(Corporation Franchise Tax)と州法人所得税(Corporation Income Tax)が課されている。なお、法人所得税の所管はフランチャイズ税委員会(Franchise Tax Board)である。

一般にカリフォルニア州で営業実態のある企業に対してフランチャイズ税が、営業実態がない企業がカリフォルニア州で所得があった場合に州法人所得税が課税される²²。

州法人所得税に対しては、連邦の法人税と同様にこれを補完する代替ミニマム税(alternative minimum tax)が課税され、フランチャイズ税を支払う企業に対しては定額のミニマムフランチャイズ税(Minimum Franchise Tax)が義務付けられている。

複数州で課税所得がある場合、以下の方法によって所得を配賦する。

ア. 所得を事業所得と非事業所得に区分する。

イ. 非事業所得である受取利息、受取配当金、ロイヤリティー、キャピタルゲイン等は、納税者の主たる事業所在地や資産の主たる使用地にある州に全額配賦される。

ウ. 事業所得は、資産・給与・売上の3つの配賦要素 (Apportionment Factors) のそれぞれについて、全社ベースの金額に対するカリフォルニア州帰属分を計算し、その金額を単純平均して配賦比率を算出し、これに事業所得を乗じてカリフォルニア州帰属所得とする。

法人所得税は一般企業(C-Corporation)と中小企業(S-Corporation)で税率が異なり、さらに銀行などの金融法人に対しては追加税率が設定されており、その詳細は以下の通りである。

	一般企業	中小企業	金融法人	
			一般企業	中小企業
税率 (%)	8.84	1.5	10.84	3.5
ミニマムフランチャイズ税 (\$/年)	800	800	800	800
代替ミニマム税 (%)	6.65	—	8.65	—
その他 (%) ^注	—	8.84	—	8.84

注：一般企業であるときに蓄積された含み益(built-in gains) を転換後 10 年以内に処分した場合は、転換時に生じている含み益部分が法人所得として課税される。

資料：California Franchise Tax Board "California's Corporation Taxes Frequently Asked Questions"

²² https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/Reports/2011_A-3.pdf
https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/Reports/2011_Footnotes_A3.pdf
https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/

2) 研究開発税制²³

ア. 研究開発税制の適用条件

カリフォルニア州の研究開発税制はカリフォルニア州で行われた研究開発に限定されているが、連邦歳入庁の制度に準じて運用されている。研究開発に対する税額控除を受ける場合、通常税額控除と代替増加額税額控除のどちらかを申請することになる。

- ・ 適格研究の基準は内国歳入法に従っている。
- ・ 研究開発税制は一般企業、中小企業、パートナーシップ、LLC、トラストなどが利用できる。
- ・ カリフォルニア州と連邦歳入庁の双方に研究開発税額控除を申請する必要はない。
- ・ 税額控除は複数の企業、パートナーが申請した場合、等分に配分するか、1つの納税者に配分される。
- ・ 中小企業が法人所得税から税額控除を受ける場合、法人税額の3分の1まで申請することができる。
- ・ 中小企業は100%の税額控除額を株主に比例配分することができる。

イ. 通常税額控除(Regular Credit)

通常税額控除における控除額の算出方法は連邦政府の研究開発税制と同様に以下の2つの適格試験研究費等を算出することで行われる。

- 1) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額－基礎研究経費(qualified organization base period amount)
- 2) 適格試験研究費(qualified research expenses)の50%と(適格試験研究費－「基礎経費」)のうちの小さい額

一般企業は1)と2)に基づいて、中小企業やパートナーシップ等は2)に基づいて税額控除額を算出する。1)に24%を乗じ、2)には15%を乗じて一般企業の場合にはこれらを合算し、他の法人形態では2)には15%を乗じる。ここで算出した額にさらに法人形態による以下の係数を乗じた額が税額控除額となる。

	個人・トラストなど	一般企業	中小企業
係数	90.7%	91.16%	98.5%

資料：Franchise Tax Board "California Forms 3523 2011(Research Credit)"

²³ https://www.ftb.ca.gov/forms/2011/11_3523.pdf

ウ. 代替増加額税額控除(Alternative Incremental Credit)

代替増加額税額控除では通常税額控除と同様に以下の適格試験研究費等を算出する。

- 1) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額－基礎研究経費(qualified organization base period amount)
- 2) 適格試験研究費(qualified research expenses)

研究開発の税額控除の開始年度に先立つ4ヵ年の平均粗収入額に基づき以下の手順で税額控除の額を決定する。

$$\begin{aligned} \text{①} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 1.0\%) \\ \text{②} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 1.5\%) \\ \text{③} &= (\text{①} - \text{②}) \\ \text{④} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 2.0\%) \\ \text{⑤} &= (\text{②} - \text{④}) \\ \text{⑥} &= (\text{③} \times 1.49\% + \text{④} \times 1.98\% + \text{⑤} \times 2.48\%) \end{aligned}$$

一般企業は 1)と 2)、⑥を加え、その他の法人形態では 2)、⑥を加えた上で、それぞれ以下の係数を乗じて税額控除額を算出する。

	個人・トラストなど	一般企業	中小企業
係数	90.7%	91.16%	98.5%

資料：Franchise Tax Board "California Forms 3523 2011(Research Credit)"

エ. 税額控除の繰越

カリフォルニア州では研究開発に対する税額控除の全額を控除するまで繰越することができるが、繰り戻すことはできない。

3) 減価償却

カリフォルニア州の減価償却制度は、基本的には連邦政府の制度を踏襲している。ただし、歳入租税法 24356 条以下に、連邦税制で認められていてカリフォルニア州税制で認められていない項目が以下のとおり規定されている²⁴。主なものは以下のとおり。

- 課税年度の 2010 年度、11 年度に限った 179 条即時費用化選択の適用
- 2010 年に購入、共用された定めのある営業用車両あるいは高級車に対する初年度償却
- 定めのある精製業者の除外に関する連邦歳入法 613A(d)(4)の適用
- 2008 年から 10 年に購入、共用された資産ならびに 11 年度の定められた資産に対する 150%償却の適用(連邦歳入法 168(k))
- 2008 年 10 月 3 日以降に共用された、定めのある資産に対する初年度償却の追加措置ならびにボーナス制度の中で試験研究とミニマム税額控除の選択
- カリフォルニア州のスマートメーター・スマートグリッド制度における加速度回収制度の償却期間
- 特定の疫病(Phylloxera or Pierce's disease)によって取り除かれたぶどうの 10 年償却期間の 5 年への短縮
- ガソリンスタンド、コンビニ等関連施設に対する連邦の特別償却期間の適用
- 修正加速度減価回収制度 (Modified Accelerated Cost Recovery System: MACRS)の適用

²⁴ https://www.ftb.ca.gov/forms/2011/11_3885.pdf

4) 繰越欠損金

カリフォルニア州では 2008 年度から 2011 年度まで一部の欠損金を除き、繰越の計上を中止していた。これらは現在そのまま持ち越されている。

カリフォルニア州では繰越欠損金を①一般欠損金と②災害損失、③新規事業欠損金、④中小企業欠損金に分類し、さらに欠損金の発生年度ごとに細かく規定が設定されている。災害損失は個々の災害ごとに規定が定められており、これを除く 3 つの欠損金の繰越については以下のように定められている。

①一般欠損金の繰越

欠損金発生時期	処理可能額	繰越期間
2008 年 1 月 1 日以降	100%	20 年
2004 年-2007 年	100%	10 年
2002 年-2003 年	60%	10 年
2000 年-2001 年	55%	10 年
1987 年-1999 年	0%	失効

③新規事業欠損金の繰越^{注1}

欠損金発生時期	処理可能額	繰越期間
2008 年 1 月 1 日以降	100%	20 年
2000 年-2007 年	100% ^{注2}	10 年
1994 年-1999 年(1 年目)	100%	8 年
(2 年目)	100%	7 年
(3 年目)	100%	6 効

注1：新規事業とは 1994 年 1 月 1 日以降にカリフォルニア州で行われた事業活動で、新規事業で発生した欠損金のことをいう。

注2：事業開始 3 ヶ年を対象とする。

④中小企業欠損金の繰越

欠損金発生時期	処理可能額	繰越期間
2008 年 1 月 1 日以降	100%	20 年
2000 年-2007 年	100%	10 年
1994 年-1999 年	0%	失効

資料：Franchise Tax Board "California Forms & Instructions 100 2012(Corporation Tax Booklet)"

連邦政府と同様に欠損金については、2 年間の繰戻が可能となっているが、以下のように発生時期により繰り戻すことができる金額に制限が設けられている。

欠損金発生時期	処理可能額
2013 年 1 月 1 日—2013 年 12 月 31 日	50%以下
2014 年 1 月 1 日—2014 年 12 月 31 日	75%以下
2015 年 1 月 1 日—	100%

資料：Franchise Tax Board "California Forms & Instructions 100 2012(Corporation Tax Booklet)"

b. 売上・使用税

1) 概要

カリフォルニア州歳入租税法(California Revenue and Taxation Code)に基づき、カリフォルニア州では売上税、使用税を課税している。なお、州政府における売上・使用税の所管は衡平委員会(Board of Equalization)である。

売上税は小売売上額に課税されるもので最終消費者への販売に対して行われる。これは製造業者や卸売業者が販売する場合にも適用され、課税は単段階で行われる²⁵。

- ・課税団体は州であり、カリフォルニア州の場合地方売上税が上乗せ課税されている。地方売上税はカウンティ政府や自治体政府が課税団体となっている。
- ・納税義務者は小売業者等の販売者であるが、消費者への転嫁が可能なため、実質的な税負担は消費者となる。
- ・カリフォルニア州では①州内で事業を営む者で、②売上・使用税の課税対象となる物品等の販売を目的とする者に対して、登録後、小売許可証を発行している²⁶。
- ・登録に際して登録料は徴収されないが、州が一定の条件下において保証預託金 (security deposit)を要求できるとしている²⁷。

使用税はカリフォルニア州の売上税に対する課税が行われない物品等を保管、使用、消費する場合に課税される。この税目は売上税の導入に伴い、州間の税率格差による消費行動の変化によって州内の小売業者等が不利益を被らないように導入された。使用税の導入はカリフォルニア州が最も早く、1935年から徴収が始まっている。

- ・課税団体は州であり、使用税も売上税同様地方政府の上乗せ課税がある。地方使用税はカウンティ政府や自治体政府が課税団体となっている。
- ・納税義務者は物品等の保管、使用、消費を行う者である。
- ・カリフォルニア州外で売上税を支払っている場合には購入州の税率との差額をカリフォルニア州に納税することになる。

²⁵ 自治体国際化協会(2000)「米国の州、地方団体における売上・使用税の概要」2頁、8～10頁

²⁶ <http://www.boe.ca.gov/pdf/pub73.pdf> 1頁

²⁷ <http://www.boe.ca.gov/pdf/pub73.pdf> 3頁

2) 税率

カリフォルニア州では財政危機の影響から 2009 年 4 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで売上・使用税の税率は過去最大となり、州 7.25%、カウンティ 1.00%となっていた。その後、州の税率は 6.25%に低下したが、2013 年 1 月 1 日から 6.50%に再び引き上げられている。最新の税率は以下の通りである。

州税率	地方政府の課税範囲
6.50%	0.0-2.50%

資料：Sales Tax Institute “State Sales Tax Rates”²⁸

カリフォルニア州の場合、州税率の 6.5%にカウンティ政府の 1.0%を加えた 7.5%が最低税率となっており、これにカウンティ政府、自治体政府が独自の判断で課税している。例えば、ロサンゼルス市の場合、ロサンゼルスカウンティ政府のみが上乘せ課税している。その内訳は以下の通りで、ロサンゼルス市の売上・使用税は最終的に 9.0%である²⁹。

課税団体	税率	課税日
Los Angeles County Transportation Commission (LATC)	0.50%	91 年 4 月 1 日
Los Angeles County Transportation Commission (LACT)	0.50%	82 年 7 月 1 日
Los Angeles County Metro Transportation Authority (LAMT)	0.50%	09 年 7 月 1 日

資料:California State Board of Equalization “California City and County Sales and Use Tax Rates”

3) 課税品目及び免税品目

カリフォルニア州衡平委員会では「売上・使用税（免税品目と課税品目）(Sales and Use Taxes: Exemptions and Exclusions)³⁰」を発行している。これによると、食品は原則免税品目とされているが、コーヒーやパンなどを除く加熱状態の食品や、レストランや小売業者の施設での食事などには課税される。

医療サービスに対しても課税は行われず、医療機関や介護施設などで提供される食事も免税対象となっている。医薬品も医療機関による処方箋があれば免税となるが、処方箋を伴わない医薬品の購入に対しては売上・使用税が課税される。

カリフォルニア州政府が推進している代替エネルギー事業に伴うエネルギー供給に対しては売上・使用税は課税されず、コ・ジェネレーション技術を活用したエネルギー供給も免税となっている。

²⁸ <http://www.salestaxinstitute.com/resources/rates>

²⁹ サンフランシスコ市の場合、カウンティ分は 1.25%であり、最終税率は 8.75%である。

³⁰ <http://www.boe.ca.gov/pdf/pub61.pdf>

c. 新たな企業税制

カリフォルニア州では 2014 年からエンタープライズ・ゾーン (EZ) を廃止し、新たな 3 つのインセンティブプログラムを導入することになった。なお、エンタープライズ・ゾーンの税額控除の繰越は 10 年間継続されることになっている。

1) 概要

2014 年度に導入される新たな企業税制は以下の 3 つのプログラムで構成されている。

①売上税免税

現在 EZ で利用されている売上税の免税制度を州全域に拡大し、製造業とバイオテクノロジーの研究開発企業による製造設備や研究開発装置の購入に対する売上税を免除する。14 年の 7 月 1 日から 22 年 6 月 30 日まで、州の売上税 4.19% から購入した設備費 2 億ドル分が免税される。

②雇用税額控除

雇用税額控除は失業と貧困の双方で上位 25% 内にある国勢調査区で事業を行う事業者を対象としている。この制度は富裕地域を除いた EZ や Local Agency Military Base Recovery Areas に対しても適用され、アントロープバレー (Antelope Valley) やワトソンビル (Watsonville) といった近年 EZ から外れた地域も改めて対象となっている。

雇用税額控除制度は、長期失業者や、退役後 12 ヶ月以内の退役軍人、連邦所得税控除を受ける人、前科者、CalWorks などの支援を受けている人を雇用した場合で、ネットで雇用者数が増加した事業者を対象とする。控除額は、5 年間にわたり最低賃金の 1.5 倍から 3.5 倍の範囲で支払われた賃金の 35% である。州が指定する 5 つのパイロット地域で時給 10 ドルから始まる賃金に対して税額控除を適用する。これは 14 年 1 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までである。

③競争的税額控除

競争的税額控除はビジネス経済開発局 (Governor's Office of Business & Economic Development) が運営していくことになるが、事業者の提供できる条件によって利用できる税額控除が決定される。この基準には新規雇用者数や維持される雇用者数、事業開発地域における貧困の程度、最低保障制限、雇用維持期間等が含まれる。事業者ごとの控除条件は 5 人委員会において決定される。但し、要件を充足しない場合には控除の返還を求められることになり、また税額控除の 25% は中小企業が対象となる。

2) EZ との比較

新たな企業税制プログラムと EZ を比較すると以下のようなになる。

図表 EZにおける税制（2013年まで）と新税制（2014年以降）の比較

		EZ	新企業税制
売上税免税	適用タイプ	所得税額控除	売上税の免税
	適用対象	EZ内の事業所得に限定	州売上税（4.19%）を対象
	上限額	企業以外は100万ドルの投資 企業は2,000万ドルの投資	すべての事業者に対し2億ドルの投資を上限
	申請方法	税務申告で請求	購入時に免税
	事業立地	EZへの立地が条件	カリフォルニア州全域
	税額控除の対象	製造設備のみ（研究開発関連は対象外）	製造設備に加え、製造業とバイオの研究開発設備、賃貸設備の改修費（例：クリーンルーム）
雇用税額控除	ミドルクラス賃金	時給12ドルまでの賃金が対象で対象外	時給12ドルから28ドルまでの賃金（パイロット地域では時給10ドル超）で、対象となる
	控除額上限	雇用者1人当たり3.6万ドル（5年間で2,000時間分）	雇用者1人当たり5.6万ドル（5年間で2,000時間分）
	算出方法	初年度賃金の50%で次年度以降10%ずつ削減し、5年間のトータルで賃金の150%	毎年賃金の35%で、トータルで賃金の175%
	被雇用者の条件	広範囲（税額控除を受けるために雇用するコンサルタントがいる）	6ヶ月以上の長期失業者や、退役後1年以内の退役軍人、連邦所得税控除を受ける人、前科者、CalWorksなどの支援を受けている人
	貧困地域の削減	貧困削減以外の観点からEZの境界が決定されてきた	失業と貧困の双方で上位25%内にある国勢調査区、富裕地域を除いたEZやLocal Agency Military Base Recovery Areas
	遡及適用	可能	不可能
	現雇用者の入れ替えに対する適用	可能	不可能（新規雇用のみ適用）
競争的税額控除	情報公開	非公開（税務情報は部外秘）	公開（フランチャイズ税委員会のHPで公開予定）
	情報公開	非公開（税務情報は部外秘）	公開（ビジネス経済開発局のHPで公開予定）
	事業の拡大	EZ内のみ事業が拡大	州全域に適用
	事業者に対する魅力	カリフォルニア州で新たに事業を実施する事業者はEZにのみ立地	州全域に適用
競争的税額控除	税の控除	低所得職業に対するインセンティブを付与	ビジネス経済開発局が新規雇用数、立地、新たな資本投資などの要素に基づき税額控除の額を交渉して決定

資料：The Governor's Office of Business and Economic Development "California Economic Development Initiative"

エンタープライズ・ゾーンの廃止とこれに代わる優遇税制に関する法案は、2013年7月に州下院法 93(Assembly Bill 93 : AB93)として通過した。これは、上述のとおり、エンタープライズ・ゾーンのみで認められていた部分的な売上税控除を、州全体を対象に認めるものであり、製造業について、製造購入費に対する売上税・使用税を控除できるものである。控除額の上限は200百万ドルである。グリーンテクノロジー、食品加工、バイオ、PC メーカー等あらゆる製造業に適用される。なお、AB93には、2014年1月1日から2020年12月31日までの間の雇用税額控除も含まれている。

AB93は、カリフォルニア州のビジネス環境を良くしようとする議会の意志を示すものとして捉えられる。

②ミシガン州

はじめに、ミシガン州での主たる企業課税を整理すると、以下のとおりとなる。

○法人所得税

ミシガン州では C-Corp となる企業に 6% の所得課税を課しており、事業主の所得に算入されるパススルー事業体には個人所得税 4.25% が課税される。

○固定資産税

不動産と動産は市場価格の 50% で評価され、非居住用固定資産税は評価額の 4.92% で、事業用動産に対して学校では 2.4% 減税され、商業用は 1.2% 減税される。事業在庫や特定の設備、環境保全設備には課税されない。

軽減措置としては、特定の団体に対して新規の動産に対する固定資産税を 100% 免除したり、製造加工業やハイテク企業では、あらゆる固定資産税について最大 12 年間 50% の減税措置もある。リハビリ施設に対しても免税することが可能になっている。また、州内 100 箇所を超えるルネサンスゾーンでは固定資産税は免除される。

○売上税

ミシガン州の売上税率は 6% であり、地方政府は課税を許されていない。

製造設備や生産用電気ガス、環境保全設備に対しては売上税は課されない。

○個人所得税

上述のとおり、ミシガン州において、事業所得のパススルーにより個人所得税として納税する場合、その税率は 4.25% である。

この他、公共施設税、無形資産税、不動産譲渡税、また、選択的売上税・使用税として、

- ・自動車燃料税
- ・空港駐車場税
- ・商業用移動無線税
- ・コンベンション施設税
- ・工業・産業用施設税
- ・たばこ税
- ・環境保全規制料
- ・ガス・石油利権料
- ・ガス・石油鉱産税

等があり得る。

a. 法人所得税

1) 法人所得税(Michigan Corporate Income Tax)の導入³¹

ミシガン州では、2007 年に単一事業税(Single Business Tax)の廃止が決定され、ミシガ

³¹ ミシガン事業税に関する報告書の要約

ン事業税(Michigan Business Tax)に移行した。さらに 2011 年にはミシガン事業税も廃止され、2012 年から法人所得のみに課税する法人所得税が導入された。

ア. 法人所得税の導入の経緯

76 年に 7 つの企業関係税（法人所得税、法人免許税、棚卸し資産税等）を統合して創設された単一事業税は、企業が消費した行政サービスあるいは企業の受益に従う応益原則による租税であった。単一事業税では、連邦法人税の課税所得に報酬、減価償却、支払利子等を加えて算定した額に、付加価値の州間配分率を掛けて課税ベースとしている。さらにこの課税ベースから資本取得が控除される。このように単一事業税は付加価値に課税されるため所得型の性格を持ち、一方資本取得控除が認められていることから消費型の性格も併せ持つユニークな税と評価されてきた。

また、単一事業税で使用される付加価値の州間配分率は、資産、賃金、売上という 3 要素の全米に占めるミシガン州の割合に、それぞれウェイトを用いて加重平均したものである。この 3 要素に対するウェイトは 91 年まで各要素が 1/3 ずつとされていたが、その後、資産と賃金のウェイトが順次下げられていき、99 年からは資産と賃金が 5% ずつ、売上高が 90% となっていく。これはミシガン州内の工場で製造し、州外で販売する割合が大きい企業の税負担の軽減を意図したものであった。

単一事業税は計算方法が複雑な上に、様々な特例措置が加わることで税務行政を煩雑にしていた。さらに特例措置によって付加価値税の効果を歪めているといった批判が行われるようになる。とりわけ大企業と中小企業に配慮したことで課税ベースを広くするといった単一事業税の目的も失われ、納税しない企業は半数にまで増加した。この結果、納税額の 60% は 4% の企業で占められるようになった³²。このような問題を解決するため、単一事業税を廃止し、2008 年 1 月 1 日からミシガン事業税(Michigan Business Tax)に移行した。

ミシガン事業税は、ミシガン州で事業を行っていれば、法人に限らず課税され、法人所得に相当する額の 4.95%、総収入額の 0.8% を納税する仕組みであった。ミシガン事業税は導入されたばかりであったが、2011 年 5 月には法改正が行われ、ミシガン事業税が廃止されている。これに代わって新たに法人所得に課税する法人所得税が導入されている。

イ. ミシガン事業税の概要

ミシガン事業税の特徴は、ミシガン州で事業を行っていれば、法人に限らず課税される仕組みであったことである。この税は法人所得に相当する額と総収入に対して課税され、金融・保険業には別途課税標準等を設定している。ミシガン事業税の概要は以下の通りであった。なお、ミシガン事業税時代の税額控除の適用期間内においては、企業の納税申告は新たな法人所得税制によって行っても、ミシガン事業税によって行ってもよいこととな

³² http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zei_d_03.html

っている（移行措置）。

- ・総売上 35 万ドル以下の法人は納税申告を免除される。
- ・法人所得は連邦で使用する法人所得、S-Corp とパートナーシップでは法人所得に相当する額の 4.95%を事業所得税(Business Income Tax)として徴収する。
- ・総収入額から他の企業からの購入したものを控除した額の 0.8%を修正総収入税 (Modified Gross Receipts Tax)として徴収する。なお、他の企業から購入したものは、課税年度内の在庫、資本支出、特定の財などである。企業が徴収した売上税などは含まない。
- ・法人所得や総収入額は売上を基準に全売上に占めるミシガン州の割合を、法人所得等に乗じて算出する。
- ・修正総収入税は自動車のディーラー、建設業者、自営業者、パートナーシップ、LLC などは課税標準を減額できる。
- ・保険会社は総保険料の 1.25%を、金融法人は 5 年間の平均純資本額の 0.235%を、ミシガン事業税として納付しなければならない。
- ・資本購入、研究開発支出、産業動産の購入に伴って発生する固定資産税などに対して税額控除があり、また中小企業に対する税額控除もある。

2) 法人所得税の概要及び税率

新たに導入された州法人所得税はミシガン事業税と異なり、法人所得にのみ課税する仕組みである。加えて、ミシガン事業税ではパススルー事業体と呼ばれるパートナーシップや LLC に対しても課税していたが、州法人所得税の納税義務者は企業に限られている。加えて、年間の総収入額が 35 万ドルに満たない企業は申告義務を負わず、小規模事業に対する税額控除(Small Business Alternative Credit)が存在する。また、ミシガン事業税の下で実施された制度が継続していることなどを理由に企業がミシガン事業税を選択することも可能になっている。さらに金融・保険業に対しては異なる課税が行われている。

州法人所得税の課税標準は連邦歳入庁の法人所得に以下の加算項目と控除項目を考慮したものである。但し、交通サービス企業や通信会社にはこの算定方法を適用していない。

加算項目	ミシガン州外の債券・証券会社からの利子・配当収入
	当期純利益に対する課税
	連邦所得で計上した繰上・繰越欠損金
控除項目	ユニタリー事業グループのメンバーではない個人に対するロイヤルティや利子、その他の費用の支払
	ユニタリー事業グループではないパススルー事業体や S-Corporation からの収入
	外国人や外国企業からの配当やロイヤルティ
	米国債からの利子

資料：Michigan Department of Treasury” 2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers”

	一般企業
税率	6.0%

資料：Michigan Department of Treasury "2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers"

ミシガン事業税から州法人所得税への変更によって、各州の税制を評価しているタックスファウンデーション (Tax Foundation³³) の評価が大きく修正された。法人税のランキングでは全米 49 位から 7 位に大きく前進し、法人税制全体でも 18 位から 12 位にランクを上げている。

3) 小規模事業税額控除(Small Business Alternative Credit)

ア. 適用条件

金融・保険業を除き、あらゆる企業は以下の条件を満たせば、小規模事業税控除を受けることができる。この制度はミシガン事業税から継続しており、州法人所得税における唯一の税控除制度となっている。

- ・総収入が年間 2,000 万ドル以下であること
- ・損失調整後の調整事業所得が 130 万ドル以下であること
- ・LLC のパートナー等に対する損失調整後の配分所得が 18 万ドル以下であること

イ. 税控除額の算出方法

連邦歳入庁の法人所得に繰戻・繰越資本損失と繰戻・繰越欠損金等を加算するなどした調整後事業所得に 1.8% を乗じ、これを 6.0% の場合の法人所得税額から控除し、以下のように小規模事業税額控除を算出する。

(小規模事業税額控除)

$$= (\text{一般企業で算出した税控除前法人税額}) - (\text{調整後事業所得の 1.8\%})$$

LLC のパートナー等に対する損失調整後の配分所得に従って、以下の表のように税額控除率が設定され、これを小規模事業税額控除に乗じた額が法人税から控除できる。

所得条件	控除率
— 160,000 ドル	100%
160,001 ドル—164,999 ドル	80%
165,000 ドル—169,999 ドル	60%
170,000 ドル—174,999 ドル	40%
175,000 ドル—180,000 ドル	20%

資料：Michigan Department of Treasury "2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers"

³³ ワシントン D.C. に本部のある無党派の民間非営利のシンクタンク。1937 年設立。

4) 金融・保険業に対する法人所得課税³⁴

保険会社は総保険料の 1.25%を州法人所得税に代替して納税することになる。

金融機関は純資本額の 0.29%を州法人所得税に代替して納税することになる。純資本額とは自己資本から 5 課税年度にわたって計算された米国債とミシガン州債の 1 日平均の簿価を控除したものである。

5) 税額控除

ミシガン州では、ミシガン事業税から州法人所得税に移行した際、税額控除を廃止し、小規模事業税額控除のみを認めている。しかし、ミシガン事業税の下で実施された制度の期間が満了していないため、以下の税額控除項目については制度が継続している（移行措置）。

- 1) MEGA（ハイテク、条件不利地域など）による税額控除
- 2) ブラウンフィールド再開発税額控除
- 3) ルネサンスゾーン税額控除
- 4) 歴史保全税額控除
- 5) 映画産業インフラ税額控除
- 6) ミシガン起業投資税額控除
- 7) 太陽光発電 MBT 税額控除
- 8) アンカー雇用税額控除
- 9) 国防契約税額控除
- 10) アンカー地区税額控除
- 11) 多結晶エネルギー税額控除
- 12) バッテリー生産税額控除
- 13) ハイブリッド研究開発税額控除
- 14) NASCAR 投資税額控除

³⁴ <http://www.michigan.gov/taxes/0,4676,7-238-59553-265032--,00.html>

b. 売上・使用税

1) 概要・税率

ミシガン州では一般売上税法(General Sales Tax Act)に基づいて売上税を、使用税法(Use Tax Act)に基づいて使用税を課税している。なお、州政府における売上・使用税の所管は財務省(Department of Treasury)である。

売上税は総売上高に課税され、最終消費者への有形動産の販売に対して行われる³⁵。

- ・課税団体は州であり、ミシガン州の場合地方売上税が存在しない。従って、州の税率は6%で、州内共通である³⁶。
- ・納税義務者は小売業者であり、売上税の消費者からの徴収、州への納税のために必ず小売免許を取得しなければならない。これを販売施設内に表示することが義務付けられており、この免許は毎年更新することになる³⁷。卸売業者は、直接最終消費者に物品等の販売をしないから必ずしも登録の必要はない。
- ・建設業者の場合、最終消費者に対する建設行為でなければ登録の必要はない。しかし、他者が所有する施設に対する建設行為や修理、変更に対しては棚卸価格³⁸に対して売上税が課される。
- ・個人所有の有形動産に対する修理や変形を伴う行為などのサービスや、販売用の有形動産に対する付加価値を加えるサービスに対しても売上税は課税される。このため、この種のサービス業者は小売免許を取得しなければならない。

使用税は州外で購入したもののミシガン州に持ち込む場合や州外の小売業者から郵送で購入した場合など、ミシガン州の売上税が課税されない際に課税される³⁹。

- ・課税団体は州であり、売上税同様州のみが課税し、税率は6%である。
- ・納税義務者は物品等の保管、使用、消費を行う者である。
- ・課税標準は小売価格に、船賃など輸送料や各種取扱手数料を加えたものである。
- ・小売免許を持っていない企業等から乗用車、移動住宅、航空機、スノーモービルなどを購入あるいは移転する場合、使用税が課される。これらは州に対して登録や移転登録を行う前に使用税を支払う必要がある。但し、配偶者や両親など一定の要件を満たす移転は免税となる。
- ・レンタル業者やリース業者に対してはレンタルやリースによる受取に対して使用税が課される。
- ・通信会社に対して通信料金などに対して使用税が課される。免税対象は広域通信サービスやフリーダイヤルサービス、州間のプライベート通信などである。

³⁵ 自治体国際化協会(2000)「米国の州、地方団体における売上・使用税の概要」18頁

³⁶ <http://www.michigan.gov/taxes/0,1607,7-238-43529-155505--,00.html>

³⁷ http://www7.dleg.state.mi.us/orr/Files/AdminCode/948_2010-012TY_AdminCode.pdf

³⁸ inventory value of the materials affixed to the property

³⁹ <http://www.michigan.gov/taxes/0,1607,7-238-43529-155460--,00.html>

- ・ 1 ヶ月以内の部屋等を賃貸する企業に対しては使用税が課される。
- ・ ミシガン州では上記の企業や州外の企業に対して使用税の登録制度を整備している。

2) 免税品目⁴⁰

ミシガン州では一般売上税法、使用税法で売上税や使用税の免税基準を設定している。主な免税基準は以下の通りである。

- ・ 食料品や医療サービスに対しては課税されない。医薬品に対しても処方箋のない一般医薬品範囲外は免税対象となっている⁴¹。
- ・ 一般売上税法は小売業の販売に対して課税するもので、中古品等の再販売に対して課税しない。
- ・ 一般売上税法、使用税法に基づき、承認を受けた農業生産者に対する事業用の有形動産に対して売上税、使用税は課されない。
- ・ 製造加工業者に対する使用、消費目的の有形動産に対しては売上税、使用税は課されない。
- ・ 連邦、州とその関連機関、米国赤十字などに対する販売やサービスの提供は売上税、使用税ともに免税対象となっている。
- ・ この他、一定の基準を満たした病院や学校、教会などの NPO や NGO に対する販売やサービス提供も免税対象になっている。

⁴⁰ http://www7.dleg.state.mi.us/orr/Files/AdminCode/948_2010-012TY_AdminCode.pdf

⁴¹ 自治体国際化協会（2000）「米国の州、地方団体における売上・使用税の概要」15～17 頁

(3) 地方政府の税

①サンフランシスコ市

サンフランシスコ市において、企業が負担するか可能性がある税としては、以下のものが挙げられる。

- ・固定資産税
- ・売上税（カウンティ分）、
- ・事業税としての給与税（Payroll Tax）、事業登録税（Business Registration Tax）
- ・不動産譲渡税

この他、選択的売上税として、公益施設利用税、駐車場税、アクセス回線税、ライセンス税、フランチャイズ税などがあり得る。

a. 固定資産税

1) 概要⁴²

1978年の住民投票によって成立した住民提案第13号(Proposition 13)により、カリフォルニア州では固定資産税に対して厳しい制約が加わることになった。これ以前の固定資産税は州の税率の平均が3%弱であり、固定資産税の増加率にも制限がなかった。この時期カリフォルニア州では年間に50%、100%と不動産価格が上昇することがあり、再評価によって固定資産税が急増するケースが発生した。しかも、固定資産税の税率の決定は個々の課税団体が決定し、時価評価を実施していた。

固定資産税の上昇は、とりわけ不動産を購入して居住を継続したい住民の不満を高めることになり、固定資産税に対して一定の制約を加えることとなった。こうして成立したのが住民提案第13号であり、1978年6月6日に住民投票が実施され、投票者の57%の賛成を得て成立している。

住民提案第13号の概要は以下の通りである。

- ・固定資産税率は評価額の1%を超えてはならない。
- ・不動産評価額を1976年水準に引き下げる。
- ・固定資産税の地方政府への配分権を州政府に与える。
- ・毎年度市場価格で評価する方法を廃止し、所有権の移転と新たな建物の建設に伴って再評価を行う。
- ・固定資産税の増額は、所有を継続する限り、2%を超えない範囲の物価上昇率を上限とする。
- ・所有権の移転が発生した場合、不動産評価額は売買価格の1%で再評価し、2%以上の増税禁止の規定は売買後に適用する。
- ・新築の場合、新築による価値の上昇分が追加されるが、この場合も2%を超える価値

⁴² <http://www.californiataxdata.com/pdf/Prop13.pdf>
http://assessor.lacounty.gov/extranet/Japanese/JP_proertyTaxOverview.aspx

の上昇は認められていない。

- ・固定資産税の増税は両院の3分の2以上の賛成を必要とする。
- ・地方政府が固定資産税を増税する場合、住民の3分の2の賛成を得る必要がある。

サンフランシスコ市は固定資産税として担保資産税 (Secured Property Tax) と無担保資産税 (Unsecured Property Tax) を導入している。前者は不動産に対する固定資産税であり、後者は不動産以外の資産に対する課税を目的としている。

サンフランシスコ市におけるこれら2つの固定資産税に対する評価額は以下のようになっており、各種控除前の課税標準の総額は2012-13年度で1,700億ドルとなっている。このうち94%は不動産税に対するものである。

図表 固定資産評価額

単位：百万ドル、%

	2012-13年		2011-12年	
	評価額	構成比	評価額	構成比
担保資産評価額(Secured Property)	159,431	93.8	152,819	93.7
無担保資産評価額(Unsecured Property)	10,534	6.2	10,316	6.3
合計	169,965	100.0	163,135	100.0

資料：City & County of San Francisco, Office of the Assessor-recorder "Annual Report 2012"

2) 担保資産税 (Secured Property Tax)

ア. 課税標準

担保資産税の課税標準は以下のように公表されている。不動産の件数は2012-13年度で20万件評価額では戸建住宅(Single Family Residential Property)が全体の48.1%を占めており、これに続いて商業業務施設(Commercial Property)の28.6%、集合住宅(Multi-Family Residential Property)の19.6%となっている。

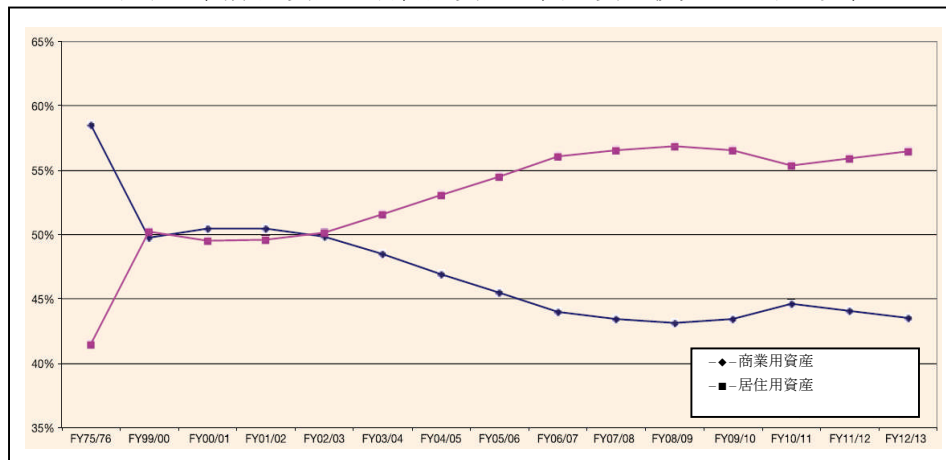
単位：実数、%、百万ドル

	件数	構成比	評価額	構成比
戸建住宅	143,059	70.2	75,774	48.1
集合住宅	35,698	17.5	30,883	19.6
商業業務施設	15,977	7.8	45,040	28.6
産業施設	2,380	1.2	2,963	1.9
その他	6,616	3.2	2,882	1.8
合計	203,730	100.0	157,543	100.0

資料：City & County of San Francisco, Office of the Assessor-recorder "Annual Report 2012"

課税標準に対する商業用資産と居住用資産の比率は1975年には58.5%に対して41.5%であった。1978年に住民提案第13号が成立すると、居住用資産が所有者の移動によって評価額が改定されていくのに対し、商業用資産は長期に保有する傾向が顕著になっている。この結果、2012-13年度で商業用資産の課税標準額に占める割合は43.5%にまで低下してきている。このため、以下の図に示すように固定資産税の負担が変化してきている。

図表 商業用資産と居住用資産の固定資産税負担比率の変化



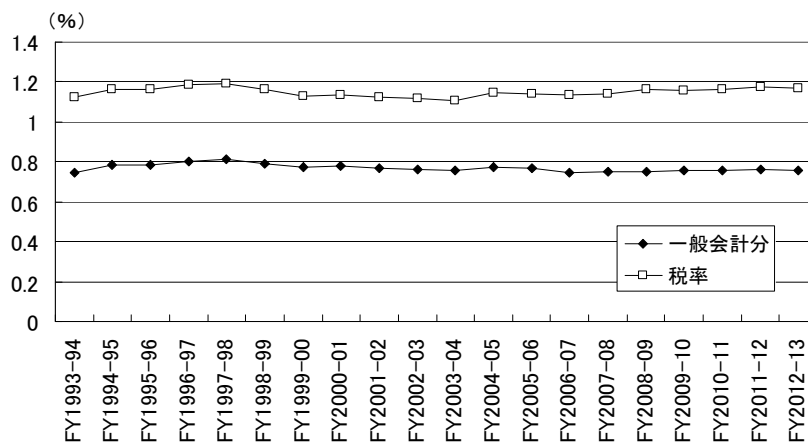
資料：City & County of San Francisco, Office of the Assessor-recorder "Annual Report 2012"

イ. 税率

固定資産税率は 93-94 年度以降、2012-13 年度まで以下のように安定的に推移している。サンフランシスコ市の固定資産税のうち一般会計分は 93-94 年度以降 0.8%前後を維持している。本来 1.0%の課税が可能であるが、92-93 年度以降カリフォルニア州法によって一般会計から 0.25%程度を教育歳入強化基金(Educational Revenue Augmentation Fund)へ繰り入れることになったためである。

2012-13 年度の固定資産税は 1.1691%であるが、一般会計分は 0.7552%である。この内訳は一般財源分 0.5669%の他、オープンスペース購入財源や子供財源、図書館保全財源などがあり、それぞれ配分が決められている。一般会計以外の支出先として教育歳入強化基金や統合学校地区などに対する支出など計上されている。

図表 固定資産税率の変化



資料："City and County of San Francisco, Property Tax Rates, Direct and Overlapping Governments"

ウ. 免税基準

企業等法人は、災害などのほか、以下の基準で固定資産税の免税を受けることができる。

i) 組織の課税控除

教会、非営利の大学、墓地、博物館、学校、あるいは図書館のみによって使用される不動産は控除が受けられる。非営利、教会、慈善団体、科学団体、あるいは病院によって所有される不動産も控除を受ける可能性がある。

ii) 建築業者の除外

売却のための新築工事に対しては、建築業者が建築開始の 30 日以内に申請すると、課税を免除される。

3) 無担保資産税 (Unsecured Property Tax)

土地、建物以外の資産に対して課される固定資産税であり、主に事業個人資産(business personal property)やリース資産、船舶などに対して課税される。

設備や装置の動産の評価額を決定するため、\$100,000 もしくはそれ以上の動産や設備を所有する法人は、ビジネス資産計算書を毎年提出しなければならない。但し、事業在庫は課税を免除される。

また、一般的に\$100,000 以下の動産や設備しか所有していない法人の場合、一度申請すれば、提出を免除され、以降毎年提出する必要はない。

②デトロイト市

デトロイト市において、企業が負担するか可能性がある税としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 固定資産税
- ・ 州共有税（売上税など）
- ・ 市所得税

この他、選択的売上税として、公益施設利用税などがあり得る。

a. 固定資産税

1) 概要

ミシガン州の固定資産税は不動産と動産に課税されている。不動産の評価額では 1993 年に Public Act332 号が制定され、固定資産税の課税標準となる州均等評価額(State Equalized Value)で新たに商業・産業用施設が新設されている⁴³。この州均等評価額は市場価格の2分の1で算定され、これを基準に固定資産税が決定されていた⁴⁴。

これが 1994 年 3 月になると、住民提案 A 号(Proposal A)が成立し、1995 年から売上税を 4%から 6%に引き上げる一方で、固定資産税の課税標準の上昇に制約を加えている。新たな課税標準は以下の最も低い額が選択されることになる。これにより固定資産税の税額は安定していくが、課税標準は市場価格、従って州均等評価額から乖離していくことになる。このため、所有権が移転した場合に州均等評価額に修正される手続きが取られている⁴⁵。

- ①今年度の州均等評価額
- ②昨年度の課税標準に 5%を加えた額
- ③昨年度の課税標準に物価上昇分を加えた額
- ④昨年度の課税標準に昨年度からの州均等評価額の上昇率を乗じた額

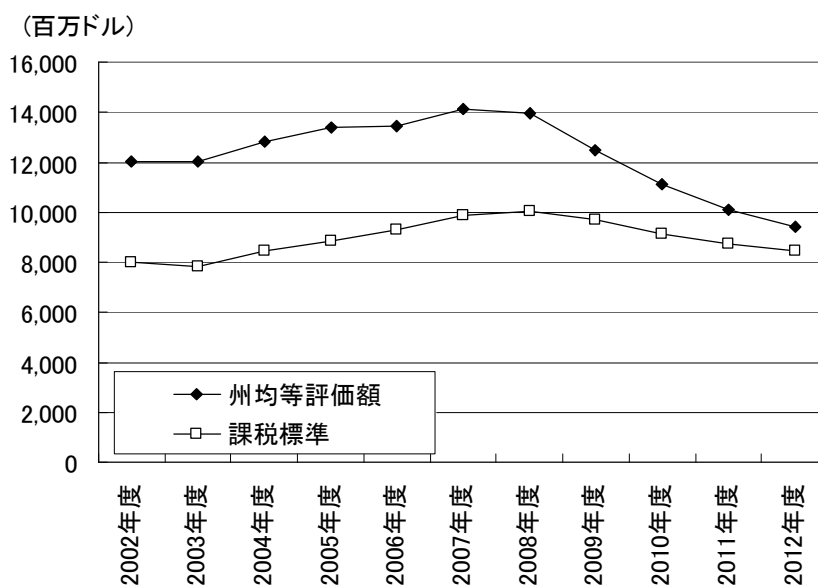
デトロイト市では新たな課税標準導入後、州均等評価額との乖離が広がっていたが、近年市場価格の下落とともに州均等評価額が減少してきたため、その差は縮小してきている。

⁴³ “Ad Valorem Property Tax Report”1 頁。

⁴⁴ “Detroit City Government Revenues”5 頁。 <http://michiganpropertytax.org/proposal.html>

⁴⁵ “Detroit City Government Revenues”5 頁。 <http://michiganpropertytax.org/proposal.html>

図表 デトロイト市における固定資産評価額と課税標準



資料：City of Detroit “2012-2013 Budget”

2) 税率⁴⁶

ミシガン州では州憲法や法令で市の固定資産税の上限を 2.0%に定めており、市の憲章でも 2.0%以下に制限されている。デトロイト市の固定資産税は州の教育税、カウンティの固定資産税、デトロイト市の固定資産税、学校区の固定資産税が課され、これを合わせるとその税率は 2012 年度で 7.45%となっている。

図表 ミシガン州における固定資産税率

単位：%

州	カウンティ	市	学校区	合計
0.6	0.773	3.251	2.822	7.45

資料：State of Michigan “Ad Valorem Property Tax Report 2012”

固定資産税の場合、有権者の合意があれば、固定資産税率を引き上げることができるとされており、デトロイト市の場合も債務の償還と図書館運営に対する上乘せ税率を実施している。なお、上記の税率と差があるが、上記の税率は税額を課税標準で除した値を利用しているため、デトロイト市が設定している税率は以下のとおりである。また、この税率は不動産、動産の双方に適用される。

⁴⁶ ミシガン州では固定資産税率を 1000 分の 1 を単位とするミルで表示するのが一般的であるが、ここでは%表示に修正している。

図表 デトロイト市における固定資産税率

単位：％

	一般財源	債務償還	図書館運営	合計
2013 年度	1.9952	0.96136	0.46307	3.41963
2012 年度	1.9952	0.95558	0.46307	3.41385
2011 年度	1.9952	0.89157	0.46307	3.34984
2010 年度	1.9952	0.89157	0.46307	3.34984

資料：Citizens Research Council of Michigan “Detroit City Government Revenues”

3) 課税標準

ミシガン州の住民提案 A 号は不動産では州均等評価額に対して課税標準を抑制する効果が顕著であるが、動産ではこれら2つはほぼ一致している。動産の州均等評価額も市場価格の50%で不動産の場合と同じであるが、動産の場合減価償却などの影響から価値を減じるため、前年度より評価が低下するためである。このため、価格の上昇に対処する住民提案 A 号の影響を受けないため、州均等評価額と課税標準がほぼ等しくなっていることが分かる。

図表 ミシガン州における固定資産評価

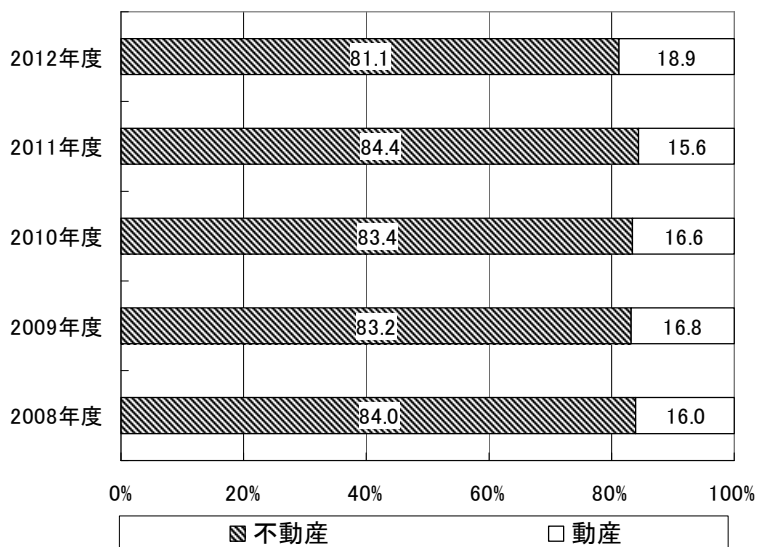
単位：百万ドル

	不動産		動産	
	州均等評価額	課税標準	州均等評価額	課税標準
2003 年度	10,669	6,471	1,373	1,373
2004 年度	11,267	6,902	1,573	1,544
2005 年度	11,758	7,248	1,654	1,624
2006 年度	11,800	7,644	1,656	1,654
2007 年度	12,467	8,252	1,647	1,644
2008 年度	12,333	8,422	1,613	1,609
2009 年度	10,861	8,089	1,637	1,637
2010 年度	9,604	7,595	1,516	1,516
2011 年度	8,754	7,386	1,369	1,369
2012 年度	7,845	6,855	1,593	1,593

資料：City of Detroit “2012- 2013 Budget”

デトロイト市の資産税の課税標準を不動産と動産に分割すると、以下のようになる。不動産が80%強を占めており、動産は全体の20%程度で推移している。

図表 デトロイト市における課税標準額の内訳



資料 : City of Detroit “2012- 2013 Budget”

(4) ユニタリー課税をめぐる議論

企業が複数の州で事業活動する場合は、州法人税も各州に納税しなければならない。ユニタリー課税とは、企業が各州の税率の違いを利用して税率の低い州に所得を集め、過少申告をする可能性をさけるため、法的には別の会社であっても、同一事業（ユニタリービジネス）を展開するグループとしてまとめて課税しようという考え方である。一般に、ある一定以上の株式の持分関係にある親子会社あるいは関係会社間で、管理の集中、人的および機能的統合がある場合に、ユニタリービジネスを行っているといみなされる。

関連会社の所得をすべて合算し、関係州において課税利益を再配分する算式は、州によって算式は異なるが、当該企業の全世界の関連会社を含めた全企業の所得を合算し、通常三つの要素（売上・資産・給与額）により、各州に課税利益が再配分される。州企業単体で見れば赤字であっても、全世界で利益を出しているためその一定比率分が自動的に州に配分されると、納税という事態が発生し得る。

①カリフォルニア州における課税方式

カリフォルニア州では、ユニタリー課税の対象となる課税利益を再配分する算式として、1992年12月31日までは三つの要素（売上・資産・給与額）のそれぞれのカリフォルニア州における割合を算出し、同じウェイトで評価していた。1993年1月1日以後は、3つの要素のうち、売上の割合を2倍に加重平均する形を採用している。

他方で、全世界で黒字の場合は州単体が赤字でも納税が発生する可能性があるという事態の対策として、1988年からは、全世界所得方式と米国内の所得のみを対象にする水際方式（Water's Edge Election）の選択が可能となった。ただし、この水際方式は、一度選択すると原則その課税年度も含めて84ヶ月（7年間）拘束される。企業は、長期的に、米国内企業が黒字で米国外企業が赤字である場合や、全世界所得合算によってカリフォルニア州に帰属する課税所得比率を引き下げることができる場合等、配賦率を考慮して選択することになる。

また2011年からは、特定の企業は、通常のユニタリー課税の算式において、給与・資産の割合を考慮せず、売上の割合のみを用いる方式を選択することが可能となっている。カリフォルニア州の重い課税負担により、企業が他州に移転するという問題に対し、ユニタリー課税額の算式から資産を除外することで、企業が資産を同州に置きやすくするという狙いもある。

a. 要素配分比率変更による影響

カリフォルニア州税務委員会によれば、3要素を等分に評価する方法をベースラインとすると、売上の割合を2倍に加重平均する方式によって、2005年度から2008年度にかけて毎年2.1億ドルの税収減になったと推計されている。

産業別に見ると、製造業はこの方式を選択した企業の約12.7%を占めるが、租税支出

(減税額)の43.1%を占めている。これに対して、サービス業はこの方式を選択した企業の35.5%を占めるが、租税支出(減税額)としては9.0%を占めるに過ぎない。

図表 売上割合を2倍に加重する方式における産業別租税支出額(2005-200:年度平均)

産業部門	売上比率2倍加重申告数		比率	
	件数	租税支出額 (100万ドル)	件数	租税支出額
農業・鉱業・金融業	1,970	\$0.0	2.5%	0.0%
建設業	7,300	\$0.1	9.1%	0.1%
製造業	10,155	\$90.5	12.7%	43.1%
商業	13,650	\$22.4	17.1%	10.7%
サービス業	28,343	\$18.9	35.5%	9.0%
不動産業	7,896	\$-0.9	9.9%	-0.4%
交通・通信・公益事業	2,621	\$18.2	3.3%	8.6%
その他	7,915	\$60.8	9.9%	28.9%
計	79,850	\$210	100.0%	100.0%

(資料) Franchise Tax Board(2011), "California Income Tax Expenditures"

次に、総所得別に見ると、所得階級1,000万ドル未満の企業はこの方式を選択した企業の約25.4%を占めるが、租税支出(減税額)は、-0.7%すなわち増税となったことが分かる。これに対して、所得階級5~10億ドルの企業はこの方式を選択した企業の2.1%を占めるに過ぎないが、租税支出(減税額)としては89.3%を占めている。

図表 売上割合を2倍に加重する方式における収益別租税支出額(2005-2008:年度平均)

総所得	売上比率2倍加重申告数		比率	
	件数	租税支出額 (100万ドル)	件数	租税支出額
不明	41,340	\$1.7	51.8%	0.8%
1,000万ドル未満	20,266	\$-1.4	25.4%	-0.7%
1,000万ドル~5,000万ドル	4,478	\$1.8	5.6%	0.8%
5,000万ドル~1億ドル	5,951	\$9.8	7.5%	4.7%
1億ドル~5億ドル	1,764	\$10.4	2.2%	5.0%
5億ドル~10億ドル	1,691	\$187.4	2.1%	89.3%
10億ドル超	4,360	\$0.3	5.5%	0.1%
計	79,850	\$210	100.0%	100.0%

なお、今後、売上割合のみを用いる方式が完全に実施されると、さらに毎年10億ドルの税収減になると予測されている。

b. 水際方式による影響

2008 年度には、水際方式によって 6.53 億ドルの税収減になったと推計されている。9,841 社が水際方式を選択し、うち 7,832 社は所得を州間配賦、残りは非配賦である。配賦申告 79,850 社のうち外国企業の割合は不明である。

所得分配面から見ると、総所得 10 億ドル超の企業は、水際方式選択企業の 7%を占めるに過ぎないが、租税支出（減税）規模は、水際方式選択企業全体の 78%に及んでいる。大規模な多国籍企業に便益が偏りやすい方式であると言える。

②ミシガン州における課税方式

ミシガン州では、1998 年のミシガン事業税の導入時から、ユニタリー課税の対象となる課税利益を再配分する算式として、三つの要素（売上・資産・給与額）のうち、ミシガン州における売上の割合のみを考慮する形を採用している。2012 年からミシガン法人所得税に変更されたが、引き続き売上のみを考慮する算式が採用されている。

従来は、売上・資産・給与額を均等に平均する方式であったが、1991 年改正で、それぞれの傾斜配分を、売上 40%・資産 30%・給与額 30%に、1993 年改正では売上 50%・資産 25%・給与額 25%、1997 年改正では売上 80%・資産 10%・給与額 10%に、1999 年改正では売上 90%・資産 5%・給与額 5%に、2006 年改正では売上 92.5%・資産 3.75%・給与額 3.75%に変更する等、徐々に売上を重視する方式に改正されてきた。

③ユニタリー課税をめぐる州と企業の考え方

カリフォルニア・ミシガンの両州を含め、各州がユニタリー課税額の算式から資産を除外し、売上げ高比率を高めている背景には、大きく分けて 2 つの狙いがある。

一つ目は、企業が資産（本社）を自州に置きやすくするという狙いである。

二つ目は、企業にとっての税額算出の負担を軽減する、という狙いである。

三つ目は、他州に本社がある企業であっても自州で事業展開を行っている企業からの税収を確保するという狙いである。

はじめの二つが、企業の負担を軽減し自州への立地を促進することが目的であるのに対して、三つ目の狙いは、州の税収を確保することが目的となっている。

一方、現地のインタビューによれば、ユニタリータックスについては既に長い歴史があるため、時々「同一企業グループに属してはいない」という反論はあるが、コンセプトについては企業にも受け入れられているようである。カリフォルニア州での水際方式（Water's Edge Election）の選択が可能となるなど、企業の都合も考慮されるシステムに変更されてきたため、ユニタリー課税自体が大きな論争になることは稀である、とのことである⁴⁷。

47 ミシガン州財務省、カリフォルニア州税務委員会へのインタビュー結果より。

(5) 企業形態別課税の構図

既に本報告書「I. 基本的事項 2. 基本的データ(3)企業活動の概要①法人制度の概要」で見たとおり、米国で法人税が課税されるのは主として C-Corporation であり、S-Corporation や LLC、パートナーシップ等の事業体については、事業所得は個人パートナーにパススルーされ、個人所得税として課税される。

図表 法人制度の概要と課税方式（再掲）

	個人事業主	パートナーシップ ¹⁾		LLC	コーポレーション	
		ジェネラル	リミテッド		S-Corp ²⁾	C-Corp
形態	非法人組織	組合	匿名組合	組合・法人を選択	法人組織	法人組織
責任範囲	無限責任	無限責任	General Partner は無限責任、Limited Partner は有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
登録	不要	不要	州に登録	州に登録	州に登録 ³⁾	州に登録
課税	個人の所得として課税	個人の所得として課税	個人所得として課税	個人所得で申告可 ⁴⁾	法人所得は株主(事業主)に配分され、株主は個人所得として申告するため法人税は通常発生しない	法人所得に法人税が課され、出資者は給与、配当金が課税される
出資者等	個人	2名以上の個人・法人	2名以上の個人・法人	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾
損益配分	事業主の個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの選択 ⁴⁾	損益は株主に配分	利益は配当で株主に分配
最低資本金	なし	なし	なし	なし	なし	なし

注1) パートナーによる合議によって利益の配分などを決定するが、合議がない事項については統一パートナーシップ法（ルイジアナ州を除く）の規定に従うことになる。

注2) S-Corporation の条件は株主が100人以下で、かつ個人、諸財団、特定信託であり、かつ非居住外国人がいないことである。また、株式は1種類しか発行できないこと、金融機関や保険会社などがS-Corporationになることもできないといった制約もある。

注3) 州に登録するのはコーポレーションとしての登録であり、その後株主の同意を得た上でIRSに申請することでS-Corporationとなる。

注4) パートナーが課税主体とならない組織形態を選択できる。この場合、利益は個人の所得として配分される。

注5) 州によって異なる。

資料：伊藤公哉(2009)『アメリカ連邦税法』、中央経済社、ジェトロ(2010)「米国における会社の設立・維持・閉鎖」などを参考に作成

2010年における全米の企業数（合法的組織形態（legal form of organization）のみ）の内訳を見ると、S-Corporation が企業数全体の 48.2%を占め、C-Corporation が 23.0%となっている。これに続くのが個人事業主で 17.2%、パートナーシップが全体の 11.4%を占めている。

従業者数では C-Corporation が 54.1%、S-Corporation が 28.6%、パートナーシップが 11.8%となっている。

図表 企業形態の内訳（2010年）

単位：実数、%

	企業数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
C-Corporation	1,225,985	23.0	51,828,980	54.1
S-Corporation	2,566,059	48.2	27,414,087	28.6
パートナーシップ	608,243	11.4	11,325,119	11.8
個人事業主	913,306	17.2	4,647,921	4.9
その他	8,400	0.2	532,220	0.6
合計	5,321,993	100.0	95,748,327	100.0

注：合法的組織形態（legal form of organization）のみ。非営利団体、行政機関は含まない。LLC はパートナーシップに計上されている。

資料：US Census Bureau “2010 County Business Patterns”

IRS の Statistics of Income (SOI) によれば、非農林の企業形態別の収入（receipt）、純所得（net income）、賃金給与は以下のとおり。これによれば、C-Corporation は、収入・純所得・賃金給与の約 60～70%を占めている。

図表 企業形態別の収入・純所得・賃金給与（非農林部門）

単位：百万ドル、%

	収入		純所得		賃金給与	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
C-Corporation	24,687,832	70.5%	967,621	61.5%	2,418,901	69.7%
S-Corporation	5,312,164	15.2%	220,590	14.0%	589,450	17.0%
パートナーシップ	3,855,805	11.0%	139,844	8.9%	387,919	11.2%
個人事業主	1,162,738	3.3%	244,858	15.6%	73,628	2.1%
合計	35,018,539	100.0%	1,572,913	100.0%	3,469,899	100.0%

資料：IRS, “Statistics of Income”

法人所得税（2011年は1,984億ドル）はすべてC-Corporationが納税し、S-Corporation以下のパススルー事業体はすべて個人所得税を納税していると仮定する。

個人所得額の中の「非農林経営者所得（Nonfarm proprietors' income）」の占める割合をもってS-Corporation以下の経営者の事業所得額とする方法⁴⁸をとると、全米レベルで、その割合は8.0%である（カリフォルニア州は8.9%、ミシガン州は6.4%）。

したがって、連邦レベルでは個人所得税9,560億ドル（2011年）の8.0%に相当する770億ドルを事業経営者が納税していることとなる。

以上より、C-Corporationとその他の企業形態（S-Corporation、パートナーシップ、個人事業主）の収める税額は、連邦レベルでは1,984億ドル対770億ドル（=72対28）であることになる。

図表 連邦政府における税収内訳（1990-2011年度）

単位：10億ドル

	1990	1995	2000	2005	2010	2011
税収	591.6	801.1	1,257.1	1,250.6	1,126.5	1,196.6
個人所得税	466.9	590.2	1,004.5	927.2	898.5	956.0
法人所得税	93.5	157.0	207.3	278.3	191.4	198.4
物品税	15.6	26.9	22.7	22.5	18.3	21.1
酒税	5.7	7.2	8.1	8.1	9.2	9.2
タバコ税	4.1	5.9	7.2	7.9	17.2	17.5
その他	5.8	13.8	7.3	6.5	-8.1	-5.7

注：物品税のその他がマイナスになっているのは燃料税の影響である。

資料：US Census Bureau “Federal Government Finances & Employment”

⁴⁸ 経済分析局（Bureau of Economic Analysis）の”State income and employment summary”における「個人所得に占める非農林経営者所得」の割合

(6) 租税支出（優遇措置・控除）の効果検証及びその仕組み

① 米国における租税支出の効果検証状況⁴⁹

多くの先進諸国では、租税特別措置をはじめとした税の減免措置を、租税支出（tax expenditures）と呼び、その規模や効果や租税支出レポートとして作成・公表している。日本の租税特別措置では、主として企業部門に対する税の減免が念頭に置かれる事が多いが、海外の租税支出の範囲はより広義であり、家計部門を含めた税の減免措置を捉えている。租税支出レポートは財政の透明性を高めるツールであり、租税支出レポートはアメリカが発祥だと言われている。

1960年代後半にベトナム戦争の戦費調達によって財政赤字が拡大した事によって、予算書に計上されていない税制上の優遇措置が「隠れた補助金」とされ、問題視されるようになった。1968年にアメリカにおいて、世界で初めての租税支出レポートが公表され、1974年には議会予算執行留保法によって租税支出が明文化されるに至った。

現在の米国連邦政府では、租税支出について定期的に評価・分析を行う機関として、①財務省租税分析局（Department of Treasury, Office of Tax Analysis : OTA）、②両院合同租税委員会（Joint Committee on Taxation: JCT）が挙げられる。

⁴⁹ 本節は、上村・青木（2009）「アメリカ連邦政府と地方政府における租税支出レポートの現状と日本財政への適用に関する考察」『会計検査研究』、総務省（2011）『租税特別措置等に係る政策評価に関する政策効果等の分析手法等に関する調査研究』、経済産業省（2011）『経済産業政策に係る政策減税の評価手法に関する調査』等を参照している。

a. 財務省租税分析局（OTA）における租税支出分析

OTA で行われる租税支出の評価・分析は、歳入損失額の推計を行うことが中心である。この分析結果は、OMB を通じ”Analytical Perspective”の中で公表されている。

図表 OTA による租税支出の予算機能別歳入損失額分析例

Table 17-2. ESTIMATES OF TAX EXPENDITURES FOR THE CORPORATE AND INDIVIDUAL INCOME TAXES FOR FISCAL YEARS 2011-2017
(In millions of dollars)

	Corporations								Individuals							
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2013-17	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2013-17
National Defense																
1 Exclusion of benefits and allowances to armed forces personnel									13,250	14,270	14,900	15,380	12,960	12,710	13,030	68,980
International affairs:																
2 Exclusion of income earned abroad by U.S. citizens									5,550	5,400	5,800	6,140	6,430	6,740	7,050	32,160
3 Exclusion of certain allowances for Federal employees abroad									1,020	1,070	1,120	1,180	1,240	1,300	1,370	6,210
4 Inventory property sales source rules exception	3,160	3,430	3,730	4,050	4,400	4,780	5,180	22,140								
5 Deferral of income from controlled foreign corporations (normal tax method)	41,410	42,000	41,810	41,770	43,020	44,240	45,180	216,020								
6 Deferral of taxes for financial firms on certain income earned overseas	6,180	2,510	0	0	0	0	0	0								
General science, space, and technology:																
7 Expensing of research and	960	3,060	4,950	6,000	6,700	7,190	7,430	32,270	-160	0	120	190	210	230	250	1,000
8 Credit for increasing research activities	8,300	6,280	4,230	3,380	2,700	2,160	1,720	14,190	460	140	0	0	0	0	0	0
Energy:																
9 Expensing of exploration and development costs, fuels	440	410	690	770	550	340	230	2,580	60	60	100	110	80	50	30	370
10 Excess of percentage over cost depletion, fuels	1,010	1,040	1,070	1,110	1,160	1,210	1,260	5,810	180	180	190	200	210	220	230	1,050
11 Alternative fuel production credit	10	10	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
12 Exemption from passive loss limitation for working interests in oil and gas properties									30	20	30	30	30	20	20	130
13 Capital gains treatment of royalties on coal									60	90	80	60	80	100	110	430
14 Exclusion of interest on energy facility bonds	10	10	10	10	10	10	30	70	10	20	20	20	30	30	30	130
15 Energy production credit ¹	1,410	1,540	1,710	1,770	1,750	1,670	1,510	8,410	150	170	190	190	190	180	170	920
16 Energy investment credit ¹	560	740	1,210	1,830	2,320	2,600	1,810	9,770	140	180	300	460	580	650	450	2,440
17 Alcohol fuel credits ²	480	110	80	40	20	10	10	160	20	30	30	10	10	0	0	50
18 Bio-Diesel and small agri-biodiesel producer tax credits ³	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 Tax credit and deduction for clean-fuel burning vehicles	40	20	20	30	50	60	60	220	50	80	160	210	340	560	620	1,890
20 Exclusion of utility conservation subsidies	10	10	10	10	10	10	0	40	210	200	200	200	200	190	190	980
21 Credit for holding clean renewable energy bonds ⁴	20	20	20	20	20	20	20	100	50	50	50	50	50	50	50	250
22 Deferral of gain from dispositions of transmission property to implement FERC restructuring policy	120	-70	-180	-190	-180	-150	-120	-820								
23 Credit for investment in clean coal facilities	370	400	410	470	510	280	40	1,710	0	0	0	0	0	0	0	0
24 Temporary 50% expensing for equipment used in the refining of liquid fuels	670	580	530	-560	-1,170	-990	-830	-3,020	0	0	0	0	0	0	0	0
25 Natural gas distribution pipelines treated as 15-year property	120	110	90	80	80	90	100	440	0	0	0	0	0	0	0	0
26 Amortize all geological and geophysical expenditures over 2 years	100	120	130	110	70	50	20	380	20	30	30	30	20	10	10	100
27 Allowance of deduction for certain energy efficient commercial building property	60	70	80	50	20	10	0	160	20	20	20	20	10	0	0	50
28 Credit for construction of new energy efficient homes	20	20	10	10	10	10	0	40	30	30	10	10	10	0	0	30
29 Credit for energy efficiency improvements to existing homes	0	0	0	0	0	0	0	0	4,370	1,110	0	0	0	0	0	0
30 Credit for energy efficient appliances	280	200	140	120	110	90	0	460	0	0	0	0	0	0	0	0
31 Credit for residential energy efficient property	0	0	0	0	0	0	0	0	840	950	1,030	1,090	1,160	1,220	500	5,000
32 Qualified energy conservation bonds ⁵	0	10	10	10	10	10	10	50	10	10	20	20	20	20	20	100
33 Advanced Energy Property Credit	390	410	340	240	110	-10	-50	630	40	50	40	30	10	0	-10	70

資料) OMB, “Analytical Perspective 2013”

また、OTA が OMB を通じて公表する Analytical Perspective では、いくつかの租税支出提案について、将来にわたる歳入損失額を現在価値換算した値も公表している。

図表 OTA による租税支出の予算機能別歳入損失額の現在価値換算例

Table 17-4. PRESENT VALUE OF SELECTED TAX EXPENDITURES FOR ACTIVITY IN CALENDAR YEAR 2011
(In millions of dollars)

	Provision	2011 Present Value of Revenue Loss
5	Deferral of income from controlled foreign corporations (normal tax method)	24,420
7	Expensing of research and experimentation expenditures (normal tax method)	3,400
21	Credit for holding clean renewable energy bonds	310
9	Expensing of exploration and development costs - fuels	280
35	Expensing of exploration and development costs - nonfuels	60
39	Expensing of multiperiod timber growing costs	120
45	Expensing of certain multiperiod production costs - agriculture	230
44	Expensing of certain capital outlays - agriculture	150
50	Expensing of reforestation expenditures	30
52	Deferral of income on life insurance and annuity contracts	19,240
66	Accelerated depreciation on rental housing	8,100
77	Accelerated depreciation of buildings other than rental	-10,990
78	Accelerated depreciation of machinery and equipment	27,085
79	Expensing of certain small investments (normal tax method)	190
108	Credit for holders of zone academy bonds	160
65	Credit for low-income housing investments	6,580
105	Deferral for state prepaid tuition plans	4,300
149	Exclusion of pension contributions - employer plans	82,920
150	Exclusion of 401(k) contributions	89,190
151	Exclusion of IRA contributions and earnings	1,290
151	Exclusion of Roth earnings and distributions	3,570
151	Exclusion of non-deductible IRA earnings	140
153	Exclusion of contributions and earnings for Self-Employed plans	3,380
170	Exclusion of interest on public-purpose bonds	18,720
	Exclusion of interest on non-public purpose bonds	6,320
173	Deferral of interest on U.S. savings bonds	260

資料) OMB, "Analytical Perspective 2013"

b. 両院合同租税委員会 (JCT)

JCT は議員立法の支援を行う立場から情報提供を行う役割を担っており、租税支出の分析については、1974 年予算法により、上院・下院によって検討されるすべての租税法について、公式な税収見積額（租税支出レポート）を作成・提示することが要請されたことから始まったものである。

JCT で行われる租税支出の評価・分析は、歳入損失額の推計と所得分配効果の分析が中心である。

図表 JCT による租税支出の予算機能別歳入損失額分析例

Function	Corporations						Individuals						Total 2012-16	Total 2013-17
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
New energy-efficient home credit.....	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	---	---	---	---	---	---	0.1	0.1
Credit for plug-in electric vehicles.....	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	[5]	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	2.5	3.2
Credit for investment in advanced energy property.....	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	[5]	1.3	1.5
Exclusion of interest on State and local government qualified private activity bonds for energy production facilities.....	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.3	0.3
Deduction for expenditures on energy-efficient commercial building property.....	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.0	1.1
Expensing of exploration and development costs, fuels:														
Oil and gas.....	0.5	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	5.4	6.2
Other fuels.....	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.4	0.5
Excess of percentage over cost depletion, fuels:														
Oil and gas.....	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	5.6	5.7
Other fuels.....	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.9	1.0
Amortization of geological and geophysical expenditures associated with oil and gas exploration.....	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.7	0.7
Amortization of air pollution control facilities.....	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	---	---	---	---	---	---	1.8	1.7
Depreciation recovery periods for energy-specific items:														
Five-year MACRS for certain energy property (solar, wind, etc.).....	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	1.4	1.5
10-year MACRS for smart electric distribution property.....	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	---	---	---	---	---	---	0.7	0.9
15-year MACRS for certain electric transmission property.....	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	---	---	---	---	---	---	0.9	1.0
15-year MACRS for natural gas distribution line.....	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	---	---	---	---	---	---	0.6	0.7
Election to expense 50 percent of qualified property used to refine liquid fuels.....	0.4	0.4	0.7	0.8	0.8	0.6	---	---	---	---	---	---	3.1	3.4
Exceptions for publicly traded partnership with qualified income derived from certain energy-related activities.....	---	---	---	---	---	---	1.1	1.2	1.2	1.4	1.4	1.5	6.3	6.7
Natural Resources and Environment														
Special depreciation allowance for certain reuse and recycling property.....	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.1	0.1
Expensing of exploration and development costs, nonfuel minerals.....	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.4	0.5
Excess of percentage over cost depletion, nonfuel minerals.....	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.4	0.5
Expensing of timber-growing costs.....	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	1.2	1.3
Special rules for mineral reclamation reserves.....	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]	0.2	0.2

資料) JCT, “Estimates of Federal Tax Expenditures Fiscal Years 2012-2017”

なお、OTA の公表資料と異なる点として、JCT では、いくつかの租税支出提案についての所得階層別の利用者数・歳入損失額を受益分布として示していることが挙げられる。

図表 JCT による租税支出の所得分配上への影響分析例

Table 3.--Distribution by Income Class of Selected Individual Tax Expenditure Items, at 2012 Rates and 2012 Income Levels [1]

[Money amounts in millions of dollars, returns in thousands]

Income Class [2]	Medical Deduction		Real Estate Tax Deduction	
	Returns	Amount	Returns	Amount
Below \$10,000	1	[3]	[4]	[3]
\$10,000 to \$20,000	92	\$22	120	\$19
\$20,000 to \$30,000	246	86	363	72
\$30,000 to \$40,000	587	230	860	196
\$40,000 to \$50,000	1,059	509	1,729	428
\$50,000 to \$75,000	2,438	2,173	5,903	2,232
\$75,000 to \$100,000	2,080	2,508	6,389	3,094
\$100,000 to \$200,000	2,242	4,765	15,185	12,199
\$200,000 and over	201	1,389	3,749	6,071
Total	8,946	\$11,683	34,298	\$24,310

Footnotes appear at the end of the table.

資料) JCT, “Estimates of Federal Tax Expenditures Fiscal Years 2012-2017”

c. その他

議会調査局 (Congressional Research Service: CRS) では、JCT が作成する租税支出リストに基づき、2 年に 1 度の頻度で、租税支出の概説書 (Compendium) を作成・公表している。分析項目は a. 目的、b. 分配上の効果、c. インパクト、d. 合理性、e. 評価、f. 参考文献リストである。ただし、いずれの分析も定性的記述に留まっている。

また、財務省の公式見解ではないが、OTA のワーキングペーパーの中では、財務省スタッフや外部の学識者等による租税支出の評価・分析結果が発表されることがある。

このように租税支出について、米国で実施されている分析は、減税措置による「歳入損失分析」であり、その他については定性的な記述に留まっている。これに加えて、米国では、特に個人対象の租税支出を中心に、所得階層別の減税規模を推計するなど、所得分配上への影響を重視している姿勢が見て取れる。

なお、外部の学識者やコンサルティング会社への委託によって、租税支出を含む税制について、アドホックに調査研究を行うことがあり、この中で租税支出の効果にフォーカスを当てた計量的分析が行われる場合がある⁵⁰。

⁵⁰ 代表的な例として、米国商務省による「研究開発税制の費用対効果に関する再検証 (Re-examining the Cost-Effectiveness of the Research and Experimentation Tax Credit)」が挙げられる。
http://www.esa.doc.gov/sites/default/files/reports/documents/re-examining_0.pdf

アメリカでは多くの州政府においても租税支出レポートが作成・公表されている。本調査の対象であるカリフォルニア州とミシガン州についても租税支出レポートが作成され、ウェブサイト上で公表されている。

図表 アメリカ州政府における租税支出レポートの作成とウェブサイトの公表状況

州政府	租税支出レポートの作成	ウェブサイトでの公表	州政府	租税支出レポートの作成	ウェブサイトでの公表
アラバマ州	×	×	モンタナ州	○	○
アラスカ州	×	×	ネブラスカ州	○	×
アリゾナ州	○	○	ネバダ州	×	×
アーカンソー州	×	×	ニューハンプシャー州	○	×
カリフォルニア州	○	○	ニュージャージー州	×	×
コロラド州	×	×	ニューメキシコ州	×	×
コネチカット州	○	○	ニューヨーク州	○	○
デラウェア州	○	○	ノースカロライナ州	○	○
コロンビア特別区	○	○	ノースダコタ州	×	×
フロリダ州	×	×	オハイオ州	○	○
ジョージア州	×	×	オクラホマ州	○	×
ハワイ州	×	×	オレゴン州	○	○
アイダホ州	○	○	ペンシルベニア州	○	○
イリノイ州	○	○	ロードアイランド州	○	×
インディアナ州	×	×	サウスカロライナ州	×	×
アイオワ州	×	×	サウスダコタ州	×	×
カンサス州	○	×	テネシー州	○	○
ケンタッキー州	○	○	テキサス州	○	○
ルイジアナ州	○	○	ユタ州	×	×
メイン州	○	○	バーモント州	○	○
メリーランド州	○	2008年から開始	バージニア州	×	×
マサチューセッツ州	○	○	ワシントン州	○	○
ミシガン州	○	○	ウェストバージニア州	○	○
ミネソタ州	○	○	ウィスコンシン州	○	○
ミシシッピ州	○	×	ワイオミング州	×	×
ミズーリ州	○	○			

備考) CFED(2007)より引用。メリーランド州はヒアリングによる情報を反映している。

出所) 上村・青木 (2009) 「アメリカ連邦政府と地方政府における租税支出レポートの現状と日本財政への適用に関する考察」『会計検査研究』

注) CFED (2007) "Tax Expenditure Reports," Resource Guide, Corporation for Enterprise Development

②カリフォルニア州

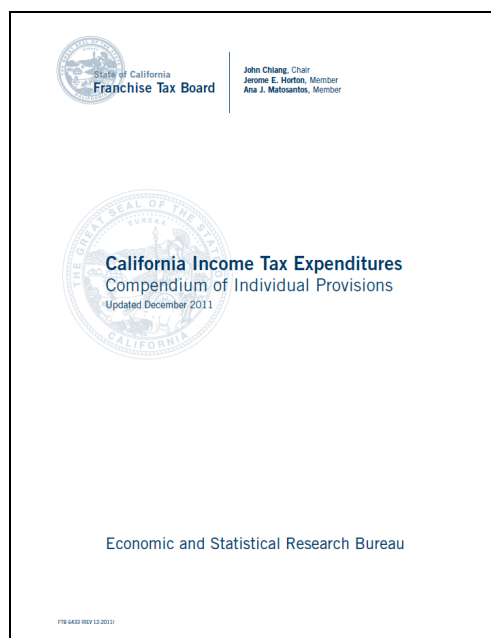
1) カリフォルニア州における租税支出レポートの作成状況と主要な租税支出項目

カリフォルニア州では、州税務局 (Franchise Tax Board: FTB) の経済・統計分析局 (Economic and Statistical Research Bureau) が租税支出レポート (California Income Tax Expenditures) の作成を行っている。カリフォルニア州の租税支出レポートは 2003 年にはじめて作成され、以降、定期的にアップデートされている。租税支出レポートの分析項目は連邦議会の両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation: JCT) の租税支出レポートをモデルに作成している。したがって、特定の租税支出が所得階層別にどれぐらい利用さ

れているかを中心に分析している。租税支出を止めればどの程度の増収額になるかも推計している。

カリフォルニア州では、州財務省（Department of Finance）が予算編成の役割を担い、州税務局（Franchise Tax Board: FTB）が所得税の徴収・分析を担当し、州課税査定均一化局（Board of Equalization: BOE）が所得税以外の税の徴収・分析を担当しているが、財務省も租税支出レポートを発行している。財務省のレポートでは、所得税関係以外の租税支出も扱っており、個々の租税支出についての租税法との対応関係、関連する連邦租税支出との関連を中心に記述している。

図表 カリフォルニア州の租税支出レポート



カリフォルニア州における主要な租税支出項目（2012-2013 年度において支出額が 10 億ドル以上の項目）は図表の通りである。租税支出項目は連邦所得税法（federal income tax laws）に規定されない項目と、規定される項目に大別する事が出来る。連邦所得税法に規定されない項目のうち支出額の大きな項目は、社会保険料給付控除の 2,600 百万ドル、研究開発費控除の 1,200 百万ドル、扶養控除の 1,200 百万ドルと続いている。連邦所得税に規定される項目については、住宅ローン減税の 4,400 百万ドル、雇用主年金拠出控除の 4,000 百万ドル、雇用主労災・健康拠出控除の 3,600 百万ドル等が主要な租税支出となっている。

図表 カリフォルニア州の主要な租税支出項目（単位：百万ドル）
（2012-2013 年度で 10 億ドル以上の項目）

租税支出項目			2010- 2011年度	2011- 2012年度	2012- 2013年度
連邦 法に 規定 され ない 項目	社会保険給付控除	Social Security Benefits Exclusion	2,300	2,400	2,600
	研究開発費控除	R&D Expenses Credit	1,200	1,200	1,200
	扶養控除	Dependent Exemption Credit in Excess of Personal Exemption Credit	600	1,100	1,200
連邦 所得 税法 に 規定 され て い る 項 目	住宅ローン減税	Mortgage Interest Deduction	4,400	4,300	4,400
	雇用主年金拠出控除	Employer Contributions to Pension Plans Exclusion	3,100	3,500	4,000
	雇用主労災・健康拠出 控除	Employer Contributions to Accident and Health Plans Exclusion	3,100	3,200	3,600
	相続財産の Basis step-up	Basis step-up on Inherited Property	2,300	2,500	2,800
	主たる住居の キャピタルゲインの除外	Sale of Principal Residence Capital Gain Exclusion	1,100	1,100	1,100
	寄付控除	Charitable Contribution Deduction	1,400	1,500	1,600
	不動産税額控除	Real Property Tax Deduction	1,400	1,400	1,400
	カフェテリア控除	Cafeteria Plan Benefits Exclusion	1,000	1,000	1,200
	生命保険・年金給付の 除外	Life Insurance and Annuity Contract Proceeds Exclusion	1,000	1,000	1,000
	被雇用者の事業経費・ 雑経費控除	Employee Business and Miscellaneous Expense Deduction	1,100	1,100	1,100

出所) California Income Tax Expenditures

2) カリフォルニア州における租税支出の効果検証及びその仕組み

カリフォルニア州の租税支出レポートにおいて、個別の租税支出項目の記載事項は図表の通りである。各租税支出項目については、概要（Description）、支出額（Amount）、利用者・企業数（Number of Tax Returns Affected）、分布（Distribution）、議論（Discussion）が記載されている。支出額や利用者・企業数、分布、議論の項目において、租税支出の経済的な影響を示しているが、FTB では提案されている租税案の政策的な是非には言及していない。また税額を上回るだけの便益があったかどうかを示すことは、たいへん困難であるため、行っていない。なお、租税支出の効果分析には、個人や企業の納税申告書を利用している。

図表 カリフォルニア州租税支出レポートの個別項目における記載事項

- 【Description】 租税支出の概要について記載
- 【Amount】 当該項目の租税支出によってどの程度の支出があるかを記載
- 【Number of Tax Returns Affected】 租税支出によって影響を受けている個人・企業数
- 【Distribution】 所得階層別・業種別等の租税支出額及び件数
- 【Discussion】 租税支出の効果に関する議論

企業投資（Business Investment）に関する租税支出について、上記項目を整理したものが図表の通りである。企業投資に関する租税支出は大きく分けて、減価償却、設備・インフラ、小規模企業に対する特別措置、研究開発、特定地域における投資補助金、石油産業補助金、その他特定産業補助金、その他に分ける事が出来る。各租税支出について、概要（Description）、租税支出額（Amount）、適用人数・企業数（Number of Tax Returns Affected）、分布（Distribution）、議論（Discussion）を図表にまとめている。なお租税支出適用個人・企業の分布が掲載されているのは「障害者対応支出控除」、「研究開発費控除」、「低所得住宅支出控除」の3つのみであり、図表には丸印を付している。

この中で租税支出額の大きなものは、研究開発費控除（12.35 億ドル、企業分のみ、2008 年分（以下同じ））、経済的資本減耗を超える減価償却（5.5 億ドル）、エンタープライズ・ゾーン等（2.9 億ドル、企業分のみ）、研究・試験費の加速償却（2.32 億ドル）などとなっている。研究開発費控除は、研究開発費の基礎経費からの超過分、もしくは代替増加額税額控除に基づく制度であり、カリフォルニア州内で 2,483 企業が利用している。経済的資本減耗を超える減価償却については、特定の投資について加速償却を認めたものである。エンタープライズ・ゾーン等は、エンタープライズ・ゾーン等における雇用所得控除や売上税額控除等である。研究・試験費の加速償却は、適格研究・試験費について加速償却を認めたものである。

図表 Business Investment に関連する租税支出の概要

項目		概要	租税支出額 (2008年)	人数・ 企業数	分布	議論	
減価 償却	研究・試験費の加速 償却	Accelerated Depreciation of Research and Experimental Costs	適格研究・研究費を加速償却。	2.32億ドル	—	—	R&Dは正の外部的性を持っているため、企業に委ねると投資水準が過小になる 恐れがあること、国内におけるR&Dを促進するために本税制が措置されている。 それによって国内雇用や産業集積を促進する事が企図されている。
	経済的資本減耗を超 える減価償却	Depreciation Amounts Beyond Economic Depreciation	特定の物的資産について加速償却。	5.5億ドル	—	—	加速償却によって、企業は投資費用を早期に回収する事が出来る。本税制の 目的は、設備や建物といった資産への投資を促進する事。これらの投資は供給 面及び需要面から経済を活性化させる。
設備・ インフラ	障害者対応支出控除	Disabled Access Expenditure Credits	小規模企業(収益が100万ドル以下かフルタイム雇 用者数が30人以下)の障害者対応支出について、 250ドルまで50%を所得控除。	5.3万ドル	426人・137企 業	○	本税制の目的は、連邦の障害者法を達成するための支出を促進する事にあ る。
	石油増進回収控除	Enhanced Oil Recovery Costs Credit	特定の石油増進回収費用について、5%を控除。生 産量が5万バレルを超える企業は対象外。また原油 価格が一定値を超える場合は利用不可。	繰越額390万ドル	17人・10企業	—	本税制の主たる目的は、特定の石油増進回収技術の利用を促進する事によ り、石油・ガスの輸入依存の低減につながる。エネルギーの外需依存は、供給 と価格変動のリスクを高める。
小規模 企業に 対する 特別措 置	不良債権処理の費用 算入	Allowance for Bad Debts Deduction	5億ドル以下の資産を持つ金融機関について、不良 債権処理費用を所得控除可能にする。	50万ドル	—	—	中小金融機関が準備金を持つコストを低減させる。
	小規模企業雇用控除	Small Business Hiring Credit	特定の労働者を雇用した場合に、3,000ドルの控除 を受けられる。	—	—	—	特定の就業者の雇用が増えれば税制の効果があつたと判断できるが、この税 制によってどの程度の雇用が創出されたのかは不明。
	小規模企業のストック キャピタル収益の除 外	Small Business Stock Capital Gain Exclusion	特定の小規模企業の株式を売却した場合、キャピ タルゲインの50%が所得控除される。	660万ドル	不明	—	本税制は、新規および小規模の製造業C-Corpに対する長期投資を促進する事 が目的。
研究 開発	研究・試験費の加速 償却	Accelerated Depreciation of Research and Experimental Costs	同上	同上	—	—	同上
	研究開発費控除	Research and Development Expenses Credit	基礎経費からの超過分、もしくは代替増加額税額 控除。	個人について5,800万 ドル、企業について 12.35億ドル	3,574個人・ 2483企業	○	カリフォルニアの研究開発控除は、連邦政府の制度と組み合わせられて いる。R&Dを促進する理由は上述の通りだが、カリフォルニアでのR&Dを促す事 で、雇用の増加と地域におけるイノベーションの促進が期待できる。
特定 地域に おける 投資 補助金	地域開発金融機関控 除	Community Development Financial Institutions Credit	地域金融機関の特定の投資の20%が控除される。	2万ドル	42個人	—	本税制の目的は、経済的に不利な地域における投資の促進である。
	エンタープライズゾ ン等	Enterprise Zones and Similar Areas	ほとんどのエンタープライズゾーン等では、一定の障 害者を雇用した場合の控除と売上税額控除が措置 されている。	企業について2.9億ド ル、個人について1.75 億ドル	22,083個人、 5,057企業	—	この税によって新たな雇用やビジネスが生まれた場合に成功だと言えるが、特 定地域で雇用やビジネスが生まれる事に意味があるのならば、他地域で雇 用・ビジネスが減ったとしても、この税制は正当化できる。
石油 産業 補助金	石油増進回収控除	Enhanced Oil Recovery Costs Credit	同上	同上	同上	—	同上
	一定率の資源枯渇所 得控除	Percentage Resource Depletion Allowance Deduction	資源枯渇を防ぐために、所得から一定率を控除す る。控除率は資源の種類によって変わる。	3,400億ドル	—	—	税制の目的は、納税者に石油・ガス・その他鉱物資源の探索・開発を促す事。 資源の探索・開発は、高いリスクを伴うため、本税制によってそれを促してい る。
その他 特定 産業 補助金	石油循環費用支出	Circulation of Periodicals Cost Expensing	石油循環に関する設備・維持等に対する支出を3年 間に渡って分割支出。	29万ドル	—	—	石油循環投資を促進する。ただし、企業が他の投資から石油循環投資への付 け替えをするだけの場合、本税制措置は経済活動を歪める。
	低所得住宅支出控除	Low-Income Housing Expenses Credit	低所得者向けの適切な賃貸住宅に対する費用の 控除。	個人について200万ド ル、企業について 4,900万ドル	366個人・ 32企業	○	低所得者に対する十分な賃貸住宅を供給する事が目的であるため、本税制に よってこれらの住宅が供給されれば、税制は成功と言える。
	モーションピクチャー 控除	Motion Picture Credit	モーションピクチャー作成の税額控除。特定の支出 の20%が控除される。	—	—	—	映像企業がカリフォルニアに留まる、もしくはカリフォルニアに移転する事を促 すことが目的だが、本税制の効果は不明。
その他	同種交換キャピタル ゲインの繰延	Like-Kind Exchange Capital Gain Deferral	同種交換によるキャピタルゲイン・ロスを直ちには 所得に算入しない。	1.59億ドル	—	—	本税制の目的は、ビジネスや投資資産の交換を促進する事であり、本税制が なかりせば、そうした取引の一部が行われなかった事になる。

障害者対応支出控除については、産業別の分布が掲載されている。利用企業数・控除額が多いのはヘルスケアである。

図表 障害者対応支出控除の産業分布

産業	適用 企業数	控除額 (千ドル)
食品サービス	7	0.9
ヘルスケア	87	14.2
不動産	22	1.7
その他	21	1.4
合計	137	18.2

研究開発控除については、産業別および収入規模別の分布が掲載されている。産業別にみると、研究開発控除の利用企業数が多いのはその他製造業や電機製品であり、控除額が最も大きいのは電機製品となっている。収入分布別にみると収益規模の大きな企業の利用が多くなっている事が分かる。

図表 研究開発控除の産業分布

産業	適用 企業数	控除額 (百万ドル)
食料品等	43	1.1
化学関連製品	59	7.8
医薬	38	144.1
電機製品	445	531.4
その他製造業	581	96.9
情報	130	157.0
その他	1187	296.2
合計	2483	1234.5

図表 研究開発控除の収入分布

収入規模	適用 企業数	控除額 (百万ドル)
不明	1060	130.8
1000万ドル未満	0	0.0
5000万ドル以下	1	0.1
1億ドル以下	0	0.0
5億ドル以下	2	0.1
10億ドル以下	4	0.0
10億ドル超	1416	1103.6
合計	2483	1234.5

低所得住宅支出控除については産業分布のみが掲載されている。その他の産業の適用企業数・控除額が大きくなっているが、それ以外では金融・保険の利用が多くなっている事が分かる。

図表 低所得住宅支出控除の産業分布

	適用 企業数	控除額 (百万ドル)
金融・保険	7	1.1
不動産	4	1.1
その他	21	47.0
合計	32	49.2

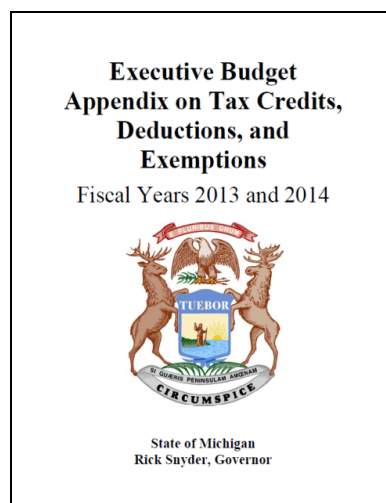
③ミシガン州

1) ミシガン州における租税支出レポートの作成状況と主要な租税支出項目

ミシガン州では、州財務省 (Department of Treasury) が租税支出レポート (Executive Budget Appendix on Tax Credits, Deductions, and Exemptions) の作成を行っている。ミシガン州の租税支出レポートは、1980年に1979-1980年度のレポートがはじめて作成された。当時は、管理・予算省 (Department of Management and Budget: DTMB) が担当していたが、1991年に発行された1989-1990年度レポートからは財務省 (Department of Treasury) が担当している。

ミシガン州の租税支出レポートでは、3つの目的が掲げられている。第一が税の公正性である。租税支出を検証することは、水平的・垂直的公平性の確保につながる。第二が、財政規律である。租税支出レポートは、政策立案者が利用可能な情報を増やす事になる。第三が、政治的な説明責任である。租税支出レポートの作成によって税制がどのように設計されるべきかの議論を喚起する事が出来、州民が個々の租税支出に賛成するか反対するかの参考材料にすることが出来る。

図表 ミシガン州の租税支出レポート



ミシガン州の租税支出は、①企業支援、②消費、③個人所得、④資産、⑤その他地域、⑥運輸、の6つのベースカテゴリーに分類されている。ミシガン州の租税支出は2012年度から2014年度にかけて、300億ドル強で推移していく事が見込まれている。ベースカテゴリーの中で最も支出額が大きいのが消費であり、約150億ドルとなっている。次いで個人所得の約80億ドル、資産の約70億ドルと続いている。企業に対する租税支出は年ごとの変動が大きいですが、2014年度については9億ドル程度となる事が見込まれている。2012年度と比較すると、2011年に成立した税制改革法によって、企業支援と個人所得の租税支出が減少している。

図表 ミシガン州の租税支出（単位：千ドル）

	2012年度	2013年度	2014年度	変化額 (2012-2014年度)
企業支援	2,596,650	782,100	911,100	129,000
消費関連	14,563,699	14,797,235	15,336,657	539,422
個人所得	8,585,425	7,595,392	7,814,931	219,539
資産	7,621,780	7,356,820	7,217,060	-139,760
その他地域	164,700	157,400	158,900	1,500
運輸	48,662	48,279	48,359	80
合計	33,580,916	30,737,226	31,487,007	749,781

注：四捨五入により合計は一致しない場合がある。

出所) Executive Budget Appendix on Tax Credits, Deductions, and Exemptions

企業関連の租税支出をブレイクダウンしたものが次の図表である。租税支出の規模が大きいのは、MEGA (Michigan Economic Growth Authority: ミシガン経済成長局) 車載電池

控除であり、2014年度で2.9ドルとなっている。次いで、MEGAの2.5億ドル、海外配当控除の2.1億ドルと続いている。

図表 ミシガン州の企業関連租税支出（単位：千ドル）

		2013年度	2014年度
保険業	障害者保険控除	9,100	9,300
	ミシガン団体・施設税額控除	26,700	27,400
	ミシガン試験費用税額控除	2,900	3,000
	労災保険関連	1,200	1,200
	小計	39,900	40,900
石油ガス税	零細鉱泉	6,400	6,700
	公有地	2,500	2,600
	小計	8,900	9,300
法人所得税	海外配当所得控除	196,100	211,800
	国債所得控除	800	900
	零細事業代替税額控除	9,400	10,200
	小計	206,300	222,900
ミシガン事業税	ブラウンフィールド再開発地区	50,000	40,000
	映画産業	25,000	5,000
	MEGA 関連	116,000	245,000
	MEGA 太陽光発電	11,000	21,000
	MEGA 多結晶シリコン製造	24,000	26,000
	MEGA 車載電池	285,000	285,000
	その他の対象事業	16,000	16,000
	小計	527,000	638,000
合計	782,100	911,100	

出所) Executive Budget Appendix on Tax Credits, Deductions, and Exemptions

2) ミシガン州における租税支出の効果検証及びその仕組み

ミシガン州の租税支出レポートでは、各項目の支出額（減収額）は計算されているものの、その経済的影響や効果検証については言及がなされていない。

④民間機関による分析

米国では、非営利民間シンクタンクや各種調査機関によって、連邦・州政府の各種の税制分析レポートが公表されている⁵¹。これは、「連邦制を採る米国では、地方財政全般に目配りすることを主たるミッションとした政府組織は存在しない。したがって、アメリカの州政府の租税支出の全体像を探るためには個々に州政府のデータにあたる必要があり、それは主に研究者、NPO、民間の研究機関などに託された領域である⁵²」ためである。

州政府は、これらの調査機関による結果を、企業誘致の際の PR 材料として用いる場合も多い。実際に本報告書「Ⅱ.1.(2)州税②ミシガン州」でも述べたとおり、ミシガン州ではミシガン事業税から州法人所得税への移行により、タックスファウンデーション (Tax Foundation) による評価が大きく向上⁵³し、これを企業誘致のセールスポイントとしていることが、現地インタビュー調査でも確認することができた。

本報告書では、民間機関によるこのようなレポートの中から、特に企業向け優遇措置を州別に分析したニューヨーク・タイムズ社の調査⁵⁴「Explore the Data (Database for Incentive Spending)」分析結果を取り上げる。レポート全体の趣旨を中村 (2013)⁵⁵に依拠して要約すると、概ね以下のとおりとなる。

- ・ 2011 年度で把握可能な企業向け優遇制度は 1,874 種類。
- ・ 優遇制度のトップ 3 は、売上税の減免、州法人税の減額、財産税の減額である。この他にも、無償のサービス供与、財産税の減額、交付金、債務保証など多岐にわたる。
- ・ 優遇措置は、年間 800 億ドルにおよび、うち 750 億ドルが税の優遇措置である。この規模は、全米州の 2011 年度の税収額計の約 1 割に相当する。
- ・ 州別規模の 1 位は、テキサス州の 191 億ドル、2 位はミシガン州の 66.5 億ドルである。
- ・ 産業別には製造業 256 億ドル、農業 82.2 億ドル、石油・ガス・鉱業 25 億ドルの順である。

図表 企業に対する優遇措置（上位 3 位、ニューヨーク・タイムズ社調査）

州別	手法別	産業別
テキサス州 191 億ドル	売上税の減免 514 億ドル	製造業 256 億ドル
ミシガン州 66.5 億ドル	州法人税の減額 159 億ドル	農業 82.2 億ドル
ニューヨーク州 ^(注) 40.6 億ドル	財産税の減額 68 億ドル	石油・ガス・鉱業 25 億ドル

(注) 中村 (2013) によれば 3 位はニューヨーク州となっているが、正しくはフィラデルフィア州 (48.4 億ドル) であると思われる。

(資料) 中村玲子「アメリカにおける租税競争と州税財政」『地方税』 (2013 年 2 月) より

⁵¹ 租税支出を分析している代表的な機関として、Urban Institute、National Tax Association、Tax Foundation などがある。

⁵² 中村玲子「アメリカにおける租税競争と州税財政」『地方税』 (2013 年 2 月) より

⁵³ 法人所得税のランキングでは全米 49 位から 7 位、法人税制全体でも 18 位から 12 位に上昇

⁵⁴ <http://www.nytimes.com/interactive/2012/12/01/us/government-incentives.html>

⁵⁵ 中村玲子「アメリカにおける租税競争と州税財政」『地方税』 (2013 年 2 月)

これらの結果をもとに、ニューヨーク・タイムズ社では、州・自治体・企業関係者へのインタビュー結果も交え、以下の点を指摘している。

- 優遇措置によって企業誘致をした地域では、雇用は少なくとも一時的に増加するであろうが、それは他の地域の雇用が移転しただけであり、国全体としての雇用は増えていない可能性がある。
- 当該地域の雇用が増えたとしても、優遇措置に投じた金額に見合ったものか、優遇措置が無ければ雇用は増えなかったのか、検証は難しい。

次に、カリフォルニア州・ミシガン州の分析結果を取り上げる。

a. カリフォルニア州

カリフォルニア州における企業優遇措置の規模は、年間 41.7 億ドルであり、全米第 4 位の規模である。なお、州予算 1 ドル当たり 5 セントの規模である。

人口 1 人当たりに換算すると 112 ドルであり、これは全米 36 位に位置する。

優遇措置タイプのトップ 3 は、州法人税の税額控除、州法人所得・個人所得税の優遇措置、売上税の減免の順である。また、優遇措置を受けている産業別トップ 3 は、農業、映画産業、先端技術業の順である。

優遇措置のタイプ	産業
州法人税の税額控除 22.9 億ドル	農業 2.08 億ドル
州法人所得・個人所得税の優遇措置 14.4 億ドル	映画産業 1.91 億ドル
売上税の減免 3.86 億ドル	先端技術 1.05 億ドル

プログラム別では、研究開発税額控除が 12.7 億ドルでトップであり、次いで、ユニタリー税制における水際方式（Water's Edge Election）が 8 億ドル、エンタープライズ・ゾーンやその他のゾーンにおける税額控除が 6.7 億ドルとなっている。

b. ミシガン州

ミシガン州における企業優遇措置の規模は、年間 66.5 億ドルであり、全米第 2 位の規模である。なお、州予算 1 ドル当たり 30 セントの規模である。

人口 1 人当たりに換算すると 672 ドルであり、これは全米 5 位に位置する。

優遇措置タイプのトップ 3 は、売上税の減免、財産税の減額、州法人税の減額の順である。また、優遇措置を受けている産業別トップ 3 は、製造業、映画産業、代替エネルギー産業の順であり、特に製造業の優遇措置規模が大きい。

優遇措置のタイプ	産業
売上税の減免 48.3 億ドル	製造業 15.6 億ドル
財産税の減額 10.2 億ドル	映画産業 0.771 億ドル
州法人税の減額 4.40 億ドル	代替エネルギー産業 0.565 億ドル

補助金を除くプログラム別では、売上税の減免が 38.8 億ドルで圧倒的に大きく、次いで製造業を対象とした売上税減免上乗せ措置が 9.2 億ドル、製造業を対象とした財産税の減額が 3.56 億ドルの順となっており、ここでも製造業の優遇が目立っている。

なお、ニューヨーク・タイムズ社による調査結果については、現地インタビュー調査においてミシガン州財務省から、「例えば、売上税の控除について、もともと売上税がない州については控除額はゼロであるのに対して、売上税が存在して税額控除がある州では、控除額が計上されている等、ミスリーディングな面もある」との指摘もあった。

また、ミシガン州における税額控除については、本報告書「Ⅱ.1.(2)州税②ミシガン州」にて述べたとおり、ミシガン事業税から州法人所得税への移行により、小規模事業税額控除を除き、大部分が廃止された（ただし、各税額控除の期間満了までは、控除を受け続けることができる）。

2. 租税以外の企業の公的負担（法定拠出）、法定外福利費（企業内福利厚生）の概要

(1) 社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）

社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）については、本報告書「I. 基本的事項 3. 社会保障制度」の中で、年金、医療（メディケア・メディケイド）、社会福祉（高齢者・保育）、失業保険、労災保険について、雇用主負担額の大きさと共に述べた通りである。

ここでは、労働総コストに占める法定拠出の大きさを改めて整理する。

まず、製造業を対象として、労働費用計に占める「法定福利費」の大きさを比較すると、日本の11.1%（2011年）に対して、米国は8.3%（2012年）となっており、米国の方が低くなっている。

図表 労働費用の費目別比較（製造業）

単位：%

国 (年度)	日本 (2011)	アメリカ (2012)	イギリス (2008)	ドイツ (2008)	フランス (2008)	オランダ (2008)	スウェーデン (2008)	韓国 (2011)
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.7	77.4	82.7	77	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外 ^{c)}	20.3	22.6	17.4	23	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費 ^{d)}	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ^{e)1)}	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付 ^{f)}	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0)	(1)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用 ^{g)}	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0)	(12.5)
教育訓練費 ^{h)}	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ⁱ⁾²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出所：日本：厚生労働省（2012.1）「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2012.9）Employer Costs for Employee Compensation—June 2012

欧州：Eurostat（2012.11）Labour Costs Survey 2008—NACE Rev.2

韓国：雇用労働部ウェブサイト（<http://www.moel.go.kr/>）2012年11月現在

注：単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）。欧州は見習いの福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費等。

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2013』

次に、社会保険料率の大きさ（給与等に対する保険料率）を日米比較したものが下の図表である。これによれば、米国では被用者に対する公的な医療保険や介護保険が存在しないため、総保険料率は23.89%であり、日本の26.521%よりも若干低くなっている。しかし、事業主負担率を見ると米国は16.24%であり、日本の13.975%を上回っている。その

主たる原因は、雇用保険や労災保険の事業主負担の高さにある（日米の表の見方の注意点については、表の下の枠囲みに整理している）。

図表 社会保険料の日米比較（2011年1月1日時点）

		日本	米国
年金保険	保険料率合計	16.058 ^{注1}	12.4
	事業主	8.029	6.2
	被保険者	8.029	6.2
	保険料対象報酬上下限度額	9.8～62万円/月 賞与：～150万円/回 ^{注2}	～106,800\$/年 ^{注1}
医療保険	保険料率合計	7.451 ^{注3}	2.90 ^{注2}
	事業主	4.108	1.45
	被保険者	3.343	1.45
	保険料対象報酬上下限度額	5.8～121万円/月 賞与：～540万円/年 ^{注2}	—
雇用保険	保険料率合計	1.55 ^{注4}	6.2 ^{注3}
	事業主	0.95	6.2
	被保険者	0.60	—
	保険料対象報酬上下限度額	—	～7,000\$/年 ^{注1}
労働災害保険	保険料率合計	0.3 ^{注4}	2.39 ^{注4}
	事業主	0.3	2.39
	被保険者	—	—
	保険料対象報酬上下限度額	—	—
その他	保険料率合計	1.162 ^{注5}	—
	事業主	0.588	—
	被保険者	0.574	—
	保険料対象報酬上下限度額	5.8～121万円/月 賞与：～540万円/年 ^{注2}	—
合計	保険料率合計	26.521	23.89
	事業主	13.975	16.24
	被保険者	12.546	7.65

資料：経済産業省「諸外国の税制動向等に関する調査」2011年

（日本）

注1：厚生年金の保険料率。保険料率は毎年9月に0.354%ずつ引上げられ、2017年9月に18.3%となる。

注2：上段は標準報酬月額の下限と上限。下段は標準賞与額の上限。

注3：健康保険組合の平均保険料率（2009年度決算見込み値：2010年9月10日発表）

注4：保険料率は業種によって異なるが、事務・営業職を対象とした。保険料率は毎年厚生労働省が発表する。

注5：介護保険制度に対する健康保険組合の平均保険料率（2010年度早期予算集計値）。保険料率は毎年変更される。

（米国）

注1：年間給与に対する上限。

注2：65歳以上の高齢者、障害者年金受給者等を対象としたメディケアの保険料率を掲載。なお、就業者は、自身が利用するため別途民間の医療保険に加入する必要がある。

注3：雇用保険は連邦政府と州政府が整備しており、州の雇用保険が整備されている場合、連邦政府の保険料率は0.8%に軽減される。

注4：労働災害保険は連邦政府は整備しておらず、カリフォルニア州の平均保険料率を掲載。カリフォルニア州では州の労災保険基金以外にも民間の保険会社があり、官民複数の労災保険が並存している。

最後に、米国のセンサス局データを用いて、使用者による労働者にかかる負担額（補償額）（1時間当たり）を見ることとする。

同表からは、1時間当たりの労働者にかかる負担額の総額は27.75ドル（民間産業労働者）となっているが、その中で、19.64ドルと70.8%が賃金俸給と最も大きな割合を占めている。法定拠出について最も大きいのは、社会保障に関する負担で1.32ドル（4.8%）となっている。ここで、社会保障にかかる公的負担（法定拠出）とは具体的には、老齢・遺族・障害にかかる公的年金負担が該当する（医療、介護などは法定外である）。

その他、メディケア0.32ドル（1.2%）、連邦失業保険税0.03ドル（0.1%）、州失業保険税0.18ドル（0.6%）、労働者補償（労災）0.42ドル（1.5%）となっており、いわゆる社会保障・労働関係の公的負担（法定拠出）合計では2.28ドルと、全負担の8.2%を占める。

その他の、公的負担（法定拠出）としては、有給休暇に伴う負担1.89ドル（6.8%）、割増賃金0.75ドル（2.7%）となっている。

図表 使用者による労働者にかかる負担額（補償額）（1時間当たり）（2010年）

補償内容	民間産業労働者									
	軍人	州、地方政府労働者	合計	製品製造\1	サービス提供\2	組合員	非組合員	1-99規模	100人以上規模	
報酬	29.72	40.28	27.75	32.50	26.78	37.35	26.72	22.91	33.26	
賃金報酬	20.71	26.42	19.64	21.73	19.21	22.86	19.30	16.95	22.70	
給付総額	9.02	13.86	8.11	10.77	7.57	14.49	7.43	5.96	10.56	
有給休暇	2.07	3.03	1.89	2.11	1.84	2.77	1.79	1.28	2.58	
Vacation(休暇)	0.99	1.14	0.96	1.12	0.93	1.43	0.91	0.64	1.33	
Holiday(休業日)	0.64	0.89	0.60	0.74	0.56	0.81	0.57	0.43	0.79	
Sick(疾病)	0.32	0.78	0.24	0.18	0.25	0.38	0.22	0.16	0.33	
Personal(個人的事由)	0.11	0.22	0.09	0.06	0.10	0.15	0.08	0.06	0.13	
割増賃金	0.69	0.33	0.75	1.17	0.67	1.08	0.72	0.55	0.99	
超過勤務 /3	0.24	0.17	0.25	0.55	0.19	0.72	0.20	0.18	0.33	
シフト勤務	0.06	0.04	0.07	0.08	0.06	0.17	0.06	0.02	0.13	
ボーナス(生産活動無し)	0.39	0.12	0.44	0.53	0.42	0.19	0.46	0.35	0.54	
保険	2.62	4.81	2.22	3.07	2.04	4.90	1.93	1.51	3.02	
生命保険	0.05	0.09	0.04	0.07	0.04	0.08	0.04	0.03	0.06	
健康保険	2.49	4.66	2.08	2.87	1.92	4.60	1.81	1.43	2.83	
短期の就労不能	0.05	0.02	0.05	0.08	0.04	0.14	0.04	0.03	0.07	
長期の就労不能	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.08	0.04	0.02	0.06	
退職金・貯蓄	1.33	3.27	0.97	1.53	0.86	2.60	0.80	0.57	1.43	
確定給付	0.81	2.93	0.41	0.89	0.32	1.91	0.25	0.21	0.65	
確定拠出	0.52	0.34	0.56	0.64	0.54	0.70	0.54	0.37	0.77	
法定給付	2.30	2.42	2.28	2.90	2.15	3.14	2.19	2.05	2.55	
社会保障、メディケア	1.68	1.87	1.64	1.85	1.60	2.00	1.60	1.40	1.92	
社会保障 /4	1.34	1.45	1.32	1.49	1.28	1.62	1.29	1.13	1.53	
メディケア	0.34	0.42	0.32	0.36	0.32	0.39	0.32	0.27	0.38	
連邦失業保険税	0.03	(-)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	
州失業保険税	0.17	0.09	0.18	0.25	0.17	0.24	0.18	0.18	0.18	
労働者補償	0.43	0.46	0.42	0.78	0.35	0.86	0.38	0.42	0.42	

(注)

/1 Based on the North American Industry Classification System, 2002 (NAICS). See text, this section. Includes mining, construction, and manufacturing. The agriculture, forestry, farming, and hunting sector is excluded.

/2 Based on the 2002 NAICS. Includes utilities; wholesale and retail trade; transportation and warehousing; information; finance and insurance; real estate and rental and leasing; professional and technical services; management of companies and enterprises, administrative and waste services; education services; health care and social assistance; arts, entertainment, and recreation; accommodations and food services; and other services, except public administration.

3/ Includes premium pay for work in addition to regular work schedule, such as, overtime, weekends, and holidays.

4/ Comprises the Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Program (OASDI).

資料：U.S. Census Bureau 「The 2012 Statistical Abstract (654 Labor Force, Employment, & Earnings: Employment Benefits)」

(2) 法定外福利費（企業内福利厚生）の大きさ

法定外福利費（企業内福利厚生）について、その詳細は不明であるが、米国の場合、医療保険が雇主拠出による任意の民間保険となっており、これが法定外福利の中でも非常に大きな割合を占めている。具其他的には、「I. 3. 社会保障制度の概要」の中で示した「日米の分野別社会保障支出の対名目 GDP 比率」でみたとおり、OECD 統計から見た医療にかかる任意の民間負担の大きさ（対名目 GDP 比率）は、医療 5.9%、老齢 3.9%と非常に大きな規模になっている（いずれも 2009 年値）。

図表 日米の分野別社会保障支出の対名目 GDP 比率（再掲）

公約	年齢	種類	日本				米国				日本-米国		
			1980	1990	2000	2009	1980	1990	2000	2009	2009		
公約	老齢	現金給付	総額	3.0	4.0	6.8	10.4	5.2	5.2	6.1	6.1	4.3	
			年金	2.9	3.9	6.1	8.8	5.1	5.1	6.0	6.0	2.8	
			早期退職給付	2.9	3.9	6.1	8.7	5.0	5.1	5.0	6.0		
	現物給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	1.6	
		雇主介護、居住支援サービス	0.1	0.1	0.7	1.6	0.1	0.0	0.0	0.0			
		その他の現物給付	0.1	0.1	0.7	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0			
	遺族	現金給付	総額	1.0	0.9	1.2	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6
			年金	1.0	0.9	1.2	1.4	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	障がい関連	現金給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			葬祭支出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			その他の現物給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療	老齢	現金給付	総額	0.6	0.6	0.7	1.0	1.1	1.0	1.1	1.5	-0.5
				障害年金	0.5	0.5	0.6	0.7	1.1	1.0	1.1	1.5	-0.8
				労働災害年金	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.4	0.6	0.8	
現物給付		総額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.3	
		療養、在宅介護	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3			
		リハビリテーション	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
医療		現金給付	総額	4.4	4.4	5.8	7.1	3.8	4.9	6.0	8.3	-1.2	
			現物給付	4.4	4.4	5.8	7.1	3.8	4.9	6.0	8.3		
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
家族		老齢	現金給付	総額	0.5	0.4	0.6	1.0	0.8	0.5	0.7	0.7	0.3
				家族手当	0.1	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.1	0.1	
				両親給付(出産育児による離職)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
		現物給付	総額	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	0.3	0.6	0.6	-0.2	
			デイケア、雇主介護サービス	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3		
			その他の現物給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	強制的な労働市場政策	老齢	現金給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				公共職業安定機関と事務経費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				訓練	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		現物給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			賃金やワークシェア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			職業促進	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0		
		失業	現金給付	総額	0.5	0.3	0.6	0.7	0.7	0.4	0.2	0.9	-0.2
				失業給付	0.5	0.3	0.6	0.7	0.7	0.4	0.2	0.9	-0.2
				労働市場の変化による早期離職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の社会政策分野		老齢	現金給付	総額	0.2	0.1	0.2	0.4	0.5	0.4	0.5	0.7	-0.3
				所得維持	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.3	0.3	0.0
				所得維持	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.3	0.3	
		現物給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	-0.4	
			社会扶助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2		
			その他の現物給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.2	0.4		
	任意の民間	老齢	現金給付	総額	10.2	11.1	16.3	22.4	13.2	13.6	14.5	19.2	3.2
				年金	5.3	5.9	8.9	12.4	8.5	7.8	7.6	9.6	2.8
				その他の現金給付	4.9	4.8	7.1	9.6	4.7	5.5	6.8	9.4	0.2
		障がい関連	現金給付	総額	0.1	0.2	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
				年金	0.1	0.1	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
				その他の現金給付	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		医療	現金給付	総額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0
				労働災害による離職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	
				傷病手当	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
任意の民間		老齢	現金給付	総額	0.3	0.3	0.7	0.7	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4
				年金	0.3	0.3	0.7	0.7	0.3	0.3	0.2	0.2	0.5
				その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	-0.2
		障がい関連	現金給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				年金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療	現金給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			年金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	他の社会政策	現金給付	総額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			年金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	総額	現金給付	総額	3.2	3.3	4.2	7.1	8.7	10.2	10.2	10.2	-6.8	
			年金	3.2	3.3	4.2	7.1	8.7	10.2	10.2	10.2	-6.8	
			その他の現金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

資料) OECD, Stat Social Expenditure

次に、製造業を対象として、労働費用計に占める「法定外福利費」の大きさを比較すると、日本の2.4%（2011年）に対して、米国は10.4%（2012年）と非常に大きくなっており、主要国の中でも最も高い水準となっている。

図表 労働費用の費目別比較（製造業）（再掲）

単位：%

国 (年度)	日本 (2011)	アメリカ (2012)	イギリス (2008)	ドイツ (2008)	フランス (2008)	オランダ (2008)	スウェーデン (2008)	韓国 (2011)
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.7	77.4	82.7	77	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外 ^{c)}	20.3	22.6	17.4	23	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費 ^{d)}	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ^{e)1)}	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付 ^{f)}	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0)	(1)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用 ^{g)}	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0)	(12.5)
教育訓練費 ^{h)}	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ⁱ⁾²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出所：日本：厚生労働省（2012.1）「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2012.9）Employer Costs for Employee Compensation—June 2012

欧州：Eurostat（2012.11）Labour Costs Survey 2008—NACE Rev.2

韓国：雇用労働部ウェブサイト（<http://www.moel.go.kr/>）2012年11月現在

注：単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

1)アメリカの法定外福利費は各種(生命, 健康, 短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2)「その他」には以下を含む。日本は募集費, 転勤に要する費用, 社内報, 作業服等。欧州は募集費用, 税, 補助金等, 韓国は募集費等。

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2013』

また、前述の「使用者による労働者にかかる負担額（補償額）（1時間当たり）」（2010年）からは、健康保険が2.08ドル（民間の産業労働者）と企業負担全体の7.5%を占めている。その他、退職金・貯蓄が0.97ドルと3.5%を占めている（上記の老齢に相当する）。その他には、生命保険や短期・長期の就労不能時の保険にかかる負担がある。

ここで、民間産業労働者にかかる健康保険や退職金・貯蓄についての企業の負担金額（労働者からは給付に相当）を属性別にみると、

「組合員」>「非組合員」、

「1～99人規模」<「100人以上規模」

が顕著となっており、「組合員」「100人以上」に該当する労働者で手厚い給付を受けている傾向がみられる。

図表 使用者による労働者にかかる負担額(補償額)(1時間あたり)(2010年) (再掲)

補償内容	民間産業労働者									
	軍人	州、地方政府労働者	合計			組合員		1-99 規模		100人以上規模
			製品製造\1	サービス提供\2	組合員	非組合員	1-99 規模	100人以上規模		
報酬	29.72	40.28	27.75	32.50	26.78	37.35	26.72	22.91	33.26	
賃金報酬	20.71	26.42	19.64	21.73	19.21	22.86	19.30	16.95	22.70	
給付総額	9.02	13.86	8.11	10.77	7.57	14.49	7.43	5.96	10.56	
有給休暇	2.07	3.03	1.89	2.11	1.84	2.77	1.79	1.28	2.58	
Vacation(休暇)	0.99	1.14	0.96	1.12	0.93	1.43	0.91	0.64	1.33	
Holiday(休業日)	0.64	0.89	0.60	0.74	0.56	0.81	0.57	0.43	0.79	
Sick(疾病)	0.32	0.78	0.24	0.18	0.25	0.38	0.22	0.16	0.33	
Personal(個人的事由)	0.11	0.22	0.09	0.06	0.10	0.15	0.08	0.06	0.13	
割増賃金	0.69	0.33	0.75	1.17	0.67	1.08	0.72	0.55	0.99	
超過勤務 /3	0.24	0.17	0.25	0.55	0.19	0.72	0.20	0.18	0.33	
シフト勤務	0.06	0.04	0.07	0.08	0.06	0.17	0.06	0.02	0.13	
ボーナス(生産活動無し)	0.39	0.12	0.44	0.53	0.42	0.19	0.46	0.35	0.54	
保険	2.62	4.81	2.22	3.07	2.04	4.90	1.93	1.51	3.02	
生命保険	0.05	0.09	0.04	0.07	0.04	0.08	0.04	0.03	0.06	
健康保険	2.49	4.66	2.08	2.87	1.92	4.60	1.81	1.43	2.83	
短期の就労不能	0.05	0.02	0.05	0.08	0.04	0.14	0.04	0.03	0.07	
長期の就労不能	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.08	0.04	0.02	0.06	
退職金・貯蓄	1.33	3.27	0.97	1.53	0.86	2.60	0.80	0.57	1.43	
確定給付	0.81	2.93	0.41	0.89	0.32	1.91	0.25	0.21	0.65	
確定拠出	0.52	0.34	0.56	0.64	0.54	0.70	0.54	0.37	0.77	
法定給付	2.30	2.42	2.28	2.90	2.15	3.14	2.19	2.05	2.55	
社会保険、メディケア	1.68	1.87	1.64	1.85	1.60	2.00	1.60	1.40	1.92	
社会保険 /4	1.34	1.45	1.32	1.49	1.28	1.62	1.29	1.13	1.53	
メディケア	0.34	0.42	0.32	0.36	0.32	0.39	0.32	0.27	0.38	
連邦失業保険税	0.03	(-)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	
州失業保険税	0.17	0.09	0.18	0.25	0.17	0.24	0.18	0.18	0.18	
労働者補償	0.43	0.46	0.42	0.78	0.35	0.86	0.38	0.42	0.42	

(注)

/1 Based on the North American Industry Classification System, 2002 (NAICS). See text, this section. Includes mining, construction, and manufacturing. The agriculture, forestry, farming, and hunting sector is excluded.

/2 Based on the 2002 NAICS. Includes utilities; wholesale and retail trade; transportation and warehousing; information; finance and insurance; real estate and rental and leasing; professional and technical services; management of companies and enterprises, administrative and waste services; education services; health care and social assistance; arts, entertainment, and recreation; accommodations and food services; and other services, except public administration.

3/ Includes premium pay for work in addition to regular work schedule, such as, overtime, weekends, and holidays.

4/ Comprises the Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Program (OASDI).

資料 : U.S. Census Bureau 「The 2012 Statistical Abstract (654 Labor Force, Employment, & Earnings: Employment Benefits) 」

(3) 法定拠出以外で企業が公的負担として捉えているもの

現地インタビュー調査に基づけば、社会保険料負担以外の公的負担としては、都市計画や環境保全上の規制、雇用法制上の規制、賃金に関する規制など、連邦レベルで定められている水準を超えた地方政府での上乘せ規制等について、企業は負担感を持っている。また、労働組合が強いことにも負担感を持っているようである。このような意見は、ミシガン州よりも特にカリフォルニア州で多く聞かれた。

他方で、源泉徴収業務やコミュニティーへの寄付行為等については、企業は、負担とは感じていないようである。

【現地インタビュー調査結果から】

- ・ 地方政府の役割は、インフラ整備、警察等、最小限であるべきと考えている。地方政府によっては、本来の業務だけでなく、追加的に規制を課したりしている。（全米独立事業者協会ミシガン州支部）
- ・ 最低賃金も、連邦政府で設定されているが、さらに地方政府でも設定する場合がある。地方の最低賃金は連邦よりも高く設定される。（全米独立事業者協会ミシガン州支部）
- ・ 労働組合の力が強いことも問題である。組合の中でも、昔は企業主導であったのが、現在は政府主導である。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター）
- ・ カリフォルニア州は各種の規制水準が高い。例えば小売業について、身体障害者のための駐車場を設けることが義務付けられている。しかし中小小売業の中には、もともと駐車場が一つしかない場合があり、広げる余地はない場合がある。しかし、設けないと多額の罰金を支払わされるので、閉店せざるを得ないケースがある。個々の中小企業の実情を考慮していない、と言える。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター）
- ・ 連邦で規制が導入された場合、多くの州はそのまま受け入れるが、カリフォルニア州では、さらに規制を追加する。（カリフォルニア州商工会議所）
- ・ 組合が強いこともあり、賃金については厳しい規制が課せられている。一般的には週 40 時間の労働に対して賃金を支払うことになっているが、カリフォルニア州では日 8 時間の労働に対して賃金を支払う。そのため、もしある日に 7 時間勤務し、翌日、前日の不足分も含めて 9 時間勤務したとすると、1 時間の残業代を支払う必要が生じる。こうしたことは企業の負担となるだけでなく、従業員の勤務形態の柔軟性も損なってしまうものである。（カリフォルニア州商工会議所）
- ・ チャリティは負担とは捉えられていない。連邦でも州でも、慈善活動に対する税のリダクションが認められている。ほとんどの企業は利益の一部を慈善活動に用いている。また、慈善活動に社員が参加することで、社員の一体感を高めるといった効果も期待できる。さらには、市民は企業が地域の活動に協力することを期待しており、地域のファンディングディナー等に企業が参加することで、企業のイメージを向上させられる。（サンフランシスコ商工会議所）

(4) 法定外福利費（企業内福利厚生）についての企業の考え方

米国において、法定外福利費として最大のものは、従業員に対する雇用主提供型民間医療保険である。ただし、提供が義務付けられているわけではないため、これに対する考え方は、企業によってまちまちである。大企業の場合、伝統的に企業独自の医療保険を提供する仕組みを持っている。

今後、オバマ医療改革によって、常勤従業員 50 人以上の企業の保険加入が義務付けられるが、これについては、公的権力によって強制されるべきではない、という意識が保守的な雇用主の間には根強い。

また、医療保険を提供する場合であっても、提供メニューが一律に決まっているわけではなく、雇用主は競争環境や企業体力によって、メニューを選択できるようになっている。民間医療保険会社大手の Blue Cross や Blue Shield など、多様なメニューを用意している。メニューの中では、歯科はしばしば保険の対象となっていない場合も多いが、優秀な労働力を確保する上で、歯科も対象とした保険メニューを用意する雇用主もいる。

さらに、一部の小売業等では、オバマ医療改革での義務を逃れるため、常勤従業員数を 50 人未満に削減してパートタイマーを増やす動きもあるが、他方で、常勤従業員数は減らさない、維持する、ということを表示している企業⁵⁶もある。

⁵⁶ 例えば、スターバックスなど。

(5) 法定外福利費の動向

本報告書「Ⅱ.2.(2)」における OECD 統計で見ると、「任意の民間」の医療保険については、対 GDP 比で経年的に上昇している（1980 年の 2.5%が、1990 年には 4.1%、2000 年には 4.7%、2009 年には 5.9%まで上昇している）。したがって、トレンドとしては、法定外福利費は上昇傾向にある。

また、オバマ医療改革によって、雇用主提供型の民間医療保険の導入が進むと見られるが、既に導入済みの大企業にとって影響は小さい。新たな提供義務対象となる常勤 50 人以上の企業にとっても、民間医療保険を提供しないでペナルティを支払う、という選択肢も残されているため、その影響・規模については不確定要素が多い。したがって、これが大きな影響を与える法定外福利費の動向についても、明確な予測はできない。

3. 米国における企業の公的負担割合の大きさ

(1) 企業の公的負担算出における考え方

ここでは、企業の公的負担の割合を試算するに際して、企業負担の捉え方を以下のとおり設定する⁵⁷。

1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする。

2) 個人所得税における源泉徴収

現地インタビュー結果等からは、企業は源泉徴収業務を企業負担とは考えていないと考えられるので、本推計において、源泉徴収事務は企業負担とはみなさないこととする。

3) 個人事業主やパススルー事業体が納める個人所得税の扱い

米国においては、S-Corporation や LLC、パートナーシップ等での事業所得は、事業体をパススルーし、個人レベルで課税される（個人所得税）。したがって、個人所得税に占める事業所得分を推計し、これを企業負担とみなすこととする。

4) 社会保険料事業主負担分の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分⁵⁸については、以下の3通りの捉え方を行う。

- ①企業の公的負担を狭義に捉え、企業の税負担のみを公的負担とし、社会保険料の事業主負担分を含めない。（ケース1）
- ②企業の公的負担を広義に捉え、企業の税負担に加え、社会保険料の事業主負担分も公的負担に含める。（ケース2）
- ③米国では、日本や諸外国で公的社会保険に含まれる医療保険が存在せず、任意の雇用主提供型民間医療保険が公的医療保険の代替となっている。そこで、企業の公的負担をさらに広義に捉え、企業の税負担、社会保険料の事業主負担分に加え、雇用主提供型民間医療保険も公的負担に含める。（ケース3）

⁵⁷ 試算方法の詳細については、本報告書の参考資料「2.米国における企業の公的負担の推計方法について」を参照。

⁵⁸ 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる被用者（家計＝個人）であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分＝企業負担分であると捉える。

以上を整理すると、企業が負担する税の範囲の捉え方については、以下の3ケースが考えられる。

	1)間接税や負担者が不明確な直接税の扱	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主の所得税	4)社会保険料等の事業主負担分
ケース1	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含まない(税収のみで企業負担を推計)
ケース2	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース1に社会保険料事業主負担分を加えた推計)
ケース3	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース2に事業主提供の民間保険料(医療保険)を加えた推計)

(2) 試算結果

試算は、企業がカリフォルニア州に立地する場合と、ミシガン州に立地する場合の2通りで実施した。

企業の公的負担割合は、ケース1(税収負担のみ)の場合で、カリフォルニア州では30.7%、ミシガン州では32.0%となる。またケース2(税収負担+社会保険料事業主負担)の場合、カリフォルニア州は38.4%、ミシガン州は35.7%となる。さらに、ケース3(税主負担+社会保険料事業主負担+雇用主提供民間医療保険料)の場合は、カリフォルニア州は40.8%、ミシガン州は38.6%となった⁵⁹。

(単位：百万ドル)

ケース	州	企業負担税額 (連邦+州+地方) a	社会保険料 事業主負担分 b	雇用主負担 民間医療保険料 c	州全体の税収 (連邦+州+地方) d	社会保険料収入 (州相当分) e	民間医療保険料 (州相当分) f	企業負担割合	備考 (算出式)
ケース1	カリフォルニア州	94,176	-	-	306,536	-	-	30.7%	a/d
	ミシガン州	19,246	-	-	60,194	-	-	32.0%	
ケース2	カリフォルニア州	94,176	68,400	-	306,536	116,819	-	38.4%	(a+b)/(d+e)
	ミシガン州	19,246	10,246	-	60,194	22,430	-	35.7%	
ケース3	カリフォルニア州	94,176	68,400	56,103	306,536	116,819	107,901	40.8%	(a+b+c)/(d+e+f)
	ミシガン州	19,246	10,246	10,662	60,194	22,430	20,718	38.6%	

⁵⁹ 東京都委託調査(2012年)『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』(以下、「昨年度報告書」と言う。)では、日本とスウェーデンについて、企業の公的負担割合の推計を行っている(pp.19-22)。米国の試算におけるケース1は昨年度報告書のケース6、米国の試算におけるケース2は昨年度報告書のケース5に相当する。なお米国の試算におけるケース3に相当する試算は、日本・スウェーデンでは実施していない。(日本では公的社会保険、スウェーデンは税によって医療サービスが提供されているため。)

<考察>

- 税収のみで見るケース 1 の場合、カリフォルニア州よりもミシガン州の企業負担が重くなっている。これは、ミシガン州の企業の公的負担は小さくなったという現地インタビュー調査の結果とは矛盾する。この理由としては、試算年度（2009 年度）はミシガン事業税（MBT）の時代であるためであり、現時点では州法人所得税への以降により、ミシガン州の企業負担は低下している可能性がある、と考えられる。
- 法定社会保険料の負担を加味すると（ケース 2）、ミシガン州よりもカリフォルニア州の方が企業負担は重くなる。また、ケース 3 のように、雇用主提供型民間医療保険を加えてもこの傾向は変わらない。
- ただし、雇用主提供型民間医療保険の企業負担は、ミシガン州の方がカリフォルニア州よりも重い。伝統的大企業による手厚い福利厚生が提供されている（いた）ためであると推察される。
- 本試算では、パススルー事業体（S-Corporation、パートナーシップ、個人事業主等）の個人所得税に占める事業所得分（企業負担分）の推計に大きな仮定を置いている⁶⁰。仮定次第では、試算結果が変わり得ることには留意が必要である。

⁶⁰ 個人所得額の中の「非農林経営者所得（Nonfarm proprietors' income）」の占める割合をもって S-Corporation 以下の経営者の事業所得額としている。個人所得税に占める事業所得の割合にも、この値を用いている。

Ⅲ. 企業支援に関する各政府による行政サービスとこれらの行政

サービスに対する企業側の評価

1. 企業誘致施策・海外進出支援策

(1) 企業誘致施策

① 企業誘致施策の概要

企業誘致策については、連邦政府によって実施されることはあまりなく、基本的には州政府や地方政府により実施されている。また多くの場合では、各州はそれぞれ競争関係にある。なお州政府や地方政府が企業誘致に取り組む目的は、主に地域における雇用の確保及び創出である。

州政府における企業誘致は、基本的には各州政府の商務省の企業誘致部門が担当しているが、州によっては外国企業の誘致を専門に担当する部署を設けている場合もある。また、外国企業の誘致のために海外に事務所を設置し、誘致対象企業の探索や現地での誘致活動を実施している。日本にも州政府の企業誘致のための事務所が設置されている。

なお、電力会社やガス会社が、地域の産業発展への貢献、顧客開拓の観点から企業誘致を行う場合もある。州政府と連携し海外に赴き誘致対象企業の探索を行ったり、電力料金の割引等のインセンティブを与えたりしている。

具体的な企業誘致施策としては、用地提供・整備、道路等のインフラ整備、税制優遇、雇用支援・職業訓練等といったインセンティブを付与したり、各種の情報提供やコンサルティングサービスを提供したりしている。企業側が重視する点は、業種等によって様々であるが、税制優遇の重要度はそれほど高くなく、人材の質が重要となる場合が多いとのことである。

税を投じて様々な施策を講じるため、誘致策の是非が政治的な争点になる。地方政府自ら、もしくは地域の大学等により、企業誘致施策が投資として費用対効果が高ったのか検証されることもある。検証の際の観点は、誘致した企業が雇用や所得を生み出しており、それが費やした予算に対して適切であるか等である。

② 州政府による企業誘致施策の例

1) カリフォルニア州における企業誘致施策

カリフォルニア州政府は、同州における事業に関心を持つ企業に対するインセンティブとして、複数のプログラム、優遇施策等を提供している。主なインセンティブとしては、以下のようなものを提供している⁶¹。

■California Alternative Energy & Advanced Transportation Authority(CAEATFA)による無公害車製造（Zero Emission Vehicle : ZEV）に対する販売・使用税の免除

同プログラムでは、カリフォルニアの産業に対して、代替エネルギー及び先進交通技術への様々な金融支援を提供することを目的としている。同プログラムは、すべての再生可能エネルギーに対象を拡大している。

■労働力開発

労働力開発省は、労働力開発区域と連携し、適切な労働者の募集、選考、テスト、評価、雇用を支援する。

■研究開発の税控除

これは、カリフォルニア州における基礎研究開発を促進することを目的とした税控除であり、条件を満たす研究支出について、法人税に対して 15%の控除、基礎研究のための外部支払いに対して 24%の控除を認めている。

■工業開発債

議会は、州内の製造に関連する用地、施設、装備のための投資の促進のための融資手法として、免税の工業開発債（Industrial Development Bond:IDB）を打ち出した。

■Enterprise Zone

同プログラムは、Department of Housing and Community Development によって所管されており、州が指定した経済的に停滞したエリアにおいて、企業投資を刺激し、人々に雇用の機会を創出することを目的としたものである。4 種類の経済開発の地理的なターゲットエリア（Geographically-Targeted Economic Development Area : G-TEDAs）が設定されており、各エリアでは関連する税制優遇とともに、各地方政府からの各種の支援措置が提供されている⁶²。

⁶¹ カリフォルニア州ウェブページ (<http://business.ca.gov/WhyCA/BusinessIncentives.aspx>)

⁶² エンタープライズ・ゾーンに適用される優遇税制については、本報告書「I.企業の公的負担 1.企業課税の概要 (2)州税 ①カリフォルニア州 c.新たな企業税税制 2) EZ との比較」を参照。

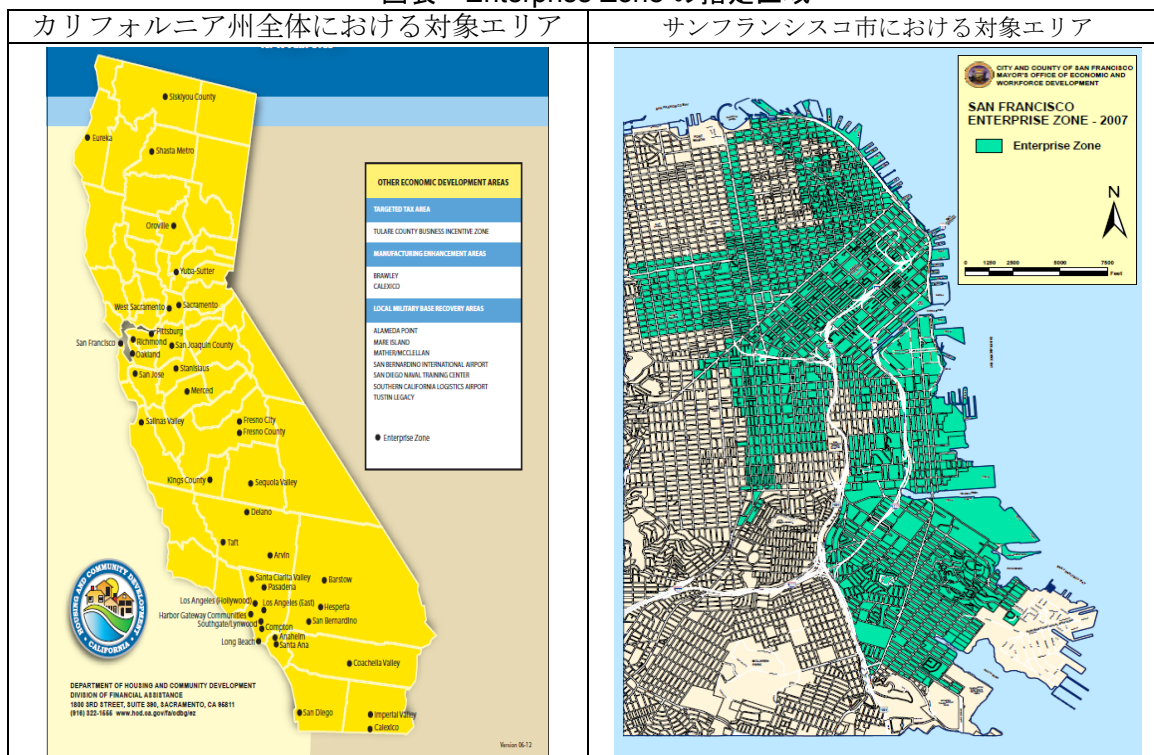
図表 4 種類のターゲットエリア

ターゲットエリア	概要
Enterprise Zone(EZs)	経済的に停滞するエリアを対象として、事業投資や雇用創出の活性化に向け、インセンティブを提供するものである。各エンタープライズ・ゾーンは、当該地域において各機関や企業グループと連携して運営されており、経済発展を促進している。
Local Agency Military Base Recovery Areas(LAMBRAs)	エンタープライズ・ゾーンと同様の制度であるが、軍事施設に支援対象を限定している。
Manufacturing Enhancement Areas(MEAs)	Brawley と Calexico の境界地区において、雇用創出の刺激を目的とするプログラムである。具体的に享受できる便益は、スリム化された地方政府の規制管理、地方政府の許諾料の削減、要件を満たした雇用に対する税額控除があげられる。
Targeted Tax Area(TTAs)	エンタープライズ・ゾーンと同様の制度であるが、特定の業種（食品加工業、その他製造業、輸送・倉庫業、航空輸送業、輸送サービス・通信・卸売業）に関連する事業を実施している企業に支援対象を限定している。

資料：California Department of Housing and Community Development ウェブページ
 (<http://www.hcd.ca.gov/fa/ez/>)

エンタープライズ・ゾーンの具体的な指定区域については、下図のように設定されている。例として、サンフランシスコの地図を掲載しているが、その他の地区においても、このような形で対象地区が設定されており、Department of Housing and Community Development のホームページ（下記の図表の下の URL）にて対象地区の地図が公表されている。

図表 Enterprise Zone の指定区域



資料：California Department of Housing and Community Development ウェブページ
 (<http://www.hcd.ca.gov/fa/ez/>)

2) ミシガン州における企業誘致施策

新たな企業を誘致し、既存の企業を引き留めるため、ミシガン州においては様々なインセンティブを企業に対して提供している。またミシガン州においては、ミシガン経済開発公社（Michigan Economic Development Corporation）を通じた企業支援策も提供している。

■ミシガン産業開発プログラム

ミシガン州における一定要件を満たす雇用や投資を創出することを目的としたプログラムであり、上記を実施する企業に対してインセンティブが付与される。

■能力強化プログラム

適切な雇用者を探している企業に対して提供されるサービスの一式である。ミシガン経済開発公社の専門チームが、採用の支援、人事に関するコンサルティング、訓練プログラム等を企業と密に連携しながら提供する。

■企業強化プログラム

サービス提供の戦略的パートナーと連携して、事業・マーケティング計画を開発している企業やミシガン州のサプライヤーを探している企業に対して支援サービスを提供する。

■金融支援

ミシガン経済開発公社を通じて、企業に対して利用可能な金融プログラムを提案するミシガン経済開発公社は、エンジェル投資やベンチャーキャピタルファンドから、中小企業庁の金融プログラム、信用強化や担保支援まで幅広く対応可能である。

■Renaissance Zone

ルネッサンス・ゾーンは、当初の 15 年間は、同エリア内のあらゆる企業や居住者に、事実上の免税を提供するものであった。その後、ルネッサンス・ゾーン法が拡張され、大きな地形単位の指定から、プロジェクトにフォーカスし、区画単位の指定に変更された。以下のルネッサンス・ゾーンのタイプがある。ルネッサンス・ゾーンの割り当て段階は終了しており、新たな設立は不可能となっている。

図表 ルネッサンス・ゾーンのタイプ

ルネッサンス・ゾーン	概要
Agricultural Processing Renaissance Zones(APRZ)	食品・農業産業が活発であり、商品の多様性が全米 2 位であるミシガン州において、同プログラムは、同州における農業処理業を促進し、産業全体を強化することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Border Crossing Renaissance Zones(BCRZ)	同プログラムは、特定の国境付近の地方行政区域に設置していたり、国際的な国境を越えた開発によって負の影響を受けたいたりする企業を支援することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Forest Products Processing Renaissance Zones(FPPRZ)	同プログラムは、同州における木材製品業を促進し、林産業を強化することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。

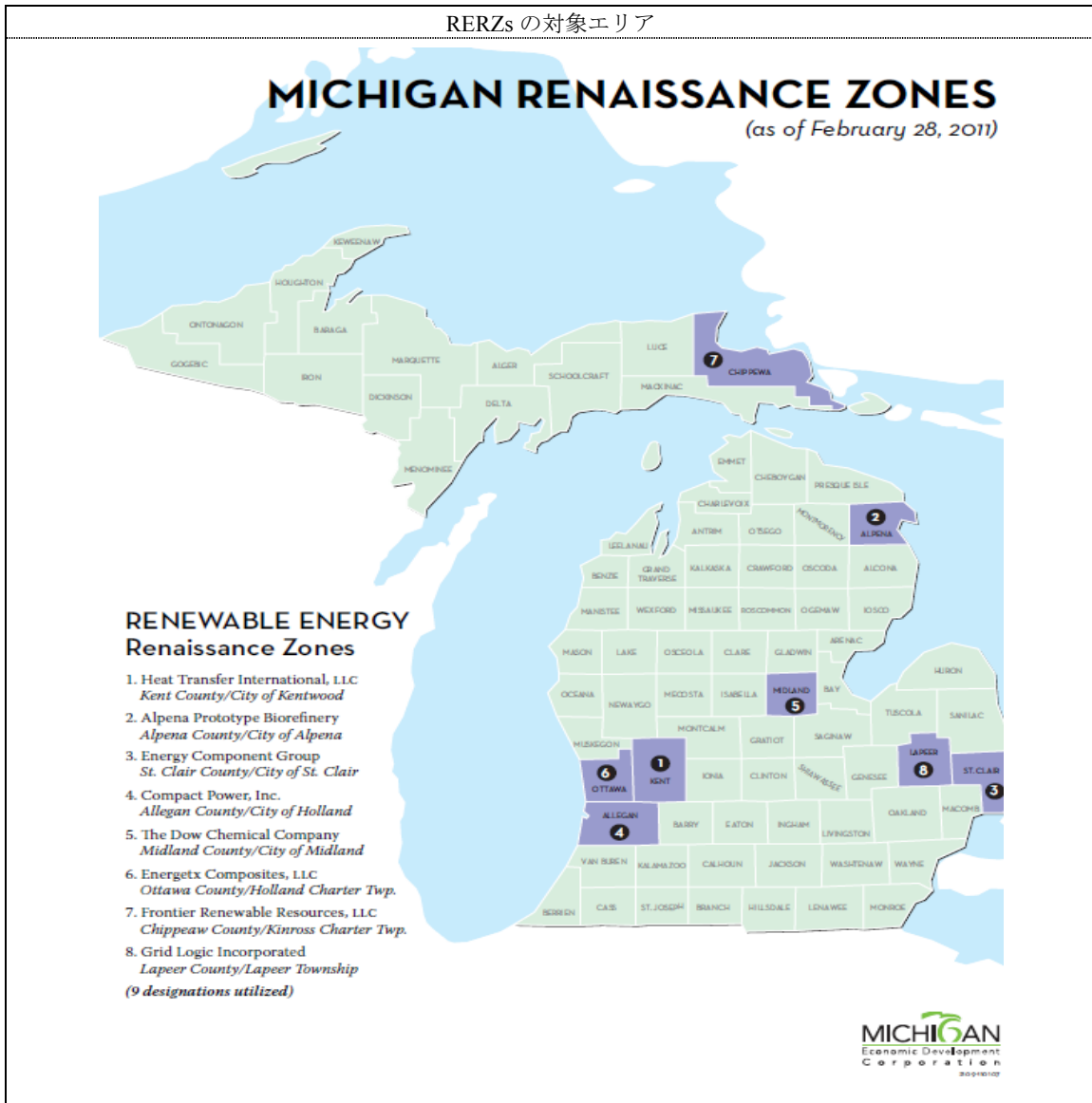
Michigan Strategic Fund Designated Renaissance Zones(MSF RZs)	いくつかの重要なプログラムの支援のために設定されているエリアである。例えば、MSF Redevelopment Renaissance Zones として知られている、かつての製造業地区の再開発のエリアが設定されている他、医薬品のための MSF Pharmaceutical Renaissance Zone や代替エネルギーのための MSF Alternative Energy Renaissance Zone、複数のプロジェクトのための MSF Zones 等もある。
Renewable Energy Renaissance Zones(RERZs)	同プログラムは、再生可能エネルギー事業の促進を目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Tool & Die Recovery Zones	実際には、地理的に設定されたエリアではないが、工具・金型業の企業の連携を促進し、雇用の維持、国際市場での競争力の強化を目的とするプログラムであり、連携を行う企業に対し、税額控除等の支援を提供している。

資料：Michigan Economic Development Corporation ウェブページ
<http://www.michiganbusiness.org/renaissance-zones/#msfrz>)

例えば、Michigan Strategic Fund Designated Renaissance Zones(MSF RZs)と Renewable Energy Renaissance Zones(RERZs)については、以下のように指定地区が設定されている。その他のルネッサンス・ゾーンの指定地区については、ミシガン経済開発公社のホームページにて公表されている（下記の図表の下の URL）。

図表 ルネッサンス・ゾーンの指定区域





資料：Michigan Economic Development Corporation ウェブページ
(<http://www.michiganbusiness.org/renaissance-zones/#msfrz>)

(2) 海外進出支援策

①海外進出支援策の概要

米国における海外進出支援策については、輸出促進支援が主であり、海外進出支援はあまり積極的に取り組まれていない。これは企業が海外進出することは、米国の雇用や税収の削減が懸念されているためである。例えば、Bring Jobs Home Act では、国内に事業を回帰することにインセンティブを与え、海外に移転することにペナルティを課している。

また、輸出促進支援についても、EU からの指摘を受け、WTO⁶³が、米国の輸出優遇措置が GATT⁶⁴で禁止されている輸出補助金に当たるとの判断を下した⁶⁵ことで、輸出優遇税等は撤廃の方向に進んでおり、情報提供やコンサルティング支援等が主となっている。資金面の支援が提供される場合も、民間の金融機関を介して、資金調達の円滑化の支援という形で行われている。

図表 米国の輸出優遇措置に係る検討の経緯

米国の動き	欧州・WTO 等の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・米国は、1971 年に内国輸出法人（Domestic International Sales Corporations : DISC）を成立させた。DISC 制度は、米国内に拠点を置き、輸出を行う米国法人が、法人所得税を免除され、株主に配当されないとみなされる所得の一部について課税の繰り延べを認めるというものである。 ・同勧告を受けて、米国は代替として外国貿易法人（Foreign Sales Corporation : FSC）を 1984 年立法化した。米国外に拠点を置き、一定以上の割合で米国製品の輸出関連活動を行う FSC に対して、DISC と同様に税制優遇を与えるというものである。 ・同勧告を受けて、米国は 2000 年に、FSC の廃止法案、改正法案である領土外所得控除法（Extraterritorial Income : ETI）を成立させた。米国企業の対外貿易総受取に帰属する所得は、「領土外所得」として控除することを認めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ共同体（European Community : EC）は、DISC 制度が GATT で禁止されている輸出補助金に相当するとし訴えをおこした。1981 年、WTO は EC の訴えを認め、米国に対して勧告を出した。 ・EU は、FSC 制度も輸出補助金に相当するとし、WTO に訴えをおこした。WTO の小委員会、上級委員会を EU の主張を認め、米国に対して勧告を出した。 ・EU は、ETI 制度も輸出補助金に相当するとし、WTO に訴えをおこした。EU の指摘事項は以下の 3 点である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ETI の制度が適用されるには、国外での販売が義務付けられているため、輸出補助金にあたる ・ETI の制度が適用される商品やサービスは、価額で米国コンテンツを 50%以上使用する義

⁶³ 世界貿易機関（World Trade Organization:WTO）

⁶⁴ ガット（General Agreement on Trade on Tariff）

⁶⁵米国の輸出優遇措置について、具体的に問題とされたのは、外国貿易法人（Foreign Sales Corporation : FSC）とその改定版である領土外所得控除制度（Extraterritorial Income Exclusion : ETI）である。これらは、米国の法人の国外における輸出所得に対する米国政府による課税を控除もしくは繰り延べるものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ EU の指摘に対して、米国は ETI が WTO 協定に整合するものであると反論した。 ・ ETI の制度は、商品やサービスが米国内で生産されることを要件としないため、輸出補助金に該当しない ・ 合衆国歳入法典を改正し、一定条件のもとで生産された商品やサービスを域外で販売することによる所得に対する課税を歳入法典から除外したため、輸出補助金に該当しない <p>・ こうした判断に対し、DISC、FSC、ETI は一貫して以下のような考え方によるものであるという立場をとりつつも、WTO の決定を受けて輸出優遇税の縮小・撤廃を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DISC、FSC、ETI は輸出補助金ではなく、二重課税を防止するための制度である。 ・ 全世界所得課税主義を採用する国の企業は、領土内所得課税主義を採用する国の企業に対して、輸出競争上不利になる。輸出優遇税制はその不利を相殺するために必要な制度である。 ・ 輸出優遇税制のみが問題視され、輸出に有利となる領土内所得課税主義が問題視されないことは、不平等である。 	<p>務があり、国内産品優先補助金にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ETI の制度では、経過措置として FSC を継続できることになっており、FSC を廃止するという WTO の決定にそむくものである <p>・ 2001 年 8 月、WTO の小委員会（パネル）は、EU の主張を認め、ETI は輸出補助金に該当し、米国コンテンツに関する要件は内国民待遇違反であるとした。同年 10 月、米国は ETI の適用対象となる領土外所得が輸出による所得に限定されないことから、輸出補助金に当たらないと反論し、WTO の上級委員会に上訴した。しかし、2002 年 1 月、上級委員会はパネルの判断を支持し、WTO 協定に違反すると最終判断を下した。また EU は、この最終判断に基づき米国が適切な対策を講じなかった場合には、米国からの輸出に対して関税を引き上げる対米報復関税を発動すると警告した。実際、米国が期限までに対策を講じることができず、2004 年 3 月 1 日に報復関税が発動された。</p>
--	---

出典) 「米国経済のグローバリゼーションと国際課税制度の展開-輸出優遇税制と米国雇用創出法-」 (2005)

②連邦政府による海外進出支援

1) 連邦政府による企業誘致施策の概要

連邦政府における海外進出支援策については、輸出促進支援が主であり、連邦政府による輸出促進支援の根拠となっている法律は、主に輸出強化法 (Export Enhancement Act) と中小企業法 (Small Business Act) である。

a. 輸出強化法 (Export Enhancement Act of 1992)

従来、連邦政府では各省庁がそれぞれに輸出支援策を実施してきたが、米国検査院 (Governmental Accountability Office : GAO) が、輸出支援策が個別に実施されている状況を指摘したことを背景として、輸出強化法が 1992 年に成立し、省庁が一貫した輸出支援戦略のもとに支援策を提供することが求められるようになった。同法の要請で、省庁間の連携強化を図ることを目的として、商務省 (Department of Commerce) に、貿易調整委員会 (Trade Promotion Coordinating Committee : TPCC) が設置された。

図表 貿易調整委員会の主要機関

Department of Commerce (DOC)
Export-Import Bank
Overseas Private Investment Corporation (OPIC)
U.S. Trade and Development Agency (USTDA)
Small Business Administration (SBA)
Department of State
Department of Agriculture (USDA)

出典) export.gov ウェブページ (http://export.gov/faq/eg_main_017489.asp)

貿易調整委員会では、商務省、貿易開発庁、中小企業庁等の関連機関に対して、「国家輸出戦略 (National Export Strategy)」の策定を義務付けている。2010 年の国家輸出戦略では、2014 年までに輸出を倍増し、200 万人の雇用を創出する方針が打ち出された。

また同委員会の要請により、中小企業の輸出支援をワンストップで提供する「米国輸出支援センター (U.S. Export Assistance Center)」が米国各地に設置され、中小企業庁、商務省、米国輸出入銀行、その他の関係機関により運営されている。

b. 中小企業法 (Small Business Act)

中小企業法では、中小企業に対する支援を規定しており、中小企業法第 2 条 b 項 1 節では、中小企業庁が、中小企業の国際貿易競争力強化に向けた支援を商務省 (Department of Commerce:DOC)、国務省 (Department of State:DOS)、米国通商代表部 (U.S. Trade Representative)、国際開発援助庁 (Agency for International Development:USAID)、貿易開発庁 (Trade and Development Agency:TDA) 等の政府機関と連携しながら実施することを求めている。

なお、主な米国連邦政府における支援策の関連省庁及び機関を整理すると、以下の通りとなる。

図表 主な関連省庁及び機関

米国農務省 U.S. Department of Agriculture (USDA)	農務省では、米国の農業製品の輸出市場の開発に向けて 5 つのプログラムを提供している。これらのプログラムは農業法により規定されている。
米国商務省 U.S. Department of Commerce	商務省では、国際貿易庁 (International Trade Administration:ITA) を通じて支援策を提供している。
米国輸出入銀行 Export-Import Bank of the United States (Ex-Im Bank)	米国輸出入銀行は、米国政府の公的な輸出信用機関であり、特に新興市場への輸出の促進の際の融資・保証プログラムを提供する。
海外民間投資公社 Overseas Private Investment Corporation (OPIC)	海外民間投資公社は、新興市場における米国企業に対して、投資保証、プロジェクトファイナンス、その他のサービスを提供している。
米国中小企業庁 Small Business Administration (SBA)	中小企業庁では、中小企業の輸出に対して、融資・促進サービスを提供している。
米国国務省 U.S. Department of State	国務省では、在外公館や貿易や経済に関する情報、貿易機会の特定、貿易協定に関する交渉やモニタリング等を通じて支援を提供している。
米国貿易開発庁 U.S. Trade and Development Agency(TDA)	米国開発庁は、途上国における経済発展と米国企業の商業的利益の両方の促進をミッションとしている。
米国通商代表部 Office of the U.S. Trade Representative (USTR)	米国通商代表部は大統領府 (Executive Office of the President) の組織であり、貿易政策の発展、調整、実行を行う。
米国財務省 U.S. Department of the Treasury	財務省の OFAC (Office of Foreign Assets Control) では、米国の海外政策や国内保安目標に基づく、経済や貿易の政策を行う。

出典) Congressional Research Service(2013)” U.S. Government Agencies Involved in Export Promotion: Overview and Issues for Congress”
(<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41495.pdf>)

2) 連邦政府による個別の海外進出支援

<情報提供・コンサルティング>

a.米国商業サービス (U.S. Commercial Service : USCS)

米国商業サービス (U.S. Commercial Service : USCS) は、米国商務省の国際貿易庁 (Department of Commerce, International Trade Administration) 内の機関であり、米国内 100 地域以上、海外 80 カ国以上のネットワークを活用し、以下のような支援を提供している。

図表 米国商業サービスの支援

Trade Counseling : 貿易相談	<ul style="list-style-type: none"> •効果的な市場参入及び販売戦略の策定 •輸出書類の必要事項及び海外市場の輸入規制の理解 •米国政府の輸出規制、コンプライアンス、貿易金融施策の明確化
Market Intelligence : 市場情報	<ul style="list-style-type: none"> •市場の可能性と海外競合他社の分析 •最適な見通し、資金調達、法律、文化的な問題に関する有用な情報の取得 •潜在的なバイヤー及び代理店に関する基礎調査の実施
Business Matchmaking : ビジネス・マッチング	<ul style="list-style-type: none"> •潜在的パートナーとのコンタクト •世界的な貿易イベントを利用した対象バイヤーへの製品やサービスの紹介 •ターゲット市場における国際的な産業と政府の意思決定者との調整
Commercial Diplomacy : 弁護・商業的外交	<ul style="list-style-type: none"> •海外市場参入の成功のための貿易障害の解決 •米国企業の利益を保護するため外国政府への米国政府の関与による便益 •外国の政府調達に関する入札における米国政府の支援の確保

出典) 米国商業サービスウェブページ (<http://www.trade.gov/cs/services.asp>)

b. 米国輸出支援センター (U.S. Export Assistance Center)

米国輸出支援センターは、1993年に貿易促進調整委員会の要請により、中小企業の輸出支援をワンストップで提供することを目的として設置された。同センターの運営は、中小企業庁、商務省、米国輸出入銀行が連携して行っており、全米16か所に設置されている。米国の中小企業を対象として、見本市やセミナー、ワークショップ等を開催している。特に、輸出先としての将来市場の調査、ディストリビューター・再販業者の紹介、提携先の特定、金融支援情報の提供等を無料で行っている。

c. 商務局 (Office of Commercial and Business Affairs)

商務局 (Office of Commercial and Business Affairs : CBA) は、国務省の組織であり、海外でビジネスを展開する米国企業の貿易や投資の調整に関して重要な役割を果たしている。同室のミッションは、米国政府の資源を海外進出に関心のある企業の支援・促進に活用すること、企業の関心を米国政府の外交・経済政策と調和させることである。

米国の在外公館を通じて、CBAでは、米国企業が拡大する国際市場で成功するよう支援を提供している。各在外公館・領事館に、海外での米国企業の活動の支援を担当する職員を設置しており、1)現地での貿易や関税、政府の調達手続き、商業慣習に関する助言、2)潜在的な輸入者、エージェント、ディストリビューター、連携者の特定、3)地元政府の入札に関する情報提供、4)貿易や投資の紛争解決の支援等を行っている。

またCBAでは、Global Entrepreneurship Program (GEP)を実施している。GEPは、非政府機関(NGO、大学、基金、民間企業等)と、主に米国商務省、米国国際開発庁(USAID)、海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation : OPIC)、米国中小企業庁、ミレニアム・チャレンジ公社(Millennium Challenge Corporation : MCC)等の米国政府による政府のプログラムとの協調を促進するための手段である。海外において起業を促進するため、米国の在外公館やパートナーとともに、新たな投資家のネットワーク、起業家の代表団の創設、連携の指導、女性による起業の高度な成長・影響への潜在的な可

能性を促進するため女性による起業のポートフォリオの統合に取り組んでいる。

図表 Global Entrepreneurship Program において実施されているプログラム

Angel Networks : 投資家ネットワーク	新たなネットワークの構築並びに発展途上国への拡大
Enterprise Development Network : 企業発展ネットワーク	成功するために必要な資本とともに情報や方法、専門的な支援に対する迅速なアクセスが可能なように GEP 参加者による場の提供
Entrepreneurship Delegations : 起業家代表団	起業家代表団をヨルダン、レバノン、エジプト、インドネシア、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、トルコに派遣する GE プログラム
Mentoring Collaborations : 指導の連携	世界中の指導機関との連携の拡大
Women's Entrepreneurship : 女性の起業	経済成長や国際的に雇用を生み出すため、潜在成長力や強い影響力がある女性経営者の企業で成功を促していく。いくつかの政策はアフリカ女性の起業家養成プログラムや、WeAmericas プログラム、女性のビジネスリーダーシップに関する国際評議会、APEC 女性リーダーズネットワークを含んでいる。
Global Celebrations : 国際的な会合	最善策の共有やエコシステムの導入、起業家文化の形成のため地域・世界サミットの主催。直近の会議はアラブ起業家ベンチャー(EVA)が2012年12月11-12日にドバイで開催した第3回世界起業家サミット(GES)である。米国政府は、イスラム教徒が多数を占める国での起業家精神の奨励と米国経済のリーダーシップと結びつける機会を拡大するためアラブ首長国連邦と提携している。サミットはこれを推し進め、これによって高成長の起業や民間における雇用の拡大、金融を刺激することを目的としていた。

出典) 米国国務省ウェブページ (<http://www.state.gov/e/eb/cba/entrepreneurship/gep/>)

<金融支援>

d. 輸出開始・運転資金融資 (Export Development and Working Capital Financing)

Export Development and Working Capital Financing は、輸出に必要な資金を提供することで輸出の促進を図るものである。中小企業庁及び輸出入銀行により、それぞれ以下の3つのプログラムが提供されている。

輸出運転資金プログラム : Export Working Capital Program (中小企業庁)	輸出の運転資金のために米国の中小企業に提供される比較的短期の融資プログラム
輸出運転資金保証プログラム : Export-Import Bank - Working Capital Guarantee Program (輸出入銀行)	輸出の運転資金のために米国の中小企業に、輸出入銀行の保証に基づき金融機関から提供される融資プログラム
エクスポート・エクスプレスプログラム : Export Express Program (中小企業庁)	輸出の潜在的可能性を持ちつつも、開始資金を有していない中小企業に対して提供される融資プログラム

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

e. 設備投資融資 (Facilities Development Financing)

Facilities Development Financing は、国際貿易の促進に向けた施設や整備の増改築等のた

めに提供される融資プログラムである。具体的には、中小企業庁より以下の融資プログラムが提供されている。

国際貿易ローンプログラム International Trade Loan Program (中小企業庁)	国際貿易に参入しようとしている、もしくは参入している企業、国際競争により打撃を受けている企業が施設や設備を増改築するために、資金を融資するプログラム
---	--

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

f. 海外の買い手に対する融資 (Financing for Your International Buyers)

Financing for Your International Buyers は、米国製品やサービスの海外における買い手に対する融資プログラムである。具体的には、輸出入銀行および農務省より、それぞれ以下のプログラムが提供されている。

融資保証プログラム Loan Guarantee Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される融資保証プログラム
直接融資プログラム Direct Loan Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される固定金利の直接融資プログラム
ファイナンス・リース保証プログラム Finance Lease Guarantee Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される、伝統的な賦払い融資の代替としてのリース融資プログラム
海外農業サービス輸出信用保証 Foreign Agricultural Service Export Credit Guarantees (農務省)	米国製品の販売を維持・増加させるために信用保証が必要なものの、保証なしでは融資が困難な買い手に対して提供される信用保証

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

g. 投資プロジェクト融資 (Investment Project Financing)

Investment Project Financing は、インフラ、電力、空港、天然資源抽出等といった大規模な資金が必要となる大規模プロジェクトのための資金を提供する融資プログラムである。具体的には、海外民間投資公社 (overseas private investment corporation : OPIC) により以下のプログラムが実施されている。

中小企業融資 Small and Medium-Enterprise Financing: (海外民間投資公社)	発展途上国・振興市場における投資プロジェクトに対して提供される中長期の融資、融資保証プログラム。
--	--

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

f. 海外民間投資公社 (OPIC) による支援

海外民間投資公社 (Overseas Private Investment : OPIC) は、1971年に設立された米国政府の政策実施機関であり、政府予算に依存することなく自立的に運営されている。OPIC のミッションは、直接投資や保証・保険等を通じて、振興成長市場における米国企

業の事業設立及び事業拡大を支援することである。現在では、世界 150 以上の国・地域で支援を提供しており、これまでに 4,000 以上のプロジェクトに対して 2,000 億円以上の投資を支援してきている。OPIC が提供している具体的な支援内容としては、主に以下の 4 つがあげられる。

OPIC の支援内容

支援内容	概要
金融商品	途上国や振興成長市場における適切な投資プロジェクトに対して、直接ローンや信用保証を提供している。
政治リスク保険	途上国や振興成長市場での投資は大きな機会があるものの、投資家のコントロールの範囲を超えた様々な政治的リスクがあるため、保険を提供している。
投資基金	途上国や振興成長市場における民間自己資本の不足への対応として、OPIC は民間による投資基金の支援を提供している。
事業開発ネットワーク	OPIC の援助により設立された公的・民間組織間の戦略的アライアンスである。

出典) 海外民間投資公社ウェブページ (<http://www.opic.gov/>)

②州政府等による海外進出支援

1) カリフォルニア州における海外進出支援

カリフォルニア州においては、州政府商業・経済開発局の国際事業室（Commerce & Economic Development Program, International Business）が中心となって、州内企業に対する支援を行っている。同州における独自の支援策として、国際貿易開発センター（Centers for International Trade Development : CITD）の運営がある。

国際貿易開発センターは、国際事業室に設置されている戦略ユニットであり、その拠点は州内の各地に渡っている。また運営については、地域経済活性化を目指し経済・労働開発プログラム（California Community Colleges, Economic and Workforce Development Program）を展開するカリフォルニア短期大学を中心として、カリフォルニア州職業・経済成長委員会（California Commission on Jobs & Economic Growth）、中小企業開発センター（SBDC）、米国商務省、地元商工会議所、業界団体、カリフォルニア州・メキシコ貿易支援センター（California-Mexico Trade Assistance Centers : CMTAC）との連携によって行われている。

国際貿易開発センターでは、連邦政府によるプログラムを活用する等して、以下のようなプログラムが提供されている。この他にも、地域のコミュニティカレッジと連携して、無料もしくは低料金の講座を提供する等している。

なお過去には、海外にカリフォルニア州の貿易のための拠点を設けていたが、ほとんどが閉鎖されている状況である。現在では、州立ではなくカリフォルニア州の企業の出資によって設立された中国事務所があるのみである。

図表 カリフォルニア州の国際貿易開発センターにおけるプログラム

カリフォルニア農業輸出訓練	カリフォルニア農業輸出訓練は、農務省の特殊農作物の補助金プログラムによって資金提供を受けており、カリフォルニアの特殊農作物の生産者や加工業者等が全世界に進出するための次の段階に展開することを支援することを目的としている。
カリフォルニア STEP	カリフォルニア STEP（State Trade Export Assistance Promotion）は、カリフォルニア州の中小企業の輸出コストを軽減するために中小企業庁に部分的に資金提供されている支援プログラムである。
グリーン輸出実現プログラム	米国のグリーン技術の海外へのビジネスの展開を促進するプログラムであり、中国やその他の市場への輸出を促進するものである。
輸出技術（ExporTech）	輸出技術プログラムは、the Manufacturing Extension Partnership と商務省の輸出支援センター、及び州政府の貿易室や各地域のパートナー等との連携によって提供されるものであり、同プログラムを通じて、各企業は国際成長戦略を策定するとともに、輸出販売プロセスを加速することができる。
国際貿易コンプライアンス研究所	国際貿易コンプライアンス研究所は教育省のビジネス・国際教育プログラムの補助金によって設立された機関であり、貿易に関する規制のデータベースを整備している。
輸出ポッドキャスト	国際貿易を開始するための無料のオンライン個人指導プログラムである。当該産業の専門家による様々な輸出に関するテーマのポッドキャストが提供されている。
学生インターンシッププログラム	国際的なスキルを拡大したい学生に対して提供されるインターンシッププログラムであり、マーケットレポートの作成を通じて、リサーチのスキルや国

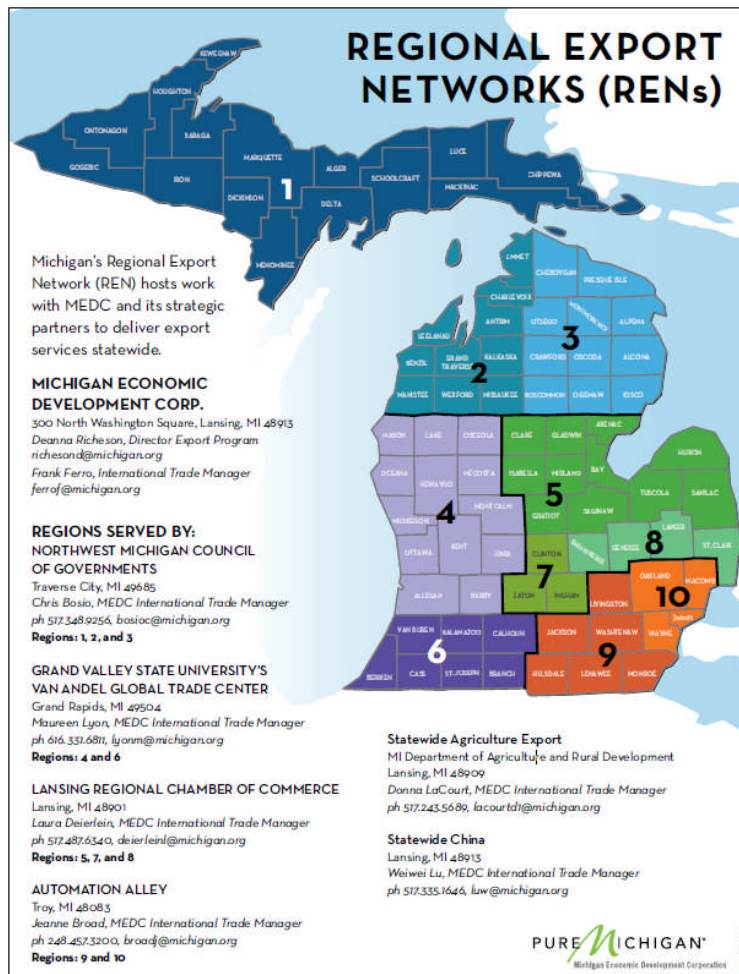
	際的な市場のニーズを学ぶことができる。また、学生は CITD のトレーニングに出席することが推奨されている。
トレーニングアーカイブ	過去に実施された国際貿易に関するトレーニングの記録は、輸出入に関する様々なトピックをカバーしている。
Youth Entrepreneurship Program 若年起業家プログラム	若年起業家プログラムは、カリフォルニアのコミュニティカレッジの経済・労働力開発プログラムによって資金提供されており、若者の職業訓練やブルーカラー職業に対する誤解を自営業に対する自覚や願望にかえることを目的としている。

出典) カリフォルニア州国際貿易開発センターウェブページ
(<https://sites.google.com/site/californiacitdnetwork/programs-and-services>)

2) ミシガン州における海外進出支援

ミシガン州においては、主にミシガン経済開発公社を通じて海外進出支援を企業に対して提供している。ミシガン経済開発公社は、世界の新興市場を特定し参入するためのリソースを提供することによってミシガン州の輸出の機会を高めるために取り組んでいる。ミシガン経済開発公社及び、ネットワーク化された州内の各拠点において相談等を受け付けている。また、ミシガン経済開発公社は、イリノイ州、インディアナ州、ミネソタ州、オハイオ州、ウィスコンシン州と共同して設立した五大湖統治者協議会（Council of Great Lakes Governors:CGLG）と連携して、海外事務所も保有しており、カナダ、ブラジル、中国に事務所がある。

図表 輸出支援の各拠点



出典) ミシガン経済開発公社ウェブページ (<http://www.michiganadvantage.org/step/>)

ミシガン州における海外進出支援は、Pure Michigan Export Program と称されており、主な支援施策は STEP (State Trade Export Program) と Export Now の 2 つがある⁶⁶。

■STEP (State Trade Export Program)

STEP は、中小企業を支援するために打ち出された支援策であり、そうした企業の輸出機会を拡大・促進することを目的としている。STEP の具体的な支援内容は、輸出の開始、拡大にあたっての活動に係る費用に対して、50%を上限とする償還を提供するものである。輸出に係る活動としては、以下が認められている。

- ・ 海外の貿易使節団への参加
- ・ 国内外の見本市への参加
- ・ 海外市場への販売のための出張

⁶⁶ミシガン経済開発公社ウェブページ (<http://www.michiganadvantage.org/Export-Assistance/>)

- ・ 米国商務省によるサービス
- ・ ウェブサイト／マーケティング資料の翻訳サービス
- ・ エージェント／販売業者／消費者の調査
- ・ 海外市場の調査

■ Michigan Export Now

Michigan Export Now は、Export Now の支援プログラムに追加して、ミシガン州独自の支援を提供するものである。具体的には、ミシガン経済開発公社が補助金を提供し、Export Now の支援をプログラムの料金の負担を軽減している。また、Pure Michigan のブランドを使用することができるようにしている。

Export Now は、商務省の国際貿易局等で海外輸出の促進に従事してきた Frank Lavin が設立した、米国企業の中国市場への輸出を支援するワンストップのオンラインソリューションを提供する企業である。中国の最大手の e コマース企業である Alibaba と提携し、中国市場向けに e コマースのサイトを運営している。また Export Now では、言語、規制、ロジスティクス、配送等に係る全ての面でのサポートも提供している。なお Export Now は、中国市場を対象としたサービスであり、他の国向けには同様のサービスは提供されていない。

2. 政府部門における職業訓練、従業員教育に関する施策

はじめに厚生労働省「海外情勢報告」に基づき、職業訓練政策についての連邦と州の役割を整理すると、以下のとおりとなる。

図表 職業訓練政策における連邦および州政府の役割

役割	
連邦労働省雇用訓練局 (Department of Labor Employment and Training Administration)	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用及び職業訓練に係る政策・法令の所掌 <ul style="list-style-type: none"> ・ワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act:1933) ・労働力投資法 (Workforce Investment Act of 1998) 等 ○連邦法に基づく指示・監督 ○連邦助成金予算の配分 <ul style="list-style-type: none"> ・ワグナー・ペイザー法に基づき、各州の公共職業サービス機関への補助金の支出 (2012 年度予算で約 7 億ドル) ○技術的援助
州労働省 ^{注1}	<ul style="list-style-type: none"> ○ワグナー・ペイザー法による職業サービス制度の設置 ○労働力投資法に基づき州労働力投資委員会及び地域ごとに労働力投資委員会を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・州労働力投資委員会が就職支援、職業訓練計画を策定し、各地域の労働力投資委員会がプログラムの管理運営
労働力投資委員会 (Workforce Investment Board)	<ul style="list-style-type: none"> ○労働力投資法に基づきワンストップキャリアセンターを設置 (全米で 2,750 箇所)^{注2} <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを 1 箇所で受けられるように求職者の利便性を向上 ・職員の多くは州労働省の公務員であるが、州政府の他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業者なども勤務 ・労働力投資委員会から委託を受けた委託機関 (Agency) が行っている場合もある ○委員会が定めた計画に従って職業訓練プログラムの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップキャリアセンターが職業能力開発を必要とする者に職業訓練実施を紹介 ・職業訓練実施者は大学、カレッジ、コミュニティ・カレッジ、民間の自動車学校、コンピュータ学校などで公的な職業能力開発施設はない

注 1 : 州労働省の名称には Department of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Security などが充てられている。

注 2 : 州によってワンストップ・センター(One-stop Center)、Employment Office、Job Center など様々であるが、連邦労働省は 2012 年 6 月以降、American Job Center との名称を用いるよう各州に呼びかけている。なお、一部のセンターでは一部のサービスのみが提供されている。

資料 : 厚生労働省「海外情勢報告」をもとに三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(1) アメリカにおける職業訓練・従業員教育に関する流れ⁶⁷

アメリカの職業訓練は、OJT 中心の企業内訓練と、企業以外で行われる職業訓練からなっている。図表はアメリカの連邦政府レベルの主たる職業訓練政策の変遷を整理したものだが、公的な職業訓練の対象は、低所得者や失業者、若年者など、困難な立場に置かれた労働者が対象となっており、公的な職業訓練の役割は極めて限定的であるといえる。

① MDTA（人材開発・訓練法）

第二次世界大戦以降、連邦政府レベルでは主として4つの職業訓練政策が導入されてきたが、1962年に導入されたものがMDTA（Manpower Development and Training Act：人材開発・訓練法）である。MDTAが導入された1960年代前半には、低学歴労働者の失業率の上昇や工場のオートメーション化の進展による失業者の増加などが起こっており、失業した労働者の再訓練・再就職を促す仕組みとしてMDTAが導入された。

政府の関心が貧困の撲滅にシフトする中で、1964年に経済機会法（The Economic Opportunities Act）が施行された。それによってMDTAも経済的に不利な立場にある人々に対する職業訓練に重点が置かれるようになり、主として、政府の訓練機関における座学、民間企業でOJTを受ける際の補助金、民間の訓練・教育機関への斡旋の3つで構成されていた。

⁶⁷ 本節は黒澤（2001）「職業訓練・能力開発施策」猪木・大竹編『雇用政策の経済分析』、東京大学出版会、日本労働政策研究・研修機構（2004）「アメリカの職業訓練政策の評価 ―サーベイを通じて―」、日本労働政策研究・研修機構（2009）「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態 ―仏・独・英・米4カ国比較調査―」、アメリカ労働省“FY2014 Congressional Budget Justification Employment and Training Administration Overview”等を参照している。

図表 アメリカの連邦政府レベルの職業訓練政策

政策名 (施行年)	対象	政策内容	改正
MDTA (1962年)	不利な立場にある者 (主に低所得者層)	<ul style="list-style-type: none"> ・教室型訓練 ・民間企業での OJT 委託 ・民間職業訓練期間への斡旋 	
CETA (1973年)	不利な立場にある者 低所得者・失業者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加えて、公共セクターでの短期就業経験 (PSE) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方政府への権限委譲 ・訓練受講者についてのパネルデータ構築
JTPA (1982年)	不利な立場にある者 非自発的失業者	<ul style="list-style-type: none"> ・教室型訓練 (民間職業教育機関、コミュニティカレッジ等) ・民間企業での OJT 委託 ・求職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・PSE 廃止 ・地方レベルへの権限委譲の強化 ・訓練受講者一人当たり支出削減 ・実験的データの構築と、それを用いた訓練政策評価の実施の義務づけ ・地域産業の養成を訓練内容に反映
WIA (2000年)	成人 低所得若年層	<ul style="list-style-type: none"> ・求職支援 ・集中的求職支援・包括的査定 (職業訓練) ・訓練 (OJT、教室型、基礎教育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の拡張 ・中心は求職支援であり訓練は最後の手段 ・地域産業との連携強化 ・各訓練プログラムのクオリティコントロールの強化 ・情報開示の徹底と訓練バウチャー方式導入による訓練期間の競争促進
改正 パーキンス法 (2006年)	成人 低所得若年層	<ul style="list-style-type: none"> ・全米 50 州に対する連邦政府からの 13 億ドルの拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央の役割を地方に移譲 ・生産性の高い職種への転換支援

資料) 黒澤 (2001) 「職業訓練・能力開発施策」猪木・大竹編『雇用政策の経済分析』、東京大学出版会、日本労働政策研究・研修機構 (2004) 「アメリカの職業訓練政策の評価 ―サーベイを通じて―」、日本労働政策研究・研修機構 (2009) 「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態 ―仏・独・英・米 4 カ国比較調査―」より作成

② CETA（人材開発・訓練法）

MDTA が実施される中で、職業訓練は各地域の実情に応じて実施することが効率的であるという議論が高まった結果、1973年にMDTAが廃止されCETA（Comprehensive Employment and Training Act：包括的雇用・訓練法）が導入された。

CETAの対象はMDTAと同様に経済的に不利な立場にある人だが、MDTAから変更された点は、訓練プログラムの運営が州や地区に委譲された事と、公共セクターでの短期就業経験（Public Service Employment：PSE）が導入されたことである。MDTAの職業訓練プログラムは、政府の訓練機関における座学、民間企業でOJTを受ける際の補助金、民間の訓練・教育機関への斡旋の3つだと述べたが、CETAではこれらにPSEが加わったことになる。

PSEはカーター政権下（1977～1981年）に急拡大したが、1981年からのレーガン政権下では、連邦政府の社会保障給付が大幅に削減され、PSEは廃止された。

③ JTPA（職業訓練パートナーシップ法）

レーガン政権下でCETAに代わって1982年に導入されたのがJTPA（Job Training Partnership Act：JTPA）である。今まで連邦政府の職業訓練支出の大半を占めていたPSEがJTPA導入前年の1981年に廃止されたことを受けて、プログラム受講者一人当たりの支出額は大幅に削減されたが、プログラムの対象は非自発的失業者にまで拡大された。

JTPAは以下のような改善がなされた。第一に、訓練プログラムの運営だけでなく設計の部分についても州政府に権限が委譲された。第二に、訓練プログラムが民間のニーズに沿ったものになるように、連邦政府は州政府に対して民間部門とのパートナーシップの構築を要求した。第三に、PSEを廃止する一方で、低所得者等の経済的に不利な立場の人に資源を集中させた。第四に、産業構造の転換によって失業した労働者に対して再訓練プログラムを導入した。その結果、JTPAは、座学、民間企業に委託したOJTの補助金、就職斡旋の3つから構成されることとなった。

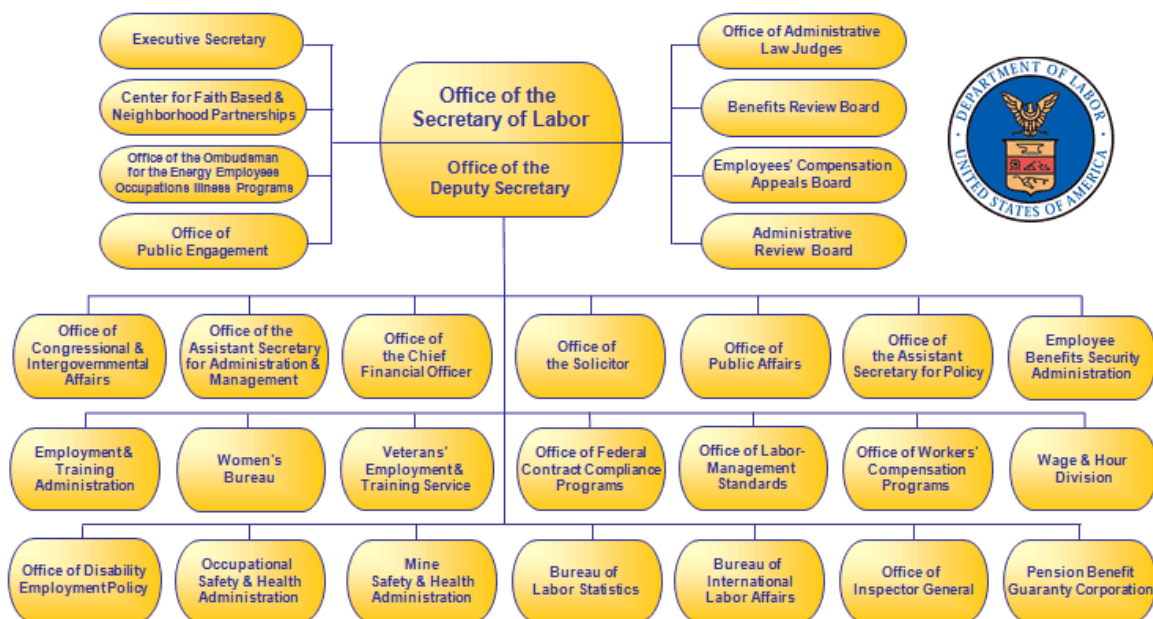
④ WIA（労働力投資法）

1990年代に入ると、公的な職業訓練政策の効果に対して疑問が呈されるようになり、1992年の大統領選挙における争点の一つとなった。また、連邦政府の実施するプログラムが増加した結果、適当なプログラムを各個人が選択することも難しい状況になっていた。そうした流れの中で、職業訓練による労働生産性の向上と福祉依存度の低下を目指して、2000年にJTPAが廃止される形で導入されたのがWIA（Workforce Investment Act：労働力投資法）である。

WIAは現在のアメリカの職業訓練政策の基礎となる法律であり、この法律によって、連邦の教育訓練プログラムが整理統合され、また教育訓練プログラムの対象も失業者等の経済的に不利な立場にある人たちから、成人全体へと拡大された。WIAの運用主体は、

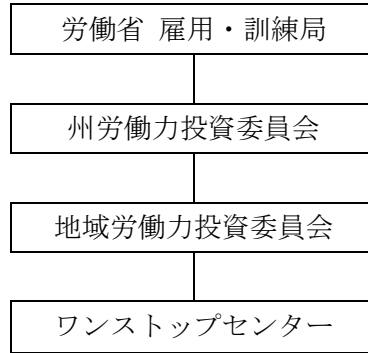
労働省（Department of Labor）の雇用・訓練局（Employment and Training Administration）であるが、連邦政府の権限は予算の配分等に限定されており、訓練計画の策定・管理・運営は地域の労働力投資委員会に委ねられている（図表参照）。労働力投資委員会は行政・産業界・労働組合、教育訓練機関等の代表者で構成される組織であり、州と地域に設置されている。地域の労働力投資委員会は、全米 50 州、ワシントン D.C.、プエルトリコ、ヴァージン諸島、グアム、サモア、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオの各コミュニティに設置されている。各地域の労働力投資委員会のメンバーは、市長等に指名される。委員は無報酬であり、少なくとも半数のメンバーは民間企業から選ばなければならないと定められている。委員には、労働組合の代表者はコミュニティカレッジ等の教育機関からも選任される。労働力委員会のミッションは労働力開発プログラム（workforce development programs）を実施することだが、そのために地域経済のニーズを調査したり、ワンストップキャリアセンターのモニタリングをしたりしている。

図表 アメリカ労働省の組織図



資料) アメリカ労働省ホームページ

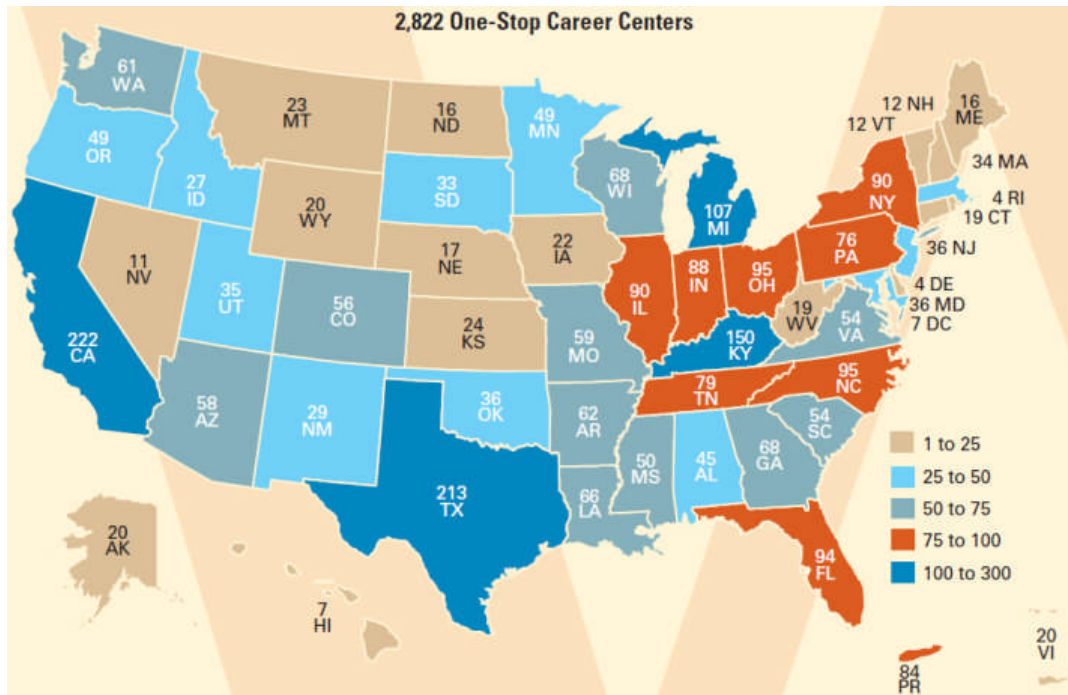
図表 WIA の運営体制



資料) 沼田雅之 (2001) 「アメリカ合衆国の職業教育・訓練に関する法制度」 『日本労働法学会誌』

WIA では、過去の教育訓練政策の効果を踏まえて、求職支援プログラムが大幅に拡充される一方で、職業訓練は支援の最後の手段として位置づけられた。WIA はサービス供給の合理化と地域を超えた情報の蓄積が政策目的に含まれているが、これらを担うのが地域ごとに設置されたワンストップキャリアセンターである。ワンストップキャリアセンターは全米に約 2,800 あり、労働者と事業主に対して、職業能力開発に関わる一貫したサービスを提供する。ワンストップキャリアセンターでは、求職者は求人情報を得たり、キャリア開発プログラムの機会を得たりできる。サービスの内容は州や労働力投資委員会によって異なっているが、多くのサービスが無料で提供されている。

図表 ワンストップキャリアセンターの分布



資料) 労働省 雇用・訓練局 “Workforce System Results”

⑤ 2006年改正パーキンス法

2006年に改正されたパーキンス法は、労働力投資法の延長線上に位置づけられる法律であり、職業能力開発政策の基本を定めている。パーキンス法は、1984年に制定された。当初の法律は Carl D. Perkins Vocational and Technical Education Act だったが、2006年の改正時に Carl D. Perkins Career and Technical Education Act と改められており、職業教育よりもキャリア教育がより重視される形になっている。

改正パーキンス法では、若者や成人に対する、労働者が生み出すための付加価値を高めるための職業教育や、高生産性職種に転換するための職業教育の重要性がうたわれており、産業政策や地域開発政策との統合が重視されている。パーキンス法に基づき、2012年までに全米50州の職業教育に対して、連邦政府からの補助が13億ドル拠出されている。

21世紀における高技能職種や知識集約型職種に対応するため、以下の4つの原則に従ってパーキンス法の転換が図れている。

図表 パーキンス法 転換の4つの原則

Alignment :

質の高い CTE (Career and Technical Education) と労働市場のニーズ (成長産業における需要の高い職種) の両立

Collaboration :

CTE プログラムの質を改善するために、中等教育・中等後教育機関、事業主、産業パートナーと強い連携関係を構築

Accountability :

定義の共通化やアウトカム指標の明確化によって、CTE プログラム改善のためのアカウントビリティを強化

Innovation :

州の政策改革と地域における効率的なプログラムの実施によるイノベーション

資料) 教育省 “Investing in America’s Future – A Blueprint for Transforming Career and Technical Education”

(2) 連邦政府の施策

①アメリカの労働市場の状況と ETA の目標

前述の通り、アメリカの連邦政府で職業訓練・教育訓練を担っているのは、労働省の雇用・訓練局 (ETA) である。ETA のミッションは、質の高い職業教育や労働力、労働市場の情報を提供することによって、より効率的な労働市場を実現することにある。このミッションを達成するためには、労働市場で不利な立場に置かれている人たちのニーズを満たすことが不可欠となる。労働省 労働統計局 (Bureau of Labor Statistics : BLS) によると、

2013 年 2 月のアメリカの失業率は 7.7%であり、失業者は 1,200 万人、うち長期失業者（27 週間以上失業状態にある失業者）は 480 万人に達している。また 88.5 万人の人は、職に就いていないにもかかわらず、仕事を探すことを諦めてしまっている（つまり、失業者にはカウントされていない）。

ETA は、労働省のビジョンである Good Jobs for Everyone における以下のような戦略目標（Strategic Goal）と達成目標（Outcome Goal）を設定している。

図表 ETA の戦略目標・達成目標

戦略目標 1：労働者が良い職を得られるように準備し、公正な報酬を保証する。

達成目標 1.1：労働者の所得を増やし賃金・所得の格差を是正する。

達成目標 1.2：知識経済や高成長産業に従事できるようにスキルや知識を保証する。

達成目標 1.3：低賃金労働者や失業者が中間層になれるようにサポートする。

達成目標 1.4：中間層の維持をサポートする。

達成目標 1.5：公正な賃金と労働時間を保証する。

戦略目標 4：健康と所得の安定を確保する。

達成目標 4.2：就業ができない状況下での所得の保証。

資料) 労働省 “FY2014 Congressional Budget Justification Employment and Training Administration Overview”

②2014 年度の重点政策

こうした目標を達成するために、ETA は職業訓練、キャリアカウンセリング、所得保障、労働市場とのコネクション、不安定な人々へのサポート等を通じて、質の高いサービス提供を目指している。2014 年度の ETA の優先施策の第一は、技能資格（Credential Attainment）を増加することによって、求職者が労働市場で競争力を得られるようにサポートすることである。第二が、失業保険や UDW（Universal Displaced Workers）プログラムによって、再就職を促進するためのセーフティネットを強化することである。

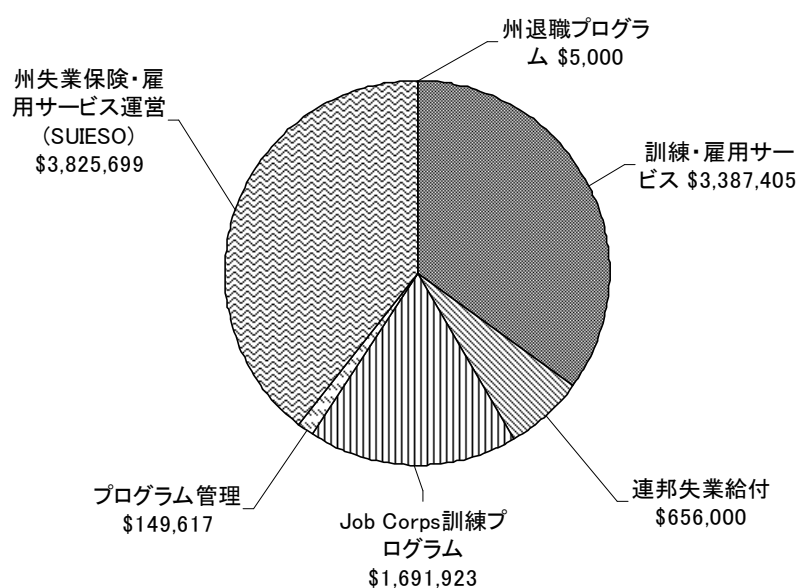
③2014 年度の予算額及び 2012 年度のプログラム参加者数

図表は ETA の 2014 年度予算要求額である。最も規模が大きいのは SUIESO（State Unemployment Insurance and Employment Services Operations）であり、38.2 億ドルである。2012 年度から 2.6 億ドル減少しているが、経済状況の好転による失業給付の減少によって、全体の歳出規模が縮小している。SUIESO のうち、29.2 億ドルが失業保険であり、雇用サービス（Employment Service）が 7.5 億ドル、外国人労働者の認証（Foreign Labor Certification : FLC）が 6,560 万ドルとなっている。SUIESO に次いで歳出規模が大きいのは

が、訓練・雇用サービス（Training and Employment Services : TES）であり、33.9 億ドルである。TES では WIA に関する支出が含まれている。三番目に大きな支出項目は Job Corps の 16.9 億ドルである。

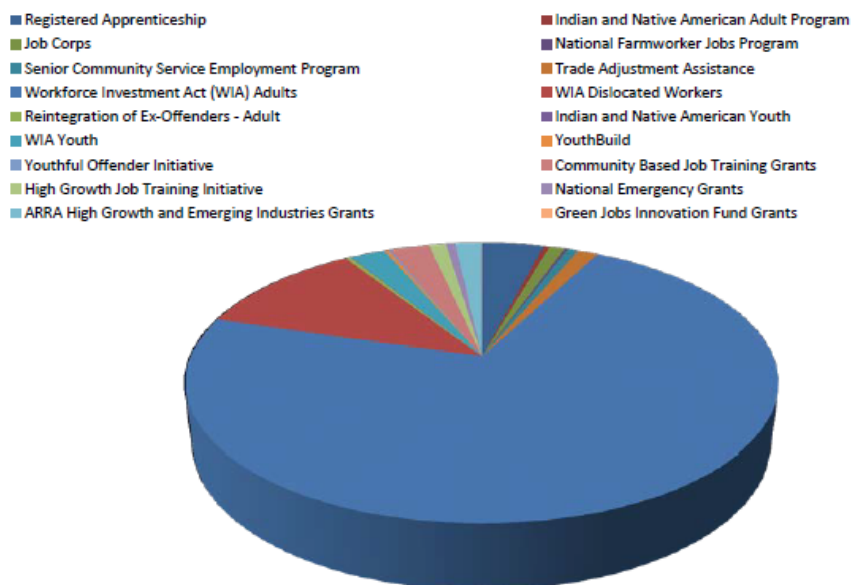
参加人数の観点から見ると、2012 年度の ETA のプログラムへの参加者は 988 万人であり、大半は WIA の成人向けプログラムへの参加者が占めている。WIA 成人プログラムへの参加者は 2006 年の 106 万人から、2012 年 9 月 30 日の 711 万人まで増加している。2009 年度以降は、失業者の急増によって WIA 成人プログラムに参加した人が増えている。

図表 ETA の 2014 年度予算要求額（千ドル）



資料) 労働省 “FY2014 Congressional Budget Justification Employment and Training Administration Overview”

図表 ETA のプログラムへの参加者内訳



注：凡例 Registered Apprenticeship：見習い期間

Job Corps：Job Corps 訓練プログラム

Senior Community Service Employment Program：シニアコミュニティサービス雇用プログラム

Workforce Investment Act (WIA) Adults：労働力投資法(成人向け)

Reintegration of Ex-Offenders – Adult：前科者社会復帰(成人向け)

WIA Youth：労働力投資法(若年者向け)

Youthful Offender Initiative：前科者社会復帰(若年者向け)

High Growth Job Training Initiative：高成長雇用訓練プログラム

ARRA High Growth and Emerging Industries Grants：米国再生・再投資法における高成長・新興産業補助金

Indian and Native American Adult Program：インディアン・先住民の成人プログラム

National Farmworker Jobs Program：国家農業雇用プログラム

Trade Adjustment Assistance：貿易調整支援

WIA Dislocated Workers：労働力支援法(失業者)

Indian and Native American Youth：インディアン・先住民プログラム(若年者向け)

Youth Build：若年者向けプログラム

Community Based Job Training Grants：コミュニティ雇用訓練補助金

National Emergency Grants：国家新興補助金

Green Jobs Innovation Fund Grants：環境雇用イノベーション基金補助金

資料) 労働省 “FY2014 Congressional Budget Justification Employment and Training Administration Overview”

(3) カリフォルニア州の施策

①州の労働力投資委員会

カリフォルニア州の労働力投資委員会のメンバーは全て州知事から任命されており、委員は、企業や労働組合、公共教育、高等教育、若者活動、職業訓練等の代表者で構成されている。現在の委員長 (executive director) は Tim Rainey 氏であり、2011 年 11 月に州知事から任命された。Rainey 氏は、カリフォルニア労働組合連合 (California Labor

Federation) の労働力・経済開発プログラムのディレクターや、カリフォルニア労働力協会 (California Workforce Association) の政策ディレクターを歴任した。カリフォルニア労働力協会に入る前は、カリフォルニア州議会の民主党幹部会のコンサルタントを務めていた。委員は合計で 56 名である。

州の労働力投資委員会は、労働力開発の州全体のフレームワークとしてセクター戦略を採用している。州の労働力委員会には、図表のような役割が与えられている。

図表 カリフォルニア州労働力投資委員会の役割

政策開発

- ・ さまざまな教育・訓練雇用プログラムを労働力開発システムに統合するため、統一された戦略的なプランニングプロセスを開発する。
- ・ 政策が市民の参加と議論によって発展するように実施計画を開発する。
- ・ 州知事に対して、労働力投資システムの効率的な実施政策を提案する。

労働力システムのサポート

- ・ イノベティブな戦略を促進・共有する。
- ・ 教育、労働参加、経済発展に関する組織を、州レベルで連携させる。
- ・ 地域間や参加者間でのコラボレーションを促進する。
- ・ 州のユースカウンシル、地域のユースカウンシル、地域の労働力投資委員会の連携を強化する。
- ・ 経済のトレンドや労働市場に関する情報を改善するために、雇用開発局 (Employment Development Department : EDD) をサポートする。
- ・ 可能な範囲で、データの収集等について EDD に助言する。

パフォーマンスの評価

- ・ 州に対して政策のパフォーマンスを報告する。
- ・ 州全体での労働力投資システムの持続的な改善を推奨する。

リポーティング

- ・ 労働長官 (Secretary of Labor) に対する年次報告を作成し、州知事に提出する。
- ・ 州の戦略計画を作成し、州知事に提出する。
- ・ 議会に対して州の労働力投資委員会レポートを準備する。

資料) California Workforce Investment Board ホームページ

②地域の労働力投資委員会

カリフォルニア州には 49 の地域の労働力投資委員会がある。ここでは州都サクラメントの労働力投資委員会についてみていく。

サクラメントでは、雇用・訓練局（Sacramento Employment and Training Agency : SETA）が労働力投資委員会の役割を担っている。雇用・訓練局は、サクラメント市とサクラメント群の共管組織であり、1978 年に設立された。雇用・訓練局は、子ども・家族サービス、地域プログラム・資源、労働力開発サービスの 3 つを担っている。Sacramento Works は労働力開発サービスであり、求人や能力開発等を全て無料でサポートしている。Sacramento Works のサービスは、地域の 11 のワンストップキャリアセンターのネットワークを通じて提供される。それぞれのセンターでは、就職に必要なツールや訓練を提供している。またワンストップキャリアセンターでは、企業の求人や既に雇用している労働者の訓練サービスなども提供している。

(4) ミシガン州の施策

①州の労働力投資委員会

ミシガン州では、Michigan Works! Association が労働力投資委員会の役割を担っている。Michigan Works! Association のミッションはミシガン労働力開発システム（Michigan Works! System）を改善することである。Michigan Works! Association は労働力投資法成立以前の 1987 年に設立されている。ミシガン労働力開発システムは統一された最初の労働力開発システムであり、25 ある地域の Michigan Works! と共に、以下のような価値を共有している。

- ・ 地域の責任と需要主導。
- ・ 民間セクターの代表者と地域で選出された人たちで構成される労働力開発協議会（Workforce Development Board）によって管理される。
- ・ 技能労働者を捜している企業に対する支援と、求職者に対する支援。

Michigan Works! Association の財源の構成割合は図表の通りとなっている。

(参考) 職業訓練・従業員教育施策に関する国際比較

職業訓練政策を、訓練を受ける対象によって、社会・経済的弱者（社会・経済的弱者、失業者）、就業前若年者、在職者、事業主・企業に分類すると、以下のように整理できる。

日本およびフランスは、すべてに対して職業訓練政策を実施しており、「広域型」に分類することが出来る。また、イギリスおよびフランスは、事業主・企業を除く対象に対して職業訓練政策を実施しており、「中間型」に分類することが出来る。

アメリカの職業訓練政策は、伝統的に社会・経済的弱者のみを対象としてきたため、「弱者限定型」に分類することが出来る。しかし前述の通り、産業構造の転換やグローバル化の進展、経済的格差の拡大といった構造変化を受けて、高付加価値型産業・職種への転換を促すための職業訓練政策に徐々に変わってきている（図表の「△」部分）。

図表 職業政策訓練政策分野の国際比較

		日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	
政策タイプ		広域型	中間型	広域型	中間型	弱者限定型	
社会・ 経済的 弱者	社会・経済的弱者	○	○	○	○	○	
	失業者	非自発的	○	○	○	○	○
		自発的	○	○	○	○	△
就業前若年者		○	○	○	○	△	
在職者		○	○	○	○	△	
事業主・企業		○		○			

資料) 日本労働政策研究・研修機構 (2003) 「教育訓練制度の国際比較調査」に一部加筆

3. 都市・地域開発の手法

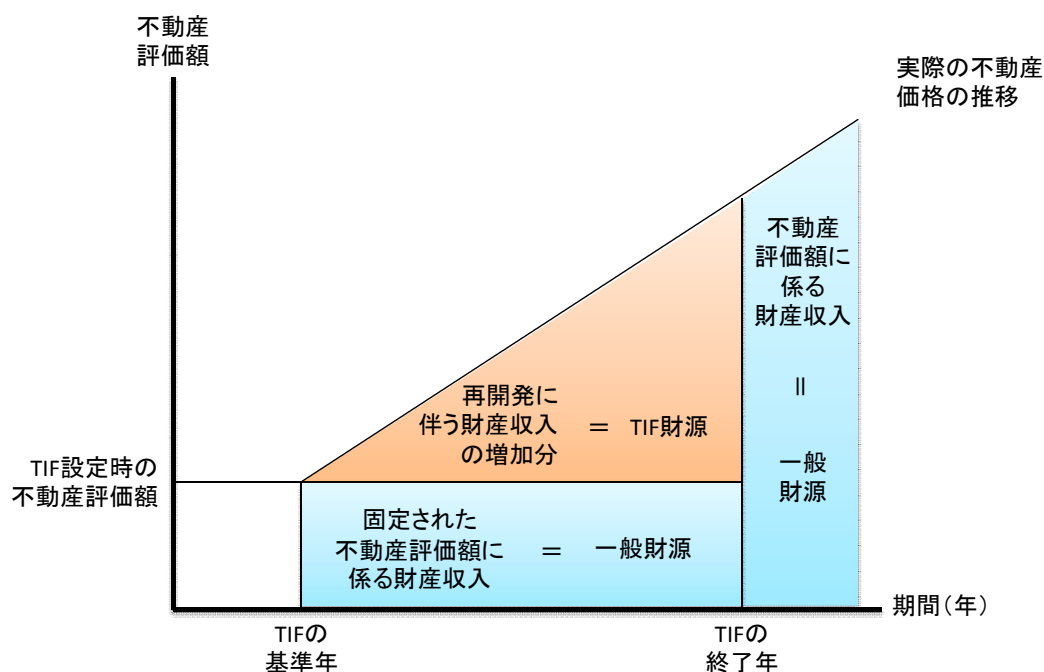
(1) TIF (Tax Increment Financing) ⁶⁸

①TIF の概要

アメリカでは、中高所得層が市街地から郊外に移転するに伴って中心地の衰退や荒廃が進んでいった。その一方で、連邦政府の財政が逼迫する中で、都市再生のための連邦政府からの補助が抑制されていった。そうした中で、地方の自主的な都市再生を実施する財源調達手法として利用されるようになったのが TIF (Tax Increment Financing) である。TIF の仕組みを示したものが図表である。

自治体担当局等が、再開発を必要とする地域を TIF 事業地域として選定する。TIF による再開発費用は、地方債 (Tax Increment Bond : TIB) を発行することによって賄われる。TIF を指定した段階 (TIF 基準年) の不動産評価額で固定された財産収入は政府の一般財源として引き続き繰り入れられるが、再開発によって不動産評価額が増加し、それによって生じた追加的な財源は、TIB の償還財源として用いられる。TIF の事業期間は、10~30 年程度が一般的である。TIF 終了後の財産収入は、全て一般財源に繰り入れられる事となる。

図表 TIF の仕組み



⁶⁸ 本節は、前田 (2011) 「自治体の震災復興財源と TIF」関西学院大学『経済学論究』、岡田 (2009) 「アメリカの低所得者向け住宅開発プロジェクト」香川大学経済研究所ワーキングペーパー、日本政策投資銀行 (2002) 「Tax Increment Financing」、Kerth (2011) "Tax-Increment Financing" を参照している。

②TIF の手順

TIF を実施する場合、以下のような手順が取られることが一般的である。

1) TIF 事業地域の選定

州法に基づき、地方公共団体の再開発局等が TIF による事業地域を指定する。TIF で指定される地域は、TIF のような手法によって再開発が行われない限り、民間による再開発等が進まないような衰退・荒廃地域である。

2) TIF 事業地域の選定

再開発局等は、市議会に事業計画を提出して承認を得る必要がある。議会は計画の現実性や起債リスク等を勘案して、計画を承認するか否かを決定する。議会の承認がない場合は、住民投票が必要となる。

3) TIF 基準年の宣言

議会承認後に TIF 基準年が宣言され、指定地域の財産評価額が凍結される。凍結された評価額からの増収分は、TIF の償還財源として用いられる。

4) 事業者の募集と協定締結

事業を実施する民間事業者を募集した上で開発協定を締結し、官民で再活事業が実施される。

5) 事業終了

事業期間が終了すると、再開発地域は TIF の指定から除外され、TIF 終了後の財産収入は、全て一般財源として用いられる。

②TIF の利用状況

TIF を初めて導入したのはカリフォルニア州であり、1952 年に Community Redevelopment Law の中で TIF を法制化した。1960 年代には、ネバダ、オレゴン、ワシントン等が TIF を法定化した。カリフォルニア州でも、TIF が利用される件数は 1966 年までに 27 地区に限られており、全米での本活的な活用は行われていなかった。TIF の利用の急拡大の契機となったのが、1978 年に施行された Proposition 13 である。Proposition 13 は住民イニシアチブ制度を利用して州憲法の修正を要求したものだが、財産税の税率の上限を 1% とすることと、財産税評価額の上昇率の上限を年率 2% までにすることを定めるものである。Proposition 13 は「納税者の反乱 (taxpayers' revolt)」と呼ばれた。こうした流れによって、厳しい財政制約が課された結果、TIF の導入が 1980 年代以降増加してい

った。

各州の TIF の導入年、税源、ファイナンスオプション、認証機関、最長期限を整理したものが図表である。図表から、TIF の導入は 1970 年代以降に進展したことが分かる。また TIF の財源としては、財産税だけでなく売上税を用いている州も少なくない。ショッピングモールやホテル建設と高い売上が望めるような再開発プロジェクトの場合は、売上税が有効に機能する場合があると言われている。TIF の認証機関は州によってさまざまだが、ほぼ全ての州で市議会が認証機関として位置づけられている。

カリフォルニア州の TIF は近年でも幅広く活用されている。TIF によってカリフォルニア州内の再開発庁（Redevelopment Agencies）にもたらされる収入は 60 億ドル（州全体の固定資産税収の約 12%）に達している⁶⁹。

④TIF と規制緩和

最近では、TIF と規制緩和を組み合わせる事例も生まれてきている。

オハイオ州ベルフォンテーヌ（Bellefontaine）市は、TIF と電力の規制緩和を組み合わせる手法を導入している⁷⁰。ベルフォンテーヌ市は TIF の指定とあわせて、電力価格設定に関する規制緩和を措置し、省エネルギーを進める仕組みを、2012 年に導入した。

⁶⁹ Fulton (2011) "Redevelopment Financing Gets an Overhaul in California" Governing
<http://www.governing.com/columns/eco-engines/col-redevelopment-financing-gets-overhaul-in-california.html>

⁷⁰ The Bellefontaine Examiner Online "Council Approves TIF Districts, Energy Deregulation Agreement"
<http://www.examiner.org/news/18176-council-approves-tif-districts-energy-deregulation-agreement>

図表 各州のTIF

州	成立年	用語	税源	ファイナンスオプション	認証機関	最長期間
Alabama	1987	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、一般基金	市議会、郡	30年
Alaska	2001	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付、充当、特殊課税	市町村	期限無し
Arkansas	2001	TIF	財産税、PILOTs (Payment in lieu of Taxes: 税代替支払)	充当、再開発債	市議会、町議会、Quorum Court	25年
California	1952	TIF	財産税	PAYG、Tax Increment Bond、貸付	コミュニティ再開発局協議会	50年
Colorado	1972	TIF	財産税、売上税	貸付、充当、特殊課税、歳入債	郡・学区の限られた参加者	25~50年
Connecticut	1972以前	TIF	財産税(地方)、売上税(州)	一般財源債、特殊課税、特殊歳入債	市議会、州	40年で完済
Delaware	2002	TIF	財産税、Allows Pledge of Any Other Assets	一般財源債、PAYG、貸付、特殊課税	学校評議会・学区、市議会、郡	30年
D.C.	1998	TIF	財産税、売上税、Catchall allows DC to Pledge other assets/funds	一般財源債、PAYG、貸付、特殊課税	市議会	TIF協定で設定
Florida	1969	TIF	財産税	PAYG、貸付、特殊課税	コミュニティ再開発局協議会	7~40年で完済
Georgia	1985	Tax Allocation District (TAD)	財産税、売上税	歳入債、PAYG	市議会、コミュニティ再開発協議会	再開発費用が賄われるまで
Hawaii	1985	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付等	郡、再開発局	条例で定める
Idaho	1987	Revenue Allocation District	財産税	歳入債、PAYG、貸付	市議会、コミュニティ再開発協議会	24年
Illinois	1978	TIF, Special Tax Allocation Fund	財産税、売上税	一般財源債、歳入債、PAYG、特殊課税等	Joint Review Board、市議会	23年
Indiana	1975	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、貸付、特殊課税	市議会、郡	25年
Iowa	1970	TIF	財産税、売上税	一般財源債、歳入債、貸付、特殊課税、充当等	市議会、郡	20年
Kansas	1976	TIF, Sales and Revenue Districts	財産税、売上税、経済活動税、PILOTs等	一般財源債、歳入債、PAYG等	学校評議会・学区、市議会、郡、州	20年
Kentucky	2000	TIF	財産税、所得税、売上税、法人税等	一般財源債、PAYG、貸付、特殊課税	市議会、郡、州	30年
Louisiana	1988	TIF	財産税	一般財源債、歳入債	TIF委員会	30年
Maine	1977	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、手形等	市議会、州	30年
Maryland	1980	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、特殊課税	市議会、郡	定めなし
Massachusetts	2003	District Improvement Financing	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG	市議会、州、町協議会	30年
Michigan	1975	TIF	財産税	歳入債、PAYG、貸付	TIF委員会、市議会、コミュニティ再開発協議会、州	30年もしくはプロジェクト完了まで
Minnesota	1979	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付等	市議会、郡等	26年まで
Mississippi	1986	TIF	財産税、売上税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付、特殊課税	市議会、郡	30年
Missouri	1982	TIF	財産税、所得税、売上税等	一般財源債、歳入債、PAYG等	市議会	23年
Montana	1974	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG等	市議会、郡等	15年(25年の延長が可能)
Nebraska	1978	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、貸付	学校評議会・郡	15年(25年の延長が可能)
Nevada	1959頃	TIF	財産税	貸付、歳入債		45年・30年
New Hampshire	1979	Development District	財産税	歳入債	市議会等	債券満期
New Jersey	2002	Revenue Allocation District	売上税、PILOTs、賃金税等	一般財源債、貸付、歳入債	コミュニティ再開発局協議会	定めなし
New Mexico	1978	TIF	財産税、事業税	歳入債、PAYG、貸付等	市議会、郡、州等	債券発行から25年
New York	1984	TIF	財産税	Tax Increment Bond	市議会、郡等	silent
North Carolina	2004	Project Development Financing	財産税	一般財源債、PAYG、充当	市議会、郡、州	30年
North Dakota	1973	TIF	財産税	一般財源債、特殊課税	市議会	15年(25年の延長が可能)
Ohio	1976	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付等	学校評議会・郡、市議会、郡	30年
Oklahoma	1992	TIF	財産税、売上税等	一般財源債、歳入債、貸付、充当等	市議会、郡、審査委員会	25年
Oregon	1960	TIF	財産税	一般財源債、歳入債	学校評議会・学区、市議会、郡、州等	定めなし
Pennsylvania	1990	TIF	財産税、売上税、事業税、PILOTs等	PAYG、貸付、特殊課税等	学校評議会・学区、TIF委員会、市議会、郡等	20年
Rhode Island	1956	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、貸付	コミュニティ再開発局協議会	25年
South Carolina	市: 1984年、郡: 1999	TIF	財産税、PILOTs等		学校評議会・学区、市議会、郡等	定めなし
South Dakota	1978	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、貸付	計画協議会	15年
Tennessee	1945	TIF	財産税	一般財源債、PAYG	TIF委員会、市議会、コミュニティ再開発協議会、州市議会、郡	再開発計画内
Texas	1983	TIF, Tax Increment Reinvestment Zone	財産税、売上税	PAYG、貸付等	市議会、コミュニティ再開発協議会	40年
Utah	1986	TIF	財産税、売上税、経済活動税	歳入債、PAYG、貸付、充当	学校評議会・学区、市議会、コミュニティ再開発協議会等	協定で設定
Vermont	1985	TIF	財産税、州教育財産税	一般財源債、歳入債、貸付等	市議会、州等	25年
Virginia	1988	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG、貸付、充当	地域の統治体	定めなし
Washington	2001	Increment Area、Revenue Development Area	財産税、売上税	一般財源債、PAYG	市議会、郡等	なし
West Virginia	2002	TIF	財産税	PAYG、特殊課税、歳入債	市議会、郡、州	地域が指定されてから30年
Wisconsin	1975	TIF	財産税	一般財源債、歳入債、PAYG	Joint Review Board、市議会	23~27年
Wyoming	1983	TIF	財産税	一般財源債、歳入債	計画協議会	25年

資料) Kerth (2011) Tax-Increment Financing

(2) BID (Business Improvement District) ⁷¹

①BID の概要

BID (Business Improvement District) は、市街地活性化を目的とし、地域内の合意を基礎として設置される地域団体である。BID では、地区内の地権者に負担金（強制）を課し、それを財源として地区の活性化活動が行われる。BID は州法によって規定されている仕組みであり、事業運営を行う団体は民間団体であるが、強制的に徴収される負担金の運用を行っており、準政府的な位置づけとなる。そのため、BID はまちづくりのための一種の目的税制度ともいえる。アメリカではほぼすべての州で BID が導入されている。

BID で行われている活動は非常に多様であり、清掃、治安維持、イベント実施、コミュニティバスの運営、地域マーケティングなど多種多様である。服部（2006）は BID の典型的な活動内容として、図表のように整理を行っている。

図表 BID の典型的な活動内容

項 目	内 容
1. 環境美化 (Maintenance)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの収集 ・粗大ゴミや落書きの除去 ・歩道の清掃・除雪 ・公共空間における除草、植栽や花壇の手入れ等
2. 警備 (Security)	<ul style="list-style-type: none"> ・補完的な警備活動や旅行者等への道案内を実施するための警備員の雇用 ・警備システム等の購入・設置 等
3. 消費者マーケティング (Consumer Marketing)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントや記念行事の企画・主催 ・共同セール等による販売促進 ・マップやニューズレターの制作 ・イメージ向上のための情報発信や広告キャンペーン ・案内標識灯の設置 等
4. ビジネス活動の向上・維持 (Business recruitment and retention)	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットリサーチの実施 ・データ・レポートの作成 ・新事業あるいは事業拡張にたいする資金的支援 ・投資者の開拓 等
5. 公共空間の規制 (Public space regulation)	<ul style="list-style-type: none"> ・路上販売やストリートパフォーマンスの管理 ・車の荷捌き等の管理 ・規制遵守の促進 等
6. 駐車場及び公共交通の管理 (Parking and transportation management)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共駐車場システムの運営 ・公共交通（バス、市電等）待合所の維持管理 ・交通機関の共同利用プログラムの運営
7. 都市デザイン (Urban Design)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市デザインのガイドラインの提案 ・建物外観改善プログラムの管理 等
8. 福祉サービス (Social services)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス支援に対する施策提案や援助 ・職業訓練や青少年サービスプログラムの実施 等
9. 構想づくり (Visioning)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の構想や戦略プランの提案 等
10. 公的資本の改善 (Capital Improvement)	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯やベンチ等街路空間の備品（ストリートファニチャー）の設置 ・樹木や植栽の手入れ 等

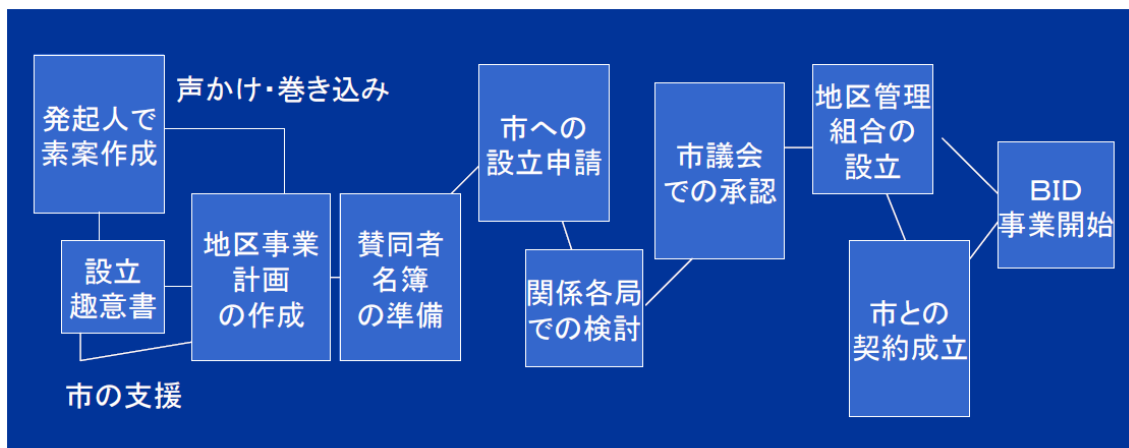
資料) 服部（2006）「日本版 BID の可能性について」

⁷¹ 本節は、東崎（2004）「米国の Business Improvement District から見る日本の TMO への示唆」、保井（2005）「アメリカにおける中心市街地を巡る“まちづくり” 産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会提出資料、保井（2006）「アメリカにおける地域自立型まちづくり」、服部（2006）「日本版 BID の可能性について」などを参照している。

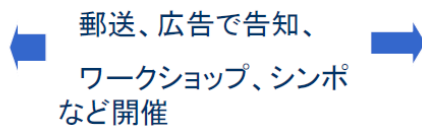
② BID の設立プロセス

保井（2005）は、ニューヨーク州を事例に BID の設立プロセスを以下のように整理している。はじめに発起人が素案作成を行い、地区内でアウトリーチが行われる。賛同者が集まれば市への設立申請がなされ、市議会で承認されれば、BID 事業の開始が可能となる。

図表 BID の設立プロセス



地区内アウトリーチ期間



資料) 保井（2005）「アメリカにおける中心市街地を巡る“まちづくり”」産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会提出資料

③ BID のメリット

保井（2005）は BID のメリットとして以下を指摘している。

第一が、安定した財務基盤の確立である。BID では、補助金や企業からの寄付金などを募るケースもあるが、主として地区内で地権者から強制的に徴収された負担金を財源としている。そのため、BID の地区マネージャーが資金集めに奔走する必要がなく、事業に専念することが可能となる。

第二が、BID は準政府的存在であるため、権限委譲が容易であり、行政との連携を取りやすい事である。BID で行われる主な事業は、清掃や治安、コミュニティバスの運営などであり、行政との連携が求められる分野が多いが、BID の準政府的役割がそうした事業の円滑化に寄与している。

第三が、強制的な負担金の徴収による受益者負担の確立である。BID 内でのコミュニティとしての価値が高まれば、その価値は最終的に地権者の便益となる。しかし任意の負担

金で BID の事業を行うと、フリーライダーが生まれざるを得ない。強制的な負担金の徴収によって受益者負担の確立を行うことで、フリーライダー対策となる。

図表 BID のメリット

◎安定した財政基盤の確立

- ・ 地区マネージャーが事業に専念できる

○”準政府”として事業を進められること

- ・ 権限委譲（デザインコントロール等）
- ・ 行政と連携が図られやすい（警察、清掃）、等

○フリーライダー対策

- ・ 受益者負担の確立

資料) 保井 (2005) 「アメリカにおける中心市街地を巡る“まちづくり”」産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会提出資料

④カリフォルニア州における BID : バークレイ市のケース

カリフォルニア州は、1989 年に BID 制度が導入された。バークレイ市の中心市街地は 1996 年 BID として認定を受けた。バークレイの BID において経済活動の活性化や治安の強化に取り組んできた民間団体が Downtown Berkeley Association (DBA) である。これは、一般業者、カリフォルニア大学バークレイ校、バークレイ市等によって構成されている。

DBA の目的は、地区の美化や歴史的建造物の保存等によって、地区の再開発を行うことだとされている。具体的には、情報発信活動やイベントの実施、交通関連事業などが行われている。

4. 企業支援策と企業側の評価

(1) 企業誘致策・企業支援策の特徴

ミシガン州・カリフォルニア州への現地インタビュー調査の結果に基づけば、州ごとに誘致重点産業は存在するが、基本的には全産業が誘致対象となっている。また、特に海外企業の誘致を優遇するメニューは持っていないようであるが、企業に対する情報提供、他の関係機関との情報交換等によって、州政府は常にマーケティング活動を行っている。

企業誘致に関しては、企業ニーズ次第で州と地方政府間で連携を取り合うことは多い。ただし、環境規制等の権限が地方政府内で完結する場合は、州政府との連携が無い場合もある。

なお、企業誘致・企業支援に関して、州政府が直接的に連邦政府に対してロビー活動を行うことはないが、州選出の国会議員や知事を通じて要望を伝えることはあるようである。

【現地インタビュー調査結果から】

○誘致対象産業・企業について

- ・企業誘致チームでは、戦略的ターゲットを設定している。具体的には、自動車、先端的製造業、医療機器、食品プロセス、代替エネルギー、採掘、森林、バイオサイエンス等である。（ミシガン州経済開発公社）
- ・企業誘致のターゲットについては、フィナンシャル・タイムズ社の「FDI インテリジェンス」（海外直接投資の調査）をウォッチしている。（ミシガン州経済開発公社）
- ・カリフォルニア州の経済は多岐にわたるため、特定の産業にフォーカスするという事はない。（カリフォルニア州経済開発省）
- ・特定の業種はターゲットにしていない。カリフォルニア州は、産業のるつぼである。どのようなアイデアにも適用できる産業がある。小さな州や地域では特定業種を支援している場合があるかもしれないが、ここではそのような事はない。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター・サクラメント地域国際貿易開発センター）

○州・地方政府・連邦との連携について

- ・主導権は、州の場合もあれば市の場合もあり、一様ではない。常に情報共有を心がけている。ただし、地方政府レベルで課題が解決し、州政府の支援が必要ない場合には、州政府に話が来ない場合がある。（ミシガン州経済開発公社）
- ・国同士の貿易交渉によって受ける影響は、地域によって異なる。連邦レベルの交渉に対して、州政府が直接働きかけることはないが、州選出の国会議員や知事を通じて要望を伝えることはある。（ミシガン州経済開発公社）
- ・連邦議会の議員も、議会休会中（1年合計で3～4か月）に選挙区に帰ってくるので、その機会を利用して、中小企業のオーナーを集めて会合を開くこともある。（カリフォルニア州北東部中小企業開発センター・サクラメント地域国際貿易開発センター）

企業誘致・企業支援上、各州・自治体が提供するメニューは様々であり、一様ではない。ミシガン州では利用企業（産業）に偏りが出やすい税額控除を縮小し、直接助成に切り替えている。カリフォルニア州では全体的に高いコストに対して、税額控除等で負担軽減を図っている。他方、州・地方政府は、ともに、環境規制や最低賃金などの規制を通じて、ある程度企業行動をコントロールすることが可能であると考えている。

ただし、企業の立地を進める上では、こうした税制優遇措置や立地規制の緩和だけでは不十分であることを州・地方政府は認識しており、優秀な労働力の提供や市場として厚みが必要である、との認識も、特にカリフォルニア州では強い。

なお、これらの税制や規制を含めた施策決定については、議会主導で決まり、行政はその施策を実行するのみ、というスタンスである。議会としては、カリフォルニア州はコスト高を上回るだけの人材・市場の魅力があると考えているが、研究開発段階に比べ製造段階の企業がコスト高のために他州へ流出する傾向がみられることは認識している。そこで、これへの対抗策として、企業負担を軽減する施策導入の検討が始まっている。

【現地インタビュー調査結果から】

- ・用地選定において重要なのは、その土地のインフラ、人材、教育システム、天然資源等である。タックスインセンティブも判断要素の1つではあるが、優先度はそれほど高くない。（カリフォルニア州税務委員会）
- ・カリフォルニア州の強みは、大学、シリコンバレー等があることだ。重い税負担への対応も検討しているが、税制度以外の強みを活かす。また、米国全土の人口の1/8が居住しており、大きな市場があるという強みもある。（カリフォルニア州税務委員会・カリフォルニア州経済開発省）
- ・たとえ規制の水準が高くても、カリフォルニア州には他州にはない大きな市場がある。技術力を持った質の高い労働力を得やすいこともカリフォルニア州に留まる強みである。（カリフォルニア州上院議会スタッフ）
- ・先月、州下院法 93(Assembly Bill 93 : AB93)⁷²が通過した。これは、製造業について、製造購入費に対する売上税・使用税を控除できるものである。これは、ビジネス環境を良くしようとする議会の意志を示すものである。（カリフォルニア州上院議会スタッフ）
- ・税制変更により、ミシガン州の企業は税負担が86%軽くなっている。そのため、企業がミシガン州に残るインセンティブはある。他の地域からの企業誘致も大切だが、域内企業にとってさらに投資をしたくなる魅力的な州になる必要がある。（ミシガン州経済開発公社）

⁷² <http://laedc.org/2013/07/01/laedc-issues-letter-with-other-orgs-urging-reforms-to-ab-93/>

(2) 企業誘致策・企業支援策に対する企業側の評価

現地インタビュー調査を通じて明らかになったのは、企業活動を行う上で、企業が重視するのは、優秀な人材の確保や市場としての魅力、規制の少なさ、立地コスト・運営コストの低さ等である。とりわけ、優秀な人材の確保を重視する声が多かった。

また、企業は、州や地方政府における連邦基準を上回る規制を嫌う。そのため、企業はロビー活動を議員、州、地方政府などあらゆるルートに対して実施している。法規策定の権限が連邦にある場合は連邦、州にある場合は州、地方にある場合は地方政府がロビー対象となる。また、ニューズレターやウェブサイト、メディアを通じても支持・反対の立場を表明している。

税制については、企業立地の決め手にはならないものの、立地選定の考慮事項の一つにはなっているようである。

【現地インタビュー調査結果から】

- ・企業にとってサンフランシスコが魅力的であるのは、主に市場や人材がよいからである。政府からの支援はそれほど重要な意味を持っていない。（サンフランシスコ商工会議所）
- ・企業が立地選定にあたって、最も考慮するのは、人材の質である。税負担の重要度は中程度である。（サンフランシスコ商工会議所）
- ・確かに州の税率は高いが、税額控除も用意されている。税額控除の存在は、立地場所選定の考慮事項の一つではある。（民間企業 A）
- ・地方政府によっては、本来の業務だけでなく、追加的に規制を課したりしている最低賃金も、連邦政府で設定されているが、さらに地方政府でも設定する場合があります、連邦よりも高く設定される。州政府に働きかけて、各地方政府が中小企業にとって望ましくない規制を設定できないように働きかけている。（全米独立事業者協会ミシガン州支部）
- ・サンフランシスコ商工会議所は、主に地方政府に働きかける。具体的な働きかけ先は、当該の問題によって異なる。（サンフランシスコ商工会議所）

5. その他

(1) 企業課税を巡る特筆すべき事項

グローバルな経済競争が活発となる中、各国では、国際競争力の源泉となる企業を誘致するため、法人税率の引き下げ等の租税競争を展開している。他方、租税水準の差異を利用した多国籍企業の租税回避行動が、各国の税収確保を脅かしたり、非グローバル企業や個人への租税負担の転嫁といった状況を生み出したりしかねない、という懸念が存在する。そのため、OECD 諸国では、租税回避行動に対する各国の協力や情報交換の取組を活発化させている。

この点について、本調査の現地インタビュー調査では、特に中小企業者の立場として、全米独立事業者協会（NFIB）から、以下の意見が紹介された。

【現地インタビュー調査の結果から】

- ・グローバル市場をターゲットとしている大企業が他国の立地場所へ利益を移転しやすいことに比べ、中小企業は立地拠点を移転しにくいいため利益を税率の低い他国に移すという行動が取りにくく、結果として中小企業は租税税負担回避行為をとりにくい。
- ・他方で、中小企業は大企業から受注することが多いため、大企業にも利益を挙げてもらわなければ、中小企業自身の経営持続可能性にも影響する。
- ・したがって、大企業の収益や事情も考慮する必要がある。大企業の業績が悪化すると、中小企業も打撃を受け、経済や雇用にとって悪影響が及ぼされるためである。

また、今回の現地調査においては、電子取引について議題に上ることは無かった。そのため、以下では、米国における電子取引課税の状況を以下に記す。

通信販売小売業大手のアマゾン社の売上げに対する州売上税の徴収は、ジョージア州、バージニア州、ニュージャージー州、カリフォルニア州、テキサス州、ペンシルベニア州で始まっているが、ニューヨーク州での売上税徴収開始に対して、同社は反論し、最高裁判所へ上訴している。

米国では売上税を課すためには、その企業が州内に物理的拠点を有している必要がある⁷³。しかし、アマゾン社によれば、同社はニューヨーク州内に物理的拠点を有しておらず、雇用も行っていない、と主張している。この裁判の行方は、全米で注視されている。

他方で、アマゾン社は、各州がネット上で販売された商品に自らの裁量で課税を義務づけることが可能になる「市場公正法（Marketplace Fairness Act）」案を支持する考えを表明している。この法案が可決されれば、同社はすべての州で売上税の徴収を義務づけられる可能性がある。

一見、相矛盾する行動のように見えるが、アマゾン社は、物理的拠点を有するかどうかを

⁷³ 1992 年の最高裁判決

恣意的に判断されるよりも、全米で平等に扱われることを望んでいる、とも言われている。これは、今回調査における現地インタビューで、州ごとの任意の上乗せ規制を嫌う米国企業の姿勢とも通じるものがある。

なお、EU の付加価値税（VAT）では、EU 外からの財・サービスの提供（配信）に対しても、財・サービス提供企業が所在する国ではなく、消費者がいる EU 国内で課税される。EU 外の事業者が EU 内の消費者に対して財・サービスを提供（配信）する場合は、EU 内に事業所を設立するか、EU 加盟国のいずれかの国に事業者として登録し、その国に付加価値税を一括納付する仕組みとなっている。

他方、日本の消費税は、国内での取引が課税の対象であり、国外での取引は課税対象外である。財・サービスの提供（配信）企業が国内にあり、かつ、国内拠点から提供（配信）していれば国内取引として課税される。しかし、日本国外に拠点を設置し、財・サービスを提供（配信）する企業に対しては、国外取引とみなされるため消費税は課せられない。したがって、アマゾンには消費税は課せられていない。楽天が電子書籍に参入する際、カナダの子会社 **Kobo** からによる販売とし、データ配信用のサーバーもカナダに置いたのは、国外拠点の小売業と同様に、消費税を非課税とし、低価格でサービス提供することを可能とするためだ、と言われている。

なお、OECD では、上記の租税回避行動への対応策と併せ、電子商取引への課税強化を明記した行動計画⁷⁴を、2013 年 7 月 19 日に発表している。

⁷⁴ Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting
<http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>

(2) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察

①公的負担、税制インセンティブと企業立地

企業が立地に際して最も重視するのは、優秀な労働力を確保できるかどうか、市場が魅力的かどうかであり、税制インセンティブは立地選定条件の中位程度の位置づけである。例えば、カリフォルニア州では政府も企業も、カリフォルニアのコストは高いがそれを上回るだけの市場の大きさ、人材の質の高さがあると考えている。ただし、研究・開発型企業は立地できても、製造企業はコスト高のために他州に流出しており、他州もカリフォルニアからの製造業誘致を活発化させている。そのため、州としても企業負担を軽減する税制措置を講じつつある。

カリフォルニア州が、非営利財団系のシンクタンクによるビジネス・フレンドリー・ランキングでは、全米 50 州の最下位クラスであるのに対して、ミシガン州は、2011 年に企業負担税制を簡素化するなど事業環境を改善した結果、ビジネス・フレンドリー・ランキングも全米トップクラスへ浮上している。

企業誘致をめぐる州間競争は激しさを増している。州によって重点誘致産業は存在するが、基本的には全産業が誘致対象である。特定企業をターゲットにすることはないようである。

②域内企業に対する支援メニュー

ミシガン州では利用企業（産業）に偏りが出やすい税額控除を縮小し、直接助成に切り替えている。他方、カリフォルニア州では全体的に高いコストに対して、税額控除等で負担軽減を図っている。

利用が特定の業種に偏る税額控除制度については、政府・企業とも反対している。多数の税額控除が製造業に偏っていたミシガン事業税（MBT）はこのため短命に終わり、税額控除が少なくフラットレートの法人所得税へと移行した。一方で、カリフォルニア州内の企業では、税額控除の存在が立地場所選定の考慮事項の一つとなったと述べており、起業直後の企業にとっては、立地選定上、税額控除の恩恵は大きいと推察される。

税額控除の中では、研究開発税制については、制度上は業種の偏りなく利用できる⁷⁵ので、産官学の間でも高く評価されており、恒久化を望む声が強い。

なお、カリフォルニア州のエンタープライズ・ゾーン（EZ）は廃止され、2014 年から新プログラムに切り替わる。EZ は、新規雇用を創出したと評価する研究もあれば、雇用を別の場所から移しただけ、という研究もある。新プログラム下では、雇用増に対する税額控除が認められる。

③企業支援策、企業負担制度を策定する際のイニシアティブ

⁷⁵ 実際には、製造業での利用が多い。

税制や規制を含め、施策を決定するのは議会、施策運営を行うのは行政、というスタンスである。域内企業が経営破たん陥った場合でも、救済するか否かは議会の判断となる。企業誘致に際しての主導権は、州の場合もあれば市の場合もあり一様ではない。通常は相互に連絡し、協力関係を求めているが、コミュニティレベル、地方政府レベルで課題が解決できる場合は州に連絡がない場合もある。

④企業の海外進出・アウトソーシング支援策

現地調査で訪れたカリフォルニア州の場合、輸出支援のためのコンサルティングが中心であり、特に中小企業については、海外運営のノウハウが不足していることもあり、海外へのアウトソーシングは、あまり生じていない。

⑤企業のロビー活動対象

企業は、議員、州、地方政府などあらゆるルートに対してロビー活動を実施している。法規策定の権限が連邦にある場合は連邦、州にある場合は州、地方にある場合は地方政府がロビー対象となる。企業団体では、ニューズレターやウェブサイト、メディアを通じても施策に対して、支持・反対の立場を表明している。

⑥オバマ医療改革（ACA）の影響

オバマ医療改革については、中小企業で企業負担が増加するという試算結果もあれば、これまで不利な条件で保険契約を結んでいた中小企業にとっては保険加入者が広がるので料率は下がる、という試算もあり、影響の大きさは不明である。

雇用主による医療保険提供が義務付けられる常勤 50 人以上の企業の中には、常勤従業員数を 50 人未満に削減し、パートタイマーを増やす動きもある。

施行法や細則が未定であることと合わせ、企業では、ACA については、負担増になることよりも先行きの見通しが不確実であることを嫌っているようである。

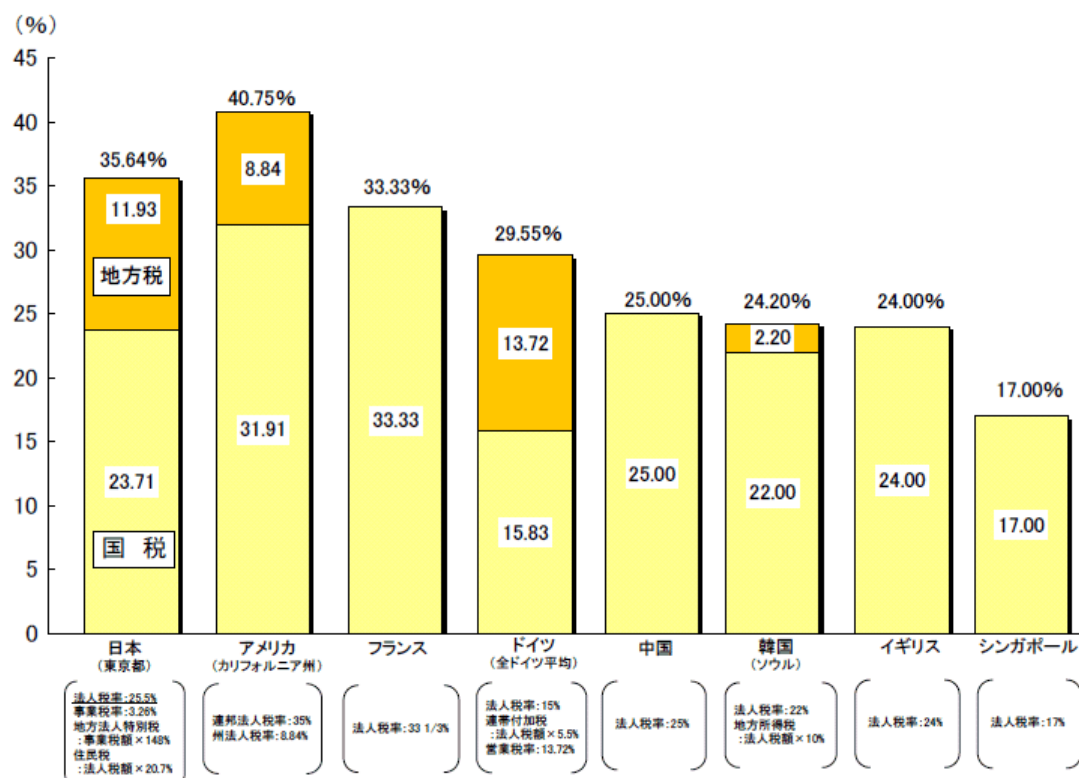
⑦その他

ユニタリー課税については既に定着しており、カリフォルニア州では、水際方式（Water's Edge Election）の選択も認められているため、特に大きな議論にはなっていない。

(3) 米国企業の公的負担水準と福利水準に関する考察

法人税の実効税率の国際比較を行うと、米国は主要先進国の中では、最も高い国に挙げられるが、この値は、C-Corporation の課税所得に対する税率を示したものである。

図表 法人所得課税の実効税率の国際比較（2013年1月現在）



(注)

1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税〔税額の17%〕）・市税（8.85%）を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける2013年4月からの法人税率は23%である。また、2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税（法人税額の5%）を2012

年より導入している（2年間の時限措置）。なお、法人所得課税のほか、国土経済税（地方税）等が課される。

6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率392%（2011年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。

7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。

8. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税（均等割）等が課される。

資料）財務省ホームページ

本報告書「II.3.米国における企業の公的負担割合の大きさ」で見たとおり、パススルーされて個人所得税として負担される税、売上税等の間接税、固定資産税等も合わせた「全税収に占める企業が負担する税」の大きさで見ると、米国の企業負担割合は、昨年度調査対象のスウェーデンや日本に比べても低いレベルにある、と言えそうである⁷⁶。

図表 企業の公的負担割合の試算値

	カリフォルニア州	ミシガン州	スウェーデン	日本
ケース1	30.7%	32.0%	32.9%	45.0%
ケース2	38.4%	35.7%	47.4%	48.6%
ケース3	40.8%	38.6%	—	—

注) ケース1～3の設定は下記の表のとおり。なお、ケース3に相当する試算は、昨年度、日本・スウェーデンでは実施していない。（日本では公的社会保険、スウェーデンは税によって医療サービスが提供されているため。）

	1)間接税や負担者が不明確な直接税の扱	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主の所得税	4)社会保険料等の事業主負担分
ケース1	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含まない(税収のみで企業負担を推計)
ケース2	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース1に社会保険料事業主負担分を加えた推計)
ケース3	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース2に事業主提供の民間保険料(医療保険)を加えた推計)

また、現地インタビュー調査を通じて感じられるのは、米国では数値上の公的負担割合以上に、実態として企業間の公的負担割合に大きなばらつきがある、ということである。米国では公的医療保険に代わり、法定外福利として「雇用主提供型民間医療保険」が用意

76 東京都委託調査（2012年）『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』pp.19-22も参照。

される場合があるが、大企業では手厚いメニューを従業員に提供しているケースがある半面、提供していても最低限のメニューで済ませている企業もある。中小企業に至っては、これを提供していない場合もある。この負担の有無によって、企業の公的負担の割合は大きく変わる。今後、オバマ医療改革によって、常勤従業員 50 人以上の企業では負担が増加することが予想されるが、その大きさの推計値も試算機関ごとに大きく異なり、コンセンサスは得られていない。

このように、「米国では、C-Corporation の法人所得に対する実効税率こそ高いが、平均値としてみた場合、企業の公的負担割合は相対的に小さい。実態としては、企業の公的負担割合は企業ごとの格差が大きく、その結果、企業から提供される福利の水準にも大きなばらつきがある」と言えるのではないだろうか。

参考資料

1. デラウェア州の税収における「その他」について

US Census Bureau の区分に基づく、デラウェア州の 2009 年度の総税収のうち約 45.6%が Other Taxes となっている（本報告書 p 27）⁷⁷。その内訳は、Census Bureau の定義での以下の 2 つのライセンス料金として、ほぼ捉えることができる（年度によって、税収に占める割合は異なる）。

会社営業ライセンス税（Corporations in General License）

特定ビジネス・職業ライセンス税（Occupation and Businesses License, NEC）

次頁には、デラウェア州公表の税目別一般基金（General Fund）の歳入額の推移を示す⁷⁸。この中での Franchise Tax や Business Entity Fees、Bank Franchise Tax などが、上記ライセンス税に相当し、Census Bureau の定義での Other Taxes に含まれる。

なお、デラウェア州が公表する一般基金歳入額と US Census Bureau の定義による税収は一致しない⁷⁹。また、税目区分も多少異なっている。

⁷⁷ US Census Bureau での Other Taxes の定義・内訳は、本資料 pp.3-4 のとおりである。

⁷⁸ “Delaware Fiscal Notebook 2012”の pp.28-30

http://finance.delaware.gov/publications/fiscal_notebook_12/fiscal_notebook_12.pdf

⁷⁹ Delaware 州の統計書での一般基金歳入額の総計から放棄不動産額（Abandoned Property）を差し引くと、Census Bureau での税収額とほぼ一致する。

Total Revenue - Abandoned Property ≒ Census Bureau での Taxes

STATE GENERAL FUND
REVENUE BY CATEGORY (F.Y. 2006 - F.Y. 2009)
(net of refunds, in millions)

FISCAL YEAR	2006			2007			2008			2009		
	Amount	% Change Over '05	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '06	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '07	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '08	% of Total Revenue
Individual Income Tax	\$1,015.4	15.1%	32.0%	\$1,008.3	-0.7%	30.6%	\$1,006.9	-0.1%	30.0%	\$910.7	-9.6%	28.9%
Corporate Income Tax	162.6	42.8%	5.1%	140.3	-13.7%	4.3%	178.5	27.2%	5.3%	128.5	-29.1%	4.0%
Franchise Tax	526.4	3.6%	16.6%	540.5	2.7%	16.4%	566.3	4.8%	16.9%	574.2	1.4%	18.2%
Motor Vehicle & Fuel Tax	0.0	NA	0.0%	0.0	NA	0.0%	0.0	NA	0.0%	0.0	NA	0.0%
Bus. & Occup. Gross Rec.	179.3	1.5%	5.7%	157.3	-12.3%	4.8%	162.1	3.1%	4.8%	164.1	1.2%	5.2%
Hospital Board & Treatment	59.9	9.9%	1.9%	63.6	6.2%	1.9%	71.3	12.1%	2.1%	77.0	8.0%	2.4%
Dividend & Interest	13.5	48.4%	0.4%	25.3	87.4%	0.8%	32.9	30.0%	1.0%	8.9	-72.9%	0.3%
Cigarette Taxes	88.5	9.7%	2.8%	88.3	-0.2%	2.7%	125.3	41.9%	3.7%	125.7	0.3%	4.0%
Alcoholic Beverage Tax	14.2	2.9%	0.4%	14.8	4.2%	0.4%	14.7	-0.7%	0.4%	15.5	5.4%	0.5%
Inheritance Taxes	4.9	-23.4%	0.2%	0.4	-91.8%	0.0%	0.3	-25.0%	0.0%	0.1	-66.7%	0.0%
Insurance Taxes	66.8	17.2%	2.1%	88.3	32.2%	2.7%	60.8	-8.5%	2.4%	77.3	4.3%	2.5%
Realty Transfer Tax	116.9	2.9%	3.7%	90.9	-22.2%	2.8%	76.0	-16.4%	2.3%	44.6	-41.3%	1.4%
Public Utility	39.4	7.9%	1.2%	46.2	17.3%	1.4%	48.1	4.1%	1.4%	55.9	16.2%	1.8%
Business Entity Fees**	61.8	6.9%	1.9%	65.4	5.8%	2.0%	63.4	-3.1%	1.9%	50.8	-19.9%	1.6%
Lottery	248.8	6.3%	7.8%	256.7	3.2%	7.8%	252.5	-1.6%	7.5%	248.0	-1.8%	7.9%
Abandoned Property	325.1	22.7%	10.3%	364.9	12.2%	11.1%	375.6	2.9%	11.2%	382.1	4.4%	12.5%
Bank Franchise Tax	132.7	-1.6%	4.2%	175.2	32.0%	5.3%	129.7	-26.0%	3.9%	81.8	-36.9%	2.6%
Other	113.7	-14.8%	3.6%	163.8	44.1%	5.0%	172.3	5.2%	5.1%	195.0	13.2%	6.2%
TOTAL REVENUE	\$3,169.9	10.2%	100.0%	\$3,290.2	3.8%	100.0%	\$3,356.7	2.0%	100.0%	\$3,148.0	-6.2%	100.0%

NOTE: F.Y. 1970 and F.Y. 1971 Personal Income and Corp. Income tax figures do not include refunds. Prior to F.Y. 1974, Bus. & Occup. Gross Receipts consisted of Bus. & Occup. Licenses. In F.Y. 1974, the definition of Gross Receipts and Bus. Occup. Licenses were changed. Beginning with F.Y. 1974, Bus. & Occup. Licenses are reflected in Other. Prior to F.Y. 1990, Abandoned Property was included in Other.

**Business entity fees previously referred to as corporation fees.

STATE GENERAL FUND
REVENUE BY CATEGORY (F.Y. 2010 - F.Y. 2012 ESTIMATED)
(net of refunds, in millions)

FISCAL YEAR	2010			2011			2012			2013*		
	Amount	% Change Over '09	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '10	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '11	% of Total Revenue	Amount	% Change Over '11	% of Total Revenue
Individual Income Tax	\$853.1	-6.3%	26.4%	\$907.2	16.9%	28.2%	\$1,041.9	4.5%	29.5%	\$1,093.2	4.9%	31.0%
Corporate Income Tax	87.9	-30.5%	2.7%	168.3	91.5%	4.8%	119.1	-29.2%	3.4%	183.4	54.0%	5.2%
Franchise Tax	633.1	10.3%	19.6%	614.5	-2.9%	17.4%	611.8	-0.4%	17.3%	604.2	-1.2%	17.1%
Motor Vehicle & Fuel Tax	0.0	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%
Bus. & Occup. Gross Rec.	194.6	18.6%	6.0%	201.1	3.3%	5.7%	233.4	16.1%	6.6%	232.0	-0.6%	6.6%
Hospital Board & Treatment	74.7	-3.0%	2.3%	70.5	-5.6%	2.0%	65.2	-7.5%	1.8%	60.9	-6.6%	1.7%
Dividend & Interest	10.9	22.5%	0.3%	8.9	-18.3%	0.3%	10.6	19.1%	0.3%	9.0	-15.1%	0.3%
Cigarette Taxes	132.3	5.3%	4.1%	129.1	-2.4%	3.7%	120.8	-6.4%	3.4%	128.2	6.1%	3.6%
Alcoholic Beverage Tax	16.1	3.9%	0.5%	16.9	5.0%	0.5%	17.1	1.2%	0.5%	18.5	8.2%	0.5%
Inheritance Taxes	0.3	200.0%	0.0%	16.2	5300.0%	0.5%	12.0	-25.9%	0.3%	15.0	25.0%	0.4%
Insurance Taxes	51.8	-33.0%	1.6%	62.9	21.4%	1.8%	63.4	0.8%	1.8%	54.8	-13.6%	1.6%
Realty Transfer Tax	46.9	5.2%	1.4%	44.1	-6.0%	1.2%	31.6	-28.3%	0.9%	35.5	12.3%	1.0%
Public Utility	58.7	1.4%	1.8%	57.2	0.9%	1.6%	45.4	-20.6%	1.3%	45.7	0.7%	1.3%
Business Entity Fees**	74.9	47.4%	2.3%	83.1	10.9%	2.4%	84.5	1.7%	2.4%	87.5	3.6%	2.6%
Lottery	275.5	11.1%	8.5%	287.0	4.2%	8.1%	269.0	-6.3%	7.6%	248.1	-7.8%	7.0%
Abandoned Property	493.2	25.8%	15.2%	427.9	-13.2%	12.1%	319.5	-25.3%	9.0%	566.5	77.3%	18.0%
Bank Franchise Tax	54.0	-34.0%	1.7%	119.7	121.7%	3.4%	112.5	-6.0%	3.2%	107.0	-4.9%	3.0%
Other	179.1	-8.2%	5.5%	226.8	26.8%	6.4%	201.4	-11.2%	5.7%	209.5	4.0%	5.9%
TOTAL REVENUE	\$3,235.1	2.8%	100.0%	\$3,531.4	9.2%	100.0%	\$3,359.3	-4.9%	100.0%	\$3,699.0	10.1%	100.0%

NOTE: F.Y. 1970 and F.Y. 1971 Personal Income and Corp. Income tax figures do not include refunds. Prior to F.Y. 1974, Bus. & Occup. Gross Receipts consisted of Bus. & Occup. Licenses. In F.Y. 1974, the definition of Gross Receipts and Bus. Occup. Licenses were changed. Beginning with F.Y. 1974, Bus. & Occup. Licenses are reflected in Other. Prior to F.Y. 1990, Abandoned Property was included in Other.

* 2013 figures are projections from September 2012 DEFAC meeting.

**Business entity fees previously referred to as corporation fees.

参考：Census Bureau における Other Taxes の定義・内訳

Code T20 Alcoholic Beverages License (アルコール飲料取扱許可税)

Code T21 Amusements License (娯楽ビジネス税)

Code T22 Corporations in General License (会社営業ライセンス税)

Definition: Franchise license taxes; organization, filing and entrance fees; taxes on property measured by amount of corporate stock, debt, or other basis besides assessed value of property; and other licenses applicable with few, specified exceptions to all corporations.

Excludes: Taxes on corporations based on value of property (use Property Taxes, code T01), on net income (report at Corporation Net Income Taxes, code T41), or on gross receipts from sales, other than at minor rates (use General Sales and Gross Receipt Taxes, code T09); and taxes distinctively imposed on particular kinds of businesses, such as public utilities, insurance companies, etc. (report at appropriate Selective Sales Tax, codes T10 – T19).

定義：フランチャイズ税；

組織、出願・事業参入に係る税、資産評価額や株式資産・負債に対する税、極少数の例外を伴うその他のライセンス税

除外項目：

会社資産税 (code T01 資産税として報告)、純所得税 (code T41 の法人純所得税として報告)、販売からの総収入税 (Code T09 の一般売上税・総収入税として報告)、公益事業税・保険会社税など (code T10-T19 の 選択的売上税として報告)

Code T23 Hunting and Fishing License (狩猟・漁獲税)

Code T25 Motor Vehicle Operators License (自動車免許税)

Code T27 Public Utilities License (公益事業税)

Code T28 Occupation and Businesses License, NEC (特定ビジネス・職業ライセンス税)

Definition: Licenses (including examination and inspection fees) required of persons engaged in particular professions, trades, or occupations; taxes on insurance companies based on value of their policies; such taxes on businesses not elsewhere classified; and charges or fees relating to the inspection and marketing of commodities (e.g., seed, feed, fertilizer, gasoline, oil, citrus fruit, etc.).

定義：

特定の職業、業界に従事する個人に求められるライセンス税 (試験・検査料を含む)、契約額に基づき保険会社に課せられる税、他に分類されない事業にかかる税、特定商品の検査・マーケティングに関連する手数料・料金 (種子、餌、肥料、ガソリン、オイル、柑橘類など)

Code T29 Other License Taxes (その他のライセンス税)

Code T50 Death and Gift Taxes (相続・贈与税)

Code T51 Documentary and Stock Transfer Taxes (印紙税・株式名義変更税)

Code T53 Severance Taxes (鉱産税)

Code T99 Taxes, NEC (その他の税)

2. 米国における企業の公的負担の推計方法について

(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

Step1：2009年度の連邦税・州税・地方税収について、企業負担があり得る税として、以下の諸税を取り上げた⁸⁰。

(単位：百万ドル)

連邦税収	個人所得税	法人所得税	物品税			計
			電話税	オゾン層破壊物質税	交通燃料税	
連邦	915,308	138,229	1,115	0	-10,324	1,054,652

州税収	個人所得税	法人所得税	固定資産税	売上・使用税	物品税				計
					交通燃料税	公益税	その他物品税	その他税収	
カリフォルニア州	45,646	9,115	3,354	31,197	3,164	745	2,238	5,039	100,497
ミシガン州	5,489	692	2,152	9,259	988	29	1,305	647	20,562

地方税収	個人所得税	法人所得税	固定資産税	売上・使用税	物品税				計
					交通燃料税	公益税	その他物品税	その他税収	
カリフォルニア州	0	0	50,523	8,653	0	3,090	1,600	3,885	67,750
ミシガン州	382	0	12,219	0	0	63	204	212	13,079

Step2：連邦税収のうち、各州相当分の税収額は、全米GDPに占める各州GDPの割合で按分した。

カリフォルニア州：13.1%

ミシガン州：2.5%

この結果、連邦税収における両州相当分は、以下のとおり算出された。

(単位：百万ドル)

	個人所得税	法人所得税	物品税			合計
			電話税	オゾン層破壊物質税	交通燃料税	
カリフォルニア州	120,017	18,125	146	0		138,289
ミシガン州	23,045	3,480	28	0		26,553

Step3：このうち、全米の産業連関表（2002年）の最終算出額に占める中間需要分を企業活動分と捉え、その割合を企業負担分とした。

(単位：百万ドル)

産業総産出額	中間投入額	企業活動比率
19,180,034	8,508,135	44.4%

⁸⁰ Census Bureauにおいて、連邦税・州税・地方税を統一的区分で得ることのできる最新年度は2009年度であるため。

州税・地方税における売上税・使用税、物品税、固定資産税収に占める企業負担分も、全米の産業連関表（2002年）の最終算出額に占める中間需要分とした。

（2）個人所得税における源泉徴収

本推計においては、源泉徴収事務は企業負担とはみなさない。

（3）個人事業主やパススルー事業体が納める所得税

S-Corporation や LLC、パートナーシップ、個人事業主での事業所得は、事業体をパススルーし、個人レベルで個人所得税として課税される。ここでは、パススルー事業体での被用者は「給与所得」を得ているものとし、個人業主やパススルー事業体の「経営者」のみが事業所得を個人所得税として納税していると仮定する。

そこで、各州の個人所得額のうちの「非農林経営者所得（Nonfarm proprietors' income）」の占める割合をもって、経営者の事業所得額とした⁸¹。その割合は、両州で以下のとおり。

カリフォルニア州： 8.9% (=145,617,348 / 1,645,138,372)

ミシガン州： 6.4% (=22,933,116 / 358,151,592)

SA04 State income and employment summary

Bureau of Economic Analysis
State or DC

Fips	Area	LineCode	Description	2011
06000	California		Income by place of residence (thousands of dollars)	
06000	California	10	Personal income	1,645,138,372
06000	California	70	Proprietors' income 8/	155,506,794
06000	California	71	Farm proprietors' income	9,889,446
06000	California	72	Nonfarm proprietors' income	145,617,348
26000	Michigan		Income by place of residence (thousands of dollars)	
26000	Michigan	10	Personal income	358,151,592
26000	Michigan	70	Proprietors' income 8/	25,069,203
26000	Michigan	71	Farm proprietors' income	2,136,087
26000	Michigan	72	Nonfarm proprietors' income	22,933,116

両州の個人所得税額のうち、上記の割合を乗じた値をもって、「経営者」が事業所得を個人所得税として納税している税額とする。

⁸¹ 本来、経営者所得のうちの何割かは生活を営む上での賃金給与所得であり、残りを事業所得と考えるべきであるが、その分離は困難であるため、便宜上、経営者の所得はすべて事業所得であると仮定した。

以上の方針の下、連邦税・州税・地方税の州相当分と、そのうちの企業負担分を試算すると、以下のとおりに推計される。

(単位：百万ドル)

州	区分	企業負担分									企業負担計	州相当分税収
		個人所得税	法人所得税	固定資産税	売上・使用税	物品税						
						電話税	交通燃料税	公益税	その他物品税	その他税収		
カリフォルニア州	連邦税分	10,623	18,125			65					28,813	138,289
	州税分	4,040	9,115	3,354	13,839		1,403	331	993	2,235	35,309	100,497
	地方税分	0	0	22,412	3,838		0	1,371	710	1,723	30,054	67,750
	計	14,664	27,240	25,765	17,677	65	1,403	1,702	1,702	3,958	94,176	306,536
ミシガン州	連邦税分	1,476	3,480			12					4,968	26,553
	州税分	351	692	2,152	4,107		438	13	579	287	8,620	20,562
	地方税分	24	0	5,420	0		0	28	90	94	5,657	13,079
	計	1,851	4,172	7,573	4,107	12	438	40	670	381	19,246	60,194

(4) 社会保険料事業主負担分等

① 社会保険料事業主負担

米国労働省が毎年公表している Employer Costs for Employee Compensation (ECEC) では、被用者1時間当たりにかかる雇用主のコストの明細が示されている⁸²。

図表 被用者1時間当たりにかかる雇用主のコスト (2013年、単位：ドル)

		中西部	西部
		北東中央地区 (ミシガン州)	太平洋地区 (カリフォルニア州)
...	
保険		2.65	2.5
	生命保険	0.04	0.04
	医療保険	2.51	2.39
	短期就労不能	0.06	0.04
	長期就労不能	0.04	0.04
...	
...	
法定社会保険料		2.33	2.78
	社会保険、メディケア	1.64	1.85
	社会保険 /4	1.32	1.48
	メディケア	0.32	0.37
	連邦失業保険税	0.04	0.04
	州失業保険税	0.25	0.28
	労働者補償	0.4	0.61

4: OASDI(老齢・遺族・障害年金)

資料) Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, "Table 654. Employer Costs for Employee Compensation per Hour Worked: 2013" より抜粋

⁸² ここでは、地域別にコストの差が示されている2013年データを用いた。Web上に掲載されているそれ以前のデータは、全米全体の値である。

a. 企業負担分

まず、以下の「②雇用主提供型民間医療保険」により、州別に雇用主提供型民間医療保険料（法定外医療保険料）の総額が算出されるので、これに、ECEC における法定社会保険料と（法定外）医療保険料の比率（カリフォルニア州は 2.78/2.39、ミシガン州は 2.33/2.51）を乗じることによって、州別に法定社会保険料総額を算出することができる。

b. 個人事業主負担分

ECEC の定義により、上記 a のコストには、個人事業主自身に関わる法定社会保険料は含まれていない。そこで、法定社会保険料は基本的には所得比例であることから、個人事業主の法定社会保険料の算出には、上記（3）の値を用いて、個人所得額のうち「非農林経営者所得」の占める割合（カリフォルニア州は 8.9%、ミシガン州は 6.4%）を a の州別法定社会保険料総額に乗じることとした。

②雇用主提供型民間医療保険

米国保健福祉省の”Sponsors for Health Care Costs: Private Business, Households, and Governments, 1987-2010”の中には、全米の民間医療保険料総額と、雇用主負担民間医療保険料、被用者負担民間医療保険料等が示されている。

図表 主体別民間医療保険料負担額（単位：10 億ドル）

Table 4 (continued)												
Expenditures for Private Health Insurance, by Sponsor: United States, Calendar Years 1987-2010												
Sponsor	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
Amount in Billions												
Total Private Health Insurance Premiums ¹	\$419.9	\$459.6	\$503.0	\$560.5	\$614.5	\$658.9	\$702.9	\$736.3	\$772.3	\$803.8	\$822.0	\$839.8
Employer-Sponsored Private Health Insurance Premiums	\$394.6	\$432.7	\$474.6	\$528.7	\$579.5	\$621.6	\$665.2	\$699.5	\$736.5	\$766.9	\$782.7	\$796.5
Employer Contribution to Private Health Insurance Premiums	\$295.7	\$326.1	\$356.1	\$392.6	\$430.8	\$462.7	\$495.3	\$515.5	\$540.6	\$551.4	\$566.7	\$576.7
Federal	\$13.2	\$14.3	\$15.8	\$17.7	\$19.7	\$21.6	\$23.1	\$24.3	\$24.6	\$25.1	\$26.8	\$28.5
Nonfederal	\$282.5	\$311.8	\$340.3	\$374.9	\$411.1	\$441.2	\$472.2	\$491.2	\$515.9	\$526.2	\$539.9	\$548.2
Private	\$231.3	\$254.9	\$276.0	\$300.2	\$327.0	\$348.0	\$370.4	\$379.9	\$397.3	\$404.9	\$412.0	\$414.1
State and Local	\$51.2	\$56.8	\$64.3	\$74.8	\$84.1	\$93.1	\$101.8	\$111.3	\$118.6	\$121.4	\$127.9	\$134.1
Employee Contribution to Private Health Insurance Premiums	\$98.8	\$106.6	\$118.5	\$136.0	\$148.7	\$158.9	\$169.9	\$184.0	\$198.0	\$215.6	\$216.0	\$219.8
Federal	\$4.9	\$5.3	\$5.9	\$6.8	\$7.3	\$8.0	\$8.4	\$9.2	\$9.3	\$9.8	\$10.7	\$11.7
Nonfederal	\$93.9	\$101.3	\$112.6	\$129.4	\$141.4	\$150.9	\$161.5	\$174.8	\$188.6	\$205.8	\$205.4	\$208.1
Private	\$80.1	\$86.5	\$95.9	\$110.4	\$121.1	\$132.0	\$139.9	\$152.1	\$162.4	\$180.5	\$179.3	\$180.5
State and Local	\$13.8	\$14.9	\$16.7	\$19.0	\$20.3	\$18.9	\$21.6	\$22.7	\$24.2	\$25.3	\$26.1	\$27.6
Individual Policy Premiums	\$25.4	\$28.9	\$28.5	\$31.8	\$35.0	\$37.3	\$37.7	\$36.9	\$35.8	\$36.9	\$40.2	\$43.2
Number of Enrollees	193.8	197.4	197.9	197.8	198.9	196.5	198.5	198.9	197.4	195.9	190.2	186.5
Per Enrollee Estimates of Private Health Insurance	\$2,166.8	\$2,328.4	\$2,542.4	\$2,837.1	\$3,121.0	\$3,369.6	\$3,577.8	\$3,740.2	\$3,912.8	\$4,102.7	\$4,262.2	\$4,502.5
Total Private Health Insurance Premiums	8.2%	9.5%	9.4%	11.4%	9.8%	7.2%	6.7%	4.8%	4.9%	4.1%	2.4%	2.1%
Employer-Sponsored Private Health Insurance Premiums	8.2	9.7	9.7	11.4	9.6	7.3	7.0	5.1	5.3	4.1	2.1	1.8
Employer Contribution to Private Health Insurance Premiums	10.2	10.3	9.2	10.3	9.7	7.4	7.0	4.1	4.9	2.0	2.8	1.8
Federal	15.7	8.2	10.2	12.1	11.6	9.4	7.3	5.0	1.5	2.0	6.5	6.3
Nonfederal	9.9	10.4	9.1	10.2	9.6	7.3	7.0	4.0	5.0	2.0	2.6	1.5
Private	10.0	10.2	8.2	8.8	8.9	6.4	6.4	2.6	4.6	1.9	1.8	0.5
State and Local	9.5	11.0	13.2	16.2	12.4	10.8	9.3	9.4	6.6	2.3	5.4	4.9
Employee Contribution to Private Health Insurance Premiums	2.8	7.9	11.1	14.8	9.3	6.8	6.9	8.3	6.5	10.0	0.2	1.8
Federal	-4.4	7.2	12.3	11.4	11.2	8.3	5.6	9.0	2.1	4.4	9.3	10.2
Nonfederal	3.2	7.9	11.1	15.0	9.2	6.8	7.0	8.2	6.8	10.3	-0.2	1.3
Private	3.1	8.0	10.9	15.2	9.6	9.0	5.9	8.7	6.8	11.1	-0.7	0.7
State and Local	3.8	7.7	12.1	13.8	6.9	-6.9	14.3	5.1	6.5	4.7	3.1	5.5
Individual Policy Premiums	7.5	6.2	5.7	11.7	9.9	6.6	1.0	-2.0	-3.0	3.2	8.8	7.8
Number of Enrollees	1.3	1.9	0.2	-0.2	-0.3	-0.7	0.5	0.2	0.3	-0.7	-2.9	-1.9
Per Enrollee Estimates of Private Health Insurance	6.8	7.5	9.2	11.6	10.0	8.0	6.2	4.5	4.6	4.9	5.4	4.1
Percent of Premiums Paid by Employer												
Employer-Sponsored Private Health Insurance	75.0%	75.4%	75.0%	74.3%	74.3%	74.4%	74.5%	73.7%	73.4%	71.9%	72.4%	72.4%
Federal	72.9	73.0	72.7	72.8	72.9	73.1	73.4	72.6	72.5	72.0	71.5	70.8
Private	74.3	74.7	74.2	73.1	73.0	72.5	72.6	71.4	71.0	69.2	69.7	69.6
State and Local	78.7	79.2	79.4	79.7	80.5	83.1	82.5	83.0	83.1	82.7	83.0	83.0

¹ Excludes Medicare Retiree Drug Subsidy payments to private plans beginning in 2006, and COBRA subsidies in 2009 and 2010.

SOURCE: Centers for Medicare & Medicaid Services, Office of the Actuary; National Health Statistics Group and Office of Personnel Management.

(資料) U.S. Department of Health and Human Services, Centers for Medicare & Medicaid Services (2011)

"Sponsors for Health Care Costs: Private Business, Households, and Governments, 1987-2010"

a. 企業負担分

カリフォルニア州、ミシガン州の両州における民間医療保険料総額および雇用主負担民間医療保険料は、全米の値に、(1)で求めた両州の全米に対するGDP比率(カリフォルニア州は13.1%、ミシガン州は2.5%)を乗じた値とした。

b. 個人事業主負担分

同様に、個人事業主による自身の民間医療保険料は、全米の被用者負担民間医療保険料の値に(1)で求めた両州の全米に対するGDP比率(カリフォルニア州は13.1%、ミシガン州は2.5%)を乗じた上で、さらに、(3)で算出した「州内個人所得額のうち非農林経営者所得の占める割合(カリフォルニア州は8.9%、ミシガン州は6.4%)」を乗じることによって求めた⁸³。

⁸³ "Sponsors for Health Care Costs: Private Business, Households, and Governments, 1987-2010"の前頁における表(table 4)では、個人事業主の民間医療保険負担額は明示されていない。しかし、他の表の中で、雇用主の拠出(Employer Contribution)とは別に、被用者・個人事業主の拠出(Employees and Self-Employment Contribution)の区分があることから、本試算においては、個人事業主の自身の民間医療保険負担額は、本表(table 4)の被用者の負担(Employee Contribution)に含まれているものと仮定した。

3. 米国現地調査および国内有識者インタビューの実施について

本調査を実施するにあたっては、以下の国内有識者に対して、インタビュー調査を実施した。

	氏名	所属・肩書	テーマ
1	江島 由裕	大阪経済大学 経営学部 教授	中小企業政策
2	石田 道彦	金沢大学 人間社会学域 法学類 教授	社会保障政策
3	鈴木 直次	専修大学 経済学部 教授	産業政策
4	片桐 正俊	中央大学 経済学部 教授	財政

また、2013年8月19日から8月23日にかけて、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの研究者2名により、米国ミシガン州・カリフォルニア州の以下の政府、企業団体、学識者、議会スタッフに対して訪問インタビュー調査を実施した。

ミシガン州	
1	全米独立事業者協会 (National Federation of Independent Business : NFIB)
2	ミシガン州財務省 (Michigan Department of Treasury)
3	ミシガン州立大学・バラード教授 (Dr. Charles L. Ballard, Michigan State University)
4	ミシガン州経済開発公社 (Michigan Economic Development Corporation)
5	DTE Energy
6	ミシガン州保険・金融サービス省 (Michigan Department of Insurance and Financial Services : DIFS)
カリフォルニア州	
7	経済開発省 (Governor's Office of Business and Economic Development)
8	税務委員会 (Franchise Tax Board)
9	カリフォルニア州商工会議所 (California Chamber of Commerce)
10	カリフォルニア州北東部中小企業開発センター (Small Business Development Center)
11	サクラメント地域国際貿易開発センター (Center for International Trade Development)
12	カリフォルニア州上院 ガバナンス・財政委員会 (California State Senate)
13	Tesla Motors, Inc.
14	サンフランシスコ商工会議所 (San Francisco Chamber of Commerce)
15	マネジドヘルスケア省 (California Department of Managed Health Care : DMHC)

平成 25 年度 東京都主税局 委託調査

米国における企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に
関する調査研究

平成 25 年 12 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 経済・社会政策部

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1021

FAX：03-6733-1028